

平成26年第1回西予市議会定例会会期日程表

会期3月3日(月)～3月20日(木)

(会期18日間)

月 日	曜日	日 程	備 考
3月 3日	月	本会議(開会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全員協議会(午前10時開会)</li> <li>・ 理事者提案説明(午前11時開会)</li> <li>・ 質疑・各委員会付託</li> <li>・ 即決案件採決</li> <li>・ 各委員会協議会</li> </ul>
3月 4日	火	休 会	
3月 5日	水	本 会 議	・ 代表質問(午前9時開会)
3月 6日	木	本 会 議	・ 一般質問(午前9時開会)
3月 7日	金	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般質問(午前9時開会)</li> <li>・ 質疑・委員会付託</li> <li>・ 環境衛生施設建設特別委員会</li> <li>・ 新市立病院建設特別委員会</li> </ul>
3月 8日	土	休 会	
3月 9日	日	休 会	
3月10日	月	休 会	
3月11日	火	常任委員会	
3月12日	水	常任委員会	
3月13日	木	常任委員会	予備日
3月14日	金	休 会	
3月15日	土	休 会	
3月16日	日	休 会	
3月17日	月	休 会	
3月18日	火	休 会	・ 討論通告不切
3月19日	水	休 会	
3月20日	木	本会議(閉会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全員協議会(午後1時開会)</li> <li>・ 委員長報告(午後2時開会)</li> <li>・ 質疑・討論・採決</li> </ul>

平成26年第1回西予市議会定例会会議録（第1号）

1. 招集年月日 平成26年3月3日 明浜支所長 宇都宮 松 夫  
 1. 招集の場所 西予市議会議場 野村支所長 井上 尚 喜  
 1. 開 会 平成26年3月3日 城川支所長 徳 居 隆 利  
 午前11時00分 三瓶支所長 西園寺 良 徳  
 1. 散 会 平成26年3月3日 消防本部消防長 菊 池 直  
 午後 5時42分 総務課長 宗 正 弘  
 財政課長 道 山 升 文  
 企画調整課長 浅野 信 也  
 監査委員 正 司 哲 浩

1. 出席議員

1番 源 正 樹  
 2番 井 関 陽 一  
 3番 菊 池 純 一  
 4番 田 中 徳 博  
 5番 中 村 敬 治  
 6番 二 宮 一 朗  
 7番 兵 頭 学  
 8番 小 野 正 昭  
 9番 松 山 清  
 10番 宇都宮 明 宏  
 11番 松 島 義 幸  
 12番 元 親 孝 志  
 13番 沖 野 健 三  
 14番 森 川 一 義  
 15番 藤 井 朝 廣  
 16番 浅 野 忠 昭  
 17番 岡 山 清 秋  
 18番 酒 井 宇之吉  
 19番 兵 頭 勇  
 20番 山 本 昭 義  
 21番 梅 川 光 俊

1. 欠席議員

なし

1. 会議録署名議員

4番 田 中 徳 博  
 5番 中 村 敬 治

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

市 長 三 好 幹 二  
 副 市 長 九 鬼 則 夫  
 教 育 長 宇都宮 又 重  
 公営企業部長 平 野 松 市  
 会 計 管 理 者 井 上 謙 二  
 総務企画部長 河 野 敏 雅  
 産業建設部長 福 原 純 一  
 生活福祉部長 三 好 幸 二  
 教 育 部 長 内 藤 利 明

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局 長 井 関 通 夫  
 議事係 長 佐 藤 陽 一 郎

1. 議事日程 別紙のとおり

1. 会議に付した事件 別紙のとおり

1. 会議の経過 別紙のとおり

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名  
(4番 田中徳博、5番 中村敬治)
- 2 会期の決定  
(3月3日～3月20日 18日間)
- 3 議案第 1号 西予市総合計画策定条例制定について
- 議案第 2号 西予市消防長及び消防署長の資格を定める条例制定について
- 議案第 3号 西予市防災会議条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 4号 西予市部設置条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 5号 西予市職員の高齢者部分休業に関する条例及び西予市職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 6号 西予市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 7号 西予市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 8号 西予市生活交通バス条例及び西予市生活福祉バス条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 9号 西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 10号 西予市城川総合運動公園条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 11号 西予市はり、きゅう及びマッサージ等施術費助成条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 12号 西予市隣保館条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 13号 西予市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例

- 制定について
- 議案第 14号 西予市営土地改良事業分担金徴収条例及び西予市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について
  - 議案第 15号 西予市城川高品質堆肥センター条例及び西予市野村町エコセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
  - 議案第 16号 西予市農業集落排水処理施設使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
  - 議案第 17号 西予市公共下水道条例の一部を改正する条例制定について
  - 議案第 18号 西予市公共物管理条例の一部を改正する条例制定について
  - 議案第 19号 西予市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
  - 議案第 20号 西予市営住宅管理条例等の一部を改正する条例制定について
  - 議案第 21号 西予市水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について
  - 議案第 22号 西予市簡易水道及び愛媛県条例水道の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について
  - 議案第 23号 西予市給水条例の一部を改正する条例制定について
  - 議案第 24号 西予市水道布設事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について
  - 議案第 25号 西予市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について
  - 議案第 26号 西予市水道事業の剰余金の処分等に関する条例等の一部を改正する条例制定について

議案第 27 号	西予市立病院名誉院長条例の一部を改正する条例制定について	(第 4 号)	議案第 43 号	平成 25 年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号)
議案第 28 号	西予市野村介護老人保健施設つくし苑手数料条例の一部を改正する条例制定について		議案第 44 号	平成 25 年度西予市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
議案第 29 号	西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について		議案第 45 号	平成 25 年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 4 号)
議案第 30 号	西予市明浜町地域及び宇和町地域振興基金条例を廃止する条例制定について		議案第 46 号	平成 25 年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号)
議案第 31 号	西予市養護老人ホーム条例を廃止する条例制定について		議案第 47 号	平成 25 年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
4 議案第 32 号	西予市木質ペレット製造施設の指定管理者の指定について		議案第 48 号	平成 25 年度西予市上水道事業会計補正予算 (第 4 号)
議案第 33 号	西予市獣肉処理加工施設の指定管理者の指定について		議案第 49 号	平成 25 年度西予市病院事業会計補正予算 (第 4 号)
議案第 34 号	西予市二及漁港利用調整施設の指定管理者の指定について		議案第 50 号	平成 25 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算 (第 2 号)
議案第 35 号	西予市営土地改良事業の施行について	8	議案第 51 号	平成 26 年度西予市一般会計予算
5 議案第 36 号	平成 25 年度西予市病院事業会計資本金の額の減少について		9 議案第 52 号	平成 26 年度西予市授産場特別会計予算
議案第 37 号	平成 25 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計資本金の額の減少について		議案第 53 号	平成 26 年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
6 議案第 38 号	平成 25 年度西予市一般会計補正予算 (第 6 号)		議案第 54 号	平成 26 年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算
7 議案第 39 号	平成 25 年度西予市授産場特別会計補正予算 (第 4 号)		議案第 55 号	平成 26 年度西予市国民健康保険特別会計予算
議案第 40 号	平成 25 年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算 (第 2 号)		議案第 56 号	平成 26 年度西予市後期高齢者医療特別会計予算
議案第 41 号	平成 25 年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算 (第 2 号)		議案第 57 号	平成 26 年度西予市介護保険特別会計予算
議案第 42 号	平成 25 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算		議案第 58 号	平成 26 年度西予市農業集落排水事業特別会計予算
			議案第 59 号	平成 26 年度西予市公共下水道事業特別会計予算
			議案第 60 号	平成 26 年度西予市簡易水道事業特別会計予算

- 議案第 6 1 号 平成 2 6 年度西予市上水道  
事業会計予算
- 議案第 6 2 号 平成 2 6 年度西予市病院事  
業会計予算
- 議案第 6 3 号 平成 2 6 年度西予市野村介  
護老人保健施設事業会計予  
算
- 追加 議案第 3 8 号 平成 2 5 年度西予市一般会  
計補正予算 (第 6 号)
- 議案第 3 9 号 平成 2 5 年度西予市授産場  
特別会計補正予算 (第 4  
号)
- 議案第 4 0 号 平成 2 5 年度西予市住宅新  
築資金等貸付事業特別会計  
補正予算 (第 2 号)
- 議案第 4 1 号 平成 2 5 年度西予市育英会  
奨学資金貸付特別会計補正  
予算 (第 2 号)
- 議案第 4 2 号 平成 2 5 年度西予市国民健  
康保険特別会計補正予算  
(第 4 号)
- 議案第 4 3 号 平成 2 5 年度西予市後期高  
齢者医療特別会計補正予算  
(第 3 号)
- 議案第 4 4 号 平成 2 5 年度西予市介護保  
険特別会計補正予算 (第 3  
号)
- 議案第 4 5 号 平成 2 5 年度西予市農業集  
落排水事業特別会計補正予  
算 (第 4 号)
- 議案第 4 6 号 平成 2 5 年度西予市公共下  
水道事業特別会計補正予算  
(第 4 号)
- 議案第 4 7 号 平成 2 5 年度西予市簡易水  
道事業特別会計補正予算  
(第 3 号)
- 議案第 4 8 号 平成 2 5 年度西予市上水道  
事業会計補正予算 (第 4  
号)
- 議案第 4 9 号 平成 2 5 年度西予市病院事  
業会計補正予算 (第 4 号)
- 議案第 5 0 号 平成 2 5 年度西予市野村介  
護老人保健施設事業会計補  
正予算 (第 2 号)
- 議案第 6 4 号 新市建設計画の変更につい

て

本日の会議に付した事件

- |   |            |   |   |
|---|------------|---|---|
| 1 | 会議録署名議員の指名 |   |   |
| 2 | 会期の決定      |   |   |
| 3 | 議案第 1 号    | 西予市総合計画策定条例制定について                                       | 金徴収条例及び西予市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について                   |
|   | 議案第 2 号    | 西予市消防長及び消防署長の資格を定める条例制定について                             | 議案第 15 号  |
|   | 議案第 3 号    | 西予市防災会議条例の一部を改正する条例制定について                               | 西予市城川高品質堆肥センター条例及び西予市野村町エコセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について |
|   | 議案第 4 号    | 西予市部設置条例の一部を改正する条例制定について                                | 議案第 16 号  |
|   | 議案第 5 号    | 西予市職員の高齢者部分休業に関する条例及び西予市職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例制定について | 西予市農業集落排水処理施設使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について                        |
|   | 議案第 6 号    | 西予市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について                 | 議案第 17 号  |
|   | 議案第 7 号    | 西予市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について                           | 西予市公共下水道条例の一部を改正する条例制定について                                  |
|   | 議案第 8 号    | 西予市生活交通バス条例及び西予市生活福祉バス条例の一部を改正する条例制定について                | 議案第 18 号  |
|   | 議案第 9 号    | 西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について                             | 西予市公共物管理条例の一部を改正する条例制定について                                  |
|   | 議案第 10 号   | 西予市城川総合運動公園条例の一部を改正する条例制定について                           | 議案第 19 号  |
|   | 議案第 11 号   | 西予市はり、きゅう及びマッサージ等施術費助成条例の一部を改正する条例制定について                | 西予市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について                                |
|   | 議案第 12 号   | 西予市隣保館条例の一部を改正する条例制定について                                | 議案第 20 号  |
|   | 議案第 13 号   | 西予市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例制定について                          | 西予市営住宅管理条例等の一部を改正する条例制定について                                 |
|   | 議案第 14 号   | 西予市営土地改良事業分担  | 議案第 21 号  |
|   |            |   | 西予市水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について                            |
|   |            |   | 議案第 22 号  |
|   |            |   | 西予市簡易水道及び愛媛県条例水道の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について                   |
|   |            |   | 議案第 23 号  |
|   |            |   | 西予市給水条例の一部を改正する条例制定について                                     |
|   |            |   | 議案第 24 号  |
|   |            |   | 西予市水道布設事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について                            |
|   |            |   | 議案第 25 号  |
|   |            |   | 西予市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について                           |
|   |            |   | 議案第 26 号  |
|   |            |   | 西予市水道事業の剰余金の処分等に関する条例等の一部を改正する条例制定について                      |
|   |            |   | 議案第 27 号  |
|   |            |   | 西予市立病院名誉院長条例の一部を改正する条例制定                                    |

	について		年齢者医療特別会計補正予算 (第3号)
議案第28号	西予市野村介護老人保健施設つくし苑手数料条例の一部を改正する条例制定について	議案第44号	平成25年度西予市介護保険特別会計補正予算(第3号)
議案第29号	西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について	議案第45号	平成25年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)
議案第30号	西予市明浜町地域及び宇和町地域振興基金条例を廃止する条例制定について	議案第46号	平成25年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
議案第31号	西予市養護老人ホーム条例を廃止する条例制定について	議案第47号	平成25年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
4 議案第32号	西予市木質ペレット製造施設の指定管理者の指定について	議案第48号	平成25年度西予市上水道事業会計補正予算(第4号)
議案第33号	西予市獣肉処理加工施設の指定管理者の指定について	議案第49号	平成25年度西予市病院事業会計補正予算(第4号)
議案第34号	西予市二及漁港利用調整施設の指定管理者の指定について	議案第50号	平成25年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第2号)
議案第35号	西予市営土地改良事業の施行について	8 議案第51号	平成26年度西予市一般会計予算
5 議案第36号	平成25年度西予市病院事業会計資本金の額の減少について	9 議案第52号	平成26年度西予市授産場特別会計予算
議案第37号	平成25年度西予市野村介護老人保健施設事業会計資本金の額の減少について	議案第53号	平成26年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
6 議案第38号	平成25年度西予市一般会計補正予算(第6号)	議案第54号	平成26年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算
7 議案第39号	平成25年度西予市授産場特別会計補正予算(第4号)	議案第55号	平成26年度西予市国民健康保険特別会計予算
議案第40号	平成25年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2号)	議案第56号	平成26年度西予市後期高齢者医療特別会計予算
議案第41号	平成25年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第2号)	議案第57号	平成26年度西予市介護保険特別会計予算
議案第42号	平成25年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	議案第58号	平成26年度西予市農業集落排水事業特別会計予算
議案第43号	平成25年度西予市後期高	議案第59号	平成26年度西予市公共下水道事業特別会計予算
		議案第60号	平成26年度西予市簡易水道事業特別会計予算
		議案第61号	平成26年度西予市上水道事業会計予算

- 議案第 6 2 号 平成 2 6 年度西予市病院事業会計予算
- 議案第 6 3 号 平成 2 6 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算
- 追加 議案第 3 8 号 平成 2 5 年度西予市一般会計補正予算 (第 6 号)
- 議案第 3 9 号 平成 2 5 年度西予市授産場特別会計補正予算 (第 4 号)
- 議案第 4 0 号 平成 2 5 年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第 4 1 号 平成 2 5 年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第 4 2 号 平成 2 5 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号)
- 議案第 4 3 号 平成 2 5 年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 4 4 号 平成 2 5 年度西予市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 4 5 号 平成 2 5 年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 4 号)
- 議案第 4 6 号 平成 2 5 年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号)
- 議案第 4 7 号 平成 2 5 年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 4 8 号 平成 2 5 年度西予市上水道事業会計補正予算 (第 4 号)
- 議案第 4 9 号 平成 2 5 年度西予市病院事業会計補正予算 (第 4 号)
- 議案第 5 0 号 平成 2 5 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第 6 4 号 新市建設計画の変更について

開会 午前11時00分

○議長 ただいまの出席議員は21名であります。これより平成26年第1回西予市議会定例会を開会いたします。

去る1月に西予市名誉市民であられました田中恒利氏、酒井正直氏が他界をされました。

会議に先立ち、故人の生前をしのび、その功績をたたえるとともにご冥福をお祈り申し上げ、1分間の黙祷をささげたいと思います。

議員及び理事者並びに傍聴席の皆様はご起立ください。

黙祷。

(黙祷)

○井関事務局長 黙祷を終わります。

ご着席ください。

○議長 三好市長より今定例会招集の挨拶があります。

三好市長。

○三好市長 皆さんどうもこんにちは。

平成26年第1回西予市議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま黙祷をさせていただきましたが、ことしになり名誉市民でありました田中恒利氏と酒井正直氏が相次いでご逝去をされました。この方々の偉大なご功績は申し上げるまでもありません。地域の誉れ、郷土の誉れとして末永く私たちの心の中に刻まれ続けることでありましょう。ここに生前のご遺徳をたたえ心からご冥福をお祈り申し上げます。

さて、きょうはちょっと寒さがぶり返しておりますけれども、厳しかった寒さも幾分和らぎ、日差しの中に春の気配が感じられるきょうこのごろでございますが、議員の皆様におかれましては、年度末を控え公私ともご多忙の中、本定例会にご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

去る2月7日から17日間にわたって開催されたソチオリンピックが閉会し、やっと睡眠不足から解放されたところではありますが、日本選手団の獲得メダル数は、フィギュアスケートの羽生結弦選手の金メダルを初め、海外の冬季オリンピックでは史上最多となる8個を獲得するすばらしい成績でありました。今回の冬季オリンピックでは、メダル獲得者の活躍だけでなく、数々のドラマが展開され、全ての日本人に夢と感動を与えるすばらしい大会となったのではないかと思います。

さて、本市のスポーツ関連事業といたしましては、皆様もご存じのとおり、国内最高のスポーツ大会である国民体育大会が平成29年に愛媛で開催されることとなっております。西予市では相撲と成年女子ソフトボール競技大会の会場となることが決定しております。全国各地から多くの選手や応援の方々を迎えることとなりますので、選手の皆さんが練習の成果を十分発揮できる環境整備を行うとともに、西予市に来てよかったと感じていただける心からのおもてなしが大切であります。西予市では今年度の組織改編で国体準備室の充実を図り、対応していくこととしておりますが、大会を成功させるためには、市民の皆さんのご協力が不可欠であります。ソチオリンピックにも負けない感動が与えられる大会になるよう、さまざまな形でご協力をお願いすることになりますが、どうかよろしくお祈りを申し上げます。

さて、本定例会は、市政にとって新年度予算をご審議いただく非常に重要な議会でございますが、特に平成26年度は西予市合併10周年の記念すべき節目の年であります。今回の定例議会では、議員の皆様から一般質問をお受けするとともに平成26年度の市政に対する私の所信の一端を申し上げるほか、議案として条例制定2件、同改正27件、同廃止2件、指定管理者の指定3件、25年度補正予算13件、26年度予算13件など、合計63件に上る多くの案件を上程しご審議をお願い申し上げます。議案等の提案理由につきましては、上程の際にご説明申し上げますので、何とぞ慎重にご審議をいただき、ご承認、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。簡単でございますが、招集のご挨拶いたします。よろしくお祈りいたします。

○議長 次に、前定例会以降における諸般の報告は、お手元に配付のとおりでありますので、お目通しを願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

(日程1)

○議長 まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今回の会議録署名議員に4番田中徳博君、5番中村敬治君の両名を指名いたします。

(日程2)

○議長 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今回の会期は、本日から3月20日までの18日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、今回の会期は、本日から3月20日までの18日間と決定いたしました。

(日程3)

○議長 日程第3、議案第1号「西予市総合計画策定条例制定について」から議案第31号「西予市養護老人ホーム条例を廃止する条例制定について」までの31件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

河野総務企画部長。

○河野総務企画部長 議案第1号「西予市総合計画策定条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本市の総合計画は、地方自治法に基づき平成18年度に策定し、平成27年度で計画期間が終了することとなっております。平成23年5月に地方自治法の一部を改正する法律が公布され、市町村における基本構想の法的な策定義務が廃止されました。

しかしながら、本市では今後も市の最上位計画として位置づけ、総合的かつ計画的な市政運営を進めていく必要があります。これらのことから、総合計画の策定に際し、その根拠及び手続並びに基本構想について定めるとともに、その策定または変更について議会の議決を必要とする本条例を制定するものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 菊池消防本部消防長。

○菊池消防本部消防長 議案第2号「西予市消防長及び消防署長の資格を定める条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

第3次一括法により消防組織法の一部が改正されたことから、これまで政令で定められていた消防長及び消防署長の資格基準については、条例で定めることとされました。これに伴い、消防長及び消防署長の職に必要な知識及び経験について政令を参酌するとともに、地域の実情を踏まえて制定するものであります。よろしくご審議の上、ご

決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 河野総務企画部長。

○河野総務企画部長 議案第3号「西予市防災会議条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が施行されたことに伴い、水防法の一部が改正されたことから、本市の水防計画の根拠規定について所要の整備を行うものであります。

続きまして、議案第4号「西予市部設置条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、本市がこれまでの10年をステップとし、この先10年に向けて大きく発展していくため、特に企画財政部門の強化を図ることを主眼として、総務企画部を分割し総務部と企画財務部に再編することに伴うものであります。

本市は平成26年度に合併10周年の節目を迎えるとともに、残り2カ年度となった第1次総合計画の成果など、これまでの施策の検証と分析の時期を迎えております。

また、これに並行しまして、主要事業の推進及び新たな行政課題の具体的な検討、さらに次期総合計画の策定作業と連動したジオパークを生かした総合的な地域づくりの計画策定も必要になってまいります。

一方、地方交付税の算定がえによる厳しい財政運営が見込まれる中、適正な財政規律の保持にも努めなければなりません。そうした状況に適切に対応し、住民サービスの低下を招かないよう配慮しつつ、組織のスリム化・効率化を進めながら重点事業の推進強化が図られる体制の整備を図るものであります。

続きまして、議案第5号「西予市職員の高齢者部分休業に関する条例及び西予市職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、第3次一括法による地方公務員法の一部改正に伴い、高齢者部分休業の年齢及び修学部分休業の期間を定めるものであります。

高齢者部分休業については、定年前の一定の年間、短時間勤務を認める制度で、今回その年齢を55歳と定めるものであります。

また、修学部分休業は、自己研さんのため職員

みずからの意思に基づき大学等で学習する場合に、勤務時間の一部または全部を勤務しないことを承認しその間の給与を減額する制度で、今回その取得期間については2年を超えない範囲と定めるものであります。

続きまして、議案第6号「西予市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部が改正されたことから、本条例の引用法令に条例のずれが生じたため所要の整備を行うものであります。

続きまして、議案第7号「西予市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、市職員が行政財産を駐車場として使用する際の使用料を定めるものであります。

職員が通勤において利用する際の駐車場の有料化につきましては、これまでに幾度か一般質問においても取り上げられたことから、近隣の自治体の状況も踏まえ、本市においてもその取り扱いについて検討を進めてまいりました。先般職員組合との協議も終え、平成26年4月より駐車場使用料の徴収を行うことから、本条例及び関係条例の一部を改正するものであります。

なお、有料化の範囲、使用料金等詳細につきましては、規則で定めることといたしております。

続きまして、議案第8号「西予市生活交通バス条例及び西予市生活福祉バス条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

市内各地における地域公共交通につきましては、道路運送法第78条第2号に規定する自家用自動車有償旅客運送により、現在生活交通路線巡回バス、生活交通バス及び生活福祉バスを運行いたしております。平成26年度に西予市立西予市民病院が開設されることに伴い、地域公共交通の再編を行うことが西予市地域公共交通活性化協議会において決定され、宇和地区においてはデマンド乗り合いタクシーの導入並びに公共交通バスの運行体系を再編することとしております。これに

伴い、公共交通バスの再編に係る西予市生活交通バス条例及び西予市生活福祉バス条例の一部を改正するとともに、西予市生活交通路線巡回バス条例を廃止するものであります。

以上、6議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 内藤教育部長。

○内藤教育部長 議案第9号「西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

西予市小学校再編計画に基づき、平成26年3月31日をもって閉校します蔵貫小学校、二木生小学校、周木小学校の運動場及び体育館について、当該施設を社会体育施設に転用し、今後も地域コミュニティの拠点として有効な活用を図るため本条例の一部を改正するものであります。

続きまして、議案第10号「西予市城川総合運動公園条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

西予市城川総合運動公園にあります空気銃射撃場は、平成2年5月に設置された施設であります。先般、愛媛県公安委員会によります立入検査があり、当該施設が指定射撃場の設備基準に適合していない箇所のあることが判明いたしました。現在当該施設の利用者は極端に少なく、今後も利用者の増加は見込めない状況にあります。今後当該施設を継続して使用するには、設備基準に適合させるため多額の施設改修費が必要となることから、今回当該施設を廃止するものであります。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 三好生活福祉部長。

○三好生活福祉部長 議案第11号「西予市はり、きゅう及びマッサージ等施術費助成条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本市では、市民の健康の保持・増進並びに福祉の向上を図るため、住民税非課税世帯に属する65歳以上の市民がはり、きゅう及びマッサージ等の施術を受けた場合、年間12回を限度としてその費用のうち1回当たり1,000円を助成しております。

しかしながら、県内他市町においては、国民健康保険事業としておおむね月10回以内の施術に対しその費用の一部を負担している事例も多く見

られることから、当市の助成制度の拡充が求められていたところでございます。今回このような状況を踏まえ、さらなる市民の健康保持・増進を図るため、助成回数を現行の12回から24回に拡充するものであります。

続きまして、議案第12号「西予市隣保館条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、本県の最低賃金の時間額が昨年10月に引き上げられたことに伴い、その最低賃金を基礎に算定している隣保館館長の報酬額を月額2,000円増額改定するものであります。

続きまして、議案第13号「西予市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、消費税及び地方消費税の税率改正に伴い、診療所で取り扱う診断書等の手数料を改定するとともに、医師の確保が困難であること及び患者数の減少等により平成24年4月より休止しております杉之瀬出張診療所を廃止することのほか所要の整備を行うため本条例の一部を改正するものであります。

以上、3議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

**○議長** 福原産業建設部長。

**○福原産業建設部長** 議案第14号「西予市営土地改良事業分担金徴収条例及び西予市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、第2次一括法の施行により、土地改良法及び土地改良法施行規則の一部が改正されたことから、西予市営土地改良事業分担金徴収条例及び西予市県営土地改良事業分担金徴収条例に引用する法令との整合をとるため所要の整備を行うものであります。

続きまして、議案第15号「西予市城川高品質堆肥センター条例及び西予市野村町エコセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

西予市城川高品質堆肥センター及び西予市野村町エコセンターは、指定管理者である東宇和農協により運営が行われております。現在両施設の年末年始の休業日は12月28日から翌年1月4日までとなっておりますが、畜産農家から排出され

る家畜排せつ物は年間通じて排出されるため、年末は30日まで、年始は4日から臨時的に営業を行ってまいりました。今回の改正は、現状に即した休業日を設定し、施設運営の効率化を図るため年末年始の休業日を変更するとともに所要の整備を行うものであります。

続きまして、議案第16号「西予市農業集落排水処理施設使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、消費税及び地方消費税の税率改正に伴い、施設使用料の税負担の転嫁分のみを改定するため本条例の一部を改正するものであります。

続きまして、議案第17号「西予市公共下水道条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、先ほどの農業集落排水処理施設使用料の改定と同様、消費税及び地方消費税の税率改正に伴い、下水道使用料の税負担の転嫁分のみを改定するため本条例の一部を改正するものであります。

続きまして、議案第18号「西予市公共物管理条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、公共物の使用期間が1カ月未満の使用料について消費税及び地方消費税の税率改正を行うため本条例の一部を改正するものであります。

続きまして、議案第19号「西予市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、国有林野事業の国営企業形態が廃止されたことに伴い、道路法等の一部が改正されたため本条例に定める国の事業において占用料を徴収することができる当該規定を削るとともに、課税対象となる1カ月未満の道路占用物件に対する占用料に対して消費税及び地方消費税を賦課するため本条例の一部を改正するものであります。

続きまして、議案第20号「西予市営住宅管理条例等の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本市では、市営単独特定公共賃貸住宅及び農林漁業後継者住宅の管理条例を制定し、それぞれの

条例において家賃に対する延滞金の取扱規定を定めております。

しかしながら、公営住宅家賃債権は、公営住宅の使用関係が設定された後の法律関係が私人間の家屋賃貸借関係と異なることからすると、公営住宅家賃債権の法的性質は公債権ではなく私債権と解するのが相当であるため、地方自治法に基づき定めている延滞金の規定については適当でないことから、延滞金について定めのある西予市営住宅管理条例、西予市単独市営住宅条例、西予市特定公共賃貸住宅条例及び西予市農林漁業後継者住宅条例の一部を改正するものであります。

以上、7議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 平野公営企業部長。

○平野公営企業部長 議案第21号「西予市水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について」、議案第22号「西予市簡易水道及び愛媛県条例水道の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について」、議案第23号「西予市給水条例の一部を改正する条例制定について」関連がございますので、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

西予市水道事業におきましては、今後の水道事業のあるべき姿や具体的な施策を示す指針として、平成22年に西予市水道ビジョンを策定いたしております。この水道ビジョンに基づき、水道事業の経営基盤を強化するとともに、安心・安全な水道水を安定的に供給していくため、明浜・宇和・野村・三瓶の4上水道事業並びに宇和地区の多田・田野筋簡易水道、文治が駄馬県条例水道、三瓶地区の和泉・鳴山・南地区簡易水道を統合し、平成26年4月1日から西予市上水道事業として統合することとしております。

また、事業統合後の健全な経営基盤の確保を図るための適正な水道料金を検討するため、西予市水道料金検討委員会を設置し、平成23年7月に水道料金改定の答申を受けております。その後水道料金改定について、市民の皆様の理解を得るべく地域説明会並びに西予ケーブルテレビ等を活用して周知を行ったところでございます。

水道料金についての主な改定内容といたしましては、用途別料金体系を口径別料金体系へ移行し、基本水量と基本料金並びに新規給水申請に係る加入金を統一することとしております。ただ

し、基本水量8立方メートルを超えた部分の1立方メートル当たりの超過料金につきましては、現状の給水原価等を考慮し、消費税込みで明浜270円、宇和216円、野村162円、三瓶167.4円の改定としております。

また、平成26年4月から消費税及び地方消費税の税率改正が行われるため、同月からの水道料金に対する税率の改正について所要の整備を行っております。

なお、この水道料金の改定におきましては、平成26年6月使用分から適用することとしております。

続きまして、議案第24号「西予市水道布設事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、市営水道布設事業分担金について、消費税及び地方消費税の税率改正を行うため本条例の一部を改正するものであります。

続きまして、議案第25号「西予市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、消費税及び地方消費税の税率改正に伴い、市立宇和病院及び野村病院の個室の使用料や診断書等の文書作成手数料を改定するとともに所要の整備を行うため本条例の一部を改正するものであります。

続きまして、議案第26号「西予市水道事業の剰余金の処分等に関する条例等の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、第1次一括法により地方公営企業法の一部が改正されたことから、約46年ぶりに地方公営企業会計制度の大幅な改正が行われ、平成26年度の予算及び実績から適用されることとなりました。これに伴い組み入れ資本金制度及び減価償却におけるみなし償却制度が廃止されたことから、未処分利益剰余金の処分に係る規定を設けるとともに、資本剰余金の処分の規定を削除するため、本市の公営企業である水道事業、病院事業及び野村介護老人保健施設事業に係る剰余金の処分等に関する3条例の一部を改正するものであります。

続きまして、議案第27号「西予市立病院名譽院長条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本条例は、市立宇和病院及び野村病院の院長としてその功績が顕著である者に対し名誉院長の称号を贈り、これを顕彰することを目的に制定されております。このたび新病院の名称が西予市立西予市民病院に決定されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

続きまして、議案第28号「西予市野村介護老人保健施設つくし苑手数料条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、消費税及び地方消費税の税率改正に伴い、つくし苑で取り扱う診断書等の手数料を改定するため本条例の一部を改正するものであります。

以上、8議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 菊池消防本部消防長。

○菊池消防本部消防長 議案第29号「西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、消防法施行令の一部を改正する政令等が公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

今回、検定対象機械器具等の範囲が改正されたことに伴い、消防用ホース、結合金具及び漏電火災警報器が検定対象機械器具等が自主表示対象機械器具等に位置づけられることとなり、住宅用防災警報機が新たに検定対象機械器具等に、エアゾール式簡易消火具が新たに自主表示対象機械器具等に位置づけられることとなったため本条例の一部を改正するものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 河野総務企画部長。

○河野総務企画部長 議案第30号「西予市明浜町地域及び宇和町地域振興基金条例を廃止する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

平成16年の西予市誕生以来、新市の一体性の醸成・確立を最重要課題の一つとしてその推進に努めてきたところでありますが、合併以前に設置されその活用が旧町地域等に限定された基金は、13を数える状況にあります。今後西予市の一体性をより一層推進するため、事業目的を同じくする基金につきましては、西予市全域で活用できる

基金へ変更することとしております。

本基金は、明浜町地域及び宇和町地域における福祉活動の促進、快適な生活環境の形成等を図るために設置されたものであります。今回事業目的を同じくする西予市地域振興基金に全額を統合することとして本条例を廃止するものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 三好生活福祉部長。

○三好生活福祉部長 議案第31号「西予市養護老人ホーム条例を廃止する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本市が設置する養護老人ホームは、西予市行政改革大綱に基づく高齢者福祉施設の運営改善の一環として民営化の検討を進めてまいりましたが、平成25年4月の西予市高齢者福祉施設民営化検討委員会の答申をもとに、養護老人ホームに係る民営化方針を取りまとめ、市内の社会福祉法人を対象に民営化に伴う運営法人の公募をいたしました。その結果、対象2施設に対してそれぞれ1法人の応募があり、先般西予市養護老人ホーム運営法人選定委員会において審議され、移管先候補となる社会福祉法人が決定いたしました。今後平成27年4月1日を施設の移管期日として所要の手続きを進める必要があることから、移管期日を施行日として本条例を廃止するものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

(日程4)

○議長 次に、日程第4、議案第32号「西予市木質ペレット製造施設の指定管理者の指定について」から議案第35号「西予市営土地改良事業の施行について」までの4件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

福原産業建設部長。

○福原産業建設部長 議案第32号「西予市木質ペレット製造施設の指定管理者の指定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本施設は、林産物の付加価値を高め、地域産業の活性化を図ることを目的として、木質ペレット及びおが粉の製造並びに販売を行う施設として整備されたものであります。

今回、本施設の指定管理者の候補者として非公

募により株式会社エフシーを選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものがあります。

その選定理由といたしましては、当候補者は開設当初の平成23年4月から本施設の指定管理者であり、城川町下相に事務所を置き、本施設や施設近隣の地理にも明るく、木材の知識や原木の取り扱いにも精通していることや管理運営上必要な人的・物的能力も有し、本施設の健全な管理運営及び適切な処理が期待できるとともに、本施設の万一の事故や災害発生に対しても早急な対応が可能であり、万全の態勢が図られると判断したものであります。

なお、株式会社エフシーの概要及び事業計画等につきましては、別添の資料をご参照ください。

続きまして、議案第33号「西予市獣肉処理加工施設の指定管理者の指定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本施設は、鳥獣害防止並びに獣肉の特産品化により地域の活性化に寄与することを目的として、イノシシ及びニホンジカの解体処理作業並びに精肉加工を行う施設として整備されたものであります。

今回、本施設の指定管理者の候補者として非公募により株式会社エフ・ビー・シーを選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

その選定理由といたしましては、当候補者は当該施設稼働時からの指定管理者であり、イノシシの解体加工に関する知識も豊富で、施設が所在している野村町内に事務所を有していること、また精肉及び加工品の販売についてもノウハウを持っていることや施設の効用を最大限に発揮でき、管理上必要な人的・物的能力を有していることから、この施設の管理運営を引き続き行わせることが適当と判断したものであります。

なお、株式会社エフ・ビー・シーの概要及び事業計画等については、別添の資料をご参照ください。

続きまして、議案第34号「西予市二及漁港利用調整施設の指定管理者の指定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本施設は、漁港内に係留しているプレジャーボート等の水域利用の調整を行い、水産業の発展を促すとともに、海洋性レクリエーション地域の基

地として地域の活性化を図ることを目的に設置された施設であります。

今回、本施設の指定管理者の候補者として非公募によりササキマリン株式会社を選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

その選定理由といたしましては、当候補者は施設供用開始以来、短期間でありながらも長年類似の施設を運営してきた実績と豊富な経験を生かし、施設の運営管理に前向きな姿勢と意欲的な取り組みがなされてきたこと、管理運営上必要な人的・物的能力を有し、その経営に対する積極的な姿勢が見られることなどからこの施設の管理運営を引き続き行わせることが適当と判断したものであります。

なお、ササキマリン株式会社の概要及び事業計画等につきましては、別添の資料をご参照ください。

続きまして、議案第35号「西予市営土地改良事業の施行について」提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、平成26年度の1カ年計画で、宇和町石城地区において愛媛県単独土地改良事業による団体営土地改良事業を施行することに伴い、西予市営土地改良事業施行条例第5条の規定により、その事業の概要について議会の議決を求めるものであります。

事業内容につきましては、宇和町石城地区内の狭小な農道の拡幅を行うことにより農作業の省力化・効率化及び生産性の向上を図るものであります。

以上、4議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

(日程5)

○議長 次に、日程第5、議案第36号「平成25年度西予市病院事業会計資本金の額の減少について」及び議案第37号「平成25年度西予市野村介護老人保健施設事業会計資本金の額の減少について」の2件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

平野公営企業部長。

○平野公営企業部長 議案第36号「平成25年度西予市病院事業会計資本金の額の減少について」、議案第37号「平成25年度西予市野村介

護老人保健施設事業会計資本金の額の減少について」一括して提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、地方公営企業法施行令等の一部を改正する政令の施行により地方公営企業法施行令の一部が改正されたことに伴い、平成26年度からの地方公営企業会計基準に対応するものであります。

西予市病院事業会計及び西予市野村介護老人保健施設事業会計につきましては、平成16年の市町村合併に当たり、資本剰余金及び利益剰余金を資本金へ一括計上しておりましたが、平成26年度からの新会計基準に対応するため、必要となる額を資本金から剰余金に振りかえるものであります。このことによりまして、西予市病院事業会計につきましては、平成24年度期末における自己資本金33億5,885万4,458円のうち8億546万6,339円を資本剰余金に振りかえるものでございます。

また、同じく西予市野村介護老人保健施設事業会計においても、自己資本金2億7,825万1,091円のうち1億279万3,000円を資本剰余金に振りかえるものであります。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

暫時休憩いたします。（休憩 午前11時58分）

○議長 再開いたします。（再開 午後1時00分）

（日程6）

○議長 次に、日程第6、議案第38号「平成25年度西予市一般会計補正予算（第6号）」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

三好市長。

○三好市長 議案第38号「平成25年度西予市一般会計補正予算（第6号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、国の補正予算に即応した事業のほか、事業費の確定及び実績見込みによる増減を行っております。

まず、歳入歳出予算の補正ですが、予算の総額から歳入歳出それぞれ11億344万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ280億1,261万9,000円と定めるものであ

ります。

それでは、予算の概要をご説明いたします。

まず、歳出についてですが、国の補正予算に対応した事業としまして、過疎集落等自立再生対策事業費、市道改良事業費を計上しております。そのほか農業後継者育成事業として新規就農者拡大促進事業補助金を計上し、バス路線維持対策事業及び特用林産振興事業を増額、小学校の学校建設費を減額しております。

また、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計及び土居診療所勘定特別会計への繰出金を増額しております。

そのほか、オフセットクレジットの販売収入に伴う夢資源活用基金への積立金を計上しております。

次に、歳入についてですが、決定額及び決定見込み額を計上しております。

寄附金につきましては、ふるさと納税寄附金のほか、西予CATV株式会社からの寄附金を計上しております。

なお、ふるさと納税制度につきましては、広報紙やホームページの掲載等により周知を図っております。

繰入金につきましては、育英金奨学資金貸付特別会計からの繰入金を計上しております。

継続費補正につきましては、防災行政無線デジタル整備事業費ほか3事業において、今年度の実績に伴う総額と年割り額の変更を行うものであります。

地方債補正につきましては、実績見込み等による起債の限度額の調整を行うものであります。

以上、ご説明してまいりましたが、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長 道山財政課長。

○道山財政課長 それでは、予算書に沿って補足説明をさせていただきます。

まず、歳出につきまして説明をさせていただきます。

歳出、予算書の30ページをお開き願います。

総務費、費目地域振興費、19節過疎集落等自立再生対策事業交付金1,000万円ですが、国の補正予算に即応し、高川地域づくり会が取り組む空き家対策や地域の魅力づくり、コンニ

ヤクなどを生かした特産品開発、防災・避難訓練などの事業に対する補助金を計上しております。財源には、全額過疎集落等自立再生対策事業交付金を充当しております。

費目生活交通バス対策事業費、19節生活交通バス路線維持確保対策事業補助金585万8,000円ですが、宇和島自動車が行う生活交通バス路線の補助対象事業費が確定しましたので補助金を増額するものであります。

31ページをお開き願います。

民生費、費目社会福祉総務費、国民健康保険特別会計事業勘定繰り出し事業1億1,246万7,000円ですが、保険税軽減に係る保険基盤安定等のほか、国民健康保険特別会計の財政安定を図るため繰り出すものであります。

32ページをお開き願います。

費目老人福祉費、介護保険特別会計繰り出し事業519万円ですが、介護給付費の増による市負担分を繰り出すものであります。

36ページをお開き願います。

衛生費、費目保健衛生総務費、土居診療所勘定繰り出し事業1,864万8,000円ですが、患者数が当初見込みを下回り、診療収入が減少したため繰り出すものであります。

46ページをお開き願います。

農林水産業費、費目農業振興費、19節新規就農者拡大促進事業補助金343万3,000円ですが、新規就農5年目の認定農業者の農業機械整備に対する補助金を計上しております。財源には、新規就農者拡大促進事業費県補助金を充当しております。

49ページをお開き願います。

費目林業振興費、19節特用林産振興事業補助金508万円ですが、干しシイタケの販売価格低迷が続く中、生産農家へ緊急支援として、玉切り原木1本当たり50円を補助するための経費を計上しております。

53ページをお開き願います。

土木費、費目道路新設改良費蔭ノ地杉之瀬線改良事業3,100万円、安尾線改良事業1,050万円ですが、国の補正予算に即応し、平成26年度事業計画の市道改良事業を前倒しして実施するもので、蔭ノ地杉之瀬線が延長100メートル、幅員3メートル、安尾線が延長40メートル、幅員3メートルで実施予定であります。財

源には、道路新設改良費国庫補助金を充当しております。

62ページをお開き願います。

教育費、費目学校建設費、三瓶小学校校舎新築事業167万6,000円の減、野村小学校南校舎改築事業1億8,479万円の減、明浜地区小学校統合校舎建設事業2億9,146万8,000円の減、野村小学校施設整備事業4,996万4,000円の減であります。入札減少により平成25年度の事業費が確定しましたので減額するものであります。

70ページをお開き願います。

災害復旧費、費目林業用施設災害復旧費、林業用施設災害復旧事業（過年度）410万円ですが、平成23年6月に発生しました林道程野桂線災害復旧事業について、国との変更協議により事業費が確定しましたので増額するものであります。財源には、林業用施設災害復旧費国庫負担金、林業用施設災害復旧費分担金を充当しております。

72ページをお開き願います。

諸支出金、費目基金費、夢資源活用基金事業140万円ですが、株式会社JAひがしうわサービス、株式会社伊予銀行、株式会社愛媛銀行からのオフセットクレジットの販売収入を基金に積み立てるものであります。当初予算で計上しています販売収入10万円と合わせまして150万円が積み立てられることとなります。

次に、歳入ですが、10ページにお戻りください。

市税、市民法人2,301万9,000円の減額ですが、景気低迷の影響により課税所得が当初見込みを下回ったため減額するものであります。

15ページをお開き願います。

県支出金、費目民生費県補助金、1節介護基盤緊急整備等事業費県補助金3,000万円の減額ですが、グループホーム事業者が補助申請を取り下げたため減額するものであります。

18ページをお開き願います。

寄附金、費目一般寄附金、1節一般寄附金1,003万円ですが、西予CATVから1,000万円、それから株式会社ぞっこん四国から5万円の寄附の申し出がありましたので、当初予算計上額との差額を計上するものであります。

ふるさと納税寄附金234万7,000円でありませんが、平成25年度は27名の方から334万7,000円のご寄附をいただく見込みであり、当初予算計上額との差額を計上しております。そのうち12名の方から用途についてのご希望がありましたので、ご希望を尊重して使わせていただくようにしております。

繰入金、費目育英会奨学資金貸付特別会計繰入金、育英会奨学資金貸付特別会計繰入金1億1,201万8,000円でありましたが、育英会奨学資金貸付特別会計では、近年新規貸付件数の減少から多額の予備費を計上しているため、これを一般会計へ繰り入れるものであります。

また、事業費の確定見込みなどによりまして分担金、国県支出金、市債の増減調整を行っております。

以上、説明とさせていただきます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

(日程7)

○議長 次に、日程第7、議案第39号「平成25年度西予市授産場特別会計補正予算(第4号)」から議案第50号「平成25年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第2号)」までの12件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

三好生活福祉部長。

○三好生活福祉部長 議案第39号「平成25年度西予市授産場特別会計補正予算(第4号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、授産場利用者の減少に伴い、事業収入及び事業費を減額するものでございます。これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算からそれぞれ216万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2,488万6,000円と定めるものであります。

続きまして、議案第40号「平成25年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、貸付金償還金の滞納による貸付金元利収入の不足分を一般会計繰入金により補い、歳入財源の内訳を変更処理するもので、歳入歳出予算の総額に増減はございません。

歳入の内訳につきましては、貸付金償還金の滞納による貸付金元利収入を135万7,000円

減額し、一般会計から135万7,000円を繰り入れさせていただいております。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 内藤教育部長。

○内藤教育部長 議案第41号「平成25年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第2号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、西予市育英会奨学資金貸付事業の予備費を一般会計繰り出し事業に繰り出しし、及び償還金の増額によるものであります。これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算にそれぞれ391万6,000円増額し、歳入歳出予算の総額を1億3,766万5,000円と定めるものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 三好生活福祉部長。

○三好生活福祉部長 議案第42号「平成25年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

まず、事業勘定予算からご説明申し上げます。

今回の補正は、歳出では、各項目実績見込みに伴う不用額の減額、保険給付費の調整、共同事業拠出金確定に伴う調整、直営診療所繰出金の調整、歳入では、実績見込みによる国民健康保険税繰入金の調整及び国庫県支出金、療養給付費交付金並びに共同事業交付金の確定等に伴う調整が主なものであります。これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算からそれぞれ6,785万9,000円を減額し、事業勘定予算の歳入歳出予算総額をそれぞれ57億4,333万8,000円と定めるものであります。

次に、診療施設勘定予算の補正の主な内容につきましては、歳出では、総務費と医業費の精査による調整、歳入では、外来収入の精査等に伴う一般会計繰入金の調整等であります。これによりまして、既決いただいております依津診療所勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ51万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,038万9,000円、狩江診療所勘定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,649万7,000円、高山診療所勘定の歳入歳出予算

の総額からそれぞれ193万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,348万8,000円、惣川診療所勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ60万円を増額し、歳入歳出予算の総額を1,647万3,000円、土居診療所勘定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ829万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億221万8,000円、遊子川出張診療所勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ127万円を増額し、歳入歳出予算の総額を758万6,000円、二及診療所勘定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ354万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,652万7,000円、周木診療所勘定の歳入歳出予算総額からそれぞれ203万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,460万6,000円と定めるものであります。

続きまして、議案第43号「平成25年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、総務費においては、不用額の見込まれるものの減額と後期高齢者医療広域連合納付金においては、保険基盤安定負担金の確定、共通経費事務負担金の変更及び保険料の徴収実績見込みによりまして減額となり、保健事業費については、健診受診結果に伴う不用額を減額するものであります。これによりまして歳入歳出予算総額からそれぞれ1,582万9,000円減額し、歳入歳出予算の総額を5億9,750万3,000円と定めるものであります。

続きまして、議案第44号「平成25年度西予市介護保険特別会計補正予算（第3号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、事業者及び認定者の増加により保険給付費を増額するとともに、年度末精算に当たり不用額の調整を行うものであります。これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算総額にそれぞれ7,966万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を53億3,678万円と定めるものであります。

以上、3議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 福原産業建設部長。

○福原産業建設部長 議案第45号「平成25年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第

4号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、施設使用料及び農業集落排水加入金の増額とそれに伴う一般会計繰入金を減額するものであります。

歳出においては、歳入の補正に伴う充当財源の組み替えを行うもので、これによりまして歳入歳出予算の総額に増減はございません。

続きまして、議案第46号「平成25年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、事業費の年度末精算に当たり、不用額等の調整及び充当財源の組み替えが主なものであります。これによりまして歳入歳出予算を1,850万円減額し、歳入歳出予算の総額を8億5,030万円と定めるものであります。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 平野公営企業部長。

○平野公営企業部長 議案第47号「平成25年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、実績見込みによる減額でありまして、歳入歳出からそれぞれ867万8,000円を減額し、歳入歳出の総額を2億6,813万6,000円と定めるものであります。

歳出につきましては、積立金を増額したことにより総務管理費を219万1,000円増額し、県が実施する道路改良工事との調整等により施設整備事業費を1,086万9,000円減額したことから、合わせて事業費867万8,000円減額いたしております。

歳入につきましては、施設整備費の減額に伴い、財源となる繰入金、雑入など867万8,000円を減額するものであります。

続きまして、議案第48号「平成25年度西予市上水道事業会計補正予算（第4号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、決算見込みによりまして、営業収益、営業費用、負担金及び建設改良費を減額するものでございます。

第2条の収益的収入及び支出では、収入につきまして、給水収益102万9,000円を減額

し、総額を5億9,887万2,000円といたしております。

また、支出につきまして、減価償却費150万円を減額し、総額を5億8,869万8,000円といたしております。

第3条の資本的収入及び支出では、収入につきまして、工事負担金16万5,000円を減額し、総額を3億8,419万1,000円といたしております。

また、支出につきまして、委託料及び工事請負費1,046万5,000円減額し、総額を7億3,565万6,000円といたしております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額を補填する財源につきましては、第3条本文括弧書きのとおりに改めております。

続きまして、議案第49号「平成25年度西予市病院事業会計補正予算（第4号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、平成25年度の決算見込みに基づく業務量の補正とそれに伴う医業収支の調整、新病院の建築事業に係る工事請負費等の減額、またそれに伴う財源の調整を行うものでございます。

第2条の業務の予定量では、入院・外来とも年間患者数が減となり、また主な建設改良事業といたしまして、新病院建築費3億4,881万5,000円を減額するものでございます。

第3条の収益的収入及び支出では、収入につきましては、患者数の減に伴い医業収益の1億4,832万3,000円を減額し、医業外収益では143万9,000円を増額したことにより、総額を30億2,837万5,000円といたしております。

支出につきましては、人件費の調整などにより医業費用を3,712万9,000円減額し、医業外費用を75万2,000円増額しまして、総額を31億1,603万3,000円といたしております。

次に、第4条の資本的収入及び支出では、収入につきましては、新病院建設に係る一般会計出資金を691万5,000円、企業債を3億5,140万円減額し、県補助金を950万円増額いたしております。これによりまして資本的収入の総額を37億802万円といたしております。

支出につきましては、建設改良費を3億4,8

81万5,000円減額し、資本的支出の総額を42億498万7,000円といたしております。

第5条では、新市立病院建設事業として設定しております継続費の年度割り額を表のとおりに変更いたしております。

第6条では、新病院建設のための企業債の限度額を27億7,430万円に改め、第7条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を表のとおりに改め、第8条で、一般会計からの補助金の金額を表のとおりに改めております。

続きまして、議案第50号「平成25年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第2号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、実績見込みによる収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出を補正するものであります。

第2条の収益的収入及び支出につきましては、施設事業収益を190万5,000円減額し、収入の総額を4億4,609万6,000円とし、収益的支出につきましては、施設事業費用を675万3,000円増額し、支出の総額を4億5,511万7,000円とするものであります。

第3条では、資本的収入の他会計補助金を144万4,000円減額し、収入の総額を1,248万5,000円とし、資本的支出につきましては、建設改良費を144万4,000円減額し、支出の総額を4,777万6,000円とするものであります。

第4条では、一般会計からこの会計へ受ける補助金として、企業債利息償還補助金を190万5,000円減額するものであります。

以上、4議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

**○議長** 理事者の説明は終わりました。

(日程8)

**○議長** 次に、日程第8、議案第51号「平成26年度西予市一般会計予算」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

三好市長。

**○三好市長** 平成26年度予算並びに諸議案のご審議をお願いするに当たり、今後の市政運営の所

信並びに予算編成の概要を申し上げます。

ことしは、旧5町の合併により西予市が誕生してから10周年という大切な節目の年であります。この10年間、西予市としての一体感醸成と基礎・基盤を築くことに主眼を置き、さまざまな施策を展開してまいりました。その過程におきましては、多くの課題・難題がありました。その一つ一つを市民並びに議会とともに解決してまいりました。これから次の10年に向けてスタートをするわけですが、そこには新たな課題・難題が存在するかもしれません。また、時代の変遷によって市民の皆様からの要望も多種多様となってくるでしょう。

しかし、これまで築いてまいりました信頼関係によって、市民・議会・行政の三者が一体となって解決していけるものと信じております。

さて、西予市が合併後10周年目を迎え、これから取り組むべきテーマについて述べたいと思います。

まず初めに、西予市のまちづくりについてありますが、平成17年度に合併後の西予市のまちづくりの方向性を示す総合計画「夢創造せいよ21」を策定いたしました。これは合併に当たり策定されました西予市まちづくり計画、いわゆる新市建設計画を包括する形で策定されたもので、本市の特性、市民ニーズ、時代潮流、発展課題を明らかにし、夢の持てる町をつくろうとするものであります。合併後10周年を迎え、西予市は創生期から発展期へ、さらに成熟期に入ろうとしております。これまで10年間、ハード・ソフトと多くの事業を手がけ、西予市の基礎・基盤は大体できたと思っております。

しかしながら、時代の変遷によって市民ニーズも多種多様化しております。また、新たな財政需要など、これらに応えるまちづくりを展開していかなければならないと考えております。特に合併後における周辺地域の衰退について耳にすることがありますが、その声に耳を傾けながら過疎対策や限界集落対策のほか、地域づくり交付金事業における地域が主体となる地域づくり等を手がけてまいりましたが、人口の減少時代における少子・高齢化の波や失われた20年と言われた日本経済構造の中で十分機能していないのも事実であります。

また、西予市の一体感醸成のためいろいろ取り

組んできたところでありますが、10周年を迎え今後さらなる努力をしていきたいと考えております。

これから西予市が目指すべきまちづくりは、やはり西予市に愛着や誇りが持てるまちづくり、それが実感できるまちづくりであり、市民と行政が一体となったまちづくりであります。合併後10年、よかったこと、悪かったことそれぞれ思いはありますが、これまで築いてきたよいところを引き継ぎながら未来を見据えた次世代のまちづくりを目指していきたいと思っております。

また、そのための組織づくりにつきましても、ことしは大胆な発想で対応していきたいと考えておりますので、議会、市民の皆様のご支援、ご協力をお願いしたいと思っております。

次に、空き家対策についてであります。

空き家発生の要因として高齢化が上げられますが、西予市の高齢化率は38%を超え、周辺部においては48%の地域が見られる高齢化社会となっていることから、高齢化に伴う身体的能力の衰えによる福祉施設等への入所、子供との同居、その他相続人が居住していない状況などが要因となって上げられます。空き家の一番の問題は、老朽化による倒壊であります。特に明浜や三瓶・宇和・野村の中心部は、道路幅も狭く、家屋が密集しているため、地震災害時の倒壊により市民が負傷したり、津波から避難できなくなるなど大きな障害が想定されます。空き家対策を進めるためには、所有者の特定、解体・撤去に要する費用、財産権、税制などの問題を一つ一つ解決していく必要があります。空き家の除却につきましては、所有者の承諾や解体費用等の課題をクリアする必要がありますので、今後は財政面での整備を図り、危険な家屋の除却の促進を図る必要があろうと考えております。

一方、空き家対策は、単に家を壊すといった危機対応面だけでなく、地域にとって有効に利活用する前向きな方法もあわせて考える必要があります。有効利用の方法として、空き家の情報を整備した空き家バンクを構築して、空き家の広域的な活用を希望する所有者と地域活動の拠点を必要とするNPOなどのマッチングを行政が行うことも考えております。そのほか、空き家を利用した企業誘致や子ども教室、定年後の田舎暮らしを希望する団塊世代や自然の中で暮らすことを希望する

子育て世代の定住促進など、地域活性化につながる有効な方策を計画的に進めていきたいと考えております。

次に、子ども・子育て支援対策についてであります。

ことし西予市の新成人は419人でありましたが、20年後には250人まで減少するという厳しい見通しとなっております。これは西予市の存続にかかわる非常に重要な問題であり、早期に対策を打つ必要があります。そのためには、安心して子供を産み、そして育てやすい環境を整備することが重要であることから、さまざまな対策を複合的にやっていく必要があります。西予市は、これまでの小学校就学前までの通院医療費及び中学3年生までの入院医療費の無料化、保育料の軽減措置、妊婦健診年間14回であります、の無料化、延長保育、病後児保育などの事業を行ってまいりましたが、出生数の減少を抑制するまでには至っていないのが現実であります。この状況を打開するためには、財政出動も含めた大胆な発想を考えております。

また、西予市で子供を産みたくなる環境づくりも重要であると考えております。言い換えれば、子供を育てやすい環境づくりと言えます。西予市で子供を産めば、高校を卒業するまで市や地域の支援が受けられ、精神面・経済面ともに安心して子供を育てられるという安心感を持ってもらえる環境をつくる必要があります。そのためには、妊娠から子育てが終わるまでの長い期間、それぞれの時期に応じた支援が必要であろうと考えております。それには経済的・身体的・精神的な支援はもちろんのこと、子育てに直結する養育能力向上のための支援も大事であります。

また、放課後児童クラブ、放課後子ども教室などの既存事業や延長保育、病後児保育など、保育制度の充実を図る必要があると考えております。

さらに、子育て支援センターの機能の充実を図るとともに、地域における子育て支援拠点の整備を図っていく必要があると考えております。その一環としまして、平成26年度野村町に学童保育と図書館が一体となった複合施設を建設し、共働き家庭など、昼間保護者が家庭にいない児童に対し、放課後や長期休暇中、保護者にかわって保育を行い、安心して働ける環境を整備していきま

す。そのほか、若者たちの新たな対策を現在検討中であります。

次に、企業誘致であります。

既に新聞で報道され、皆様もご承知のとおりであります、これまでの取り組みが実を結び、コロッケ・メンチカツの製造で全国トップシェアを誇る「味のちぬや」が宇和町皆田へ進出することが決定いたしました。このことによりまして200人規模の雇用が生まれることになり、西予市が取り組んだ雇用対策として非常に大きな成果となりました。ただこのような成果があることはまれで、なかなか企業が求めるニーズに応えられず、不成立になるのが実情であります。

しかし、今回の成功例を機に、企業が求めるニーズに対応できる条件整備を図る必要があります。これまでなかなか誘致ができなかった要因を詳細に分析し、どこが弱くて何が必要なのか課題や問題点を洗い出すことにより、今後西予市がやるべきことが見えてきます。そこには企業が求めるニーズに即応できる情報と地域の集約が重要であり、事業展開の早い企業の動きに対応できるフレキシブルな初動態勢の整備が必要であろうと考えています。そのためには、経済や法律の地域にたけた職員の育成・配置、企業ニーズに対応できる施設、環境、用地情報のストック、対応時に専従できる職務体制を整える必要があります。今後はこれらによって一つでも多くの企業を西予市に誘致できる努力をしてまいりたいと思っております。

次に、農政の大転換への対応についてであります。

政府は、農業・農村の所得を今後10年間で倍増させることを目標に掲げた農林水産業・地域の活力創造プランを策定いたしました。このプランでは、農業の足腰の強い産業としていくための産業政策と農業・農村の有する多面的機能の維持・発展を図るための地域政策を車の両輪として4つの改革を進めることとしております。

まず、1点目として、農地中間管理機構を創設し、地域の農地利用の最適化を図ることです。

2点目として、経営所得安定対策を見直し、米の直接支払交付金を30年産から、米価変動補填交付金は26年産から廃止する一方で、畑作物の直接支払交付金等については、意欲ある農業者が参加できるようにすることにあります。

3点目として、水田フル活用と米政策の見直しにより、農業者みずから経営判断で作物を選択し、需要に応じた主食用米生産を行うことです。

4点目として、多面的機能支払いを創設し、共同管理等によって農地を維持し、担い手の負担を軽減することにあります。

西予市として今般の国の4つの改革に対応するため、規模拡大や面的集積が可能な地域においては、平成24年度から進める人・農地プランにより認定農業者や新規参入希望者を含めた借り受け希望者と農地の出し手を把握し、農地中間管理機構を活用して農地利用の集積・集約化を図り、米・麦・大豆の土地利用型農業を展開し、水田フル活用を目指します。

一方で、規模拡大や面的集積が困難な中山間地域では、集落単位での話し合いと合意形成を促進し、共同利用機械の整備や体制づくりの支援等で集落機能の強化を図り、農地、機械、施設、労働などの集落資源を十分に生かした将来にわたって継続できる集落営農を目指します。

また、ナス、ピーマン、カボチャやホウレンソウなどの多品目野菜等を取り入れた生産振興やその地域の地形や気候、立地条件を生かしたキュウリ、トマト等の集約型農業、クリ、ユズ、かんきつなどの果樹栽培や販売先や買い上げ単価が確保される薬用植物等の栽培を推進します。

多面的機能支払いの創設への対応については、これまでに中山間等直接支払制度、農地・水保全管理支払交付金制度、向上活動支援交付金の協定集落を中心に協定集落内での話し合いを進め、地域資源である農地、水路、道路等の質的向上を図る資源向上支払いと多面的機能を支える共同活動を支援する農地維持支払い、これは新設でございますが、及び中山間地域等直接支払等から成る日本型直接支払制度に市としても取り組んでいきたいと考えております。

次に、四国西予ジオパークの推進についてであります。

昨年、自然・歴史・文化遺産やこれまでの取り組みが評価され、念願でありました日本ジオパークの認定を拝受することができました。これまで認定に向けてご支援、ご協力をいただきました市民並びに四国西予ジオパーク推進協議会の皆様、そのほか関係者の皆様に改めてお礼を述べたいと思います。

認定後におきましては、新聞や雑誌・テレビでジオパークが取り上げられることが多くなり、また一般公募しましたジオパークのロゴマークが使われるようになるなど、いろいろな動きが出てまいりました。今後は庁内関係課の職員で構成します西予ジオパーク構想推進委員会で連携・情報交換を行い、各種観光商品の企画等を行うジオツーリズム事業、地域産品を活用した6次化商品の開発等を行うジオアグリ事業、本市に存在します多様なジオ資源を活用したアイデアやご意見を市民の皆様から提案していただき、実行可能なものについては支援を含め市の事業として推進していくなど、ジオパークによる事業を広範囲に繰り広げ、市民はもとより全国に向けて意欲的に発信していきたいと考えております。

また、12月定例議会で議決いただきましたジオパーク推進基金を活用しまして、市民や団体等が行う事業を支援するジオパーク推進補助事業や遊歩道の改修や案内板の整備などジオポイント整備事業を推進していくつもりであります。西予ジオパークを今後も推進していくためには、市民の皆様のご理解、ご支援を得ることが必要であり、私たちが住む西予市に誇りを持ち、身近にあるジオ資源という宝物を価値あるものに変えることを楽しむことにあると思っております。

次に、えひめ国体の準備についてであります。

ご存じのとおり平成29年に愛媛県で第72回国民体育大会が開催され、西予市では相撲と成年女子ソフトボールが開催されます。これを機に、スポーツの魅力を発信すべく各種スポーツ大会の誘致や開催、スポーツ関係団体との連携による競技力の向上とえひめ国体競技種目の支援強化に取り組んでいるところであります。各施設の整備につきましては、平成24年度に基本設計が終わり、今年度宇和球場を改築及び宇和運動公園改修に係ります実施設計及び地質調査、運動公園及び御旅公園の長寿命化計画の策定を実施しているところで、平成26年度から各施設の工事に着手し、平成27年度で完成する予定であります。

また、相撲の開催会場となります乙亥会館につきましては、平成28年度に館内等の補修工事を行うこととしております。こうした準備等を踏まえ、西予市で開催される2競技につきましては万全の態勢で臨み、第72回国民体育大会を大成功におさめたいと思っております。

以上、私の所信を述べさせていただきましたが、このほかにも取り組むべき課題が山積しております。議員各位並びに市民の皆様のご意見、ご提言等をいただきながら、「誇れる・愛着のもてる『いい実感』のある西予市」づくりに努めてまいりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは次に、平成26年度予算案の概要について説明をいたします。

平成26年度予算案は、「誇れる・愛着のもてる『いい実感』のある西予」を基本理念とするマニフェスト2012の政策提言の実現を着実に推進しながら、地域経済状況や市の財政状況を直視した上で持続的な財政構造を構築する手法を取り入れ、次の2つを基本方針として予算編成をいたしました。

1点目は、厳しい財政状況に対応するための改革へ踏み込んでいく予算として、全職員が市の財政状況を見きわめ、行政評価システムの厳格な継続運用により、施策枠による予算の分限化と行政改革を着実に実行し、健全財政を堅持していくこととしております。

2点目は、総合計画を着実に推進する予算として、新市建設計画基盤事業の実行、減災のまちづくり、再生可能エネルギーへの挑戦、魅力あふれる創造発信など8つから成る夢創造せいよ26の推進を図ることとしております。これらにより平成26年度各会計予算額は、一般会計289億3,200万円、特別会計137億5,298万8,000円、公営企業会計66億2,895万8,000円、全会計では493億1,394万6,000円となり、一般会計では前年度比7.4%、19億9,200万円の増額となっております。

以下、一般会計予算案の新規事業と主な事業について、款、項の区分を基準とした目的別分類の施策ごとに説明をいたします。

初めに、議会費でございますが、議会活動を広く市民に周知するための議会だよりの経費や各常任委員会の研修経費、議会活性化特別委員会に係る経費を計上しております。総額で2億831万3,000円としております。

次に、総務費であります。情報化の推進で、ケーブルテレビ事業で提供しているデジタル放送サービスと高速インターネット通信サービスの安

定供給を維持する光伝送路維持管理費を計上しております。

男女共同参画では、男女共同参画推進体制の充実と広報啓発活動推進経費及び基本計画の策定に係る経費を計上しております。

コミュニティでは、都市部に住む若い人材を受け入れて地域おこしの強化を図る地域おこし協力隊事業費、自主・自立の地域づくりを推進するせいよ地域づくり交付金事業費を計上しております。

行財政では、行財政の効率化を推進する行政評価推進事業費、組織の活性化と公務効率の向上を図る人事評価推進事業費、今後10年間のまちづくりの指針となります総合計画策定に係る経費を計上しております。

交通網整備では、交通空白地域でタクシー事業者による区域運行を行い、日常的な移動を確保するデマンド乗り合いタクシー運行事業費、交通弱者である高齢者等の交通手段の確保と福祉の向上を図る生活交通バス運行事業費を計上しております。

空き家対策では、空き家の適正管理と今後の活用、防災・減災対策を進めるために空き家・廃屋対策事業費を計上しております。総額で26億3,705万円としております。

次に、民生費でございますが、地域福祉では、災害時における情報共有により災害に強い地域づくりを進める要援護者支援システム管理運営経費を計上しております。

高齢者福祉では、高齢者の外出支援とバス路線維持確保を図る高齢者路線バス利用補助金事業費、災害時におけるひとり暮らし等の高齢者に対する迅速かつ適切な支援体制の確立を図る経費を計上しております。

また、はり、きゅう、マッサージ補助事業では、さらなる健康保持・増進を図るため、年間の利用助成回数を拡充することとしております。

障害者福祉では、障害者総合支援法に基づき、障害者の日常・社会生活や地域移行・地域生活を支援するための事業費を計上しております。

また、障害者計画及び障害福祉計画の策定に伴うニーズ調査経費を計上しております。

子育て支援では、平成27年度から施行される子ども・子育て支援新制度に伴う子ども・子育て支援計画の策定経費、保育所の機能充実や多様化

する子育てニーズに対応するための病児・病後児保育事業費等の事業拡充、保護者が昼間家庭にいない児童に対する放課後児童健全育成事業費を計上しております。

また、震災から園児等を守るための高山・俵津・土居保育所の耐震診断に係る経費、消費税率引き上げによる子育て世帯への影響緩和を図る子育て世帯臨時特例給付金の支援に必要な経費を計上しております。総額で67億4,836万1,000円としております。

次に、衛生費でございますが、保健・医療で生活習慣の予防、疾病の早期発見・早期治療推進のための健康増進事業費や女性特有がんの検診等、各種検診事業費、インフルエンザ等の予防接種事業費を計上しております。

また、救急医療の充実と体制強化を図る病院群輪番制病院運営事業費、市立西予市民病院建設に係る繰出金、高齢化・過疎化が進展する地域の医療を確保する診療所特別会計への繰出金を計上しております。

環境・景観保全では、三瓶地域において、雨水を安全に排水して水害を防ぐ雨水幹線排水路等の整備を進める雨水排水基本計画策定経費を計上しております。

また、動植物と人間との共生できる豊かな農村空間の構築を目指し、地域で実施する活動に対する田園ロマンの里づくり活動事業補助金を計上しております。

廃棄物処理、墓地・火葬場では、老朽化している西部衛生センターと東部衛生センターを集約して、し尿処理及び浄化槽汚泥をあわせて処理し、資源化施設を備えた汚泥再生処理センターを整備するため土地購入費、造成、本体建設工事費を計上しております。総額で27億1,915万3,000円としております。

次に、農林水産業費でございますが、農業の振興では、産地競争力の強化と地域ブランド化を図るための選果機等生産設備の更新経費、米の乾燥・貯蔵・調整のための共同施設改修経費、子牛育成所新築移転経費を計上しております。

また、農業用排水路整備等の生産基盤の整備充実、営農規模の拡大と生産性の向上、農作業の効率化・省力化を図るための事業費を計上しております。

さらに、農業を支える人材確保等のための担い

手及び農業後継者の育成事業費を計上しております。

林業の振興では、森林整備、保全事業費、林道・林業専用道の整備事業費、間伐材搬出に対する助成事業費、林業技術者の育成と就業の安定を図るための林業労働者確保対策事業費を計上しております。

また、干しシイタケの産地育成を図る種駒購入補助の事業拡充、二酸化炭素の削減を図るための家庭用ペレットストーブ購入に対する補助経費を計上しております。

水産業の振興では、漁業環境の整備保全を図るための漁港整備等の施設整備費を計上しております。

また、漁業経営支援対策として、養殖共済掛金に対する補助経費、八幡浜漁業協同組合への経営改善支援経費を計上しております。総額で27億4,323万7,000円としております。

次に、商工費でございますが、商工業の振興では、中小企業の育成振興を図るための預託金事業費、地域産業の活性化と雇用の場の確保を図るための経費等を計上しております。

また、大消費地における食と人との交流と情報発信により農産物等の知名度アップと企業の販路拡大を図るための事業費を計上しております。

消費生活では、悪徳商法による被害が絶えない中、関係機関との連携により情報提供、被害者相談、苦情等に対応する経費を計上しております。

観光の振興では、日本ジオパーク認定を踏まえ、西予ジオパークを今後さらに推進するため、遊歩道等の整備事業やジオパークブランド活用事業などのハード・ソフト事業費を計上しております。

また、新たな観光資源として、愛媛県との連携によりジオパークを楽しめるサイクリングコースの看板設置、ジオサイクルマップ作成経費を計上しております。

さらに、雑巾がけグランプリのギネス登録に係る経費を計上しております。総額で5億4,573万7,000円としております。

次に、土木費でございますが、道路・交通網整備では、広域的な地域間の連携強化、安全性等の向上を図るため、県道道路整備事業の負担金、市道幹線道路及び橋梁の維持管理、保守経費を計上しております。

住宅・宅地の整備では、住宅関連産業を中心とした経済の活性化を図るとともに、居住環境を向上させる住宅リフォーム事業を計上しております。

防災では、急傾斜地等崖崩れ危険箇所10カ所の崖崩れ防災対策事業費を計上しております。総額で21億1,220万1,000円としております。

次に、消防費でございますが、消防・防災・救急では、大規模災害発生に備えた必要物資の備蓄や備蓄用倉庫の設置、津波避難路の整備、野村地区防災行政無線のデジタル整備化を図る事業費を計上しております。

また、災害救急時に速やかに対応できる体制整備と住民の生命・財産を守り安心して暮らせる町を築くため、消防団組織の充実を図るとともに、高規格救急車整備を初め、耐震性貯水槽等消防施設の整備費を計上しております。総額で14億5,653万1,000円としております。

次に、教育費でございますが、学校教育では、明浜地区の小学校統合校舎建築費、野村小学校南校舎改築事業費、望ましい教育環境の実現を図る学校再編推進事業費を計上しております。

また、長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念式典に参加し、平和教育の向上と長崎市内小学校との友好親善、文化交流を図る児童平和学習及びおイネさん交流事業費を計上しております。

さらに、建築後40年以上を経過し、移転新築を行う宇和給食センター建築事業費、野村幼稚園の大規模改修経費を計上しております。

生涯学習では、地域の実情に応じた効果的な生涯学習の充実を図る生涯学習推進事業費、家庭教育支援事業費や放課後子どもプラン事業費を計上しております。

また、野村地域の子育て支援対策として、図書館と児童館を整備する教育福祉複合施設建設事業費、公民館等耐震診断経費を計上しております。

芸術・文化・文化財では、西予市出身で命を見詰め、生きるために創作を続けた詩人故塔和子さんを顕彰する経費を計上しております。

また、愛媛県指定無形文化財である朝日文楽の保存伝承と後継者の育成を図る朝日文楽会館建設事業費を計上しております。

スポーツ活動では、スポーツ団体・クラブ及び指導者の育成を推進するための経費、地域コミュ

ニティー組織である総合型地域スポーツクラブの活動支援事業費を計上しております。

また、えひめ国体・成年女子ソフトボールの競技会場となります宇和球場及び宇和運動公園多目的広場の整備事業費、宇和体育館耐震診断経費を計上しております。総額で52億7,208万6,000円としております。

以上、歳出予算の目的別の概要でございましたが、続きまして歳入につきましてご説明をいたします。

まず、市税につきましては、固定資産税が増となったものの、個人市民税と法人市民税の減額が大きかったため、市税総額では対前年比2,061万6,000円の減額となっております。

地方譲与税、利子割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、地方交付税につきましては、平成26年度地域財政計画の増減率等をもとに計上しております。

国庫支出金につきましては、消費税率の引き上げに伴う低所得者、子育て世帯への影響緩和を図る暫定的・臨時的な措置として行う給付金の交付によりまして、対前年度比4億8,981万1,000円の増額となっております。

県支出金につきましては、緊急雇用創出事業費、森林蘇生緊急対策事業費補助金の減によりまして、対前年度比4億6,975万3,000円の減額となっております。

繰入金につきましては、財政調整基金、一般廃棄物処理施設等建設基金の繰入額の増額によりまして、対前年度比11億888万7,000円の増額となっております。

市債につきましては、道路橋梁債、保健体育債、文化振興債、清掃債の増等によりまして、対前年度比7億9,920万円の増額としております。

なお、市債につきましては、合併特例債、過疎債及び辺地債等の財政上有利な起債を活用して必要額を計上しております。

また、汚泥再生処理施設整備事業費、えひめ国体施設整備事業、学校給食センター建設事業における継続費の設定及び総合計画策定業務委託、総合行政システム再構築業務委託等の債務負担行為の設定を行っております。

以上、説明をさせていただきましたけれども、詳細につきましては担当課長からご説明をさせて

いただきますので、よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長 道山財政課長。

○道山財政課長 それでは、平成26年度当初予算の補足説明を予算書に沿って、新規事業並びに主な事業についてご説明を申し上げます。

まず、歳出につきまして説明をさせていただきます。

59ページをお開き願います。

総務費、費目企画費、総合計画策定事業1,485万円ですが、平成27年度で計画期間が終了します西予市総合計画の次期計画を平成26年、27年度の2カ年をかけて策定するもので、平成26年度に係る経費を計上しております。

なお、策定委託料につきましては、平成27年度の債務負担行為を設定しております。

64ページをお開き願います。

費目情報推進事業費、光伝送路維持管理事業7,097万2,000円ですが、宇和・野村間の光伝送路は、現在単一ルートしか構築されておらず、断線した場合には野村・城川地域全域でCATVやインターネットが利用できなくなる状況であるため、宇和信里と野村白髭間に新たな幹線を整備するための経費を計上しております。

70ページをお開き願います。

費目合併10周年事業費、西予市合併10周年記念式典事業ほか9事業4,559万1,000円ですが、合併10周年の節目の年を迎え、市民の連帯や相互理解を深めるとともに、西予市の魅力や活力を市内外に発信する各事業を平成26年度の1年間を通して実施するものであります。これ以外にも既存事業の内容を合併10周年版に拡充して実施する事業もあり、これらにつきましては、従来の事業費に予算計上をしております。

84ページをお開き願います。

費目地域振興費、せいよ部マネージャー事業990万円ですが、西予市合併10周年の平成26年度1年間、男女若者7人で結成しましたせいよ部マネージャーに係る活動経費を計上しております。西予市の魅力を広く情報発信し、西予市の知名度向上を図るとともに、若者の視点を生

かした政策提言により一層の地域活性化実現を目指すものであります。

同日、空き家・廃屋対策事業570万5,000円ですが、今後の空き家の有効活用や防災・減災対策のために空き家数及び危険度を調査して地図情報システムで管理を行うための経費を計上しております。

94ページをお開き願います。

民生費、費目老人福祉費、高齢者路線バス利用補助事業1,415万円ですが、高齢者の外出支援及び路線バス利用増加による公共交通バス路線の維持確保を目的に、70歳以上の高齢者に対して公共交通路線バス運賃の半額を補助するものであります。

101ページをお開き願います。

費目臨時福祉給付金費、臨時福祉給付金支給事業2億2,805万7,000円ですが、消費税率及び地方消費税率の引き上げに際し、低所得者の負担軽減対策として国が実施します簡素な給付措置によります給付金支給に係る経費を計上しております。財源には、臨時福祉給付金給付事務費国庫補助金を全額充当しております。

110ページをお開き願います。

費目子育て世帯臨時特例給付費、子育て世帯臨時特例給付金支給事業4,320万4,000円ですが、消費税率及び地方消費税率の引き上げに際し、子育て世帯への影響を緩和し、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から国が実施します臨時的な給付措置によります給付金支給に係る経費を計上しております。財源には、子育て世帯臨時特例給付事業費国庫補助金を全額充当しております。

127ページをお開き願います。

衛生費、費目汚泥再生処理施設整備事業費、汚泥再生処理施設整備事業5億7,638万9,000円ですが、老朽化しています西部及び東部衛生センターを集約して、し尿処理及び浄化槽汚泥をあわせて処理し、資源化設備を備えた施設として、平成29年度の供用開始を目指し、用地取得、造成、本体工事に係る経費を計上しております。

なお、造成工事、本体工事、本体工事監理委託につきましては、平成26年度から平成28年度の継続費を設定しております。

135ページをお開き願います。

農林水産業費、費目農業振興費、農業用機械・施設整備事業1億5,505万円ではありますが、果樹流通施設緊急整備事業費県補助金を受けまして、JAひがしうわのユズ選果機、JAにしようわのかんきつ選果機の更新に対する補助金を計上しております。

また、果樹戦略品種等供給力強化事業費県補助金を受け、モノラック明浜6件、三瓶7件、雨よけハウス整備三瓶5件に対する補助金を計上しております。

138ページをお開き願います。

費目畜産業費、19節畜産産地強化施設整備事業費補助金1億3,584万円ではありますが、JAひがしうわの野村子牛育成所は、旧野村町時代に建設され、施設の老朽化及び長年の使用によりまして子牛の飼養環境面に問題が発生しているため、地域内一貫乳肉肥育により優良な個体を確保し、地域ブランド化を図るための新たな育成所の整備に対する補助金を計上しております。財源として、畜産産地強化施設整備事業費県補助金及び野村町地域高齢者福祉及び農業振興基金を充当しております。

147ページをお開き願います。

費目林業振興費、19節特用林産振興事業補助金304万5,000円ではありますが、販売価格が生産原価の2分の1程度に下落しています干しシイタケの産地保護育成を図るため、干しシイタケ用種駒購入費に対する10分の3以内の補助金を計上しております。

153ページをお開き願います。

費目水産業振興費、19節魚類養殖等共済支援事業補助金476万3,000円ではありますが、赤潮等の予測困難な自然災害から養殖漁業経営を守る養殖共済への加入促進を図るため、平成26年度から2年間養殖共済掛金に対して補助するもので、平成26年度分を計上しております。

158ページをお開き願います。

商工費、費目観光費、ジオパーク推進事業2,622万9,000円ではありますが、日本ジオパーク認定を踏まえて今後一層の推進を図るため、ジオポイントの案内板の設置、ジオツアー、ジオセミナーの開催など、四国西予ジオパークの広報、啓発を行うための経費及び市民が取り組むジオパーク推進事業に対する補助金を計上しております。財源には、新ふるさとづくり総合支援事業

費県補助金、過疎債、ジオパーク推進基金を充当しております。

161ページをお開き願います。

費目商工観光施設管理費、土居家管理事業3,269万3,000円のうち2,886万7,000円ではありますが、カヤぶき屋根の一部修繕を平成25年度に実施することとしておりましたが、予想以上に劣化が激しかったため、修繕方法、材料確保等の検討を行いまして、平成26年度に全面修繕を行うもので、これに係る経費を計上しております。

168ページをお開き願います。

土木費、費目道路新設改良費9億534万4,000円のうち道路新設改良事業8億7,390万円ではありますが、市内市道幹線道路の改良、舗装等を実施するための経費を計上しております。

明浜地区、脇宮崎線ほか2路線、宇和地区、旧町地区277号線ほか11路線、野村地区、溪筋田之筋線ほか10路線、城川地区、程野線ほか5路線、三瓶地区、鳴山1号線ほか1路線を実施いたします。

また、市道舗装、道路附属物の点検調査委託経費を計上しております。財源には、道整備交付金、社会資本整備総合交付金、電源立地地域対策交付金事業費県補助金、過疎、旧合併特例債等を充当しております。

176ページをお開き願います。

費目住宅管理費、19節住宅リフォーム事業補助金1,750万円ではありますが、平成25年度の市単独緊急経済対策で実施いたしました事業を継続実施するもので、市内住宅関連産業の需要創出と市内住宅環境の向上を図るための持ち家住宅の増改築及びリフォーム工事に対して、工事費補助金上限20万円、市産材利用補助金上限5万円を補助する経費を計上しております。

192ページをお開き願います。

教育費、費目教育振興費、児童平和学習おイネさん交流事業150万7,000円ではありますが、8月8日から10日にかけて、市内の小学6年生20名と引率者7名が、長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念式典に参加し、平和教育の向上を図るとともに、長崎市内小学校との友好親善、文化交流を行うための経費を計上しております。

193ページをお開き願います。

費目学校建設費、小学校施設整備事業1,13

0万1,000円ではありますが、老朽化しました三瓶小学校プールの新設設計及び宇和町小学校を除く宇和地区6つの小学校保健室のエアコン整備等に係る経費を計上しております。財源には、過疎債を充当しております。

同費目、明浜地区小学校統合校舎建設事業6億4,465万3,000円ではありますが、平成27年4月の明浜地区小学校統合に向けて統合校舎の新築に係る経費を計上しております。竣工は平成27年2月27日の予定であります。財源には、学校施設環境改善交付金、旧合併特例債等を充当しております。

同費目ですが、野村小学校南校舎改築事業3億9,993万9,000円ではありますが、平成27年4月の野村地区小学校統合に向けて、野村小学校南校舎の改築に係る経費を計上しております。財源には、学校施設環境改善交付金、旧合併特例債を充当しております。

207ページをお開き願います。

費目公民館費、公民館耐震化事業1,439万4,000円ではありますが、災害時の避難所となります公民館の耐震化を図るため、新耐震基準前の昭和56年5月31日以前に建築確認されました公民館の耐震性を確認するための耐震診断及び補強が必要な場合の耐震補強設計経費を計上しております。

実施します公民館は、野村公民館、高山公民館であります。財源には、社会資本整備総合交付金を充当しております。

209ページをお開き願います。

費目社会教育施設運営管理費、社会教育施設耐震化事業686万8,000円ではありますが、災害時の避難所となります総合センターしろかわの耐震化を図るため、新耐震基準前の昭和56年5月31日以前に建築確認されました総合センターしろかわの耐震性を確認するための耐震診断及び補強が必要な場合の耐震補強設計経費を計上しております。財源には、社会資本整備総合交付金を充当しております。

212ページをお開き願います。

費目社会教育施設建設費、野村地域教育福祉複合施設建設事業5億632万1,000円ではありますが、野村小学校に隣接します市有地、旧野村保育所、四国電力跡地に図書館と児童館が一体となった複合施設の建設に係る経費を計上しており

ます。

建物の概要は、鉄筋コンクリートづくり2階建て一部鉄骨づくり、延べ床面積1,627.29平方メートル、1階部分が図書館、2階部分が児童館、学童保育所となっております。

また、備品整備の一部に野村町地域青少年健全育成基金を充当しております。平成26年度完成の予定であります。財源には、放課後児童クラブ整備費県補助金、野村町地域青少年健全育成基金、旧合併特例債を充当しております。

213ページをお開き願います。

費目文化振興総務費、塔和子顕彰事業119万4,000円ではありますが、命や愛、ふるさとへの思いを多くの詩に表現した西予市出身のハンセン病元患者で、詩人の故塔和子さんを偉大な詩人として市民を挙げて顕彰するため、一周忌を期して「しのぶ集い」を開催するための経費を計上しております。

217ページをお開き願います。

費目文化施設運営管理費、ギャラリーしろかわ管理運営事業9,873万5,000円のうち8,737万2,000円ではありますが、平成5年建築で老朽化した施設の大規模改修を行うための経費を計上しております。

改修内容は、空調設備、照明LED化、ホールタイル、展示室カーペット、天井などとなっております。

221ページをお開き願います。

費目文化の里振興費、米博物館管理運営事業1,330万9,000円のうち520万2,000円ではありますが、クラックが発生し崩壊の不安を感じています米博物館の擁壁の補強工事を行う経費を計上しております。

なお、設計は平成25年度で実施済みであります。

222ページをお開き願います。

費目文化振興施設建設費、朝日文楽会館建設事業3億6,507万6,000円ではありますが、平成24年度に基本設計に着手し、平成25年度に実施設計が完了しました朝日文楽会館の建設工事に係る経費を計上しております。

建物の概要は、鉄骨づくり内装木質化一部2階建て、延べ床面積が762.46平方メートルとなっております。財源には、旧合併特例債を充当しております。

225ページをお開き願います。

費目体育施設費、宇和運動公園管理運営事業6,038万2,000円のうち宇和プール改修工事費3,773万6,000円ですが、経年劣化によりまして塗装の剥離が激しい宇和プールの内壁及び幼児用スライダーの塗装修繕工事等を行う経費を計上しております。

226ページをお開き願います。

同費目、体育施設耐震化事業830万8,000円ですが、災害時に多数の市民の避難所となります宇和体育館の耐震化を図るため、新耐震基準前の昭和56年5月31日以前に建築確認されました宇和体育館の耐震性を確認するための耐震診断及び補強が必要な場合の耐震補強設計経費を計上しております。財源には、社会資本整備総合交付金を充当しております。

231ページをお開き願います。

費目国民体育大会費、えひめ国体施設整備事業4億2,954万7,000円ですが、成年女子ソフトボールの競技会場となります宇和球場と宇和運動公園の施設改修工事に係る経費を計上しております。完成は国体前年に開催されますプレ大会に使用するため、平成27年度の予定としております。

なお、平成26年度から平成27年度の継続費を設定しております。

232ページをお開き願います。

費目給食センター建設費、学校給食センター建設事業2億8,157万1,000円ですが、昭和47年建築で老朽化が激しい宇和学校給食センターの移転新築を行うもので、延べ床面積1,715平方メートル、鉄骨づくり地上2階建て、調理能力最大2,000食、配送範囲は宇和中学校、宇和地区小学校7校としております。運用開始は平成27年9月の予定で、平成26年度に用地購入、地質調査、設計などを行って本体工事に着手する計画であります。

なお、平成26年度から平成27年度の継続費を設定しております。財源には、学校施設環境改善交付金、旧合併特例債を充当しております。

次に、歳入ですが、15ページにお戻りください。

市税ですが、市民税では個人が退職者の増によりまして、法人が景気の影響によりそれぞれ減を見込んでおります。

一方、固定資産税では、新築家屋の増を見込んでおり、市税全体では対前年度2,061万6,000円の減額としております。

18ページをお開き願います。

地方消費税交付金であります。平成26年4月1日からの地方消費税率1%から1.7%引き上げ分の増を見込んでおりますが、予算計上に当たりましては、国が示しました全国平均伸び率に準じて積算し、対前年度5,117万3,000円の増額としております。

地方交付税であります。普通交付税、特別交付税ともに国が示した伸び率に準じておりますが、予算計上に当たりましては、それぞれ前年度同額としております。

26ページをお開き願います。

費目衛生費国庫補助金、1節循環型社会形成推進交付金7,127万6,000円ですが、汚泥再生処理施設整備事業に係る補助金であります。

費目教育費国庫補助金、1節学校施設教育改善交付金2億8,684万8,000円ですが、明浜地区小学校統合校舎建設事業、野村小学校南校舎改築事業に係る補助金であります。

27ページをお開き願います。

同費目、8節社会資本整備総合交付金、都市公園の分ですが1億9,951万8,000円ですが、えひめ国体施設整備事業、体育施設耐震化事業に係る補助金であります。

30ページをお開き願います。

県支出金、費目農林水産業費県補助金、1節果樹流通施設緊急整備事業県補助金1億2,200万円ですが、農業用機械施設整備事業における果樹選果機更新等に係る補助金であります。

畜産産地強化施設整備事業費県補助金1億1,320万円ですが、歳出のほうの畜産施設整備事業に係る補助金であります。

36ページをお開き願います。

繰入金、基金繰入金ですが、財政調整基金、明浜地域及び宇和町地域振興基金繰入金及び一般廃棄物処理施設等建設基金等の繰入増によりまして、対前年度11億853万5,000円の増額となっております。

48ページ、お開き願います。

市債ですが、教育債の野村地域教育福祉複合施設建設事業、朝日文楽会館建設事業、宇和

給食センター建設事業に係る市債等の増によりまして、対前年度7億9,920万円の増額となっております。

次に、9ページをお開き願います。

9ページ、継続費であります。汚泥再生処理施設整備事業が本体工事、造成工事及び施工管理委託について平成26年度から28年度まで、えひめ国体施設整備事業が工事費及び施工管理委託について平成26年度から平成27年度まで、学校給食センター建設事業が工事費及び設計監理委託について平成26年度から平成27年度までの継続費を設定しております。

10ページをお開き願います。

次に、債務負担行為であります。総合計画策定業務委託につきましては、計画策定期間が平成26、27年度の2カ年であることから、業者への委託を2カ年で契約締結するため、また総合行政システム再構築業務委託につきましては、平成27年度中にシステムを更新する必要があり、導入業者の選定や新システムの構築を平成26年度から行う必要があること、またシステム導入経費を平成27年度から平成31年度で支払うため、西予市獣肉処理加工施設管理運営業務委託につきましては平成27年度から28年度、西予市木質ペレット製造施設管理運営業務委託につきましては平成27年度から平成30年度について指定管理委託を行うため、それぞれ債務負担行為を設定するものであります。

以上、説明とさせていただきます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

暫時休憩いたします。（休憩 午後2時40分）

○議長 再開いたします。（再開 午後3時54分）

（日程9）

○議長 次に、日程第9、議案第52号「平成26年度西予市授産場特別会計予算」から議案第63号「平成26年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算」までの12件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

三好生活福祉部長。

○三好生活福祉部長 議案第52号「平成26年度西予市授産場特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

特別会計予算書の1ページからになります。

本予算の歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ2,223万9,000円としております。

歳出の主なものは、施設授産場費の事務費で人件費等1,086万4,000円、事業費で手数料352万1,000円であります。

歳入の主なものは、手袋加工賃収入等の施設授産場事業収入415万5,000円、繰入金で一般会計繰入金及び保護施設事務費繰入金の1,800万3,000円を予定いたしております。

続きまして、議案第53号「平成26年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

予算書の17ページからになります。

本予算の歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ305万3,000円としております。

歳出の主なものは、住宅新築資金並びに改修資金に借り入れている公債費263万6,000円であります。

歳入の主なものは、貸付金償還金305万2,000円を計上いたしております。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 内藤教育部長。

○内藤教育部長 議案第54号「平成26年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

この奨学資金は、西予市出身の優秀な学生・生徒であって、経済的理由により就学が困難な者に対して定額を無利子で貸し付けするものであります。

本予算の歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ3,866万4,000円としております。

歳出では、奨学資金貸付金で、新規貸付予定者51名、継続貸付者46名、計97名分及び運営費に係る経費3,745万1,000円、予備費121万3,000円を計上いたしました。

歳入では、償還金等3,866万4,000円を計上し、運営するものであります。

なお、奨学資金の貸し付けに当たっては、西予市育英会理事会に諮り、公正な決定運用を図ることといたしております。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 三好生活福祉部長。

○三好生活福祉部長 議案第55号「平成26年

度西予市国民健康保険特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

国保特別会計予算につきましては、事業勘定予算と8つの診療所勘定予算で構成されております。

まず、事業勘定予算から説明申し上げます。

平成26年度の予算編成に当たりましては、厳しい財政状況であることを踏まえ、国民健康保険事業の適正かつ安定的な運営を図るため、医療費の動向、医療制度改正の対応など国が示す留意事項に基づき編成いたしました。昨年度に合併後2回目となる税率改正を実施しておりますが、今後も保険給付費の増加及び税金の落ち込みが見込まれ、財政状況は一層厳しい状況になることが予想されることから、今年度財政調整基金への積み立てを目的とする一般会計からの繰入金を計上いたしました。

それでは、予算書41ページをお開きください。

歳出の主なものでは、総務費1億109万5,000円、保険給付費39億4,357万4,000円、後期高齢者支援金等6億7,524万3,000円、介護納付金2億9,925万4,000円、共同事業拠出金6億9,203万7,000円、保健事業費4,910万1,000円を計上いたしました。

続いて、39ページにお戻りください。

歳入の主なものにつきましては、国民健康保険税9億4,592万2,000円、国庫支出金14億1,884万4,000円、県支出金2億9,196万7,000円、療養給付費等交付金4億6,000万1,000円、前期高齢者交付金15億155万円、共同事業交付金6億8,064万5,000円、繰入金5億32万1,000円を計上いたしました。

以上によりまして、事業勘定予算は歳入歳出それぞれ58億707万6,000円といたしました。

次に、診療施設勘定予算についてご説明申し上げます。

各診療所の患者数は減少傾向にあり、診療収入も減収が見込まれ、一般会計からの繰入金に頼る傾向が強くなっており、年々厳しい経営を余儀なくされておりますが、経費節減、経営改善に積極的に努め、今後とも地域になくてはならない診療

所づくりを目指す所存であります。

なお、来年度から杉之瀬出張診療所については廃止し、高山診療所の内科については引き続き休止を予定いたしております。

各診療所勘定の歳入歳出予算総額は、予算資料の43ページ、44ページの俵津診療所勘定が997万6,000円、45ページ、46ページの狩江診療所勘定が6,643万6,000円、47ページ、48ページの高山診療所勘定が4,476万7,000円、49ページ、50ページの惣川診療所勘定が1,317万2,000円、51ページ、52ページの土居診療所勘定が1億166万3,000円、53ページ、54ページの遊子川出張所診療勘定が554万3,000円、55ページ、56ページの二及診療所勘定が7,671万4,000円、57ページ、58ページの周木診療所勘定が4,227万1,000円といたしました。

続きまして、議案第56号「平成26年度西予市後期高齢者医療特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

後期高齢者医療制度につきましては、これまで先行きが不透明でありましたが、平成25年8月6日の社会保障制度改革国民会議の最終報告を踏まえ、8月21日に社会保障制度改革推進法第4条の規定に基づく法制上の措置の骨子が閣議決定されたことにより存続との結論に至っております。

それでは、177ページをお開きください。

本予算書は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,930万7,000円と定めるものであります。

179ページをお開きください。

歳出の主なものとしていたしましては、総務費2,586万7,000円、後期高齢者医療広域連合納付金5億7,807万9,000円、後期高齢者を対象に実施する健康診査事業費として1,505万2,000円を計上いたしました。

178ページに戻っていただきます。

歳入の主なものとしていたしましては、後期高齢者医療保険料3億4,668万4,000円、繰入金2億5,798万6,000円、諸収入1,463万4,000円を計上いたしました。

続きまして、議案第57号「平成26年度西予市介護保険特別会計予算」について提案理由のご

説明を申し上げます。

本予算につきましては、介護等が必要な人の尊厳を保持し、能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援をし、必要な保険給付を行うことのための事業等に関する予算の計上となっております。

それでは、195ページをお開きください。

本予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億6,502万5,000円と定めるものであります。

197ページをお開きください。

次に、歳出予算についてその主なものをご説明いたします。

総務費では、主に人件費と介護認定等に係る経費として1億2,367万8,000円を計上いたしております。

保険給付費につきましては、主に介護給付、予防給付、そのほか細分された各サービス費の支出となり52億3,496万円としております。

地域支援事業費では、介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なマネジメントを市が実施する経費として9,933万3,000円としております。

196ページにお戻りください。

歳入予算の主なものは、65歳以上の方に納付していただく介護保険料7億9,768万6,000円、国庫支出金14億4,805万5,000円、県支出金の7億8,801万7,000円、支払基金交付金で15億2,274万7,000円、繰入金の一般会計繰入金で8億859万3,000円、基金繰入金9,479万3,000円、歳出の地域支援事業費の事業実施に伴う利用者等の諸収入508万1,000円を予定いたしております。

以上、3議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 福原産業建設部長。

○福原産業建設部長 議案第58号「平成26年度西予市農業集落排水事業特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

平成26年度における主な事業といたしましては、宇和町、野村町で稼働している10処理区の維持管理業務及び公債費の元利償還等であります。

予算書の247ページをお開きください。

本予算は、歳入歳出総額をそれぞれ4億2,015万1,000円と定めるものであります。

249ページをお開きください。

歳出では、施設管理費で1億4,690万8,000円計上しておりますが、これは主に、10処理区の維持管理費用に係る委託料及びこれらに関連する事務費、人件費等に係る経費を計上しております。

また、今までに建設された施設整備に対する公債費の元利償還金2億7,324万3,000円を計上しております。

248ページにお戻りください。

歳入につきましては、施設使用料8,590万円、加入負担金200万円、一般会計繰入金3億3,115万1,000円、繰越金110万円を充当いたしております。

続きまして、議案第59号「平成26年度西予市公共下水道事業特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

平成26年度に実施する主な事業につきましては、宇和处理区では、延長約2,500メートルの管路整備工事と管路実施設計委託業務と野村処理区では、国道改良に伴うマンホール、公共ます移設工事等をそれぞれ予定しております。

予算書265ページをお開きください。

本予算は、歳入歳出総額を8億7,120万円と定めるものであります。

267ページをお開きください。

歳出では、事業費の施設管理費で8,582万円計上いたしておりますが、これは主に、野村・宇和両処理区の維持管理費用と下水道接続奨励金等に係る経費を計上しております。

次に、施設整備費では4億2,608万円を計上しております。これは主に、野村・宇和両処理区の施設整備に係る委託料、工事請負費及びこれに関連する事務費、人件費等に係る経費を計上しております。

また、今までに建設された施設整備に対する公債費の元利償還金3億5,930万円を計上しております。

266ページにお戻りください。

歳入につきましては、施設使用料6,990万円、事業費分担金825万円、国庫補助金1億4,400万円、一般会計繰入金4億8,080万円、繰越金39万円、諸収入206万円、市債

1億6,580万円を充当いたしております。

なお、地方債の限度額、起債の方法、利率、償還の方法を第2表により定めております。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 平野公営企業部長。

○平野公営企業部長 議案第60号「平成26年度西予市簡易水道事業特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

予算書の説明の前に、本年度の水道事業におきまして経営基盤の強化を図るため、市が直接管理しております宇和の3つの簡易水道等と三瓶の3つの簡易水道を上水道に事業統合する予定であります。したがって、事業統合を反映した予算となっておりますので、予算額が前年度から大幅に減少しております。

まず、特別会計予算書227ページをお開きください。

平成26年度予算の主なものは、各施設の維持管理費及び施設の整備に伴う経費で、歳入歳出の総額をそれぞれ1億4,573万1,000円と定めるものであります。

その主な内容につきまして、事項別明細にてご説明申し上げます。

236ページをお開きください。

歳出の主なものとして、事業費の総務管理費においては、職員等の人件費と関係する事務費を初め、需用費においては光熱水費、修繕料、施設管理委託料など合わせて9,818万2,000円を計上いたしております。

次に、238ページの施設整備事業費ですが、工事請負費では、施設整備に係る市単独工事分1,730万円のほか、委託料等を合わせまして1,940万円を計上いたしております。

次に、239ページの公債費は、元利合計して2,669万9,000円を計上いたしております。

次に、歳入ですが、233ページをお開きください。

主なものとして、給水収入7,034万8,000円、続いて234ページの繰入金では、人件費分など一般会計繰入金3,963万9,000円と基金繰入金810万円、合わせて4,773万9,000円を計上いたしております。

続きまして、公営企業3事業の平成26年度予算についてご説明いたします。

このたびの地方公営企業法及び関係政省令等の改正により、会計制度及び会計基準の見直しが行われ、平成26年度からの予算から適用することとなっていることから、3事業全てこの改正を踏まえた予算となっております。

それでは、議案第61号「平成26年度西予市上水道事業会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

予算書の説明の前に、本年度の水道事業につきまして概要をご説明いたします。

現在、西予市の水道事業は、合併前に設置された4つの上水道と40の簡易水道、さらには給水人口100人以下の給水施設73、専用水道1を合わせて118の事業から構成されております。水道施設は全国的に見ましても、拡張から更新へと維持管理の時代となっております。本市においても、給水人口の減少、老朽化施設の計画的更新、地震対策の推進、多様化・高度化する水道使用者のニーズへの的確な対応などさまざまな課題に直面しております。これらの課題の解決とライフラインであります本事業の経営基盤の強化を図るため、明浜・宇和・野村・三瓶の4つの上水道と市が直接維持管理しています宇和及び三瓶にある合計6つの簡易水道等を事業統合し、その中で料金改定を行い、安心・安全で快適な水道水の安定供給のさらなる充実を目指すこととしております。

それでは、公営企業会計予算書1ページをお開きください。

さきにご説明いたしました地方公営企業会計制度の見直しとともに事業統合及び料金改定を反映した予算であることが特徴となっております、予定量及び予定額が前年度から増加しております。

まず、第2条業務の予定量についてご説明いたします。

給水戸数は事業統合に伴い、前年度計画から2,087戸増加しまして1万5,169戸を予定しております。

また、西予市全体における年間総給水量を459万3,426立方メートル、1日平均給水量を1万2,585立方メートルと予定しております。

主要な建設改良事業としましては、宇和給水区

域における上松葉浄水場更新事業1億1,700万円、野村給水区域における愛宕山配水池更新事業6,000万円、三瓶給水区域における皆江下泊地区配水管布設がえ工事2,042万円、明浜給水区域における国道378号老朽管更新事業1,760万円をそれぞれ予定しております。

次に、第3条収益的収入及び支出についてご説明申し上げます。

収益的収入におきましては、水道事業収益の総額を7億4,769万円と定め、営業活動に基づく給水収益の6億7,430万1,000円を含む営業収益として6億8,260万9,000円、営業外収益として6,504万1,000円を計上しております。

収益的支出におきましては、水道事業費用の総額を7億4,763万4,000円と定め、主なものとしまして、営業活動に係る営業費用として6億8,405万4,000円、地方債償還利息等の営業外費用として5,061万7,000円を計上しております。

次に、2ページ、第4条資本的収入及び支出についてご説明いたします。

資本的収入におきましては、総額を3億7,664万円と定め、内訳は工事負担金2,495万7,000円、消火栓設置工事に対する一般会計負担金610万円、企業債2億9,870万円、企業債元金償還金及び事業統合後の建設改良費に対する一般会計補助金4,688万3,000円を計上しております。

支出におきましては、総額を7億640万2,000円と定め、内訳は建設改良費5億5,752万7,000円、企業債償還金1億4,687万5,000円、一般会計からの借入金の償還金である長期借入金償還金200万円を計上しております。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3億2,976万2,000円を補填する財源につきましては、第4条括弧書きのとおりであります。

次に、第5条の企業債では、上水道施設整備事業を目的として2億9,870万円の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めております。

第6条では、一時借入金の限度額を2億円と定め、第7条では、予定支出の各項の経費の金額の

流用、第8条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として職員給与費1億4,651万9,000円、交際費8万円と定めるものであります。

また、第9条では、一般会計から受ける補助金として、目的と合計金額5,398万7,000円を定め、次の第10条では、棚卸資産購入限度額を1,640万円に定めるものであります。

続きまして、議案第62号「平成26年度西予市病院事業会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

それでは、公営企業会計予算書43ページをお開きください。

まず、第2条業務の予定量についてご説明いたします。

病床数は、昨年度と同じ264床で、年間患者数は、入院7万5,005人、外来10万2,424人を見込み、1日平均患者数は、入院205人、外来420人を見込んでおります。

また、主な建設改良事業として施設整備事業費1億6,521万8,000円、医療機器備品購入費8,259万4,000円、新病院建築費6億5,201万9,000円を計上いたしております。

次に、第3条収益的収入及び支出についてご説明いたします。

収入では、病院事業収益の総額を32億6,238万9,000円と定め、医業収益30億6,644万3,000円、医業外収益1億9,591万6,000円、特別利益3万円を計上いたしております。

これに対しまして支出では、病院事業費用の総額を36億1,755万9,000円と定め、医業費用33億4,114万7,000円、医業外費用9,573万5,000円、特別損失1億8,067万7,000円を計上いたしております。

次に、第4条の資本的収入及び支出についてご説明いたします。

新病院建設に伴う本体工事費及び病院情報システム整備費、医療機器・什器備品等購入費、また野村病院の改修工事及び医療機器備品購入費などに伴う収入及び支出を見込むもので、収入では総額7億3,033万7,000円を計上いたしております。

その内訳としましては、出資金1億8,101万9,000円、負担金及び交付金7,831万8,000円、企業債4億7,100万円でございます。

これに対しまして支出では、総額10億2,114万8,000円を計上いたしました。

その内訳としましては、建設改良費8億9,983万1,000円、企業債償還金1億2,131万7,000円を計上いたしております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億9,081万1,000円は、第4条括弧書きのとおりであります。

続きまして、第5条の企業債については、新病院建設に伴うものとして4億7,100万円の限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものであります。

第6条では、一時借入金の限度額を10億5,000万円と定め、第7条では、予定支出の括弧の経費の金額を流用することができる場合を記載のとおりと定めております。

続いて、第8条では議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費22億9,297万5,000円、交際費330万円を定めるものでございます。

第9条では、一般会計から病院事業会計へ受ける補助金として、目的と合計金額3,225万1,000円を定めております。

最後に、第10条で棚卸資産の購入限度額を6億5,000万円と定めております。平成26年度は西予市立西予市民病院を開院させる予定としており、平成26年度予算の中にも西予市民病院の開院に当たり、必要となる運営経費等を見込んでいるところでございます。

続きまして、議案第63号「平成26年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

介護老人保健施設つくし苑の事業につきましては、老人の心身の状況に応じた適切な介護及び機能訓練、必要な医療等を提供し、日常生活の自立と家庭復帰を支援し、地域に親しまれ信頼される施設を目指してサービスの提供に引き続き努めてまいりたいと考えております。

それでは、123ページをお開きください。

第2条の業務の予定量では、入所定員80人、1日当たりの通所者定員25人、療養者数は年間

3万5,435人と見込んでおります。

次に、第3条の収益的収入及び支出についてご説明いたします。

収入では、施設事業収益の総額を4億5,567万8,000円と定め、施設介護給付費3億4,091万4,000円を含む施設運営事業収益として4億3,241万4,000円、施設運営事業外収益として2,326万4,000円を計上いたしております。

これに対しまして支出では、施設事業費用の総額を4億9,261万3,000円と定め、施設運営事業費用4億4,972万3,000円、施設運営事業外費用1,400万4,000円、特別損失2,888万6,000円を計上いたしております。

次に、第4条の資本的収入及び支出についてでございますが、資本的収入を238万9,000円、支出を4,360万2,000円計上いたしております。その主なものは、企業債元金償還金3,566万4,000円と介護保険請求システムサーバー入れかえ等793万8,000円であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4,121万3,000円につきましては、第4条括弧書きのとおりであります。

次に、第5条では、一時借入金の限度額を5,000万円と定め、第6条では、予定支出の各項の経費の金額の流用、第7条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として職員給与費3億8,634万1,000円、交際費1万円と定めるものであります。

また、第8条では、他会計から受ける補助金として目的と合計金額2,274万4,000円を定め、第9条では、棚卸資産購入限度額を500万円と定めるものでございます。

以上、4議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

ただいま議題となっております案件のうち、議案第38号「平成25年度西予市一般会計補正予算（第6号）」から議案第50号「平成25年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第2号）」までの13件について議案順に質疑を行います。

なお、質疑の内容は大綱のみをお願いいたしま

す。

それではまず、議案第38号「平成25年度西予市一般会計補正予算（第6号）」に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番松山清君。

**○9番松山清君** 31ページの社会福祉総務費についてお伺いしますけれども、その中の国民健康保険特別会計事業勘定繰り出し事業が1億1,246万7,000円というのがあるわけですが、これについて給付費等が例えば不足したとかそういった事態ではないかというふうに思われるわけですが、税率を去年改正いたしまして8,000万円ぐらいふえたというふうなお話がありました。去年変えたのにここで不足すると、それは2年前の精算によるということですが、そうすると去年変えた税率は妥当だったのかどうかということがやはりちょっと疑問に思うわけですが、その税率はどう考えられているのか、妥当だったと考えられているのか、また今度上げなくちゃいけないと考えているのか。

やはり毎年毎年これを税率というのは変動するにはいかないと思いますので、二、三年間置いて見直しするといったようなことがあると思いますので、その税率はどう考えるのかということ。

関連しまして、繰り出しの金額が1億1,200万円と非常にちょっと金額的には1億円を超えるような額でありますし、今度新しい予算の中にも基金で1億円とか、当然職員の給与なんかも一般会計から繰り出しするわけですが、そういったことがあります。そういう中で、1億1,200万円このお金は、ふえたお金とかいろいろ足りないお金とかいろいろありましたが、それとけさ説明されたのとどういう関係があるのかということをお尋ねしたいと思います。

**○議長** 三好生活福祉部長。

**○三好生活福祉部長** ただいまの松山市議からのご質問ですが、税率改正平成25年度に10.4%余りの税率改正をさせていただきました。それにつきましては、保険給付費いわゆる医療費の伸びがこれまでの増額する見込みといたしまして、伸びに耐え得るような状況での税額改定というふうなことで見込んでおりましたが、ところがふたをあけてみますと、平成25年度におきましては、先ほど行政報告の中でも申し上げましたけ

ども、高額医療費共同事業交付金あるいは保険財政共同安定化事業交付金、いわゆるこれは国の交付金ではありますが、この交付金の伸びが比較的伸びが少なかったということで、歳入不足というふうな突発的な要因があったということやむなく今回赤字補填分の9,693万4,000円を含む1億1,246万7,000円の一般会計からの繰り出しをしたということでもあります。

今後の税率改定の見通しでありますけれども、これにつきましては、25年度におきまして、いわゆる被保険者の負担に耐えられる部分での、分ではこれぐらいじゃろうというふうなことでとりまでするので、26年度以降については、保険料の見直しということは考えておりません。したがって、突発的ないわゆる経費、そういうものが26年度も試算の中では前期高齢者交付金、これが7,300万円ほど対前年度比として欠落しとるということで、1億円相当の基金も、基金の積み立ても目的として1億円ばかりの一般会計からの繰り出しをするというふうなことで、当面はそういう措置をしていくというふうなことであります。

**○議長** 9番松山清君。

**○9番松山清君** 突発的なことでも今後は二、三年はこのままの税でやれるというお答えというふうに解釈してよかつたんじゃないかなと思うわけですが、やはり西予市の国保の会計というのは、国保税と西予市からはやっぱり一般会計から投入するこのバランスというのがありまして、やはりこういう場合に、全部当然西予市の場合は国保税ではかなり不足するわけでございますから、どれぐらい投入したらいいのかということが、我々にもちょっと変動がありまして、非常にわかりにくいところがあるわけです。それで、そこらの投入する割合というんでしょうか、それは今後どうなのか。今のぐらいで、ことしだっすごく多い額じゃないかと思うんですが、これを超えるようなことはもうないというふうに考えていいのかどうかということをお尋ねします。

**○議長** 三好生活福祉部長。

**○三好生活福祉部長** 今のご質問にお答えしますが、国保財政というのは、構造的にどこの自治体でもそうだと思うんですが、かなり脆弱性があります。構造的にそういう問題を抱えております。そういったことで、もうそういう背景もある

んですけれども、いわゆる医療費がある程度、今比較的伸びてはおりますけれども、伸びる範囲に比べて25年度の税率改正によってある程度解消できると、そういうふうなもくろみをしておったわけなんですけれども、結果的には医療費の伸びでの理由ではなくて、それ以外の理由によってやむを得ず一般会計からの繰り入れをしなければならないとそういう事態に陥ったということでもありますので、今後医療費が大きく伸びると、そういったものがない限りは、ここ数年ですけれども、いわゆる財調を積み立てるという目的で、いわゆる財調の安定化支援といったような目的でここ二、三年ぐらいは一般会計からの支援を受けて健全な財政積立金をしていこうと、そういった考えであります。

以上です。

**○議長** 18番酒井宇之吉君。

**○18番酒井宇之吉君** この問題につきまして、国保会計がいつかはこういう状態になるというのは、私の厚生常任委員長の時にも予測されたことでございます。そして税率を上げまして、そして一般会計からの繰り出しということになったわけでございますけれども、市長にお尋ねいたします。

こういう傾向になるということは、各町村高齢化になるに従って予測されておりました。そして国の方でも対応していると思っておりますけれども、市長がもう少し広域な形でやるというような意見も出ておまして、市長は福祉に国境はないといういつも唱えておられますので、このあたりにつきまして、これから県知事会においてはなかなかまとまりにくいというような方向も聞いておりますけれども、現状の進捗状況についてお聞かせ願ったらと思います。

**○議長** 三好市長。

**○三好市長** 国保の全国的な問題に対するご指摘だと思うわけですが、ご案内のとおり、今ほど部長のほうの説明しましたとおり、一つの自治体で国保を会計をやっておると、変動幅が非常に多ございます。今回の変動は、私たちが予想しておった、いわゆる医療費ですね、医療費に起因するものではなく、それ以外に起因するものによって今回の変動が出て、繰り入れをしなくてはならないという事態に陥る、こういうことも今後いろいろなところがあり得る、あるいは精算が2年前にさかのぼって行われますんで、数字が見え

ない。私はこの制度性がいかなものか。今までも最高には1年間5億円の違いがある。これはおかしい制度性であります。したがって、こういう制度性をいつまでもつくってやっておいたら、非常に問題が生ずる。そうするとやはりそれを薄めるためには、広域的なところでやっていくのがしかるべきではなかろうかなということで、全国市長会、あるいは全国町村会は県段階でこの国保をやっていくということをずっと要望してきたところでもあります。知事会との意見のそごがありますが、近い将来はもはやこれを県段階でやるという流れは完全にできたと、このように思っております。

以上、答弁いたします。

**○議長** ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長** 次に、議案第39号「平成25年度西予市授産場特別会計補正予算(第4号)」から議案第50号「平成25年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第2号)」までの12件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長** 以上で質疑を終結いたします。

ただいまの平成25年度補正予算に係る議案13件については、お手元に配付いたしております常任委員会付託表及び特別委員会付託表のとおり各委員会に付託いたします。

各委員会は直ちに委員会を開催し、本日委員会審査の経過と結果について各委員長の報告を求めるといたします。

暫時休憩いたします。(休憩 午後4時52分)

**○議長** 再開いたします。(再開 午後5時19分)

本日の会議において各委員会に付託いたしました議案第38号「平成25年度西予市一般会計補正予算(第6号)」から議案第50号「平成25年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第2号)」までの13件について各委員長より委員会報告が提出されました。これら13件を本日の日程に追加し、議題にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長** ご異議なしと認めます。よって、議案第

38号から議案第50号までの13件を本日の日程に追加し、追加日程として議題とすることに決定いたしました。

(追加)

**○議長** 追加日程第1、議案第38号「平成25年度西予市一般会計補正予算(第6号)」から議案第50号「平成25年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第2号)」までの13件を一括議題といたします。

各委員会における審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長松山清君の報告を求めます。

松山清君。

**○松山清総務常任委員長** 本日の本会議において当委員会に付託されました議案2件について、本日審査を行いましたので、報告いたします。

議案第38号「平成25年度西予市一般会計補正予算(第6号)」にかかわる総務常任委員会所管分及び議案第41号「平成25年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第2号)」については、お手元に配付のとおり原案可決決定いたしました。

次に、審査過程について、抜粋して報告いたします。

議案第38号「平成25年度西予市一般会計補正予算(第6号)」のうち企画調整課所管の過疎集落等自立再生対策事業は、国の補正予算編成に基づき城川町高川地区が行う高川地域活性化推進事業の補助申請額1,000万円を計上するもので、主な事業内容は、移住・定住促進や特産品開発、防災対策事業との説明がありました。

また、バス路線維持対策事業585万8,000円は、バス運行事業者が運営する20路線の運行実績に基づき補助金を増額するものであるとの説明がありました。

次に、教育総務課所管の三瓶小学校校舎新築事業は、本年2月28日に完成し、平成25年度分の事業費が確定したことから167万6,000円減額するもので、野村小学校南校舎改築事業は、平成25年度出来高予定額が決定したことにより入札減少金を含め25年度年割り額1億8,479万円を減額するものであり、明浜地区小学校統合校舎建設事業についても、同様に25年度年割り額を2億9,146万8,000円減額す

るものであるとの説明がありました。

議案第41号「平成25年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第2号)」については、一括償還者がふえたことにより391万6,000円の歳入増となり、今後も償還金が貸付金を上回ることから1億1,201万8,000円を一般会計へ繰り出し、資金の有効利用を図るためとの説明がありました。

以上、委員会審査報告といたします。

平成26年3月3日、総務常任委員会委員長松山清。

**○議長** 次に、厚生常任委員会委員長小野正昭君の報告を求めます。

8番小野正昭君。

**○小野正昭厚生常任委員長** 厚生常任委員会審査報告。

本日、本会議において当委員会に付託されました議案について委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と審査結果についてご報告申し上げます。

議案第38号から議案第40号までの3件及び議案第42号から議案第44号までの3件並びに議案第47号から議案第50号までの4件については、お手元に配付のとおりいずれも原案可決決定をいたしました。

今回の補正のうち議案第42号「平成25年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)」の審査で、委員より、国保税を改定したにもかかわらず赤字が発生した理由についての質疑がありました。

一般会計からの繰入金1億1,246万7,000円について、その主な要因は国庫支出金の返還金及び共同事業交付金の減額により一般会計からの支援が必要になった旨の説明がありました。国庫支出金の返還は、前年度において概算により交付された療養給付費等負担金を今年度の精算により4,428万1,000円返還するものであり、当初税率を試算する際、収支見込みの試算において想定していない突発的な支出であるとのことでした。

また、共同事業交付金における保険財政共同安定化事業交付金及び高額医療費共同事業交付金の計1億4,447万5,000円の減額について、当該交付金は県内各市町が被保険者数割りや医療費割りなどを勘案し負担する拠出金に国、県

の補助を加え財源とし、県内の市町で国民健康保険に加入されている方が使った医療費のうち一定部分を対象に各市町に交付されるものであり、その実績による交付金の大幅な減額との説明がありました。

以上、委員会審査報告といたします。

平成26年3月3日、厚生常任委員会委員長小野正昭。

○議長 次に、産業建設常任委員会委員長宇都宮明宏君の報告を求めます。

10番宇都宮明宏君。

○宇都宮明宏産業建設常任委員長 当産業建設常任委員会の審査報告を申し上げます。

当委員会に付託されました議案第38号「平成25年度西予市一般会計補正予算（第6号）」及び議案第45号「平成25年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）」及び議案第46号「平成25年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）」につきましては、お手元に配付のとおり原案可決決定いたしました。

審査経過につきましては、議案第38号「平成25年度西予市一般会計補正予算（第6号）」のうち農業水産課所管分、新規就農者拡大推進事業補助金343万3,000円につきましては、新規就農の認定農業者に対する農業機械整備関係の補助金であるとの説明がありました。

次に、林業課所管分、間伐材出荷促進対策事業補助金200万円については、間伐材出荷1立米当たり800円を補助していますが、実績が2,500立米増となる見込みであり、増額補正を行うものであるとの説明がありました。

以上、委員会審査報告といたします。

平成26年3月3日、産業建設常任委員会委員長宇都宮明宏。

○議長 次に、西予市新市立病院建設特別委員会委員長兵頭学君の報告を求めます。

7番兵頭学君。

○兵頭学西予市新市立病院建設特別委員長 西予市新市立病院建設特別委員会の審査報告を申し上げます。

本日の会議において当委員会に付託されました議案第49号「平成25年度西予市病院事業会計補正予算（第4号）」のうち、歳入歳出予算に関する西予市新市立病院建設特別委員会所管分について委員会審査を行いました。審査結果は、議案

を原案のとおり全会一致で可決決定いたしました。

審査経過は、平成25年度分の事業費が確定したことによる本体工事費の減額3億3,600万円及び企業債利息の減額1,600万円、医師住宅に係る上水道加入金など351万円の増額が主なものであり、資本的収入及び支出の予定額とともに3億4,881万5,000円減額するとの説明があり、全会一致で原案可決決定いたしました。

以上、特別委員会審査報告といたします。

平成26年3月3日、西予市新市立病院建設特別委員会委員長兵頭学。

○議長 次に、西予市環境衛生施設建設特別委員会副委員長森川一義君の報告を求めます。

14番森川一義君。

○森川一義西予市環境衛生施設建設特別副委員長 西予市環境衛生施設建設特別委員会審査報告。

本日、本会議において当委員会に付託されました議案第38号「平成25年度西予市一般会計補正予算（第6号）」のうち歳入歳出予算に関する西予市環境衛生施設建設特別委員会所管分について、委員会を開催し審査を行いました。

今回の補正は、歳出では、今年度から施設整備に伴う地元要望事業を実施した結果、その要望に係る工事請負費と入札減少金が生じたことにより113万6,000円を減額するとの説明がありました。

なお、歳入においてもその財源である一般廃棄物処理施設等建設基金を同額減額するとのことでした。

その他、歳入における循環型社会形成推進交付金298万5,000円の減額について、衛生センター整備事業に係る補正は487万4,000円の増額であるが、当該交付金内で他事業に減額が生じたことによる減額補正との説明を受け、審査の結果、議案を原案のとおり全会一致で可決決定いたしました。

以上、委員会審査報告といたします。

平成26年3月3日、西予市環境衛生施設特別委員会副委員長森川一義。

○議長 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより各委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結といたします。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

まず、議案第38号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第38号「平成25年度西予市一般会計補正予算(第6号)」は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第38号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第39号から議案第50号までの12件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第39号「平成25年度西予市授産場特別会計補正予算(第4号)」から議案第50号「平成25年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第2号)」までの12件は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第39号から議案第50号までの12件は原案のとおり決定いたしました。

暫時休憩いたします。(休憩 午後5時37分)

○議長 再開いたします。(再開 午後5時38分)

ただいま市長から提出されました議案第64号「新市建設計画の変更について」を本日の日程に追加し議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第64号を本日の日程に追加し、追加日程として議題とすることに決定いたしました。

(追加)

○議長 追加日程第2、議案第64号「新市建設計画の変更について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

河野総務企画部長。

○河野総務企画部長 議案第64号「新市建設計画の変更について」提案理由のご説明を申し上げます。

新市建設計画は、合併後のまちづくりを進めるための基本方針を定め、5町の速やかな一体化を促進し、地域の発展と住民福祉の向上を図るための方策を示すため、市町村の合併の特例に関する法律第5条の規定により策定されたものであります。

平成23年3月11日の東日本大震災の発生を受け、東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律が制定されたことにより、被災した合併市町村以外においても合併特例債の発行期限が5年間延長されました。本市においても合併特例債を活用し事業を実施しておりますが、社会情勢や財政状況により計画期間内に完成できない事業や未実施事業があることから、計画年度を平成31年度まで延長し、事業計画や財政計画を変更することのほか所要の整備を行うため、市町村の合併の特例に関する法律第5条第7項の規定により議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

3月5日は午前9時より代表質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後5時42分

平成26年第1回西予市議会定例会会議録(第2号)

- |              |           |         |         |
|--------------|-----------|---------|---------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 平成26年3月5日 | 消防本部消防長 | 菊 池 直   |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場   | 総 務 課 長 | 宗 正 弘   |
| 1. 開 議       | 平成26年3月5日 | 財 政 課 長 | 道 山 升 文 |
|              | 午前 9時00分  | 企画調整課長  | 浅 野 信 也 |
| 1. 散 会       | 平成26年3月5日 | 監 査 委 員 | 正 司 哲 浩 |
|              | 午前11時11分  |         |         |

1. 出 席 議 員

- 1 番 源 正 樹
- 2 番 井 関 陽 一
- 3 番 菊 池 純 一
- 4 番 田 中 徳 博
- 5 番 中 村 敬 治
- 6 番 二 宮 一 朗
- 7 番 兵 頭 学
- 8 番 小 野 正 昭
- 9 番 松 山 清
- 10 番 宇都宮 明 宏
- 12 番 元 親 孝 志
- 13 番 沖 野 健 三
- 14 番 森 川 一 義
- 15 番 藤 井 朝 廣
- 16 番 浅 野 忠 昭
- 17 番 岡 山 清 秋
- 18 番 酒 井 宇之吉
- 19 番 兵 頭 勇
- 20 番 山 本 昭 義
- 21 番 梅 川 光 俊

1. 欠 席 議 員

- 11 番 松 島 義 幸

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

- |           |         |
|-----------|---------|
| 市 長       | 三 好 幹 二 |
| 副 市 長     | 九 鬼 則 夫 |
| 教 育 長     | 宇都宮 又 重 |
| 公営企業部長    | 平 野 松 市 |
| 会 計 管 理 者 | 井 上 謙 二 |
| 総務企画部長    | 河 野 敏 雅 |
| 産業建設部長    | 福 原 純 一 |
| 生活福祉部長    | 三 好 幸 二 |
| 教 育 部 長   | 内 藤 利 明 |
| 明 浜 支 所 長 | 宇都宮 松 夫 |
| 野 村 支 所 長 | 井 上 尚 喜 |
| 城 川 支 所 長 | 徳 居 隆 利 |
| 三 瓶 支 所 長 | 西園寺 良 徳 |

- 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名
- 事 務 局 長 井 関 通 夫
- 議 事 係 長 佐 藤 陽 一 郎
- 1. 議 事 日 程 別紙のとおり
- 1. 会 議 に 付 した 事 件 別紙のとおり
- 1. 会 議 の 経 過 別紙のとおり

議 事 日 程

1 代表質問

本日の会議に付した事件

1 代表質問

開議 午前9時00分

○議長 おはようございます。

本日は足元の悪い中、傍聴にお越しいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は20名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

(日程1)

○議長 日程第1、代表質問を行います。

質問者は、通告内容及び申し合わせに従い発言してください。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

清風会、松山清君。

9番松山清君。

○9番松山清君 皆さんおはようございます。西予市議会、清風会を代表して質問いたします。

清風会では地域第一、政策中心、国政自由という3つの基本理念に基づき、これまで活動してまいりました。また、その中で2つの重点施策としてバイオマス発電の活用と農家民泊を取り上げ、その調査研究から具体的対策への取り組みを研究しているところであります。

バイオマス発電については、西予市でも実施に向けて今後取り組んでいくことでもあり、私たちは昨年2月に、会津若松市の会津若松河東工業団地における木質バイオマス発電所であるグリーン発電会津の視察研修を、また5月には西予市と同様に家畜ふん尿、おから、廃乳製品を利用するという南丹市八木バイオエコロジーセンターでの発電施設を、そしてことし2月には、宮津市の竹資源を活用した発電及びマテリアル利用の実証施設などを調査研究いたしました。

それらの結果を要約すると、現段階では、発電施設を建設して運用するという発想ではコストプランニングが難しく、売電が思っているような効果的なものではないという事実があり、そのいずれもが国や企業などの支援や補助制度の活用が前提で成り立っているということが理解できました。つまり日本においては、国の動きや最新情報をいち早く入手して、その制度をうまく活用できるよう常日ごろから行政担当者がアンテナを張って、専門的に取り組んでいくような情熱と体制、それを受け入れる素地が重要なのだと感じました。

農家民泊については、現状では余り西予市内で

目立って実施されてはいたませんが、平成29年の国体の際には市内の宿泊施設が不足するのではないかと心配や、国体を一過性のイベントで終わらせてはならないという思いがあり、そのためには現在取り組んでいるグリーンブルーツーリズム事業が、将来発展的につながっていくことが必要であると思っているところです。

西予市は合併して10年を経過し、これから次の未来へのステップについて考えていかなければならない重要な時期を迎えております。消費税の大増税を1カ月後に控え、将来に向かって取り組んでおくべき課題について理事者の所見を伺い、一つ一つのテーマについて前進を図りたいと考えております。

まず初めに、地域連携についてお伺いいたします。

四国西部に位置する西予市にとっては、地域活性化のためには1市単独でさまざまな事業に取り組んでいくことよりも、幾つかの自治体で連携して、情報発信や同じ目標を立てて活性化事業を進めていくということが必要かつ重要であると思えます。

愛媛県においても、チーム愛媛のさらなる推進を今年度のテーマとし、愛媛県市町連携推進本部が中心となり、具体的施策を進めているところでありますが、その中で地域課題への対応の一つに、南予地域の長期的観光戦略とブランド化が課題に取り上げておられます。これまで南予の市町が協力して情報発信や事業を行っていることは少なく、その取り組みは余り積極的ではないように思いますが、大洲や八幡浜、宇和島市などと連携して観光誘致に取り組むことにより、町並み歩きの情報発信力強化や旅行商品の充実、自然と触れ合う観光客の誘客や担い手住民グループの支援など魅力ある事業が展開していけると考えられますが、観光面、交流面において、地域連携について理事者はどう考えておられるのかお伺いいたします。

八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合については、それぞれの町が目的を持って事業に取り組んできましたが、昨年12月には八幡浜フェリーターミナルの観光センターについての事業が切り離されて八幡浜市に移管されるなど、一定の役割を終えようとしているという認識であります。このような連携についての方向性を発展的に活用して

いくべきだと考えますが、新たな広域での活性化対策に取り組んでいく考えはないか、お伺いいたします。

四国は、本州、九州の人たちから見ると魅力ある地域だということを最近県外に出て改めて知りましたが、これは周囲を海に囲まれ、余り開発が進んでいなくて自然に囲まれており、都市部とは反対の性格を持っているという特徴に起因していると思われまます。そのような中で、田舎である四国の西部地域が地域の特徴を連携して、例えば飛行機の機内誌などに特集を組んでもらうとか、旅雑誌にPRするとか、テレビ局の番組に取材を依頼するとかのアクションを起こしていくなど、積極的な全国発信を継続して取り組んでいくことが必要なのではないのでしょうか。つまり、これまで情報は発信がマンネリ化しており、前向きな取り組みが不足していると思うのですが、それらを西予市だけでなく、周辺の市や町と協力して一体的に推進したり、観光客誘客の仕掛けづくりをしていくことはできないのかお尋ねいたします。

また、防災分野においては西予市にオフサイトセンターが設置され、その中心的役割を果たしていくことを今後期待されることとなります。オフサイトセンターは原子力災害の場合、中心的役割を果たす基地となるわけですが、南海・東南海地震が起こった場合は津波の発生が予想されます。そうすると標高200メートルに位置することが、津波災害の際にも防災センターの役割を果たしていくことと考えられ、西予市が南予の防災拠点としてリーダーシップを持ち、地域に貢献するチャンスがあるのではないかと思います。そのような原子力災害以外の場合も考慮したとき、今後西予市は地域の中でどのような位置づけになるべきだと考えておられるのか、市長の考えをお伺いいたします。

次に、四国西予ジオパークの活用とジオツーリズム推進についてお伺いいたします。

西予市では、これまでグリーンツーリズム事業、グリーンブルーツーリズム事業に取り組んできておりますが、グリーンブルーツーリズム事業のこれまでの実施結果と成果、及び今後の取り組みについてどうなっているのかお尋ねします。具体的にどのようなことをしてきたのかも伺いたしたいと思います。

グリーンツーリズムというのは私も頭ではわか

っていましたが、本当のところは実際に農家民泊してみないと理解できないというものであり、滞在型の宿泊に加えて農業などの体験、地域の人たちとの交流を楽しむ余暇活動とでもいうべきものであります。グリーンブルーツーリズムとなると、海という資源を生かしたものが含まれてくることだそうで、漁村民泊や海での地びき網、潮干狩りなどの活動を包括したものとなるようであります。

そして、ジオツーリズムは美的な鑑賞眼のレベルを超えて、ある場所の地球科学的な現象に対して興味や関心を持ち、知識と理解の獲得を目指す観光という定義であります。

そこで、ジオパークの活用として産学官連携やジオツーリズム推進に取り組んでいくことができないのか、その可能性についてお伺いいたします。

昨年10月に、能登半島の珠洲市で地域再生の取り組みとして実施されている里山里海をテーマにした人づくりを研修いたしました。それは、地域の農林漁業や農家レストランなどに取り組んでいる人から里山マイスターを養成するなど、企業の支援基金などを活用して、能登半島里山里海自然学校というプログラムを実施するもので、金沢大学の能登学舎として、廃校になった小学校施設を活用していました。これは農業、漁業と大学と自治体がうまく連携して、地域づくりを実践している先進事例でありましたが、ジオパークの活用においても、大学が合宿をして三滝ロッジを利用するとか、学舎などにしてジオプログラムをつくらせて実践していく施設にするなど、産学官で取り組んでいくことにより、空き施設の有効活用が図られ、地域の学生や研究者、ジオへの情熱を持つ人などが学びにやってくる素地をつくることになると思います。

また、グリーンツーリズム事業をジオツーリズム事業へ発展させていくことができないでしょうか。

この意味は、滞在型の農家民宿、漁村民泊などをして1次産業の生産体験をし、それに加えてジオ体験ツアーやジオパークをめぐるサイクリングをするといったような西予市版のジオツーリズムであります。昨年の四国西予ジオパークの認定と平成29年の国体で、全国から多くの人が西予市へやってくるという今こそ、ジオツーリズム事業

に取り組むべき時期であり、そのよさをしっかりと理解し、西予市の補助制度も活用して、ジオパーク認定を将来に生かして欲しいと思うわけであります。

そのためにはやる気のある市民、例えば旧5町で各町10人ずつ程度の人を農家民泊の先進地へ、宿泊費を市が補助するような制度で実際に派遣して、ツーリズムの実践と取り組みを体験し実現していこうという動きを前進させていくことが、ジオパーク認定の成果を生かしていくことの具体的な行動となるのではないかと思います。そのような取り組みはできないのかお尋ねいたします。

ことし1月に、農家民宿を西予市でも取り組めないかという観点で、西予市議会議員9名が大分県安心院へ研修に行き、実際に農家に宿泊してみました。1泊2食つきで6,500円でしたが、これこそ今後西予市で推進していくべき、実現可能で地域に活力を与える活動であり、ジオツーリズムとして体験民泊を推し進めていけば、ジオパークを見に来て西予市のよさも理解が深まっていく一つの方策ではないかと痛感いたしました。

しかし、その場合に軌道に乗るまでは、行政の支援やリーダーシップ、事務局的な役割が重要であるということがわかりました。西予市の多様な産業や地域性を生かしてジオツーリズムに取り組んでいくことについて、理事者の考えをお伺いいたします。

次に、消費税アップの対応についてお尋ねいたします。

4月から消費税が8%になりますが、西予市の影響はどのようなことが考えられるのでしょうか。

今定例会の議案の中にも、随分と消費税改正関連の内容にかかわるものがありましたが、地方交付税などもこれまでより3%の増分がふえているのか。あるいは消費税は上がったけれども、国から西予市に来る国庫支出金は従来のままでは、今後の財政において不安があります。これが来年10%になると、経済への影響や生活が圧迫されるという懸念がさらに大きくなるわけで、その早い変化に多くの市民も戸惑っているのが正直なところではないでしょうか。

また、一時金支給などの激変緩和に対する国の施策があるようですが、医療費、薬剤費など住民生活が圧迫されることも心配されるところです。

所得が低い人や高齢者などの影響が大きいことに対しての対策はどのようなものを考えられているのか、お尋ねいたします。

市民の日常生活に関するものとしては、水道料金も税率分値上げされるようで、そうになると電気やガスの光熱費には全てこれまでよりも、当たり前前だけでも値上げされることになるわけですが、そのほかに市民の生活に直結するものとして第三セクターの温泉施設や施設の利用料、入場料、福祉バスなどの消費税分の値上げはどうするのか、理事者の考えをお伺いいたします。

消費税が上がることによって、財政上市の事業など支出がふえることが考えられますが、それらの財源については交付税などもふえるなどの措置はあるのでしょうか。

そのほか日常生活の中で、市民にとって保育料や窓口で支払う料金など、消費税の影響を受けるものは予想外に多いような印象を持つのですが、どのようなものが心配されるのかお尋ねいたします。

次に、図書館の整備についてお伺いします。

西予市中央図書館について、他の市の図書館を視察すると、その雰囲気は全く違っているというところがほとんどであり、むしろ当市の図書館が時代おくれで利用しづらいものとなっているように思えますが、理事者はどう考えているのでしょうか。

内部は大変狭く、エレベーターは設置してあるものの、車椅子や体の不自由な人には通路などのゆとりがないため不便であると思われれます。将来的に改善の必要はないのかと思っております。本の貸出システムなどは改善され、本を融通し合うという分館方式なども機能できているようになっていますが、書架などは図書館の設備としては充実しているとは言えず、ばらばらの印象で本を読もうという雰囲気になれないのではないのでしょうか。また、AVの視聴コーナーが西予市にはありませんが、充実する計画はないのかお尋ねいたします。

近隣の県内の図書館事情と西予市の状況は、比較をしてみるとどうなっているのでしょうか。

昨年10月に大洲市立図書館を清風会で視察しましたが、館内は大変広々として多くの来館者が利用しており、特に子供たちの姿が目立ちました。また、映像ライブラリーも充実していて、わ

くわくするようなタイトルのDVDなどがたくさん並べられ、今の時代の図書館というのはこれくらいのサービスを市民に提供したいものだと思います。西予市立図書館は南予でも古い状態のように思われ、利用者からも改善の要望が寄せられていると聞きますが、整備計画が必要ではないでしょうか。今後、西予市立図書館はどうあるべきと理事者は考えておられるのかお伺いいたします。

次に、旧宇和病院跡地の活用についてお伺いします。

以前、市民から公園にしてほしいという陳情がありました。時期尚早、もっと広い意見を聞く必要があるなどの理由で不採択とした経緯があります。それは、公園を否定したわけではなく、その後地域のいろんな声も上がってきていることから、その期待に応えるような活用計画について、どう取り組んでいこうとしているのかお尋ねいたします。

まとまった市街地の公共用地であり、公園に活用してほしいという意見も多いのですが、高齢者の集まる施設、福祉施設にという声もあります。後世のために有効活用する観点から、小学校、中学校の近隣に位置するので、そのロケーションを生かした子供たちのために利用できればよいとも考えられます。このような声にどのように応えていくのか、理事者の所見を伺いたいと思います。

あわせて、新市立病院が今秋9月下旬にオープンするということですが、旧病院は新病院建設後、速やかに解体すると以前お聞きしましたが、解体時期のスケジュールはどうなっているのかお尋ねいたします。

最後に、3月定例議会初日に述べられた三好市長の所信表明について2点お伺いいたします。

観光振興について、日本ジオパーク認定を踏まえ、新たな観光資源として県との連携によるジオパークの看板設置、ジオサイクルマップ作成などを計画されているとのことですが、それだけでは効果は限定的と考えられます。ジオパークを生かし、南予地域あるいは県を巻き込んで、ジオサイクリング大会をジオパーク認定記念で実施することができれば、PR効果が向上し、今後の観光にも弾みがつくと思うのですが、取り組むことができないのか理事者の考えをお伺いします。

県のほうでは、ことしの重点施策にサイクリン

グを上げており、瀬戸内しまのわ2014などさまざまなイベントをやっていくようなことも聞いており、その中に組み込んでいくことも可能かと思えます。

昨年、三好市長もしまなみ海道をサイクリングされたと聞きましたが、その感想はいかがだったのでしょうか。サイクリストを西予市に呼び込む可能性はどうか。県を挙げて大会などに取り組んでいる中で、近隣では愛南町が海の魅力を武器に、サイクリスト誘致に力を入れているようですが、せっかくの盛り上がりを生かしていかない手はありません。

我々清風会も6台のロードバイクを購入して、ことしはしまなみ海道を走る予定でおり、近々ユニホームをそろえることになっております。西予市でも県と連携しサイクリングに取り組むのであれば、三好市長も率先して市幹部とともに、できる限り賛同する職員も一緒になってジオサイクリングに取り組んでほしいと思うのですが、市長の考えをお伺いいたします。

2つ目は、児童平和学習おイネさん交流事業についてですが、これは長崎市との交流を図る意味において一歩前進ということで大切なことだと思います。

おイネさんについては、西予市が誇る日本初の女医という偉業を子供たちにも伝えていくことは継続的に取り組んでいかなければならない事業であります。

我々議員は一昨年ドイツ、ヴェルツブルクを訪問いたしました。そのとき感じたのは西予市とおイネさんのつながり、そしてシーボルトの存在と長崎のことでした。そのためには、長崎との交流はもっと積極的に行っていかなければ、おイネさんの理解も深まらないと思いますし、シーボルトについてももっと身近な存在と捉えるべきなのだと思います。

しかしながら、三好市長の所信表明において、長崎との交流はありましたが、以前から親交のあったヴェルツブルクに関するものが何もなく、今後市民とともにヴェルツブルクと国際交流をしていくことはできないのかお尋ねいたします。

NPO法人のような組織がヴェルツブルク訪問を企画して、市民の自主参加であっても市が後押しをすれば、多額の予算をかけなくても継続して

いけると思います。長崎、ヴェルツブルクとの交流を進めていくことはもっと推進していくべきと考えるのですが、三好市長の考えをお尋ねいたします。

以上で質問を終わります。

○議長 三好市長。

○三好市長 皆さんどうもおはようございます。

啓蟄という時節になってまいりました。虫も春を感じて地中からはい出るというような時節でございますけれども、一日一日春めいてまいるころになったと、このように思っております。

傍聴席には早朝から傍聴いただいた方、本当にありがとうございました。お礼を申し上げます。

3月の定例議会は、平成26年度の予算を初め、年度の方向を決める重要な議会であります。一般質問は本日から3日間、それぞれの立場から8人の議員の方からお受けすることになります。真摯に回答していきたい、このように思っておりますのでよろしくお願いを申し上げます。

なお、西予市の施策に関する重要な案件については私のほうが回答させていただきますが、専門的な分野、あるいは詳細な分野については部長以下に回答させますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

まず、松山議員の地域連携についての中のもの、まず1番目、観光面、交流分野における地域連携についてでございますけれども、これまで八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合として、関係市町村が連携をいたしまして、圏域の旬な情報、イベント情報を発信するために情報誌を年に2回発行してまいりました。本年度は旅情報誌と連携しまして、これはじゃらんでございますけれども、聞きますと関西圏で66万人のあれがあると聞いておりますが、それぞれの市町との観光お土産情報を情報誌、インターネットによりPRしていくことで、圏域との観光客の呼び込み、販売力の強化を図ってまいりたいと思っております。

また、大洲市、内子町、西予市の行政商工観光関係者で組織するえひめ町並みミュージアム構想推進協議会では、町並みといった共通の資源をアピールし、それぞれの魅力ある拠点をつなげたモデル構想づくりの取り組みを進めながら観光振興を図っております。今後は交通アクセスの整備に伴いまして、観光エリアは拡大をし、観光旅行者の目的に合う情報が求められるため、観光資源が

豊富になるよう連携することにより、地域の魅力を高めニーズに合った情報発信に取り組んでまいります。

次に、2点目でございますが、新たな広域での活性化の取り組みについてでございます。

これからの取り組みにつきましては、県と南予9市町では町並、いやし博の成果を継承し、さらなる観光振興につなげるため、県市町連携プログラムを策定しており、南予の共通課題として、まず1点目は広域旅行商品の開発、2点目ではアウトドアスポーツの検討、3点目では南予観光のPRに取り組んでおります。また、県、南予9市町、関係団体、住民グループ、観光関係事業者で構成される旅南予協議会と連携し、平成26年度は南予の旅行商品の造成、販売を計画されており、当市も日本ジオパーク認定を生かした南予全体での誘致活動に取り組んでまいります。

県内全域では、県市町連携による愛媛マルゴト自転車道の推進や売れる商品づくりなど、交通人口の増加や地域活性化を目的としたさまざまな事業を展開しているところであります。

3点目でございますけれども、四国西南地域の積極的な全国発信の継承と周辺市町との協力による情報発信の推進でございますが、現在愛媛、高知の14市町で四国西南地域の産業、交通、文化、観光の振興を図るため四国西南サミットを組織しております。

従来、これは7市で構成しておりましたけれども、西予市が当番のときに音頭をとらせていただきましたまして、市、町も入れるということで、今は14市町で構成しておるということでございまして、それまでは点であったのが一気に面になったと私どもは思っております。

サミット会議のほか、政策、観光、防災部門が置かれ、担当者によって行政課題や地域課題に対する取り組みへの調査研究等、相互の情報交換が積極的に推進されているところであります。そのうちの観光部会では、今年度は四国西南のパンフレット作成、来年は四国内のサービスエリア、道の駅、ショッピングセンター等々で合同キャンペーン等を実施する予定としておりまして、四国西南地域が一体となつての取り組みが展開されております。

また、本市独自の取り組みとしまして、合併10周年を迎える西予市の魅力発信の担い手とし

て、せいよ部マネージャーをつくらせていただきまして、今7人を任用いたしました。3月末までにはタレントのらくさぶろうさん監督のもとで、トーク等の指導を受け、4月から本格的に活動を開始する予定であります。その監督、らくさぶろうさんのラジオ放送番組がありますが、その中で昨年の10月から毎週10分程度、西予市のモノ・ヒト・コトについてPRをいただいております。今後もいろいろなメディアを利用して、西予市の魅力を内外に発信していきたいと考えております。

4番目の防災分野における西予市の地域内での位置づけについてでございますが、ご質問の愛媛オフサイトセンターは今月中に着工され、平成27年3月までの完成を目指しており、法令の期限、平成27年9月までには実現すると伺っております。

さて、防災分野における西予市の位置づけでございますが、この点につきましては私が前々から申しておりますように、南予地域におけるさまざまな防災拠点になる要素を西予市は備えていると考えております。まさにオフサイトセンターの建設は、大災害時に対応できる拠点として認められている一つのあかしであろうと考えているところであります。

先般、宇和運動公園が愛媛県の広域防災拠点として選定したい旨の打診がございました。市としては、指定とともにアクセス道路の整備についてもあわせてお願いしていきたいと、このように思っております。

次に、大きな2番、四国西予ジオパークの活用とジオツーリズムの推進についてでございますけれども、まず第1番目のグリーンブルーツーリズム事業のこれまでの実施結果と成果、及び今後の取り組みについては、平成22年度より市内の地域特性を生かした農家民宿や、レストランの開業に利用できる助成制度として、グリーンブルーツーリズム事業を実施しております。現在までに2件の実績があり、それぞれが体験メニューを工夫され、順調に営業されておられます。市としても、広報などを通じて助成事業のPRを行ってまいりましたが、今後も生活研究協議会や婦人団体と連携をしながら、農家民宿等の経営を目指す農家や団体の育成を促し、グリーンブルーツーリズムの推進を図ってまいりたいと思っております。

す。

次の、2番目のジオパークの推進の活用として、産学官連携やジオツーリズム推進に取り組んでいくことができないかということでございますが、本市ジオパークにおきましては、城川町の三滝自然公園に設置しております城川地質館を教育的な拠点施設として位置づけております。

しかし、合併前に設置した施設でありますので、旧城川町の地質紹介が中心となっております。日本ジオパーク委員会から西予市全体のジオを紹介できるような施設への改修を求められているところでもございまして、このことにつきまして愛媛大学の専門家等の協力を得ながら、現在地質館をジオパークの学習拠点とすべく、その方向性を探っている段階であります。その中で同じく三滝自然公園にある三滝ロッジを、地質館と連携をしたジオパーク研修等に活用できないかといった協議も行ってみたいと考えております。

また、団体宿泊等での活用となれば地域の皆様のご協力も不可欠となりますので、いろいろな見地から今後具体的な検討を加えてまいりたいと考えております。

3番目のグリーンツーリズム事業をジオツーリズム事業へ発展させていくことができないか、西予市の多様な産業や地域性を生かしてジオツーリズムを取り組んでいくことについてでございますけれども、ジオから観光を考えるジオツーリズムは地域の全てを観光資源として活用する考えでございますので、地質や地形だけでなく歴史、生活、食材、地酒などを含めまして、その地域の大地に関連するあらゆるものを楽しんでもらう滞在型、体験型観光につなげることを目的としております。そういう意味におきましては、議員のご提案にございました農家民宿が市内に広がれば、ジオパークをより楽しむために有効な手段になり得るものと考えております。

当初予算におきましては、ジオツーリズムを具体化するためにジオパーク推進補助事業を計上しておりますので、農家民宿への関心を持つ市民の皆さんを支援できるのではないかと考えております。

まず、私のほうからは以上、答弁をさせていただきました。

○議長 河野総務企画部長。

○河野総務企画部長 私のほうからは、ご質問の

3番目の消費税率アップの対応についてお答えをいたします。

まず、1点目の平成26年4月1日から消費税率が5%から8%へ引き上げられることによる西予市への影響につきましては、各種行政サービスの提供や公共工事、公共施設の維持管理、各種業務委託、消耗品等の購入など、あらゆる経費について費用がかさみ、今後の財政運営にも影響が出ると思っております。

次に、2点目の医療費、薬剤費など住民生活が圧迫され、所得が低い人や高齢者など影響が大きいことに対する対策はとられているのかにつきましては、消費税率引き上げに伴う所得の低い方々への負担の影響に鑑み、消費税率8%である期間を対象に、暫定的、臨時的な措置といたしまして、国から臨時福祉給付金が支給される予定となっております。また、消費税率の引き上げに伴う子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置として、子育て世帯臨時特例交付金が先ほどの臨時福祉給付金と併給調整をして国から支給される予定でございます。

臨時福祉給付金の支給対象者は、一定の支給要件を満たされる方に1人当たり1万円が支給されます。また、1万円の支給対象者の中で、さらに特定の要件に該当される方は、1人当たり5,000円が加算されることとなっております。本市では、平成26年1月1日を基準日として算定いたしました支給対象者が約1万7,000人、そのうち加算分の支給対象者は約9,800人を見込んでおります。

一方、子育て世帯臨時特例給付金の支給対象者につきましても、基準日における平成26年1月分の児童手当の受給者であって、前年の所得が児童手当の所得制限額に満たない方で、その児童手当の対象となる児童1人につき1万円が支給されます。基準日現在の本市での支給対象者は、臨時福祉給付金の対象者及び生活保護の被保護者を除く約4,000人が支給対象者として見込まれております。

これらの給付制度に伴います予算につきましては、平成26年度の当初予算に計上をさせていただいております。市といたしましては、今後の消費税アップに対する国の動向を見きわめながら、施策の必要性を考慮し、できるだけ早く給付金の

支給事務が行えますよう準備を進めているところでございます。

次に、3点目の公共料金等の値上げにつきましては、消費税率の引き上げに伴い、消費税が円滑かつ適正に消費者に転嫁されるよう、使用料等の改定を行う必要があるところでございますが、公民館等の公共施設及び第三セクターの温浴施設につきましては、平成26年4月1日の消費税率の引き上げ分に伴う改定は見送りまして、平成27年10月1日に予定されております税率10%に引き上げられる際に改定を行うこととしております。

他の第三セクターにつきましては、運営状況を踏まえ、今後施設管理者と協議検討を行って対応していくつもりであります。また、福祉バスにつきましては、西予市地域公共交通全般について県内他市町の状況を確認し、改定を見送っているところであります。

次に、4点目の財政上の事業費など支出がふえることが考えられるが、それらの財源について交付税措置があるかというご質問でございますが、消費税率の引き上げによりまして、市の財政需要がふえることは間違いのないところでございます。

これにつきましては、国は消費税率の引き上げに伴う需要増分は、平成26年度地方財政計画の歳出に含めており、これに対応する歳入で、地方税を初め地方交付税を含めた歳入全体で賄っていると説明をされております。このことから議員ご質問の交付税についても、消費税率引き上げによる需要増への対応措置がとられているものと理解をしております。

ただし、平成26年度地方財政計画では、地方交付税総額は前年度に比べまして1%減額となっていることから、交付税全体の支給については実質的には前年度よりふえる見込みはないと、このように考えております。

次に、5点目の日常生活の中で市民にとって保育料や窓口で支払う料金など、消費税の影響を受けるものはどのようなものがあるかというご質問でございますが、平成26年4月1日の消費税率引き上げに伴う西予市の対応につきましては、法律で改正される料金と、国・県が改定する料金と性質が同じ料金、国・県から改定の指導がある料金等を除くほかは、基本的には料金等の改定は行わないという考えでございます。なお、消費税の

課税対象となります特別会計、企業会計につきましては料金等の改定を行うことといたしております。

市民の方に影響がある公共料金等についてでございますが、今定例会で提案しております消費税引き上げに伴う条例改正が10件ございます。その中で市民の方に影響があるものとしましては、病院、診療所で取り扱います診断書等の手数料、農業集落排水処理施設の使用料、公共下水道使用料、道路占用料等がございます。具体例を挙げますと、農業集落排水処理施設使用料では一般1カ月基本料金が1,500円、これが1,540円に、公共下水道使用料では一般1カ月使用料682円が702円に改定されるものであります。

なお、ご質問の中にありました保育料につきましては、児童福祉法の規定に基づき認可を受けて設置された保育所の保育料は非課税となっておりますので、消費税率の引き上げによる影響はございません。

以上、答弁といたします。

○議長 宇都宮教育長。

○宇都宮教育長 それでは、4つ目のご質問、図書館の整備についてお答えいたします。

本市の図書館におきましては、市民のための資料や情報の提供など、地域の情報拠点として市民の需要を把握しながら、地域の実情に即した運営に努めているところでございます。

ご質問の中央図書館は、この方針に沿いながら、新刊案内を西予ケーブルテレビで毎月紹介するとともに、ホームページ、広報紙等にも情報を提供しつつ図書館利用の促進を図っているところでございます。その成果の一つとして、図書館利用カード登録者数は24年度実績において1万2,137人と、前年より861人増加いたしております。また、インターネット機能による蔵書検索、予約が可能となっておりますので、その予約件数も増加傾向にございます。立地についても、市庁舎に隣接し利便性にすぐれていると思っておりますので、今後とも利用者のご意見等を参考にしながら、より利用しやすい図書館を目指してまいりたいと考えております。

書架等の設備の充実及び視聴覚機器の整備については、現状では市民の皆さんが求められている図書の交流、資料の充実等を優先的に対応している実情でございますが、今後図書館設備の整備を

含め課題として検討してまいりたいと考えております。なお、視聴覚機器の整備につきましては、現在の中央図書館のスペース的には厳しい状況でございますが、設置可能な場所及び方法、機器などを慎重に検討してまいりたいと思います。

また、近隣の図書館の状況でございますが、大洲市立図書館が平成21年建築で、最も新しい施設で規模も大きいようでございますけれども、その他の自治体につきましては昭和50年代、60年代の施設が多く、多くの施設で視聴覚スペース等の設置がされていないようでございます。中央図書館でないものの、本市では野村地区に複合地区で新しい図書館を予定いたしておるところでございますので、中央館分館の機能分担を図りながら施設整備や改善の方向を検討し、図書館運営に役立ててまいりたいと思っております。

図書館は市民の皆様にとって大変身近な施設でございますので、市といたしましても文部科学省が示している図書館の設置及び運営上望ましい基準、こういう基準がありますが、この基準をもとに貸出サービスの充実はもちろんのこと、図書館の利用案内での情報サービスの充実、利用者及び住民の自主的、自発的な学習活動の支援、読み聞かせボランティア活動の機会や場の提供等に一層努力し、市民の皆さんに愛される図書館を目指してまいりたいと思っております。

以上、答弁といたします。

○議長 平野公営企業部長。

○平野公営企業部長 私のほうからは、5番目の旧宇和病院跡地の活用についてご質問にお答えさせていただきます。

宇和病院の跡地利用につきましては、今後市民の皆様のご意見が反映できる検討委員会を設置して、市民、議会、行政が一体となり検討する予定ですが、現時点では白紙の状態でございます。なお、旧宇和病院の建物につきましては、防犯上の面や景観など地域環境への配慮から新病院開院後、できるだけ早期に取り壊しを行いたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、私のほうから平成26年度予算編成に当たっての所信表明についてに関連する2点のご質問についてお答えをさせていただきます。

その第1点目でございますが、ジオパーク認定記念としてのジオサイクリング大会の実施についてであります。

地域の自然や文化、人々との触れ合いを楽しもうという意味においてジオパークとアウトドアスポーツは密接な関係があるものだと考えております。特に、現在愛媛県が力を入れておられますサイクリングにつきましては、国道や県道におけるコース整備や案内標識の設置等において、ジオパークの整備と重なるものが多くございますので、この機会を逃さないように県と連携をしながら取り組んでまいりたいと思っております。

その中でご質問いただきましたジオサイクリング大会の取り組みでございますけれども、愛媛県からの依頼もありまして、本市で県からコース設定をいただいております宇和海沿岸サイクリングコースにつきましては、来年度中にジオサイクリング大会を行うよう現在計画を進めているところでございます。ただ、今まで本市でサイクリング大会を実施した経験はございません。公道を使用する大会でありますので、警察への許可が必要であったり、支援スタッフの人数や配置などさまざまな問題を解消しながら、安全への配慮を最大限に考えて実施する必要があると考えております。

そこで、来年考えているものは参加者50人程度の小規模なサイクリングイベントでございます。それまでにはほかのサイクリング大会等への調査を行いながら、まずは西予市でサイクリング大会を開いてみたいと考えているところでもございます。こういうイベントを経験しながら将来的には、参加人数の拡大や肱川・奥伊予サイクリングコース、海から山までの標高差を活用したコースなど、これも県のほうが認めてもらおうかというようなことでプラスアルファ言っていただいておりますが、そのコースなども大会につないでいきたいと考えております。

なお、サイクリングなどのアウトドアスポーツはジオより身近に感じることができ、仲間づくりにも役立ちます。市の職員や市民の皆さんに興味を持ってもらえるような講習会などの開催を含め、今後検討してまいりたいと思っております。

2点目の今後市民とともにドイツのヴェルツブルク市と国際交流していくことができないのかということでございますけれども、西予市とヴェル

ツブルク市は合併前の旧宇和町時代から積極的な交流を行っており、ヴェルツブルク市における日独交流につきましては、日独の文化、人的交流の促進を目的としておりますシーボルト協会が窓口になっていただいております。

当協会は西予市においても、平成24年度に創設しましたお伊ネ賞事業にもご後援をいただいておりますが、西予市におきましてはシーボルトの娘、楠本イネが医者を目指し、向学心に燃えて少女時代を過ごした西予市において、閉塞感が漂う幕末、進取的な気風と春がすみのようにあたたかい風情で、イネの志と夢を後押ししたこの町が、今活用する全国の女性医師と女性女子医学生にエールを送るため、懸賞論文を募集し表彰を行う平成24年度第1回のお伊ネ賞事業表彰式を実施をさせていただきます。当表彰式にはシーボルト協会理事長、クライン・ラングナーさんをご出席をいただいたところでもございます。

平成26年度の実施予定事業につきましては、本年3月にドイツ、ヴェルツブルク市の新市長が就任されました。そういうことから新市長並びにドイツヴェルツブルク協会役員のクライン・ラングナー氏をお迎えして、市民参加型の交流イベントの開催を予定をしておるところでもございます。

また、市民の皆さんがヴェルツブルクとの国際交流を実施するために、NPO法人を設置するとみずからが企画し、自主的な参加を行うことにつきましては、市が交流に係る経費等の一部を負担し事業を後押しすることで、市民の皆さんが、また市民の皆さんとともに交流を行う上で有効な手段であり、前向きに、もしそういうことがあったら検討をしていきたいと考えております。

なお、今後につきましてはシーボルトとイネの縁を大切にして、長崎並びにヴェルツブルク市との交流を深めてまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長 暫時休憩いたします。（休憩 午前9時54分）

○議長 再開いたします。（再開 午前10時10分）

次に、友志会、沖野健三君。

13番沖野健三君。

○13番沖野健三君 皆さんおはようございます。

質問の前に、私のこの10年間の思いというもの一つ話させていただきたいと思います。

早いもので、西予市も平成26年度で合併10周年を迎えます。この10年間というもの、私も最初から市政にかかわってきましたけども、このように発展するとは思ってもみませんでした。これもひとえに現市長であります三好市長の市長案によるところが非常に大きいんじゃないかというふうに思っております。私も就任時は議長としてそばにいたんですけども、市長は非常に議会を重視されてこられました。そんなになぜ議会を大切にするのかということを探ねますと、それは多分おやじが議員やとったからかなというようなことも言われましたけれども、本当議会と市長とはうまく連携して、この10年間この市政を運営されてきたと私は思っております。議会と市長というのは車の両輪と言われますように、両者がうまくかみ合わないとうまくいかない、議会もばらばらではいけない。今後はこの向こう10年間に向かって、議会も一丸となって市民の負託に応えるよう努力することが必要であります。

そういうことを思い、代表質問に入ります。

今回の質問は、友志会7名によって調査研究しました市政の主要課題について、6項目について質問をいたします。

まず最初に、合併10年と今後について。

昭和の合併以来の平成の大合併であり、愛媛県においても70市町村が20市町になりました。私たちの町も旧5町が対等合併によって、平成16年4月1日に西予市が誕生いたしました。初代市長としてかじ取り役を任された三好市長は、旧5町の文化や歴史の違いを、西予市は一つだとして公平に思う努力が随所に見えます。

財政状況を見ても、市民のサービスを落とすことなく、合併当時23億円の基金は10年で118億円までふえております。公共事業におきましても、県内でも有数の発注件数であります。また、事業においても、せいよ地域づくり交付金事業の創設や、住宅の新築、増築の補助金制度、また山林を守るためのペレット事業、そして昨年9月24日に認定されました四国西予ジオパーク事業は、西予市を全国に発信できることでしょう。

このように、今まで数多くの事業と改革を行ってこられましたけど、まだまだ多くの問題が山積しております。そこで、10年間の総括と今後の西

予市の方向性やビジョンをお伺いします。また、平成26年度に予定されている合併10周年記念事業の内容と予算についてもお伺いします。

次に、少子・高齢化による人口減について質問いたします。

我が国の人口減少は加速度的に進行していくものと予想されます。日本の将来推計人口は、2050年に現在よりも約2,700万人減少して、約1億人になると予想されています。西予市においても、合併当初4万7,000人を超えていましたが、現在では4万1,700人と5,000人以上が減少しました。人口減少は市政運営にも影響を与えます。そこで、次の点について市長の考えをお伺いします。

まず1点目、労働力人口が減少していくと、生産能力や1人当たりの所得も減少いたします。その対策についてお伺いします。

2点目、高齢者の雇用対策はあるのかお伺いします。

3点目、人口減少は地域の存続にも影響があり、地域社会の活力を維持していく取り組みはあるのか、お伺いします。

4点目、人口減少の度合いを小さくする少子化対策への取り組みはあるのか、お伺いします。

5点目、婚活も地域の特色が出る公民館が中心となって活動することができないか、お伺いします。

次に、教育委員会制度について質問いたします。

現在国会において教育の責任、教育の中立性について教育委員会の改革が検討中であります。地方自治体の教育委員の選任は、議会の同意を得て首長が任命していますが、教育の行政責任は人事、予算等、教育委員会なのか首長なのか甚だわかりにくい状況のように思います。そこで、改めて教育委員会、教育委員の責務、職務権限の範囲についてお伺いします。また、首長がかかわれない範囲についてもお伺いします。

職員の教育委員会出向については人事権を持つ首長が実施しており、教育委員会委員長任命でありながら首長権限のような曖昧さを感じております。改めて教育委員会内での教育委員長、教育長の責任、職務権限の範囲についてお伺いします。

先日辞任されました橋下前大阪市長ほどではありませんが、現状がベストとは思いませんのでお

伺います。

市長は、首長と教育委員会の人事任命方法、予算を含めた職務権限の範囲などで教育委員会の改革が必要と考えられますか。あるとすればどの部分があるのか伺います。また、教育委員会の中立性を保つためには、市長としてどのようにすればよいと考えられるか伺います。

東日本大震災の発生からもうすぐ3年になります。2月13日現在、復興庁の発表によれば、いまだ26万7,000人の人が生まれ育ったふるさとを離れ、厳しい避難生活を余儀なくされています。一日も早く普通の生活に戻っていただくことを祈って。

次に、防災について質問いたします。

東日本大震災以降、防災に対する住民の意識が高まってきていると思います。ただ、防災に対する地域の温度差は大きく、住民が主導である自主防災組織やその活動も、積極的な地区とそうでない地区との意識の違いの差は、まだまだ解消されていないのが現状だと認識しております。

防災に対する考え方は、まず自助、次に共助、そして公助だと言われていています。この順番でいくと公助、つまり行政の役割は限られているのではないかという受け取り方を含みながら質問いたします。

第1点目に、自助と共助については、災害時にまず自分の身を守る、次に近くの人々の安全確保に努めるということですが、これは災害という非常時についての考え方であり、ふだんの生活をしている平常時にこそ、行政として防災への意識を高める指導、広報活動、日ごろからの子供たちへの教育など、住民に事前に伝えていくことが重要なソフト面での役割だと思っておりますが、これに対する取り組みをお伺いします。

第2点目に、公助すなわち災害時に行政として何ができるかということと、事前に行う施策により災害に強い地域をつくることだと思います。前の質問と重複する点もありますが、混乱の少ない災害対応を行うための常日ごろからの情報提供というソフト面、並びに減災に向けた組織体制づくりや避難経路、避難場所を確保するというハード面での取り組みについて伺います。

次に、空き家対策について質問いたします。

市長は年頭の挨拶において、26年度は空き家対策に取り組むとのことでした。私たち友志会

は、昨年11月に国土交通省及び自民党において、空き家の現状と対策について研修いたしました。近年、空き家戸数は、平成10年が576万戸、平成20年が757万戸で、空き家率は13.1%と増加しており、全国の自治体の約8割は、空き家に関する問題の発生、または発生する懸念があると言われ、平成25年1月段階で138の地方自治体において空き家に関する条例化が行われ、この問題への意識の高さがあらわれています。自民党においても、国政の問題であり、空き家対策特別措置法の提出を行うとのことでした。

このような空き家放置の背景ではどのような状態になるのでしょうか。田舎においては少子・高齢化や核家族化などが進行したことに伴い、過疎化とともに今まで住みなれた自宅を空き家のままにして都会に、また高齢者住宅に入居したり、さらに居住者が亡くなり、相続人がそのまま放置するといった例が増加しております。一方、都会では空き家を解体して更地にすると、税制面で固定資産評価額が200平米を境に、課税額が6倍、地価が3倍になります。また、道路が2メートル以上の条件を満たさず、建築基準法により新たな建物ができない、さらには解体費が高額なため放置するしかないなどの事情が存在いたします。

そこで、次の点について伺います。

まず1点目、西予市の空き家戸数は何戸ぐらいありますか。

2点目、空き家率は幾らですか。

3点目、対策について伺います。

最後に、西予市立西予市民病院について伺います。

新病院の建設については、合併当初より市民の強い願いであり、また医療の質及び患者へのサービス向上など、医療改革に熱心に取り組まれている市長の大事業の一つであります。完成すれば、西予市のみならず南予一円から患者が訪れ、安心して治療が受けられる病院になることを期待するものであります。

そこで、次の諸点について、市長の所見をお伺いします。

現在新病院は躯体工事も終わり、シートがかけられており、中の様子を伺うことができませんが、シートが外されたとき、どのような姿をあらわすか非常に楽しみであります。そこで、工事の

進捗について、当初より2カ月おくれて9月末の開院と聞いておりますが、変更はないかお尋ねいたします。

第2点目、新病院までの足の確保については、西予市地域公共交通活性化協議会において検討されていると思いますが、高齢者を中心とする運転免許を持たない層の通院の足の確保は、新病院の経営にも影響を及ぼします。不便な印象を与えないためにも、病院独自の送迎バスを運行するお考えはないか。特に明浜町、三瓶町は必要だと思いますがお伺いします。

第3点、開院すれば多くの住民の方が来院されます。感じがいい、親切だと言われるようにしなければ経営にも響きます。例えば悪いかもしれませんが、あんこが腐ったまんじゅうのように建物は新しいが中身が悪いと言われないようにするために、私は接客教育は必要だと思いますが、市長のご所見をお伺いします。

最後に、新病院にも多額の税金を使って建設するのであります。企業会計である以上、今後の経営については厳しさが予想されますが、病院経営の健全化に向けて、数値目標をみずから掲げて、計画的に経営の効率化を図ることが必要であります。会計の長期計画についてお示し願いたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

**○議長** 三好市長。

**○三好市長** それでは、友志会からの代表質問でありますけれども、今初代の西予市の議長を務められました沖野議員から、合併後の強い思いと温かい思いを言っていただきました。しっかり受けとめて、まず最初のご質問であります合併10年と今後についてに回答をさせていただきたいと思っております。

平成16年4月1日、旧5町が合併をいたしまして10年が経過いたしました。合併後のまちづくりについては、東宇和・三瓶町合併協議会で策定した新市建設計画に基づき、合併特例債等を活用した価格は正や一体感の醸成を図るための事業や、平成18年3月に策定いたしました西予市総合計画により新しいまちづくりの基本理念、基本目標を定め、必要な施策を取り組んでまいりました。その中で多くの課題、難題等がいろいろございましたけれども、市民、議会のご協力をいただきな

がら西予市としての基礎、基盤を築くことができたと考えております。

今後、西予市の方向性やビジョンについては、来年度から2年間かけて次期総合計画の策定を行うこととしており、市民や議会等のご意見をいただきながらその中で検討してまいりますけれども、西予市に愛着や誇りが持てるまちづくり、それを実感できるまちづくりも今後進めていきたいと思っております。

10周年を記念としての事業の内容と予算につきましては、本議会においてご審議いただくものであり詳細な答弁は差し控えさせていただきますが、記念事業として予算計上しており、直接位置づけをしておりますものには、儀礼的な行事でもあります記念式典や10周年の記念とあわせ、地域経済活性化の起爆剤となることを期待するプレミアム商品券の補助など10事業で4,559万1,000円、その他の関連事業としまして西予市のPRを積極的に展開するせいよ部マネージャー事業や従来の事業を拡大して実施するいわゆる10周年の冠事業など7事業2,942万6,000円、合計17事業でございまして7,501万7,000円を予算計上しておるところでございます。

各事業につきましては、市のホームページ等に掲載し周知を図ってまいります。市民参加型の事業も多くございますので、市民の皆さんとともに盛り上げていきたいと思っております。

次に、少子・高齢化による人口減についてでございますけれども、その第1点目、労働力人口が減少していくと生産能力や1人当たりの所得も減少することへの対策についてでございます。

少子・高齢化による人口減についてでございますが、日本は2010年の人口をピークに人口減少社会に突入し、人口減少とともに超高齢化社会の到来もあり、労働力人口の減少は国全体の大きな問題となっております。生産能力や1人当たりの所得につきましては、労働人口の減少と必ずしも比例するとは思いませんが、全体的には生産力、購買力も落ちるといことが国力の減退を招くことと考えるのが妥当だと思います。

市としましては、このような大きな流れを食いとめることは難しいと思っておりますが、地域経済のインキュベーター発掘のための企業誘致奨励制度の拡充による企業支援、厚生労働省の支援に

よる実践型雇用創造事業の着手など雇用の創出機会的手段を講じていきます。

次に、2点目の高齢者の雇用対策でありますけれども、高齢者の雇用対策に関しましては、平成25年に高齢者雇用安定法が改正され、定年制度の引き上げや継続雇用の義務化などが定められました。

これは、高齢者と高齢と言われる年齢の方も労働力人口として位置づけるものであり、少子・高齢化が進行していくなど労働力供給が制約される中で、経済社会を支える労働力の確保がますます重要な課題であることを物語っております。このことにつきましては、国では高齢者雇用を取り組む企業支援を行うことなどの施策を講じておりますが、本市としては定年を迎えられた方が第1次産業の継承者として活躍される場合が多く、これらの対応の具体的な対策は今のところまだ講じていないというのが現状でございます。

ただし、全体的な求職者への雇用対策としてスキルアップを行う各種講座を実施しておりますので、講座受講時の年齢制限を設けておりませんので、現在まで延べ受講者273人のうち約2割でございますけれども、57人の高齢者の方々が受講いただいております。まだまだ若年者の雇用が不安定な中にありますが、高齢者といわれる方も企業が求める労働者として、今後もご活躍いただくことが重要であると考えております。

次に、3点目の人口減少は地域の存続にも影響があり、地域社会の活力を維持していく取り組みはあるのかということでございますが、さきにも申しましたように、人口減少は国力の減少と比例し日本全体の大きな問題であります。

国や地方は少子・高齢化対策としてさまざまな方策を講じておりますけれども、その結果効果があらわれるのは20年、30年後になると思われまます。このような現状から見て、地方において人口減少は都市部以上に顕著になり、集落等の地域社会維持が困難になることが予想されます。

このようなことから西予市は早くから集落対策に取り組んでおります。平成21年度から限界集落対策、そして平成23年度からせいよ地域づくり交付金により、住民と行政の協働による地域づくりを実践しているところであります。

人口減少に歯どめをかける手法としては、この新たなコミュニティにおける自主、自立の地域

づくりを高めていく中で対応可能な分野もあるんではなかろうかと考えております。例えば、空き家などを活用した移住施策です。日本は特に3・11東日本大震災以降、幸福とは何かという大きなテーマに突き当たっているように思います。マネーだけを追い求める資本主義社会だけでは本当の幸せを享受できないことに気づき始め、人と人とのつながりやきずなといった豊かさをもセットで求められる時代になっておるんじゃないかと考えております。

人生の楽園という移住をテーマとした田舎暮らしの番組が人気を博しておりますが、あのような生活を望んでいる都市部の方々も多いのではないだろうかと思っております。里山資本主義、先般の一般質問にもございましたけれども、里山資本主義という言葉が最近耳にします。生活の一部にエネルギーや食といった自給的な要素を取り入れて、ある程度の収入があれば農山漁村で生活できる仕組みです。西予市には豊かな自然と食文化、何よりも地域を活性化させようと思う住民がいます。定年後の団塊の世代や子育て世代に対して必要な助成制度の整備と、これから推進する空き家対策といった情報を提供していく中で、田舎暮らしを求める方を受け入れることが可能と考えています。そのためには、受け入れる地域側の意欲や理解、受け入れる態勢が必要になることから、市民と行政がともに考えていく事業であろうと思っております。田舎回帰の流れを上手につかむことで都市部への流出の歯どめがかかり、移住希望者を受け入れることで人口減少の度合いが緩やかになるのではないかと考えています。

次に、4点目で人口減少の度合いを小さくする少子化対策への取り組みはあるのかということでございますけれども。

人口減少の度合いを小さくする少子化対策でございますが、西予市の出生率は、西予市が誕生した平成16年度が281人であったのに対して、平成24年度は243人と年々減少している現状であります。この少子化に対応するためには、現在住んでいる住民の結婚、妊娠、出産を促すことはもちろんであります。過疎化、高齢化が進む中には限度もあり、Iターン、Uターン、Jターンなど他地域からの若者を呼び込むことも必要ではないかと考えております。今後、市民や市外の若者世代が西予市で子供を産み育てたいと思うた

めには西予市が子育てのしやすい魅力ある町として評価されることであり、そのためには市民のニーズを把握した上で、子育て支援のさらなる充実と改善に向けた子育て支援対策を展開することが求められてまいります。

本市では、平成27年度から子ども・子育て支援制度がスタートすることに伴い、社会福祉課が中心となり子育て支援に関する各部局が連携を図りながら、現在新たな西予市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けて準備を進めているところでございます。この計画は子供の保護者を初め、保育、教育関係者、事業主、代表等、多方面の委員で構成される西予市子ども・子育て会議の中で十分検討した上で、平成26年度中に策定することとなっております。この計画を実践することによって子育てしやすいまち西予というイメージが定着し、少しでも若者世代の人口がふえ、少子化に歯どめがかげられるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、公民館中心の婚活について及び教育委員制度についての前段部分につきましては、それぞれ教育部長、教育長に答弁をさせます。

○議長 内藤教育部長。

○内藤教育部長 5点目の婚活の地域の特色が出る公民館が中心となって活動することができないかについてお答えいたします。

公民館中心による婚活推進については、合併前において、特に宇和地区では公民館が中心となって婚活イベントを実施していたことがあるようでございます。現在西予市の結婚推進事業につきましては、生涯学習課が担当し、西予市結婚推進委員会の取り組みの中で、独身男女の出会いのきっかけづくりを目的とした交流イベント等を開催しております。

また、地域づくり補助金制度が導入されてから、各公民館を中心に婚活イベントを開催する地域が出てきており、24年度は明浜、宇和、野村地区で公民館を中心に開催いたしております。さまざまな地域でさまざまなネットワークを使って特色あるイベントを開催することは出会いの場の拡充にもつながり意義あることだと考えております。

しかしながら、継続で開催していた公民館においては、また同じ地域の同じ男性が集まるということで女性が集まらず中止になった事例もあり、

いずれも人集めに大きな問題を抱えております。

生涯学習課では、平成24年度からえひめ結婚支援センターの応援企業に登録し、地域密着型のイベントを開催いたしております。開催場所も三瓶、野村、宇和などで開催し、西予市の特色が出せるような企画を検討しながら、参加者の顔ぶれもイベント内容もマンネリ化しないよう配慮して開催しております。平成25年度に入り、成婚者が誕生するなど少しずつ成果が出てきたところであります。

近年は青年団活動等が低迷し、若者の出会いの場が減少している状況にあります。婚活イベントだけでなく、若者向けの集いや講座等を公民館活動の中に取り入れていくことも今後必要な取り組みだと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 宇都宮教育長。

○宇都宮教育長 それでは、私のほうから教育委員会制度に対するご質問の前段部分、教育委員会、教育委員の責務、職務権限の範囲、教育行政に首長がかかわれない範囲及び教育委員会内での教育委員長、教育長の責任、職務権限の範囲についてお答えさせていただきます。

最初に、教育委員会、教育委員の責務、職務権限の範囲でございますが、教育委員会は地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の定めるところによって置かれた行政委員会でございます。選挙管理委員会や公平委員会などとともに執行機関として位置づけられ、複数の教育委員の合議制の組織であるということをご承知のとおりかと思えます。

執行機関である教育委員会は、条例、予算、その他議会の議決に基づく事務及び法令規則に基づくそれぞれの市町村の事務をみずからの判断と責任において誠実に管理し、執行する義務を負うということも明確に規定されておるところでございます。地方自治法では、教育委員会が管理、執行する事務はこのように定めております。学校、その他の教育機関の管理、学校の組織編成、教育課程、教科書その他の教材の取り扱い及び教職員の身分の取り扱いに関する事務、社会教育その他教育、学術及び文化に関する事務というふうにされております。

地方教育行政組織及び運営に関する法律では、この事務をさらに具体的に細分化してあります

て、教育委員会が職務権限を有するとする19の事業が列記されているところがございます。ただ、この事務については首長がかかわれない教育行政という分類ではなく、教育行政の中立性と安定性の確保という見地から、首長から尊重されなければならない教育委員会の職務であろうというふうに考えております。

しかしながら、法では教育委員会の職務とされている事務に関することであっても、教育に係る条例の議会提案、教育財産の取得、処分、委員会の所掌する事項に関する契約の締結及び予算の執行等は首長の職務権限でございますので、教育行政を円滑に運営するためには、首長と教育委員会が相互に連携して事務を進めることが重要な要件になろうかと思っております。

次に、教育委員会内での教育委員長、教育長の責任、職務権限の範囲でございますが、教育委員長は委員の互選により選ばれますが、教育委員会の権限の行使はあくまでも合議体としての教育委員会の決定により行われます。代表者である教育委員長は委員長名で教育委員会に属する法律行為はなし得ますが、委員長の単独の意思により教育委員会の事務の処理はできないということになっております。

一方、教育長は教育委員会の中で選任されません。教育委員会の指揮監督のもとに、教育委員会で決定した全ての事務を執行するとともに、教育委員会から委任された事務を処理する立場にあります。同様に、事務局の事務を統括し、所属議員の職員を指揮監督するという職務を有しております。

このように、教育委員会は会議を通じた合議のもとにその意思を決定する執行機関であるということをご理解いただければと存じます。

以上、答弁といたします。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、私のほうから教育委員会の人事の任命方法、予算を含めた職務権限の教育委員会の改正が必要と考えるか、教育委員会の中立性を保つためにはどのようにすればよいかという観点についての質問についてお答えをさせていただきます。

先般、国政においては、中央教育審議会により地方教育行政のあり方についての答申がされ、教育委員会制度の改正案や教育行政における国、都

道府県、市町村の役割分担とさまざまな関係のあり方、学校と教育行政、保護者と地域住民との関係のあり方についての答申がなされたところであります。

その背景として、現行制度においては非常勤の教育委員は教育委員会という合議体の執行機関の一員として、公立学校の管理を初めとする教育行政について共同して教育長を指揮監督する責任を負っているわけであります。しかしながら、事務局が行う教育事務や所管の学校等の状況について、常勤の教育長と同じだけの情報を得ることができない中で、重要な決定については教育長と同様に行わなければならない立場であり、こうした中でいじめによる自殺などの重要案件が生じた場合に、責任の所在の不明確さや審議の形骸化といった教育委員会への課題によって、教育委員会制度の抜本的な改革を行うための答申がされてきたと思っております。

ご質問にあります教育委員会の改正、あるいは中立性の保持でありますけれども、西予市におきましては市長部局と教育委員会部局との意見交換会の開催など、直面するさまざまな課題についてはそれぞれの立場で率直な意見の交換を行い、その効果を実感しているところであります。

教育に求められている要件として、やはり正義的中立性が必要であると、私もこの点はしっかり思っております。子供の健全な成長、発展のためには継続性と安定性のある学習環境が必要であり、また専門家のみが担うのではなく、地域にとって身近な関心の高い行政分野であることから、市民の皆様の意向が反映される教育行政でなければならないと考えております。

このような観点から、教育委員会は行政委員会として、教育委員会の行政による組織はある程度必要ではなかろうかなど、このように思っておりますけれども、ちょっと曖昧な分野がございます。ある程度は教育長に権限を移した上で、基本方針を決定し、事務局を指揮監督しながら教育行政を推進していかなければならないと考えています。

現在、国では中教審の答申によりさまざまな角度から検討、協議をされておりますが、可能な運用の改善と必要な制度改正によって、よりよく活用していくことで解決を図るべきであろうと考えます。また、教育の正義的中立性を担保するため

に極端な制度改正ではなくて、ある程度考えながらやっていく必要があるのではなかろうかな、そういう意味では引き続きさまざまな角度から検討していくことが大切であろうと考えております。

以上、答弁とします。

○議長 河野総務企画部長。

○河野総務企画部長 私のほうからは、4番目の防災について及び5番目の空き家対策についてお答えをいたします。

まず、防災についての1点目、ふだんの生活をしている平常時にこそ防災への意識を高める指揮、広報活動、子供たちへの教育等、住民に事前に伝えていくことが重要なソフト面での役割だと思うがこれに対する取り組みについて、及び2点目の混乱の少ない災害対応を行うための常日ごろからの情報提供というソフト面、並びに減災に向けた組織体制づくりや避難経路、避難場所を確保するというハード面での取り組みについてお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、住民それぞれが災害時に可能な限り適切な対処を行うこと、減災ができるように不断における啓発活動が行政に与えられた大切な取り組みであると思っております。また、そういった活動、取り組みの中から出てくる要望に対して、行政に何ができるのかを整理し取り組んでいくことも大変重要なことだと認識をいたしております。

それでは、それぞれの取り組みについて概略を説明をいたします。

まず、住民の防災意識を高めるための広報、啓発活動、また子供たちへの防災教育等についての取り組みでございますが、平成25年度2月末現在で危機管理課、消防防災課で把握している訓練等は34件となっております。人数で約5,200人の方々が参加いただいている状況であります。この取り組みの中には、地域住民の70%近い方が参加いただいた避難訓練もございます。昨年度と比べると件数では少し減っておりますが、これは地域の自主防災会が連携して、より広域で取り組んでいただいたことによるもので、参加人数は多くなっている状況でございます。そのほかにも県の事業として行っている愛媛県総合防災訓練、原子力災害広域避難訓練、津波災害避難訓練などにも参加、協力をいただいております。

次に、子供たちへの防災教育についてでござい

ますが、このことは将来いつ発生するかわからない大災害に対して物事を素直に受けとめることができる年齢の子供たちを対象に進めていくことは非常に大切なことだと思っております。

12月には三瓶高等学校と隣接する三瓶幼稚園で合同の避難訓練が行われました。先日、東京で発表会がありましたが、皆田小学校ではジオパークとコラボして消防庁事業の防災教育チャレンジプランへの取り組みも行っていただきました。また、2月12日の愛媛新聞でも取り上げていただきましたが、三瓶地区では消防庁の事業を活用して小学校、中学校、高等学校の児童・生徒と地域の方々と一緒に避難地図の作成を行うなど、新たな取り組みにも挑戦をしているところでございます。

地域での活動情報があれば、できる限り危機管理課、防災課で協力して参加をするようにもしております。言うまでもなく、自助、共助、地域力は一長一短にすぐにできるものではなく、日ごろからの取り組み、コミュニケーションが重要であります。また、継続して実施していくことが重要でございます。適切なアドバイス、啓発ができる職員を養成するために、引き続き職員のスキルアップを行ってまいります。

また、地域における防災リーダーを養成していくことも必要でございます。自主防災会役員の研修に加えて、現在市内におられる75名の防災士の方々のフォローアップ研修についても今月行うことといたしております。その他、職員は地域の住民でもあるということから、職員個々の防災に対する意識レベルアップのための研修会についても実施を行っているところでございます。

続いて、行政として取り組むべき施策でございますが、住民への情報伝達の基本になると考えております防災行政無線のデジタル化に平成25年度から取り組みを行っております。順次、旧町時代に整備されたアナログ無線について更新を計画をしているところでございます。平成25年度9月補正予算で計上をさせていただきました津波ハザードマップが最新の県の被害想定を反映して今月でき上がります。地域に配布を行い、避難の一助にさせていただくようにいたします。孤立地区を防止するための衛星携帯電話につきましても、平成25年度に、更新を含めて14地区に配備を行いました。また、現在取り組んでおりますデジタ

ル無線については、孤立地区防止の観点から屋外の子局と双方向の通信ができるように進めているところでございます。

避難路等の整備でございますが、県事業を活用しまして、昨年度と合わせて39カ所において整備が完了いたしました。今後県事業はなくなりまじすけれども、市単独で地域の要望にできるだけ対応できるよう、平成26年度についても市単独で予算を計上しているところでございます。津波被害の想定される地域につきましては、備蓄物資の分散備蓄を進めており、平成25年度に3カ所、26年度にも3カ所の設置を進めてまいります。避難所の設備充実のため、発電機、投光器、簡易トイレなどの整備をし、徐々に配備品の充実を図っていきたくて考えております。現在、平成26年度の補正予算での計上を計画したいと考えております。

以上、市としての取り組みの一部を上げさせていただきますましたが、冒頭に申し上げましたように、繰り返し啓発活動を行っていくことが大変重要であると考えております。

次に、5番目の空き家対策についてでございますが、その1点目、西予市の空き家戸数は何戸ぐらいあるか、2点目の空き家率は幾らかということでございますが、西予市では残念ながら過去に独自の空き家調査はまだ実施をいたしておりません。

現在、把握している空き家の戸数といたしましては、平成20年に行われました総務省の住宅・土地統計調査でございます。その資料によりますと、西予市内に3,530戸の空き家があるとされており、また空き家率は17.1%となっております。なお、この住宅・土地統計調査につきましては昨年10月に最新の調査が実施されておりますが、現在国において調査結果を集計中のため、公表は26年4月以降の予定となっております。

次に、3点目の対策についてでございますが、世帯数の減少は空き家がふえ続けることにつながり、また老朽化した空き家は災害時等に倒壊等の危険を及ぼすとともに、集落、コミュニティー機能の低下をもたらすなど、市としましても空き家対策は重要な課題として捉えております。

今後につきましては、危険な空き家に関しましては国の空き家対策特別措置法と連動した市の条

例制定による対策を、利活用可能な空き家に関しては定住促進に向けた取り組みを検討してまいります。なお、具体的な対策を検討する上で、基礎となるものが空き家データでございます。西予市では空き家データを持ち合わせておりませんので、まずは平成26年度に空き家調査から開始する予定でございますし、その予算も計上をさせていただいているところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長 平野公営企業部長。

○平野公営企業部長 私のほうからは、6番目の西予市立西予市民病院について、1点目の工事の進捗について、当初より2カ月おくれで9月末の開院と聞いているが変更はないか、2点目の病院独自のバスを運行する考えはないか、3点目の接遇教育の必要性について、4点目の会計の長期計画についてお示し願いたい4つのご質問についてお答えさせていただきます。

新病院の建設につきましては、現在全国的な問題となっております技能労働者不足により、契約工期から2カ月程度工期を延伸することとなり、市民及び議会の皆様にはご心配をおかけしております。建設工事の工期延伸に伴い、平成26年7月中旬を予定しておりました新病院開院日につきましても延期する必要が生じ、病院等の関係部局と協議を行い、平成26年9月末ごろを開院予定といたしました。

工事の進捗状況につきましては、平成25年12月末に躯体工事が完了し、現在は防水工事と内部間仕切り壁の造作工事を行っております。工期延伸による見直し後の修正工程表と比較しますと、作業員不足の懸念がありました内装工事におきまして、建築設備の各JVが鋭意努力し、現時点で修正工程表のとおり進捗しておりますので、平成26年9月末ごろの開院日の変更は今のところございません。

次に、新病院への交通アクセスにつきましては、西予市全体の公共交通整備の中で、担当である企画調整課が中心となって検討しております。新病院開院に向け、宇和地区生活交通バス及び宇和地区デマンド乗り合いタクシーの運行、高齢者や障害者への運賃負担の軽減、宇和島バスの三瓶から新病院を経由する愛媛県歴史文化博物館行きの増便など、高齢者、交通弱者等の自家用車が使えない住民にとってもお出かけが可能となる交通

体系を構築する予定でございますので、新病院独自でバスを運行する計画はございません。

次に、接遇教育の必要性についてお答えいたします。

ご指摘のとおり、接遇教育を初めすぐれた人材を育成することは、病院を経営する上で欠かすことのできない重要課題だと認識しております。また、病院全体が来院される方々をお客様として丁寧に扱うのだという気持ちになって、新病院開院に向け、接遇重視への意識改革とその風土をつくらなければならないと思っております。

昨年、田中議員からの一般質問にもお答えしたとおり、幾ら医療技術がすぐれていても接遇態度が悪ければ病院職員としては失格でありますし、病院全体のイメージも悪く印象づけることとなります。これまで新病院に向け、職員一丸となって意識改革や接遇研修に取り組んでまいりましたが、一定の成果があらわれていると感じておるところでございます。医療現場で必要となる接遇、マナーを向上させることは、病院を利用される方の満足度を高めるだけではなく、市民の皆様信頼される病院、選ばれる病院への第一歩になると考えております。市民に信頼されることにより、必然的に患者数が増加し、安定した経営につながっていくものと思っております。市民が安心して医療を受けることができ、満足度の高い対応ができ、そういうスタッフを育て、感じがいい、親切だと言われるような優しい療養環境を提供できるよう、今後も研修を継続していく考えでございます。

最後に、会計の長期計画についてお答えいたします。

公立病院が地域において良質な医療を安定的かつ継続的に提供していくためには、抜本的な改革の実施により安定した経営を行う必要があります、しっかりと長期計画を策定し経営の健全化に努めることが求められます。新病院における収支の長期計画につきましては、平成22年度に策定いたしました西予市新市立病院基本計画において、開院予定の平成26年度から平成35年度までの10年間の計画を作成しております。新病院収支計画の作成に当たりましては、入院、外来患者数等の業務量予測を行い、診療単価、診療材料費、人員配置計画、業務委託化計画や借入金の償還計画、繰り出し基準に基づく一般会計からの負担金

等を想定し、毎年度見直しを行っております。

新病院の経営は、人件費や建設工事費、医療機器購入費、医療情報システム整備費等の管理、償還等により、開院時から数年間は厳しい状況にあります。交付税措置が有利な過疎対策事業債や地域医療再生基金等の補助金の活用により、財政負担の軽減に努めております。

新病院開院後の経営につきましては、収支計画による目標値の設定、医業収益に直結する医師、看護師等の人材の確保、経営感覚に富む人材の登用、施設設備維持管理費の抑制等を図り、健全経営に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

明日3月6日は午前9時より一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時11分

平成26年第1回西予市議会定例会会議録（第3号）

- |              |           |                       |           |
|--------------|-----------|-----------------------|-----------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 平成26年3月6日 | 消防本部消防長               | 菊 池 直     |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場   | 総 務 課 長               | 宗 正 弘     |
| 1. 開 議       | 平成26年3月6日 | 財 政 課 長               | 道 山 升 文   |
|              | 午前 9時00分  | 企 画 調 整 課 長           | 浅 野 信 也   |
| 1. 散 会       | 平成26年3月6日 | 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 |           |
|              | 午前11時49分  | 事 務 局 長               | 井 関 通 夫   |
| 1. 出 席 議 員   |           | 議 事 係 長               | 佐 藤 陽 一 郎 |
| 1 番          | 源 正 樹     | 1. 議 事 日 程            | 別紙のとおり    |
| 2 番          | 井 関 陽 一   | 1. 会 議 に 付 し た 事 件    | 別紙のとおり    |
| 3 番          | 菊 池 純 一   | 1. 会 議 の 経 過          | 別紙のとおり    |
| 4 番          | 田 中 徳 博   |                       |           |
| 5 番          | 中 村 敬 治   |                       |           |
| 6 番          | 二 宮 一 朗   |                       |           |
| 7 番          | 兵 頭 学     |                       |           |
| 8 番          | 小 野 正 昭   |                       |           |
| 9 番          | 松 山 清     |                       |           |
| 10 番         | 宇都宮 明 宏   |                       |           |
| 12 番         | 元 親 孝 志   |                       |           |
| 13 番         | 沖 野 健 三   |                       |           |
| 14 番         | 森 川 一 義   |                       |           |
| 15 番         | 藤 井 朝 廣   |                       |           |
| 16 番         | 浅 野 忠 昭   |                       |           |
| 17 番         | 岡 山 清 秋   |                       |           |
| 18 番         | 酒 井 宇 之 吉 |                       |           |
| 19 番         | 兵 頭 勇     |                       |           |
| 20 番         | 山 本 昭 義   |                       |           |
| 21 番         | 梅 川 光 俊   |                       |           |

1. 欠 席 議 員

11 番 松 島 義 幸

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

市 長	三 好 幹 二
副 市 長	九 鬼 則 夫
教 育 長	宇都宮 又 重
公 営 企 業 部 長	平 野 松 市
会 計 管 理 者	井 上 謙 二
総 務 企 画 部 長	河 野 敏 雅
産 業 建 設 部 長	福 原 純 一
生 活 福 祉 部 長	三 好 幸 二
教 育 部 長	内 藤 利 明
明 浜 支 所 長	宇都宮 松 夫
野 村 支 所 長	井 上 尚 喜
城 川 支 所 長	徳 居 隆 利
三 瓶 支 所 長	西園寺 良 徳

議 事 日 程

1 一般質問

本日の会議に付した事件

1 一般質問

開議 午前9時00分

○議長 おはようございます。

本日はお寒い中、傍聴にお越しいただきましてまことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は20名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

(日程1)

○議長 日程第1、一般質問を行います。

質問者は、通告内容及び申し合わせに従い発言をしてください。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

まず、5番中村敬治君。

○5番中村敬治君 皆さんおはようございます。議席番号5番中村です。

ただいま議長より許可をいただきましたので、3月議会最初の一般質問をさせていただきます。12月議会の一般質問で時間不足のため残りました質問から始めたいと思います。

まず、第1に森林、林業の再生についてお尋ねいたします。

ご承知のとおり、我が国は国土の約7割を占める森林国です。森林は国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、地球温暖化の防止等、多面的機能の発揮を通じて、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現に貢献するとともに、木材等の林産物の供給源として地域経済活動と深く結びついています。このことから、国においては、森林、林業の再生に向けて森林の整備保全を図りつつ、施業の集約化や路網の整備、人材の育成を軸として、効率的かつ安定的な林業経営の育成、木材の加工、流通体制の整備、木材利用の拡大等に取り組まれているところでございます。

西予市は、森林が市域の75%を占める森林の市です。約3万8,800ヘクタールもあります。このうち、天然林が約35%の1万3,700ヘクタール、人が管理する人工林が約65%で約2万5,100ヘクタールとなっています。全国平均では人工林は40%程度でありまして、西予市では人工林が突出して比率が高くなっております。この人工林を守るには、林業が極めて大切であります。森林が少しでもよくなるように地域で考え計画し、実行していくことが求められております。

そこで、お尋ねします。

森林、林業の集約化についてでございますが、森林施業の低コスト化を図るためには、隣接する複数の所有者の森林を取りまとめて、施業を一括して実施する施業の集約化が極めて重要となってまいります。西予市では、森林組合やエフシー、林業活性化センター等が中心となって、各種の補助金等を活用しながら施業集約化に向けて取り組まれていることと思います。

そこで、現在施業の集約化がどのように進捗しているのか、また今後集約化の促進にどう取り組まれていくのか、お尋ねいたします。

○議長 福原産業建設部長。

○福原産業建設部長 おはようございます。

ただいまのご質問、施業集約化の進捗状況と今後の取り組みというご質問に対しましてお答えをいたします。

施業の集約化でございますが、平成23年度から間伐の補助制度が変わりまして、意欲と実行力のある者が一体となった森林を対象に施業及び保護、また路網整備を効率的に行い、持続的な森林経営と国産材の安定供給を目指して森林経営計画を策定し、施業の集約化を図ることとなっております。市としましては、この森林経営計画の策定の推進を図っておりますので、これにつきまして説明をさせていただきます。

市では、平成24年から林業活性化センターが中心となり、森林組合、株式会社エフシーと連携をとりながら、この森林経営計画の策定の推進を行っております。

この計画の進捗状況ですが、平成24年度から25年度末で約2,800ヘクタール、28団地を策定いたしております。これは杉、ヒノキの人工林、先ほどもございましたが、2万5,000ヘクタール余りの約1割強という数字になってございます。

今後の取り組みでございますが、引き続いて地元及び森林組合、株式会社エフシーなどと連携をとって森林整備の進捗状況等も勘案しながら、団地化の推進を図っていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 5番中村敬治君。

○5番中村敬治君 ただいまの答弁では、約2,800ヘクタールの計画が策定されているとお聞きいたしました。

続いて、林業就業者数についてお尋ねします。

まず、施業の集約化ということで、今2,800ヘクタールほど計画ができておるといことで、集約ができておるといことでございますが、施業の集約化といいましても、森林経営計画の策定とか、今言いました集約化といことが当然必要になってくるわけですが、

まず、森林の適正な整備を図るためには、林業就業者数というものが肝心な問題になってきますので、そういう森林の適正な整備を図るためには、森林の現況や自然条件、地域のニーズを踏まえて、間伐や伐採後の造林等の施業を確実に実施できることが必要であります。

集約化も当然必要であります、実際に実施部隊が必要になってくるわけでございますので、森林の施業は林業労働者が担っておりますので、林業労働者の確保、これが一番大切になってくるのではないかと考えております。この確保によって、山間地の活性化や雇用の拡大にもつながってくるわけでございます。

そこでお尋ねいたしますが、森林の林業の再生を担う人材としての市内の林業就業者数推移はどうなっているのか。また、林野庁による林業に必要な基本的技術の習得を支援する「緑の雇用」事業というのがなされてきましたが、そういうことを通じて、林業者数の推移はどうなったのかなと思ひます。

以上についてお尋ねいたします。

○議長 福原産業建設部長。

○福原産業建設部長 林業従業者数の推移と充足率と緑の雇用でどうなったかということなんです、現在の市内林業従事者数、伐出業、いわゆる伐出から市場までの運搬、その部分をとりますと林業事業体、小さなものも合わせまして6事業体ほどあるようでございますが、大体80人弱現在従業者がいるようです。そのほか、個人経営の自伐の林家の方を合わせまして80人強と把握しております。

この10年ぐらいの推移としまして、事業体では森林組合のほうが若干減っておりますけれども、その他については余り変動がございません。また、自伐林家の方も大きな変動はなくて、この10年では若干減少というふうには把握いたしております。

緑の雇用の件でございますけれども、市内で取

り組んでいる森林組合及び株式会社エフシーが平成15年から取り組んでいるわけですが、対象者が24年度まで71人いたようですが、そのうち定着数につきましては21名となっております、定着率が30%となっております。

それから、充足率という部分ですけども、事業体の実数からはじき出してみますと、森林組合とエフシーの部分で見ますと、両事業体の計画数は75人となっておりますが、現在両方で55人程度の従業員がおりまして、その充足率ということになると73%ということのようです。なかなか募集しても集まりが悪いというような状況というふうには伺っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 5番中村敬治君。

○5番中村敬治君 ただいま答弁いただきましたように、なかなか林業就業者数は他産業に引き抜かれるのか、73%というような充足率ということで、募集しても集まらないということですが、これは今建設産業のほうも若干好景気になっておりますので、似たような業種でありますと引き抜きもあるのかなと思っております。これはなかなか大変難しいことだと思っております。

続きまして、雇用の数が6事業体、そして自伐などやっておられる人も含めまして80人強ぐらいしかおられないというようなこと、そしてまたエフシーと森林組合でも55名ぐらいということをお聞きしますと、非常に少ないのかなと思っております。

仮に市内の全山林、これ人工林でございますが、2万5,100ヘクタールもございまして、これを適正に経営管理するとすれば、市内に相当の数の大幅な雇用が生まれると思っておりますが、どのような業種でどの程度の雇用が生まれると想定されるのか。

この植林、育林、間伐等の管理、それから伐採、積み込み、運搬とか市売り、製材、販売、いろいろな業種が入ってこようと思ひますけれども、間伐だけで捉えましても、私は数百人のオーダー、300人とか400人とかというオーダーの雇用が確保できるのではないかと思っておりますが、市のほうではどのようにお考えか、お尋ねしたいと思ひます。

○議長 福原産業建設部長。

○福原産業建設部長 今後の雇用の受け皿、つま

り雇用者がどのぐらいできるのかというご質問でございますけれども、先ほど言われたように、約2万5,000ヘクタール余りの人工林、これを山主さんの同意とか、そういうものは全く計算に入れずに、これを適正な管理をしたということにしますと、伐採から運搬までの伐出業に関してのみの数字となりますけれども、これは作業効率とかそういうもののとり方にもよると思いますが、こちらで計算したところ、伐出、搬出部分で年間に約150人の従業者が必要になると算定しております。

現在、先ほど申しましたように、従業者は約80人程度ですので、約70人の新規雇用が生まれることとなります。これに市場から製材業など、いわゆる川下の分野も合わせると、これは実数はつかみ切れていないということなのでございますが、100人以上の新規雇用が創出できるというふうになるのではないかと。計算上の従事者は、もとの80人とこの100人を足すと、こちらの計算では180人程度にはなるのではないかと考えられます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 5番中村敬治君。

○5番中村敬治君 大分私の試算とは開きがあるような気がするわけですが、周囲の山林を見ますと、適正な管理がなされているとは思えないわけですので、この2万5,100ヘクタールのうち、先ほど2,800ヘクタールほど施業の集約化ができておるということで、集約化をして森林を適正に管理していかないといけないわけですので、できないわけですので。そうしますと、今言われました現在の就業者数プラス70人とかということ、あるいは100人ということ、180人ぐらいというような数字というのは、2万5,100ヘクタールを適正に管理した上での数字とは到底思えないわけでございますけれども、そういう数字の議論は置きまして、次の質問に移りたいと思います。

西予市の森林組合についてお尋ねいたしますが、一昨年9月議会で森林組合の経営改善の一環として、森林労働者の育成を支援するために、林業労働者確保対策補助金として1,158万円を市議会で議決いたしました。

その後、1年以上経過し、材価も当時ヒノキで立方メートル当たり1万3,000円ぐらいだっ

たものが、本年の4月から消費税8%を見越した駆け込み需要による材価なのかもしれませんが、昨年後半から急上昇しまして、現在は2万円半ばに落ちついて、環境は大変よくなってきているのではないかと考えております。

森林組合への年度別支援金額と今後の支援の方針についてお尋ねしたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長 福原産業建設部長。

○福原産業建設部長 西予市の森林組合に対する年度別の支援金額と今後の支援の方針ということでございますけれども。

西予市では、おこなっている森林整備の実施、停滞する生産活動の活性化を図るために、24年度から林業活性化プロジェクトの一環として、団地の集約化を先ほど言いましたように推進して、森林組合や林業事業者と一体となって環境保全と経済向上、その両立化を図る林業振興計画の取り組みを実施しているところです。

森林組合は、平成19年度から5期連続の事業損を計上して経営状況が悪化しておる中、平成24年10月に、平成27年度までに組合の運営体制を根本から見直して安定的な経営を目指すための中期経営計画というものを策定して再出発しております。

本市では、その森林組合が策定した中期経営計画を着実に実行し、森林経営計画推進における基盤づくりに取り組む上で特に強化する必要がある担い手の人材確保、育成対策、事業者の組織強化対策において事業支援を行っております。年度別の事業支援金は平成24年度が725万8,800円、25年度が1,737万円の予定となっております。

今後は、西予市森林組合が策定する森林経営計画を確実に実行に移していける組織力の向上に努めていただくことが必要でありまして、市としても引き続き経営についても指導、支援をしてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 5番中村敬治君。

○5番中村敬治君 24年度で議会で議決した金額は1,158万円だったわけですが、24年度に725万円と言われましたけれども、そうしますとどういうわけで減額になったのか、そしてまた不用額としてその残金はどうなったのか、多分

返金されたんだろうとは思いますが、この辺のいきさつがちょっとわかりにくいところがありますので、そこの辺をお尋ねしたいのと、来年度の計画、26年度はどうなのかなと思ひまして。あわせてお答えいただきたいと思ひます。

○議長 福原産業建設部長。

○福原産業建設部長 24年度年度当初に予算化した額との差額でございますけども、これは返金とかではなくて出来高払いにしておりますので決算払いです。ですから、あちらへ先に払い込んでおいて余ったから戻すというようなことはないわけですけども。

当初、8月ぐらいからの支援予定にしていたものが、森林組合さんからの実績報告分が、員数が少なかった、そういうことでございます。

それから、経営改善の成果と今後の見通しということでございますが、森林組合が取り組む経営改善につきましては、組合みずから策定した中期経営計画をもとに、森林経営計画の推進や集約化に向けた組織体制の強化、構築に向け労務班の再編に取り組みされて、平成25年度は24カ所の220ヘクタールの施業地確保を目標に、1万5,000立米の生産を目指し事業展開をされています。

今後は、さらなる技術の習得、組織強化に努められる予定で、平成26年度においては、28カ所の350ヘクタールの施業地を確保して2万立米の生産を目標としているようでございます。この目標達成に向けて、事業計画の適切な管理と月次における生産性の把握、事業利益の管理体制の構築が図られることが必要であろうというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 5番中村敬治君。

○5番中村敬治君 先の質問予定もお答えいただいたようなわけなんですけども、林業労働者を確保するということが24年度に議会で議決をしたわけでございますが、実際に当時の林業労働者の数と、これ関連質問ですけれども、現在そういう市からの助成によってこの森林組合の林業労働者の数は確保できたのか、減ったのか、その辺の推移がわかれば、ちょっとお知らせいただいたらと思ひます。

○議長 福原産業建設部長。

○福原産業建設部長 森林組合の林業従事者です

が、当初からふえたということはないというふうには伺っております。つまり、なかなか募集しても集まりにくいということではございますが、だからといって、我々としてはこの支援策がまずかつたんではなくて、支援策があつて現状を確保しているという理解を今のところしているところで。

○議長 5番中村敬治君。

○5番中村敬治君 現状維持だということであれば、それなりに成果があつたのかなと思ひます。

続きまして、原木シイタケ生産者への支援についてお尋ねしたいと思ひます。

愛媛県は、大分県、宮崎県、熊本県に次ぎまして、干しシイタケの生産量が全国第4位の県であります。その約80%が肱川流域で生産されておりまして、大洲市、内子町、西予市では野村町が主産地となっております。

原木シイタケ栽培は、日本の森林生態系の中で森林資源を循環利用しながら永続できる環境保全型の有機的栽培により行われてきた数少ないものでございます。つくられたシイタケは無肥料、無消毒の自然食品であり、健康食品でもあります。しかし、福島原発事故により、農林水産物全般に風評被害が出てまいりまして、西日本にもその風評被害が及んでおります。

干しシイタケは、一昨年の1月から暴落市況が続いております。このままでは原木シイタケ生産の衰退につながり、中山間地域の産業衰退を初め里山環境の悪化を招き、地域コミュニティーが崩壊するのではないかと危惧されております。

早急に対処することが求められておりますが、本年度の当初予算、3月補正予算の特用林産振興事業508万円の概要、そして来年度に計上されております予算案の中にあります304万5,000円の概要について、具体的にお聞かせ願つたらと思ひます。

○議長 福原産業建設部長。

○福原産業建設部長 今年度の予算の概要ということでございますけども、当初予算は従来の特用林産振興として従来どおりのやり方をとつておりまして、当初は種駒購入費に対する10分の3以内ということで、これは森林組合に係っている分の経費に対して95万円予算化しておりました。

それから、3月補正ですけども、その後、今ほどおっしゃられました原木シイタケのセシウム等

による風評被害が非常に蔓延してまいりまして、シイタケの価格が暴落して下げどまらないと、何とかならないかというような声もございました。

その中で、シイタケはJAにも生産部会があって、そちらのほうからも声が上がりまして、考え方を少し拡大して、補正ではJA生産組合のほうにも拡大をしまして、これは原木1本に対しての補助ということで1本500円を補助することとして、508万円計上を今提案させていただいているところです。

当初もでしたか。

(5番中村敬治君「来年度の304万5,000円の内訳を」と呼ぶ)

補正は決定いただきました。当初は提案中でございますけれども、26年度当初につきましては、従来の種駒支援10分の3、これはまんどに予算化しようと、そしてJAの生産組合のほうにも拡大して支援していこうということで304万5,000円、現在提案させていただいているところです。

以上でございます。

○議長 5番中村敬治君。

○5番中村敬治君 市の支援概要はわかりましたが、そのほかのシイタケについては、愛媛県や県森連も支援されていると思いますが、その辺のところがかれば概要をお知らせいただいたらと思います。

○議長 福原産業建設部長。

○福原産業建設部長 県とか県森連のこの価格低調に対する部分での支援でございますが、まず県森連におきまして、九州4県の生産者団体との連携で西日本乾しいたけふるさと連合協議会というものも設立されまして、国への陳情あるいは県に支援の要望書を提出するなど、価格回復に取り組んでおられます。これは、6月に県のほうにも要望がされております。

これを受けまして、愛媛県の9月補正予算で原木生産量の確保、トレーサビリティの電子化を支援する緊急対策事業費を計上されております。そのうち、原木干しシイタケの生産維持対策として、新植のほだ木100本につき1,000円、1本10円ということになりますが、を生産者に補助することになっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 5番中村敬治君。

○5番中村敬治君 西予市の事業でございますが、限られた予算でございます。そういう中で、生産者に不公平感が出ないように補助金交付手続を迅速に実施していただけたらと思っております。

それから、続きまして危機管理対策についてお尋ねいたしますが、消防署、消防団についてでございます。

3年前の3月11日に発生した東日本大震災では、死者、行方不明者が約2万人という第2次世界大戦後最大の被害をもたらしたわけでございます。消防関係者は極めて苛酷な状況の中、震災発生直後から長期間にわたり国民から深く感謝され、高く評価される目覚ましい活動を展開してまいりました。その中で、250人以上の消防団員、消防職員が殉職されております。

また、ことしは明治27年、1894年に消防組規則によって全国的に統一された消防団の前身である消防組がスタートして満120年の節目の年に当たります。また、昨年は戦後スタートした自治体消防制度65周年の年でもありました。

日本は災害大国でございます。自然災害の被害は世界全体の約12%もあります。このため、常備消防や消防団は連携して、火災や火災時はもちろん、実に広範多岐にわたる活動を行っております。地域にとって重要不可欠な役割を担っております。

また、東日本大震災ではガソリンスタンドに給油待ちの長蛇の車列ができました。さらに、燃料輸送のタンクローリーは放射能の予測が困難との理由から、一時サービスエリアでとまってしまいました。南海トラフの巨大地震の発生時においても同様の事態が予測されるところでございます。

消防署、消防団の燃料確保の状況と今後の対策について、震災時の消防署、消防団の継続した活動に不可欠な燃料の確保対策と今後の対応はどのようになっているか、お尋ねいたします。

○議長 菊池消防本部消防長。

○菊池消防本部消防長 おはようございます。

ただいま中村議員さんの質問、燃料確保状況と今後の対策についてお答えいたします。

消防本部におきましては、災害時対応用の燃料等の備蓄はございません。

東日本大震災後、全国的に災害対応型給油所の

設置が進められております。この災害対応型給油所とは、発電設備及び給水設備の設置により、災害時に電気、水道がストップした場合でも、警察、消防等の緊急車両への優先的に給油や水の提供が可能な、いわば災害に強い給油所でございます。現在、西予市内に災害対応型給油所が1カ所と設置を検討している給油所が1カ所あります。

今後は、災害対応型給油所と協定を締結することにより、災害時の燃料確保に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 5番中村敬治君。

○5番中村敬治君 ガソリンスタンドと協定を結んでやっていこうというお考えのようでございますが、大震災のことを考えますと、旧町ごとに2カ所ぐらいずつのそういう協定を結んで優先的に供給をしていただけるようなスタンドを設けるのが必要ではないかと思っております。よろしくお願ひしたいと思っております。

次に、消防団詰所の改修計画についてでございますが、私の地元も含めまして大多数の消防団の詰所は大変古くて、私のところではトイレも設置されておられません。見たところ、また耐震基準も満たされているようには見受けられませんので、このままでは、地震が来ますと、早く消防車を外に出しておかないと倒壊する建物の下敷きになってしましまして、使い物にならなくなるわけですが、なかなかそううまく外に出すわけにもいかないと思っております。

そういうことで、現在消防団の詰所は何カ所ぐらいあって、その改修計画はどうなっているのか、うまくその数が順次改修計画にのって計画どおり進んでおるのかどうか、その辺のところをお伺ひしたいと思います。

○議長 菊池消防本部消防長。

○菊池消防本部消防長 ただいまの消防団詰所改築計画についてにお答えいたします。

西予市では、消防団詰所等を約100棟整備しております。この更新につきましては、基本的には西予市消防団設備整備計画に基づいて実施しております。急を要する建てかえや修繕などについては、随時消防団や地元の皆様と協議しながら対応することとしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 5番中村敬治君。

○5番中村敬治君 100棟消防団の詰所があるということで、昨日もお話を聞かせていただきましたが、25年度は1棟建てかえる、また26年度は2棟建てかえると伺っておりますが、そのような緩やかなペースでありますと、100棟あるということであれば1棟ずつやれば100年かかる、2棟であっても50年かかると、先が見通せないような状況でございます。

市役所や学校あるいは公民館なども順次計画的に建てかえ更新されていると思っておりますので、消防団の詰所などももう少し早く建てかえるというか、震災に対応できるような形になるように積極的に取り組んでいただけたらと思っております。

続きまして、消防団員の確保対策についてお伺ひいたします。

現在、消防団員の数が条例定数を130人程度下回っておりますが、消防団が果たす役割の重要性や地震対策を考えますと、このような現状に歯どめをかけ、むしろ増加させる必要があるのではないかと思っております。

地域の防災力の維持向上を図るためにどのような消防団員確保対策を実施されておまして、また今後計画をされているのか、お伺ひいたします。

○議長 菊池消防本部消防長。

○菊池消防本部消防長 ただいまの消防団員の確保対策についてお答えいたします。

中村議員がおっしゃられるように、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が昨年暮れに可決されております。それに伴いまして、消防団の今後の位置づけも非常に大事なところだと思っております。

それに対しまして、近年人口の減少と少子・高齢化社会の進展、就業形態の変化などにより、消防団員の確保が困難な状況にあります。方面隊によっては、団員定数を割り込む状況が常態化し、またサラリーマン団員の増加により、昼間の火災等に対しては必要な出動団員数の確保が困難な状況が懸念されております。

そこで、消防団員確保に向けた取り組みとしまして、機能別消防団員や女性消防団員の入団促進などの施策を実施しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 5番中村敬治君。

○5番中村敬治君 続きまして、消防団員の報酬、手当についてお尋ねいたします。

消防団員は、火災等の災害時には昼夜を分かたず仕事をなげうって地域の人々の安全を守るために危険な任務に従事されております。また、平常時においても、地域に密着した種々の業務を献身的に取り組まれているところでございます。

そこで、お伺いいたします。

条例で定められている団員の報酬、出動手当の金額と条例の金額はいつ改正されたものか、お尋ねいたします。

○議長 菊池消防本部消防長。

○菊池消防本部消防長 消防団員の報酬、手当等についてお答えいたします。

団員報酬及び手当につきましては、合併協議会の中で決定されており、新市発足時に西予市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例を制定し運用しております。

先ほども言いましたが、消防団の強化につきましては、昨年12月に消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が成立しており、これを踏まえて、国費や地方財政措置の拡充が予定されているところです。これによりまして、愛媛県市町総合事務組合の条例改正が予定されており、平成26年度から退職報償金が全階級で一律5万円、最低支給額20万円に引き上げられることとなります。当市の報酬、手当額関連条例につきましても、国や県の水準と比較、考慮しながら調整を図りたいと考えております。

現在の消防団の報酬につきましては、団長13万円、副団長10万円、分団長7万円、副分団長3万7,000円、部長3万円、班長2万1,000円、団員1万8,000円、機能別団員1万2,000円。それと、出動手当1,500円掛ける6回分、これにつきましては24年度に、23年度までは5回分でしたが、24年度に1回ふやしていただいております。

また、災害出動危険手当といたしまして、火災、水災害等、また捜索等に出動した折には1回につき1,000円報酬を支払っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 5番中村敬治君。

○5番中村敬治君 ありがとうございます。

消防団員の活動に十分配慮した報酬、出動手当の金額となるように、常に改善、充実を要望して

おきます。

次に、災害時要援護者についてお尋ねいたします。

南海トラフの巨大地震の発生確率も高まってきておりますが、国交省では、地球温暖化が招く大雨の頻発による土砂災害の発生がここ二、三十年で1.5倍に増加していると、今後さらに増加が予測され、一層の警戒が必要とデータを公表しております。

災害時の円滑な避難誘導や安否確認のため、障害者や独居高齢者ら要援護者の個人情報について、昨年12月議会で二宮議員から、要援護者の名簿の作成と活用状況の質問がありました。その答弁では、市内の対象者は6,622名、このうち登録を希望し申請を受け付けた2,342人、約35.4%の方が登録されているとの答弁でございました。

そこで、お伺いします。

35.4%の登録では市内の要援護者がまだまだ網羅できていないわけでございまして、東日本大震災で多くの要援護者が犠牲になっておりまして、積極的に要援護者に働きかけて同意をとり登録し、町内会や民生委員などと名簿を共有し、避難時に役立てていくことが求められております。個人情報の適正利用で命を守る仕組みをつくり、市も地域住民も仕組みづくりを急ぐべきだと思います。

名簿の作成は今年4月から市区町村に義務づけられておりますが、今後要支援者名簿の作成、名簿の更新等情報の共有、避難支援者等関係者への事前の名簿情報の提供、名簿の活用など、どのように取り組まれていくのか、お伺いいたします。

○議長 三好生活福祉部長。

○三好生活福祉部長 おはようございます。

それでは、私のほうからただいまのご質問、災害弱者の名簿作成状況と今後の対応についてお答えをいたします。

平成26年2月27日現在、在宅で暮らす方で登録を希望された方は、対象者6,541名のうち登録者数は2,311名で、登録率は35.3%となっております。今ほど議員の言われました35.4%から0.1%減少しとるといったような状況となっております。

登録率は、制度発足以来今日まで横ばい状態が続いている状況にあります。登録方法が個人から

の手挙げ方式によること、つまり個人の同意がなければ登録ができない、そういったことから登録率の改善につながっていないものと推測をいたしております。今後とも、根気よく関係機関などの協力をいただきながら、対象者に対し登録申請を働きかけてまいりたいと思っております。

次に、今後の対応でございますが、大きな災害が発生した直後は行政が直ちに被災した方々を救援に向かうのは極めて困難であり、被害をより少なくするためには平常時から要援護者を地域において事前に把握し、発災時に地域の方々が力を合わせて避難していただくことが重要となります。

既に地域独自でさまざまな方法により要援護者を把握されていることと思っておりますが、行政が提供する要援護者名簿情報を入手することで、地域の自主防災組織等において名簿の登録者を地図に落とし地域防災マップの作成や、名簿を活用しての避難支援訓練や防災訓練の実施の際などに有効に活用できるものと考えております。

これまでに、市内各地の民生委員の皆さんや自主防災組織4地区へ要援護者の登録一覧表を交付しておりますが、自主防災連絡会などあらゆる機会を通じましてお願いをしてみたいと思っております。なお、登録一覧表につきましては、大切な個人情報でもありますので、情報提供先には取り扱いと管理の徹底をお願いした上で外部提供をまいりたいと、そういうふうを考えております。

また、市役所内部での活用においては、登録者ごとに個人支援計画書を作成し、災害時における支援情報として管理をしております。関係各課とも情報を共有し、より効果的な支援計画書を整備し、災害時における迅速な対応に生かしてみたいと、そういうふうと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長 5番中村敬治君。

○5番中村敬治君 大変努力されている様子はよくわかりましたが、南海トラフ巨大地震はいつ来るか、待ってくれませんので、個人情報の管理という問題も立ちはだかっておるところでございますが、個人情報の適正利用ということで、命を守る仕組みづくりを何とか地域の住民の方々と地域とでしっかりと考えて、編み出して、有効活用できるように努めていただけたらと思っております。よろしく申し上げます。

続きまして、インフラの老朽化対策についてお尋ねいたします。

そのうち、橋梁、トンネル、上下水道、市営住宅等についての実態調査についての現状でございますが、老朽化施設の危険性を見せつけました中央自動車道の笹子トンネルの天井板崩落事故から1年数カ月たったわけでございますが、西予市の社会資本も高度成長期に集中的に整備されたものがたくさんあると思います。そういうことから、今後急速に老朽化することが懸念されております。必要な新たな整備も一方ではあると思いますが、それらの老朽化施設の適切な維持管理、更新が課題となってきているのではないかと思います。

適切な維持管理、更新を行うには、まず最初に管理する施設の健全性などを正しく着実に把握することが求められておるわけです。そして、続きまして劣化の予測をするということ、そして3番目に優先順位をつけ、事業費の最小化を図って維持管理をやっていくということになるかと思っております。

そこで、まず1番目の管理する施設の健全性等の実態調査の現状はどのようになっているか、お伺いいたします。

○議長 福原産業建設部長。

○福原産業建設部長 橋梁、トンネル、上下水道、市営住宅等、インフラの老朽化の実態調査の現状ということでございますけれども、現在西予市が管理する市道橋は682橋ございまして、そのうち橋長5メートル以上の橋梁405橋を平成19年度から平成25年度までに愛媛県橋梁定期点検マニュアルに基づき点検を実施してございまして、その結果をもとに西予市橋梁維持管理水準に照らして橋梁の各部材ごとに損傷評価を行い、安全性の確認、確保に努めているところであります。

現在、橋長5メートル以上の405橋全ての点検業務が完了し、その調査結果は、一つ目、当面修繕は必要のない橋梁が369橋、2として、予防的な計画的修繕が必要な橋梁が27橋、早期の修繕が必要な橋梁が9橋という結果になっております。そのうち、荷重制限をしたりしているところが2橋、通行どめの橋梁はございません。

次に、トンネルでございますが、西予市が管理するトンネルが3カ所ありまして、これは県道、

旧県道等からの移管されたものですが、現在全て問題点はありません。

市営住宅につきましては、平成25年4月1日現在で総数954戸を管理しております。そのうち、耐用年数を経過している老朽住宅の戸数は195戸、20.4%となっております。耐震性につきまして、昭和56年5月31日以前の旧基準で建設された住宅が482戸あり、全体の50.5%となっております。

下水道ですが、農業集落排水施設と公共下水道施設がございます。

農業集落排水施設におきましては、宇和地区で平成8年4月に供用開始した永長処理場を初め7施設、野村地区は平成12年6月供用開始した長谷岡成処理場ほか阿下処理場の3施設、合計10施設が点在しております。中でも供用開始後10年を経過した施設が7件と、老朽化の度合いがやや高まっております。

公共下水道施設は、野村処理場が平成17年3月に供用開始、9年を経過をしております。この完了見込みは平成27年度ですが、平成20年度に一応概成をしております。宇和処理区においては、平成19年3月に供用開始、7年を経過しています。これは平成37年度完了見込みでございます。

以上、産業建設分の答弁とさせていただきます。

**○議長** 残時間5分を切りましたので、手短に発言を願います。

平野公営企業部長。

**○平野公営企業部長** 私のほうから上水道の実態調査の現状についてお答えさせていただきます。

水道施設の主要なものは大きく分けまして、水道管路、浄水場、配水池の3施設になるかと思っております。水道施設の老朽化の実態を把握する上では、この施設の耐震化の状況が重要でありまして、毎年度その数値が調査され、広く公表されているところでございます。

平成24年度末の上水道施設の耐震化率は、基幹管路においては全国平均が33.5%に對しまして、愛媛県が21.0%、全国で第44位でございます。西予市が7.6%で、県内の18上水道事業体のうち14位となっております。

また、浄水場におきましては、全国平均21.4%、愛媛県40.8%、西予市19.4%。

配水池は全国平均が44.5%、愛媛県が43.5%、西予市が16.6%となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長** 5番中村敬治君。

**○5番中村敬治君** もう残り時間も2分を切りましたので、手短にしたいと思います。

先ほどの答弁で、橋梁につきまして通行制限や通行どめがないということをお聞きしまして安心しておるところでございます。

橋梁については、5メートル以上の405橋と言われましたけれども、どこでも5メートル以下、2メートル以上5メートル未満であっても橋梁でございますので、そこでも何か落橋とか、いろいろ危険性は予測されますので、引き続き2メートル以上5メートル未満もしっかりと調査をしていただきまして、健全度を診断していただいたらと思っております。

社会資本のこの老朽化対策も私どもの健康管理と同じでございますので、検査で異常があれば早く手当てをするということが肝心なことで、経済的でもあるわけですね。そういうことで、大事に使用すれば長もちをしますもので、健康診断とはちょっと違うのは先ほど述べましたように、優先順位をつけて対処をするということが若干違っておりますが、あとは我々の健康管理と同じですので、しっかりと調査をしていただきまして市民の安心・安全につながるように努めていただきたいと思います。

時間も参りましたので、以上で質問を終わりたいと思っております。ありがとうございました。

**○議長** 暫時休憩いたします。（休憩 午前10時00分）

**○議長** 再開いたします。（再開 午前10時11分）

次に、3番菊池純一君。

**○3番菊池純一君** 議席番号3番菊池純一でございます。

ただいま許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきますが、質問に入る前に一言お祝いを申し上げます。

このたび県の広報コンクールにおいて、広報せいの12月号が特選を受賞いたしました。市民の一人として誇りに思うとともに、心よりおめでとうを申し上げます。

その中で、詩人の故塔和子さんを取り上げた特集の中身がすばらしく、とても感銘を受ける内容でした。ここにかかわった方々はもちろんのこと、誰もが塔和子さん自身の生きざまを通して、大きな教訓を受けることができるものだと、こう思います。何よりも、その塔和子さんのご人徳こそが受賞をした一番の原動力となったのだと感じます。ここに改めてご冥福をお祈り申し上げます。

この後、せいよ12月号は全国コンクールに進むとのこと、一つ楽しみができました。重ねてお喜びと御礼そして激励申し上げます。

それでは、質問に入ります。

まず最初に、文化財についてお伺いをいたします。今回はその中から天然記念物の樹木を取り上げます。

記念物に指定されているような、こういう大きな木を見ておられますと気持ちが落ちついてきます。そして、何かしら安心してきます。何か力づけられるような、そんな魅力を感じます。長い年月をかけて風雪に耐えながらこの移り行く世の中を見ながら、西予ジオパークのこの大地で育ってきた大切な財産であるからこそ、しっかりとした保護と活用が求められると思います。

そこで、その取り組みをお伺いいたします。

現在の指定済み数、その中で公共のもの、個人所有のものは幾つですか。現在指定に向けて準備している数はありますか、あれば幾つですか。その指定する基準や手順を教えてください。指定後の保護基準とその方法はどんなものですか、そしてどのような活用法をしているのでしょうか。このことについてお尋ねいたします。

○議長 内藤教育部長。

○内藤教育部長 おはようございます。

ただいまの菊池議員さんのご質問、天然記念物樹木についてのうち、現在の指定済み数、公共分、個人所有分についてお答えをいたします。

現在西予市におきましては、法令に基づきます指定された天然記念物は29件あり、そのうち県指定が5件、市指定が24件となっております。このうち、国、県、市が所有または管理するものは城川のゴトランド紀石灰岩など3件で、そのほかは個人、寺社、地区の所有または管理となっております。樹木につきましては、国、県指定が2件、市指定が21件、合計の24件となっております。

ます。

次に、指定予備数でございますが、現在市で指定を検討しております天然記念物はございません。また、市指定から国、県への指定を検討している物件も今のところございません。

続きまして、指定基準と指定手順についてでございますが、西予市の場合、指定につきましては西予市文化財保護条例第4条に基づき、市内に所在する文化財のうち、市にとって重要なものを指定することといたしております。その手順につきましては、市文化財保護条例に基づいて行っております。

まず、文化財の指定を受けようとする者から指定の申請が出され、これを受けた市教育委員会が西予市文化財保護審議会に諮問をいたします。西予市文化財保護審議会では専門部会を設けておまして、専門部会の調査結果、過去の学術調査の成果を踏まえて指定について審議をし、教育委員会へ意見具申を行っております。この意見具申を受けて、教育委員会が市の文化財に指定をいたします。指定をした場合は、教育委員会はその旨を告示し、所有者等及び管理責任者に通知することとしております。

次の保護基準と方法についてでございますが、文化財の保護管理は原則所有者、管理者が行うこととございます。指定文化財の管理または修理、復旧に多額の経費を要するなどの場合、市は西予市文化財保護条例第12条、西予市文化財維持管理費補助金交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助金または利子補給金を交付するなどして保護を行っております。

補助の基準は、対象となる文化財が国指定の場合は補助対象経費から国県補助金を除いた額の2分の1以内、県指定の場合は補助対象経費から県補助金を除いた額の2分の1以内、市指定の場合は補助対象経費の2分の1以内と定めております。

次に、活用法でございますが、まずは地元の方に文化財の存在を知っていただくことが第一と考えまして、近年指定文化財の説明看板の新設、修理等を行っております。来年度からは指定文化財のマップを整備する予定で、文化財の保護や活用に生かしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 3番菊池純一君。

○3番菊池純一君 ありがとうございます。

ただいまお答えいただいた中に、個人所有という樹木が数件ありました。私の知り合いの方で、これは西予市の方ではないんです、他の自治体の方なんですけど、大変に困っていらっしゃる方がいるんです。その方は天然記念物を所有している方なんです。

この西予市ではそういう方がいるかどうかわかりませんが、この方は自分の住宅の横に天然記念物の木がありまして、大変立派な木でございます。しかし、とにかく落ち葉がすごいです。大木なだけにどさっと落ち葉が落ちて、それも屋根の上に。ですから、家の周りにはほうきで掃いて掃除はできるんですけど、屋根の雨どいとかそういうところにたくさん落ち葉が詰まって、毎年人を雇って、二、三万円ぐらいこの費用がかかるそうなんですけど、そして掃除をする。これを何十年もされとるんです。

家のほうにこの枝が、枝と言ってもこんな一抱えぐらいの大きい枝ですけど、そういう枝が伸びてきて、そして家に接触しそうになるんで、それを切るということがあったそうです。そのときは、自治体のほうに相談しましたところ、樹木匠さんが来まして、そしてここからなら切ってもこの樹勢に対して影響はないだろうというところを指定されまして、そしてその持ち主の方が業者を雇って切られたんです。そして、その費用は自分で持たれたということなんです。最近はいろんな場合に半額補助が出るようになったというようなことを言われていましたけど。

本人は今高齢になりまして、家の周りの掃除をするのも大変困難な状態。本音で言ったら、せっかくの天然記念物であるけど、できることなら私は切りたいんですけど切れないんですよというようなことなんです。これはせっかくの天然記念物が住民の大変な重荷になって悩んでおられるんです。

これは天然記念物ではありますが、木と人間とどっちが大切なのでしょう。これは何か本末転倒になっているのではないかなというような、そういう感じを受けるんです。私は人間尊重が大切だと思っております。何かこういうときに手だてはないものでしょうかというふうに思うんです。

これはよその話ですけど、西予市においても、今後似たようなことが起きないようにしっかりとし

た考え方のもとで事を進めていただきたいと思います。また、これは文化財の保護についての全般にわたって言えることではないのでしょうか。

ひとつ、この点をしっかりとやっていただいておりますとは思いますが、いま一度よく見直して、これからのことがありますので、どうぞご一考いただきたいと思います。

では、2番目の危機管理についてお伺いいたします。今回は、この危機管理の中のため池ハザードマップ、このことについてお伺いをしたいと思います。

これが私どもの地区に配られたため池ハザードマップでございます。中にため池が決壊したときにどういうふうに水が流れる、その予兆はどんなんだというようなことがこれに載っているんですけど。

ここにため池ハザードマップはということで、大雨や地震などによりため池の堤体が決壊しそうになるなど危険な状態になった場合、皆さんが安全に避難できるように必要な情報が記載されています。あなたが住んでいる地区の浸水想定区域を把握し、ため池の異常を発見した場合や市から避難勧告等が出されるなど、ため池による災害のおそれがあるとわかった場合には速やかに避難してください。なお、地図に示した区域以外のところも状況によっては浸水する可能性がありますので注意してくださいというようなことが書いてあります。

私の住んでいる地区は戦前の昭和18年か19年か、ちょっと私お聞きしたのをどっちははっきり覚えていないんですけど、その年は大変な雨が降りまして、池が決壊して、そしてその池の下の数戸の家がそっくり流されました。そういうことがあったそうなんです。そこの方はそこには住まないで、少し離れたところに現在住まわれておるんですけど、地震等災害があるときには、このため池の下に住んでいる者としてはそういう意味では大変危機を感じます。

このハザードマップで津波ハザードマップというのが今度配付されるそうなんですけど、今ため池ハザードマップに関してですが、これは市内でどのように配布されたのでしょうか、また作成費用は幾らだったのでしょうか。また、対象者の方に対してのその周知方法、その周知度というのはいかがなものでしょうか、お尋ねいたします。

○議長 福原産業建設部長。

○福原産業建設部長 ため池ハザードマップは今ご説明のとおりでございまして、決壊した際に氾濫想定区域を図面で、目に見える形で示したものでございます。

西予市では、平成24年度に堤防の高さが10メートル以上で下流に5戸以上の家屋が存在するため池22カ所を対象にしたハザードマップを作成しまして、関係地域にある全世帯と小・中・高等学校、保育園、幼稚園、各公民館等を対象に約5,000枚を配布いたしております。この作成費用は1,960万円となっております、財源は55%が国、県の補助となっております。

周知方法あるいは周知の度合いですけれども、このハザードマップというのは、大規模な地震発生とか大雨によるため池の決壊時に避難の方法について、どこへ逃げたらいいとか、どういうふうにして逃げるとかということを地域の皆さんが自主防災組織等を中心にして協議していただくための教材、道具としてご利用いただきたいというふうに考えているところです。

この活用方法としましては、今後このマップをもとにしまして、先ほど言いました避難経路の確認とか、家族間で連絡をどうとるかとか、ため池が決壊したときの、本当は安全と思うところ場所がそうじゃないというようなところもあると思います、そういうようなところの確認、浸水想定、区域内に仮に今避難場所がと思われるところがある場合の対策とか、それによって地域での避難訓練、そういうものについて地域の皆さんで協議し合っていて、防災・減災の一助にいただけたらと思っております。

実際にまだこれについて、役員さんとかにお話をするというようなことはいたしておりません。西予市のホームページでも掲載しておりますが、インターネットをごらんになれる方はごらんいただきたいと思いますが、皆さん全員がインターネットが見れるわけではないということは十分承知をいたしているところでございます。

行政としまして、災害発生時における対応等につきまして、このマップが持っている、表現している意味とかマップの見方、そういうものにつきまして、関係の皆さんによりわかりやすく説明、周知を行っていく必要があると考えております。

昨年度配付をしたわけですが、まだできており

ませんので、今後関係機関、部署の協力を得ながら、早い段階で地域の皆さんへの説明の開催を実施したいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 3番菊池純一君。

○3番菊池純一君 この周知法については、これから徐々にいろいろ多方面から周知されることだと思いますが、先ほど申しましたように、この津波ハザードマップもそうですが、これらは全て市民の一人一人がしっかり理解しなければ、道具としての役としては何にも役に立ちません。生かすためにはしっかり周知活動をしていくほかありません。

先日のことなんですけど、地区総会において30分間の時間をとってAED、電気ショックを与えて心臓の働きをもとに戻す医療器具のAEDの使い方を消防職員の方が来て、わかりやすく模擬体験をしながら説明をしていただきました。100名くらいの方々がいましたけど、皆さんその場に身を置いて実際に見ながら説明を受けましたので、よく身についたと思われまして。そこで学んだことは、今度近所の井戸端会議の場においても次々と伝わっていくものだと思います。

このような働きかけが、よく言われる丁寧な説明ということにつながるのではないのでしょうか。ひとつ、いろいろなこういう危機管理のそういう情報についてはしっかりと周知をしていただきたいなど、そういうふう思うわけでございます。

では、3番目の情報発信について、このことについてお伺いいたします。

この中の人口交流の拡大とか、西予市産品の拡売について。これは西予市発足当時の課題でございますし、これは永遠の課題だとも思いますが、このことについてお伺いしますが、人口交流拡大に向けての対策とか、それからそのことについてのここ数年の動向、こういうことをお尋ねします。

また、産品についても拡売のための対策、それから特産品開発には市民の方が中心となって重々取り組まれておりますが、その辺の取り組みの状況、こういうことをお尋ねいたします。

○議長 福原産業建設部長。

○福原産業建設部長 まず、情報発信についてからお答えをさせていただきます。

この人口交流の拡大に向けての対策でございま

すが、これまで市内はもちろん県内外での物産展とか、各種イベント等に積極的に参加しながら西予市のPRを行ってまいりました。特に昨年の秋、四国西予ジオパーク認定後には、日本ジオパークとしての西予市のジオポイントなどを紹介するなどして、より効果的なPRが可能となったわけでございます。

平成26年度はこのような活動に加えて、愛媛県が推進しているサイクリング事業にも取りかかるべく、当初予算案としてサイクルスタンド等、ジオサイクリングマップ、自転車道の案内板の製作費等を計上しているほか、県の指定コースを使ったサイクリングイベントなどの実施も計画いたしているところです。

今後は、このサイクリング事業に既に本市で取り組まれているシーカヤック、トレイルランニング、トレッキング等のアウトドアスポーツと絡めて、西予市ならではの独自性の高い着地型、滞在型事業の創造に努め、交流人口の増大を図りたいというふうに考えております。

次、この数年間の動向でございますが、過去5年間の西予市への入り込み客数から見ますと、平成21年が約240万人でございましたが、25年は約220万人と減少傾向にあるのが現状でございます。しかし、昨年の日本ジオパーク認定を機に、自然景勝地への誘客及び貸し切りバスでの来訪が増加しておりまして、ジオパーク効果があらわれてきているのではないかというふうに推察しているところです。高速道路の延伸により松山圏域も近くなりました。松山方面をターゲットとしてPRを実施して、西予市内に滞在いただけるプランを発信していけるよう努めてまいります。

次に、西予市の特産品の拡売について、そのための対策はでございますが、地元産品の販売促進につきましては、西予市の特産品を全国の方々に知っていただくことを目的として、西予市観光協会と連携しながら、特産品の物産販売を都市に年数回実施しているところでございます。また、販売だけではなくて、西予市ファンづくり事業等によります大規模商談会への出展や、都市部の飲食店での西予市の食材を活用したジオの恵みフェアを開催するなど、事業者同士のマッチングを図り、販路の拡大やリピーターの獲得に向けて事業を実施しているところです。

今後とも、特産品の食材をジオの恵みと位置づ

けて、四国西予ジオパークのPRとともに、継続して市内事業者等と連携し、物産販売や商談会への出展、また飲食店でのフェア開始など実施してまいりたいと考えております。

特産品の開発の取り組みでございますが、西予市単独の助成事業であります西予市産業活性化4事業を実施しておりまして、市内事業者の販路拡大や新商品開発などの事業に対して助成をしております。平成23年度から25年度まででこの事業を活用した件数は、特産品に関する分では13件となっております。

また、西予市地域雇用創造促進協議会におきまして、商品開発講座の開催など、各地域の生産者、事業者と連携してジオの恵みをコンセプトとして新商品の開発支援も行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 3番菊池純一君。

○3番菊池純一君 ありがとうございます。

さまざまな取り組みをされている、これはよく承知しておりますけど、このジオ認定のこの追い風を生かすためには、まずジオ活動を中心として地元、市内うちでの交流を活発化させつつ近隣の市町へ広げていくこと、または昨日の代表質問の中にもありましたけど、東京、京阪神などの大消費地へ向けての働きかけは大変重要なことだと思います。

しかし、今国、この観光庁が京都、広島、松山ルートを新ゴールデンルートとして提案し、外国からの観光客を誘致しようとしているとのことでございます。松山あたりでは、国内外から徐々にお客さんがふえているようです。しかし、松山までどまりで、なかなかこちらまでは足を運んでもらいにくいというのが現状だと思います。

そこで、提案をしたいと思っております。このジオ活動を軸に据えること、地元から周りに広げていくこと、東京などの大消費地へ向けてのPR。それはそれとして行いつつも、軸足をこの松山、中予地区に置いて誘客、販売活動を展開してはどうでしょうか。もちろん今までも各種市内業者の方々の連携で、いろいろやっていることは承知しておりますが、ここはひとつ、近くて確率の高い松山方面でのジオパークの地西予のPRづくりをやってみてはどうでしょうか。

拠点づくりといいましても、いろんな形態が考えられます。効率よく効果的なものをつくって

かなくてはなりません。私は看板というか、できればいろんな情報を随時発信できる大型スクリーン、オーロラビジョンというんですか、これを設置することからスタートしてみても、そういうふうにするんです。

これは、もちろん大変費用がかかることですから、費用対効果の面からどうなのか、それからこれは市単独でやるのがいいのか、または南予の市町村に働きかけて複数でやるのがいいのか等々、研究をしてみたいかと思いますが。私は場所としてはエミフルMASAKIあたりがいいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長 福原産業建設部長。

○福原産業建設部長 貴重なご提案ありがとうございます。

先ほども申しましたが、ターゲットを絞るということは非常に大事なことだと思います。今後は、とりあえず松山にターゲットを絞って西予市の情報を発信していきたいというふうに私どもも考えているところでございますので、今のオーロラビジョンの件ともあわせて、今後取り組んでいきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 3番菊池純一君。

○3番菊池純一君 ありがとうございます。

では、続きまして市制10周年についてということでお伺いいたします。

10年前に宇都宮明宏議員が西予市の歌とか音頭をつくってみてはという、そういうご提案をされております。ここに議事録があるんですが、ちょっと読ませていただきます。熱心にこれを言われてますんで長いんですけど、途中から読ませていただきます。

西予市の歌をつくって人々が聞いたり歌ったりしていただくことにより、住民の一体感につながり、ひいては西予市の未来を担う次世代の若者にふるさとへの愛着を忘れずに育ててもらいたいとの思いから、私はぜひ西予市の歌をつくるべきだと考えるところでございます。また、今ちょうど夏休みが終わった時期でございますが、この盆踊りのときには、例えば一つの例としまして、旧宇和町の地域におきましては、みんなが宇和町音頭を踊ることにより町の一体感を生み出すと同時に、子供たちの思い出をつくってきた面があると思っておりますし、他の地域についても同様だろうと考

えますので、西予市の歌並びに西予市音頭をつくるということにつきまして市長の考えをお伺いして質問を終わります、ということなんです。

これに対して担当部長が、市の歌制作につきましては、今後広く意見を聞きながら検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしますという答弁をされています。

また、三好市長が、宇都宮議員の歌の関係、市の歌について、ちょっとお答えになるかどうかわかりませんが回答をさせていただきます。今度愛媛県で開催されるまなびトピア、生涯学習フェスティバル、その歌をつくったのがこの西予市の三瓶の課長を中心とする平成教育委員会がこの歌を作詞作曲をやります。そういうような能力のある、この西予市の中にこのような方も存在しておりますし、先般三瓶の夏の成人式をやらせていただきましたして、その幕合いに、これはあくまでも余興でありますけれども、その平成委員会が西予市の歌をフォーク調につくっておりました。非常になじみやすいなと思ったんですが、こういう歌が西予市の中にも、本当に皆さんが考えられてつくられていたら非常にいいなと思いつつながらそのとき聞いていたわけです。ぜひともご意見を聞いて、このような方向でいきたいと、このように思っております、という答弁をされています。

ちょうど区切りの節目の10年ですから、かなり話が煮詰まっているんじゃないかというふうに思ひまして質問に上げたわけですが、先日来年度の予算書を見ますと、既にそういう方向でやっていきたいというような、そういうふうに予算がついておりました。

お伺いしたいのは、その西予市の歌についての作成手順とその予算額、それから西予市音頭の作成に向けての展望、このあたりをお伺いいたします。

○議長 河野総務企画部長。

○河野総務企画部長 今のご質問についてお答えをいたします。

10年前の9月の第2回定例会で宇都宮議員がそういう提案をされて、お答えをしたところでございますが、ちょうど合併直後で、その提案の中に合併記念式典で歌ってはどうかと、披露してはどうかというようなことでございましたけれども、ごたごたの中でなかなか実現ができなかった事情がございます。その提案も頭に入れながら、

今回やっと10周年記念の式典で披露できるようなことで進めさせていただいておるところでございますが、西予市の歌につきましては、さきに言いましたように合併10周年を迎えるに当たり、市のイメージアップや市民の一体感の醸成を図るため、誰もがどこでも歌うことができる市歌の制作を行おうとしております。

作成手順といたしましては、市民の皆様には周知する上で、市のフレーズや曲調などの市民アンケートを行いまして、アンケートの結果をもとに、市民の代表の方で構成する市歌制作委員会でプロの作詞家と協議しながら詩を制作したいと考えております。その後、曲をプロの作曲家に依頼して制作を行う予定といたしております。

予算につきましては、作詞家、作曲家に対する委託料、制作委員の方に対する委員報酬、歌詞の掲示板を製作するなど、総額287万1,000円を計上をいたしております。

次に、西予市音頭についてでございますけれども、西予市音頭につきましては、まず一つ目に旧町ごとに音頭が存在しまして夏祭り等で踊られていること、二つ目に近年音頭を踊る機会が減少していること、三つ目に踊られる時期が限られていることというようなことから、いまだまだ制作には取り組んでおりません。今後、音頭の必要性を精査し、市民の皆様からの要望等がありましたら、改めて音頭の制作について検討をしたいと考えております。まずは、市の歌の制作、普及に努めたいと、そのように考えております。

以上、答弁といたします。

**○議長** 3番菊池純一君。

**○3番菊池純一君** ありがとうございます。

私も音頭はあったら、大変盆踊りあたりも西予市内一体感ができていいと思うんですけど、まずは市民に大変親しみやすくて、誰もがどこでも口ずさめるそういう西予市の歌を、これを作成することに注力していただきたいなど、そういうふうに思います。

では、最後になりますが、学校教育についてお伺いをいたします。

ただいま高等学校では日本史を必須科目にとの、そういう検討が始まり、また小学校、中学校では道徳の教科化に向けての動きが煮詰まってきたと思います。この教科化に向けての方針をどう捉えているか、そういうことをお伺いするわ

けですが、私は日本史を学ぶ、それから道徳を学ぶ、これは、道徳教育と歴史教育というのは人づくりの根幹となるものだと、そういうふうに考えます。教科化に向けての方針をどういうふうに捉えているかをお伺いいたします。

**○議長** 宇都宮教育長。

**○宇都宮教育長** ただいまの道徳の教科化、最近のマスコミ等をにぎわせておりますが、お答えいたしたいと思っております。

道徳教育教科化につきましては、最近では2007年になりますが、教育再生会議において徳育として取り上げられた経緯があります。新たな枠組みで教科化すると提言がなされたわけですが、中央教育審議会において、検定教科書を使うことと成績をつけることにはなじまないということで、最終的にそういうふうに判断されまして、教科化が見送られたという経緯もございました。

今回の問題につきましては、2013年2月の教育再生実行会議の提言の中で教科化が盛り込まれまして、この教科化提言を受けて4月に有識者会議が発足しております。この有識者会議で検討がなされて12月に報告が出されたという流れがあります。

この報告ですが、道徳教育を充実するために、現在のところ正式な教科ではない道徳の時間を特別な教科に格上げする、特別な教科というのは仮称でございますが、格上げするというのが1点。次に、国の検定を受けた新たな教科書を導入するというのが2点。それから、5段階などの数値評価を行わず、記述式など多様な評価方法を検討すると。こういうことが教科化で適当であるということに加えまして、さらに道徳教育で充実すべき内容として、いじめの防止や生命の尊重、困難に屈しない心、自立心を養う、家族や集団の一員としての自覚を持たせる、多様な人々がともに生きていく上で必要な相互尊重のルールやマナー、法律の意義を理解して守らせる等々の具体的な例示をして、道徳教育を充実すべきであるという意見がなされておるわけです。

これを受けまして、もう最終的に入ってきますけれども、2月17日に文部科学大臣が中教審へ道徳に係る教育課程の改善等についての具体的諮問をいたしました。さまざまな議論がこれから中教審であると思っておりますが、早ければ秋口には答申が

出ようかと思えます。

道徳教育は、豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、道徳性を育成することを狙いとする教育活動でございますので、社会の変化に主体的に対応して生きていくことのできる人間を育成する上で、重要な役割を担っておると考えております。また、学校における道徳教育は、道徳の時間をかなめとして学校の教育活動全体を通じて行うということが学習指導要領にも明記されております。

西予市の教育委員会といたしましても、現時点では、道徳の教科のこの有無にかかわらず現行の学習指導要領に沿った中で、道徳教育の一層の充実を目指して工夫、改善を図ってまいります。その上で、国の方針に沿って有効な対策ができるよう中教審の論議を注視しながら準備を進めてまいりたいという考えでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 3番菊池純一君。

○3番菊池純一君 ありがとうございます。

まだ、具体的に教科書もできておりませんので、このことはこれからも推移を私も見守らせていただきたく、そういうふうに思います。

これをもちまして私の質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長 次に、18番酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君 議長に通告を許可された件につきまして質問を申し上げます。

前段、ちょうど10周年を迎えます、合併して。何度か質問をさせていただきました。ここにこうして質問できるのも、三好市政の活発な活性化の、目配りのある市政のたまものだと思います。

合併して余りよくなかったとおっしゃられる市民があります。しかし、最近になって合併して、これぞ合併の値打ちというものも出ております。

一つに上げましたら、明浜町におきます旧明浜町のときには40億円前後の予算の中ではできなかった、高山小学校の中へ市道をつけようというような話も出ておりますし、町民運動場につきましても新しい道をつけようと。この件につきましても、旧町のときにはできなかった事業でございます。この事業が合併と、体が大きくなることによってできる事業が各町に今しんしんと進められておると、このように理解しております。

人間住んでいるうちは、愚痴は表に出るけれどもいいことは余り表に出ません。この席をかりまして、合併してよかったこと、合併してこれからはますます力を持って進めていく三好市政にご期待を申し上げるところでございます。

また、そうでありながら、私にとりましては冒頭の議会の中で、故酒井正直氏、田中恒利先生、この2人に対する黙祷をいただきまして、同じ同郷の俵津で育った者として感謝を申し上げる次第でございます。

田中先生は、この松葉城が配付されていますように、経歴的にはほとんど履歴は松葉城に網羅されております。大学卒業のときに答辞を読まれたことも書いておりますけれども、一言も私たちにはそういうことを申しませんでした。先生の本当の人柄が出ていたなと思えます。

1月16日、葬儀の日にはいみじくも愛媛新聞の地軸に、田中先生の人となりなり、活躍なりが記載されておりました。本当に感銘いたしました。よく田中先生の人柄と活動を見ていただいた愛媛新聞の記者さんがおられたんだなと感動をいたしております。そして、いみじくもまた1月中旬に、名誉市民でありました元明浜町長酒井正直氏のご逝去されました。

私にとりましては、お二方とも地元で一緒に育った政治家でございまして、心の支えというように今もって考えております。最近のこの寂しさは何かと思うときに、田中先生がおられ、そして酒井正直元町長がおられ、何かに気持ちの支えになっていたのかなと思うようなきょうこのごろです。

田中先生のよさは、私がここで述べるわけではございませんけれども、私も父親同士がいとこの関係があるものですから。また、田中先生の夫人とは本当にいところでございまして、多くは言葉にするわけにはまいりませんが、実直な雑草のような方でございました。本当に残念です。

また、酒井正直氏は、私が34歳のときに区長の選挙を明浜町を二分して、こんな選挙があるのかなと思うような選挙をやりました。好むと好まざるとにかかわらず、地区民として協力をいたしました。すばらしい強いリーダーシップ、悪く言えばワンマン、首長というものはそこまでやらなければいけないのかなと思うような方でございました。孤独な一面があったのでありましよう、退

任されてからは非常に体も悪くして、寂しくご逝去をされたように思います。

お二人の共通点は、ふだんは余り物を言わない寡黙な方でございました、お二人とも。でも、一度事が起きると信念を持って、田中先生そして町長、お二方も進めていった強い信念の持ち主であったように思います。

これからの市政につきましても、首長たる三好市長は多少ワンマンであってもいいから、リーダーシップを強くとっていただきたいと思います。

3期目になりますと批判も出てまいります。我々議員は田中先生のように市民の意見を酌みながら、南予の一軒一軒を全部回った記憶を私たちは知っております。田中先生の一番つらかったときは、1期目通って3回落ちました。その3回落ちたときに、我々青年団的なみんなが運転をしながら南予全域を回った記憶がございます。このときが一番楽しくもあり充実した時期だったように思います。臥薪嘗胆、4回目にトップ当選したことを今でも忘れません。

改めまして、お二人の、田中恒利衆議院議員、酒井正直元明浜町長をしのび、心からご冥福を申し上げます。一般質問に移りたいと思います。

退職職員の再雇用制度についてご質問を申し上げます。

経験豊かな人材が退職されるわけでございますけれども、私どもが小さいころ、小学生のころのときには60歳といえば、本当に言葉は悪いですけどもじじばばの感じが非常にありました。私も68歳にこしはなるわけでございますが、子供から見れば、そんななったのかと思っております。時代の変調とともに、少子・高齢化の中でこの制度ができたんであるかと思っておりますが、制度のできた社会背景等々につきましてお尋ねをいたします。

○議長 九鬼副市長。

○九鬼副市長 私のほうからお答えをさせていただきます。まず、制度のできた社会背景ということでございます。

現在、急速な少子・高齢化が進む中、労働人口も減少に向かっておりまして、高齢者の雇用、就業機会の確保が推進されておるところでございます。また、年金制度におきましても、年金制度を支える現役世代の減少によりまして、年金制度そのものの見直しが進められております。

そうした中、平成13年度以降公的年金の定額支給部分の支給開始年齢が段階的に引き上げが行われ、平成25年度からは65歳からの支給となりました。また、同じ25年度からは報酬比例部分の支給開始年齢も段階的に60歳から65歳に引き上げられることに伴い、無収入期間が生じないように雇用と年金の接続を図るために、このたびの再任用制度ができたものであります。

以上であります。

○議長 18番酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君 この再任用制度につきましては、非常に優秀な人材、制度そのもの自体は。これからも65歳までが現役という考え方が社会風潮でございます。その中で、西予市の中でこのような人材をもったいないという形で、これから退職される方、本年度は40名近くの職員が退職されるようにお聞きをしております。そして、この方法はどのように任用されるのか、そして現在の40名近くの方が何名ぐらい本年度採用されるのか、お尋ねをいたします。

○議長 九鬼副市長。

○九鬼副市長 この再任用制度の実施、具体的な方法でありますけれども、まずは再任用を希望する者から申込書を提出いただきまして、面談を行い、希望者は再任用されることが前提ではありますけれども、勤務成績等の一定の選考基準に基づきまして、再任用選考委員会というものをつくりまして、そこで諮りまして再任用の内定者を決定して、最終的に任用するという方法であります。

それから、実際に25年度ですけれども、退職予定者36名おりまして、現在12名の方を再任用職員として任用する予定でございます。

以上であります。

○議長 18番酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君 もちろん退職されるわけでございますので、現報酬とは違う報酬になろうと思っておりますけれども、個人情報の問題もございまして、約何%ぐらいのものであるかということをお尋ねします。

○議長 九鬼副市長。

○九鬼副市長 給料のことだろうと思っておりますけれども、この再任用職員につきましては、それぞれの職種ごとに給料表がございまして、1級を当てはめるということになっております。

それで、ちなみに行政職の場合ですと、大体退

職時の給料の50%から60%ぐらいになるのではないかと思います。1級で18万6,000円云々という金額が給料表に載っておりますし、また医療職の看護師とか保健師さんの場合は、現業資格があるということで、1級で23万4,000円余りの給料になりますので、退職時の60%から70%ぐらいが給与になるのではないかと思います。

○議長 18番酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君 退職希望をしたということでございますけれども、現在西予市の職員、私もこうして見ますと今の業務の多々、そして民生とかそういう福祉の人員が非常に足りないように思います。その中で、職員人事をやる場合において、嘱託22条いろんな形で採用されておりますけれども、経験豊かなこういう方々を、12名以外の方々をどうにか少し再任用制度に残っていただかないといけないという願いをしたことはございませんか。希望だけをとったということではなしに、そういう願いをした経緯はございませんか。

○議長 九鬼副市長。

○九鬼副市長 原則的には、先ほど申しましたように、本人からの申し出があった者についてということでありまして、あくまでも定年退職を迎えるということで、ご本人のご判断ということが一番でありますので、現時点では、そういう特別にこの方を残ってくれとかというようなことをしたことはございません。

○議長 18番酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君 今後、36名中の12名でございますので、次年度もまた、私の聞き及んでいるところは、ことしは1年、そして来年度も1年、そして最終的には65歳までの任用になるかどうかをお尋ねして、またこれが何年度ぐらいまでに65歳ぐらいの段階的なものが完遂するのか、お尋ねします。

○議長 九鬼副市長。

○九鬼副市長 再任用の期間ということだろうというふうに思います。

今議員がおっしゃったとおり、退職年度が25年度、26年度に退職する者につきましては1年間の再任用期間、それから27年、28年が2年間というふうに2年間単位で1年ずつふえてまいりまして、最終的に平成33年度、8年後ぐらい

になろうかと思えますけれども、この時点から65歳まで5年間再任用期間ができるということは、裏返して言いますと、その時点からは年金が全く、5年間比例報酬部分も定額部分も一切なく、収入がゼロになる期間というふうに理解をしていただいたらというように思います。

○議長 18番酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君 私が言いますのは、経験豊かで西予市のことをよく知っている方々が残っていただいて、健康寿命もそうですけれども、現役寿命も65歳までが高齢化の中でなりつつある社会背景でございますので、順次残れるような雰囲気づくりをひとつお願いしたいと思えます。

それで、民間との再雇用制度の違いにつきましてはお尋ねするわけでございますが、民間に関しましては、希望につきましては法的にも65歳までということになっておりますが、そのように認識しておりますか。

○議長 九鬼副市長。

○九鬼副市長 民間企業におきましては、今言われたとおり、既に定年制の廃止または定年年齢の65歳までの引き上げをするということ、または継続雇用制度の導入をするということが法律で義務づけられておりまして、各企業におかれましては、65歳までの雇用の仕組みというのは既に導入をされているというふうに認識をいたしております。

○議長 18番酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君 民間におきましては、就業規則及び労働協約、こういう法律の中で労働者と雇用者との間で協約がなければならぬわけでございますので、今後民間とのギャップがないような形で進めていただきたいと、かように思います。

続きまして、ボランティア活動の助成、育成についてでございますが、先般国体準備委員会がございました。そのときに出ましたいろんな話がございました。ボランティアの積極的参加のお話がございました。そして、その翌日ぐらいですか、観光協会の理事会がございました。その席で話が出ましたのは、野村の朝霧マラソンとか、そして山田薬師1300年になるんですね、山田薬師は。市長のお膝元でございますけれども、弘法大師開設から1200年ですから。ここで、市民の方々に山田薬師が1300年というのはすごいですよ、

本当。4月8日にその記念祭をされるそうでございますので、観光協会の中で出た議題としてご報告申し上げます。その中で、また法華津峠、野福峠のウォーキングだとか、そしてここにもございますけども、ジオパークのバスツアーとか、そういうことに通じてジオガイドのボランティア、こういうものについての育成だとか。

そういうこともございますので、今回につきましては国体開催へのボランティア育成と助成について質問をさせていただきますけれども、ボランティアのそのような育成を積極的に、今後社会を構築していくためには助け合う社会づくりを目指して、こういうボランティアを気持ちの上できちっと構築する必要があるかと思えます。

その中でお尋ねしますけれども、国体開催へのボランティア育成とその助成について、開催競技に対する形はあるわけです。ただし、育成とかそういうものはどうもあるようでございます。ただ、そこへみんなが協力し合ってやる。そして、ここでお尋ねしますのは、野村の朝霧マラソンの、今回朝霧マラソンをやる場合に民泊の募集をしてみると、これである程度ボランティアの育成を国体までにやってみると。

先ほどの質問もありましたけれども、西予市は宿泊施設が少ないということで、相撲が野村でやられるわけでございますけども、この民泊のボランティア的なものを朝霧湖マラソン2、700人ぐらい、今もう3,000人になっているかもしれませんが、あるということではございますが、この人たちが宿泊するという形の民泊のボランティア募集をやってみるといような話がありました。

このあたりにつきましては各そのようなボランティアの形の育成をどのようにするか、国体に向けての。お尋ねをいたします。

○議長 内藤教育部長。

○内藤教育部長 ただいまのボランティアの育成と助成についてのご質問でございますが、ボランティアにつきましては、国体開催に当たり、多くの人員を要することが予想されることから、一般公募に加え、市内の各種団体等に協力を呼びかけて多くの人員を確保していく予定でございます。

そのボランティアの確保人数であります。昨年実施いたしました東京国体の視察では、ソフトボール競技と相撲競技合わせて約850人がボラ

ンティアとして携わっておられました。西予市の開催におきましても、同規模の人員確保が必要であると考えております。

育成につきましては、国体開催前年度に開催いたしますリハーサル大会をボランティアの重要な育成の場と位置づけ、研修会等を行い国体本番に臨む考えであります。

また、ボランティアの助成につきましては、平成26年度に立ち上げます実行委員会、専門委員会等におきまして、協議検討をしてみたいと考えております。

国体の開催に当たりましては、このボランティアの件を含め、協議検討の必要な案件がたくさんありますので、今後の取り組みにつきまして、実行委員会、専門委員会等で詳細を協議し、市民との緊密な連携を図りながら、喜びと感動を共有できる国体開催を目指していきたいと考えております。

最後になりますが、国体開催までの期間、議員の皆様を初め、市民の皆様のご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

○議長 18番酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君 観光協会の中で、野村の朝霧マラソンの民泊につきまして、国体のときの民泊にひとつ試験的にやってみようというような話がありました。これにつきましては、教育部と産業部でしっかり連携をとっていただきたいと思えます。

続きまして、高速道路等の利用について。

これは、私が25年3月の定例会に高速道路の、行きはよいよい帰りは高速道路が使いなかつた、というお話をさせていただきました。それにつきまして、高速道路利用につきましては、今回また実を言うたら帰りは大変だったというお話が出ましたのでご質問するわけでございます。このときの質問につきましては、研修会等につきましては各ボランティア系の委員さんにつきましてはの問題でございますが。

三好市長のほうから、行政改革を手放しにするわけにはまいりませんということではございますが、行政改革も内部の予算の中だけのたった財政上だけの行政改革、システムだけの行政改革ではなしに、こういう形の行政改革ももう少し大きくして考えていただきたいなと思っております。

といいますのは、先般松山刑務所へ慰問に行かれました、ボランティア団体が。そのときに、愛南町そして宇和島市が行かれていたわけでございますけれども、松山刑務所というのは松山インターのちょうど近くなんです。出たところが、宇和島、愛南町のバスはすぐに松山のインターへ乗りました。そして、西予市の車は地道をどろどろと走って、高速道路がなかったから時間がかかったということで、酒井議員さん一週質問したんですがどうなっているんでしょうねという質問がありましたので、お尋ねするわけでございますけれども。

このボランティアの方々が、我々議員もそうありますが、市の職員も高速道路をどういうように利用しているかという形につきましての、自分自身に問いかけてみますと、この方々は帰日も高速道路を利用させてあげたらいいんじゃないかなと今でも思います。今後、1回質問した、25年3月に定例会で質問している形で、ある程度考えるということがありますが、再度お考えをお聞きさせていただきます。

○議長 河野総務企画部長。

○河野総務企画部長 ただいまのご質問についてお答えをいたします。

このことにつきましては、議員さん言われるとおり、昨年3月の第1回の定例会のご質問の中で、市長のほうから今後とも検討課題としていきたいという答弁をしたところでございます。

皆さんもご存じのとおり、この高速道路が西予市まで延長されたころ、ちょうど合併した年4月に開通式を行ったと思っておりますが、それまでは高速道路がありませんので、下道を通るのが普通であったというような時代でありまして、高速道路を通るのはぜいたくというような風潮のある時代でありました。

また、その後三位一体の改革によりまして、西予市も行財政改革を遂行していかなければならないというような厳しい時代もありました。そのような時代背景の中でできた内規でございます。それで、皆様にもご協力をいただきながら、この行財政改革を行ってきたところでございますが、合併後、開通後10年たちまして、この高速道路を使うことについても、市民の皆様のご理解を得られる時代になったのではなかろうかなというような感じもいたしております。

今後検討をするというようなことで、ことし一年検討をいろいろさせていただきましたが、まだまだ行財政改革は続けていかなければならないと考えておるところでございますが、この内規につきましては、職員以外の方の使用について見直す方向で、今度の4月以降見直す考えでいきたいというように考えております。

以上、答弁といたします。

○議長 18番酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君 どうもありがとうございました。前向きな形で今年度取り組むということでございます。

行財政改革につきましては、考え方もありますようにけども、私ども地域地域の慣習があります。この慣習を変えるのが一番難しい。ですから、伝統と歴史があるわけでございますので、その慣習を西予市は一つと言いながら、でも一つにするのは難しい。やはりそこにある慣習は大切にしていって、法律よりも以前にあるもんだという考え方もありますので、行財政改革をしながら大変だろうと思いますが、頑張りたいと思います。

続きまして、民生委員さんへの配慮はというボランティアの考え方でございますが、私は民生委員さんは元来ボランティアだと思うんです。ただ、大臣の任命権がありますので、民生委員の選出の実態についてお聞きをいたします。そして、民生委員の現在の西予市の数について、ご確認をいたします。

○議長 三好生活福祉部長。

○三好生活福祉部長 それでは、ただいまの酒井議員からのご質問なんですけども、民生委員、児童委員につきましては、民生委員法及び児童委員法により、委員からご指摘のありましたように、厚生労働大臣から非常勤特別職の地方公務員として委嘱を送られております。現在西予市におきましては、民生委員、児童委員152名と、それから主任児童委員12名、計164名の委員が県知事の指揮監督のもとで活動をされています。

以上、答弁とします。

○議長 18番酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君 民生委員の選出の実態が先般の9月ごろから始まりまして、12月1日から新しく民生委員さんが選任されました。164名の中で再任された方が何人で、新任でなられた

方が何人か、ご説明願います。

○議長 三好生活福祉部長。

○三好生活福祉部長 今現在手元にその資料がございませんので、また後ほど報告させていただきたいと思っております。

○議長 18番酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君 民生委員さんの推薦につきましては、9月から11月ぐらいまでに地区の区長さんが推薦するというような形で現在はやっております。以前、明浜町の時代は議員が推薦しておりました、各地区の。これはおかしいなと私も思います。区長が推薦するようになりまして。

その中で、本年私どもの地区でも大変だったんでございます。実を言いましたら、私は先ほど言いましたように民生委員さんはボランティアだと思っております。そして、旧町のときには、議員が俵津でも議員が5名で民生委員さん5名、同じ人数だったのが、今は議員が1名。狩江地区も入れますと、半分の半分で入れますと、10名に対して議員が1名になっています。1対1で大体おられたわけですけども。

その中で、いろんな世事の相談が法令化とともに民生委員さんへほとんど話がいきよるんです。その民生委員さんがボランティアの域を超え始めているんです。そこへいって、民生委員さんには守秘義務というのがかけられております。このあたりの難しい中で、民生委員さんの選出が先般、昨年の9月ごろから始まりまして、非常に大変な労苦を区長さんたちがされました。

先ほどお聞きしましたのは、新任の方と再任の方とはどれくらいですかと、旧町によって多分割合が違うのではないかと、こういうように想像しております。

これは、ある方がどうしても引き受けてくれない。何でかといいますと、おまえら好きでやりよるんやると、言われた一言で引き受けてもらえないんです。だから、ボランティアに対するその意識が市民のほうへ浸透していない、ここが問題だと思っております。

中には、どうしても引き受けていただけないで、議員さん一緒に行っていただけませんかということで行きまして、夜中の1時ごろまで酒を飲んで、何とか引き受けてもらった方もおられます。一度出られますと、この民生委員のグループというのは非常に責任感が重うございますので、

皆さん一生懸命やられます。

そして、仕事のほうも安心キットだとか、独居老人に食事配りとか、今までにないような、合併時期にはないようないろんな事業がたくさん要ってます。そして、社会福祉協議会からの仕事も、悪いですけどもストレートで流しておる。

このような実態の中で、先般2月21日歴博におきまして、民生委員さんの第1回目の研修会か総会があったそうでございますけれども、このときにそういう意識の低さを露呈したと思っております。社協から行った方も余り少なかった。そして、こういうボランティアで一生懸命やってくれている感謝の意味を込めて、市のほうももう少し踏み込んだ形で参加すべきではなかったかと思うんですが、部長いかがでしょう。

○議長 三好生活福祉部長。

○三好生活福祉部長 ただいまのご質問にお答えをいたします。

2月21日の民生児童委員会研修会の件だというふうに理解をいたしておりますが、当日市長ほか理事者が出席できなかったことにつきましては、委員の一部の方からこれは残念だったといったようなお声をお聞きしております。

市長ほか理事者の各会議やイベント等への出席調整につきましては、基本的には政策秘書室のほうで行われております。それぞれのスケジュールのもとに、行事が市の主催行事なのかあるいは来賓扱いなのか、代理出席の是非など、調整時点でのさまざまな要素を勘案いたしまして決定されております。

今回、結果的に市長ほか理事者が出席できなかったことにつきましては、大変申しわけなく存じておりますけれども、担当課長を通じまして市長の代理としてご挨拶を申し上げ、市長の意をお伝えさせていただいておりますことにつきましては、ご理解を賜りたいというふうに思っております。

それぞれのご案内にお応えできるように、でき得る限りの調整に努めてまいっておりますけれども、今回のようにどうしても市の主催行事を優先させていただきました結果、このような結果になったということにつきましては、ご事情をご賢察いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長 18番酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君 私はどうと言っているわ

けではなしで、先ほど選出方法について苦労されている区長さんそして地区の皆さんに対して、常々ボランティアという形の感謝、そういうものを相乗していく、つくり上げていく、市民の中に盛り上げていく、そういう方法について私はここで意見を述べさせていただいているわけで、結果どうであってということと言ったり、優先順位の話とかそういうことを言っているわけではないので、その点をご理解賜りたいと思います。

この問題につきましては、民生委員さんが、私はたびたび言いますが、昔は名誉職であったのが今は実働部隊に変わりつつあります。そのあたりを配慮していただきまして、先ほど言いましたような配慮、助成、育成につきましてはの配慮をしていただきたいと、かように思っている次第でございます。

この点につきましては答弁は要りませんが、この問題につきましては、私は感謝とそしてボランティアでないと、お互いに助け合う社会づくり、地域づくりをやらないといけない時代に田舎のほうはなっています。というのは、向こう三軒両隣が力を合わせて、いろんな情報でも災害でもやっていかなきゃいけないときに、こういう民生委員さんの力をかりて、いろんなものをやらなきゃだめになっています。このあたりをご配慮を賜りたいと、こういうことでございます。

○議長 三好生活福祉部長。

○三好生活福祉部長 先ほどの委員の数の164名中、新任につきましては87名、それから再任につきましては77名と、そういうふうな状況になっております。

先ほど来、民生委員、児童委員さんの推薦に関しましては、特に明浜地区のほうから大変骨を折られたというふうなこともお聞きいたしておりますし、昨年の、ちょっと時期は覚えてはおりませんが行政連絡協議会というのが、西予市全体の行政連絡協議会というのがございまして、その中でたしか明浜の区長さんだったかと記憶しておりますが、その折にも同様な推薦についての難儀といったような事情をご説明をされて、市に対してどう考えているのかといったようなご意見を伺ったような記憶がございます。

その折にも、私のほうも少し答弁をさせていただいたんですが、各地域それぞれ円滑に選任された地区とか、あるいは今回のように大変苦労

されたといったふうな地区ごとの事情があったりして、差があるというふうにお聞きいたしておりますし、それに対する対策といたしまして、代理制度というのか、どうしても一人体制とか、そういうふうにする各地区に一人体制の推進委員さんが張りついておられるわけですが、それにかわる補助的な方を選任するとか、そういったような工夫も今後できるのではないかとというふうなことで、今後は検討をしていきたいというふうなことでご提供させていただいたこともありますので、その辺もまたお含みおきしていただきたいというふうに思います。

○議長 18番酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君 本西予市の民生委員長が県の民生委員長に今回就任をいたしました。そういうこともありまして、西予市の民生委員の対応とか、そして感謝とか配慮とか、こういうものについて改めて尋ねたわけでございます。

これからも大変な高齢化が進む中で、いろんな大変なことをお世話していただくであろうと思いますので、ひとつご配慮をお願いしたいと思います。

続きまして、市の駐車場管理についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、私も2度ほど質問をいたしております。そして、先般田中議員もされましたし、そしてほかの議員も何点かされているようでございますが。

本年度駐車料金の徴収ということで、議案第7号「西予市使用料条例の一部を改正する条例」が出ておりまして、料金等が附則で決められるようなことがございましたのでお尋ねしますが、本庁、支所の駐車面積、台数及び利用状況についてお尋ねをいたします。

22年6月の一般質問の答弁書につきましてはそちらのほうに書いておりますので、お見置きいただいておりますけれども、22年のときの質問でございますので、まだ庁舎が建っていないときの質問だったと思いますので、それに含みまして駐車料金を取るということで、改めて市の駐車場管理についてお尋ねしますが、先ほど言いました本庁、支所の駐車面積、台数及び利用状況についてお尋ねをいたします。

○議長 河野総務企画部長。

○河野総務企画部長 ただいまのご質問にお答え

をさせていただきます。

平成22年6月定例議会の答弁では、本庁及び文化会館周辺の駐車場の駐車可能台数は新庁舎建設後に50台分減少し、450台ぐらいになるというようなことでお答えをさせていただいておりましたが、現在駅前の駐輪場の移転や第2別館駐車場、その郵便局の駐車場でございますが、面積約1万平米、駐車台数約460台分が確保できております。第1別館を今解体をいたしておりますけれども、この駐車場が利用できますと約2,000平米、駐車台数約70台分の確保が見込めます。しかしながら、今後駅前開発で第1別館駐車場がなくなりますと、その70台は使用できないということになります。

現在の利用状況は、公用車18台、職員の自家用車267台、一般車両175台となっております。また、一般車両の長時間利用状況につきましては、把握を今のところしていない状態でございます。

次に、各支所周辺の駐車場の状況でございますが、明浜支所が面積約690平米、駐車台数39台で公用車14台、一般車両25台、野村支所が面積約3,340平米、駐車台数157台で公用車23台、職員自家用自動車27台、一般車両107台、城川支所が面積約3,450平米、駐車台数134台で公用車13台、職員自家用車が29台、一般車両92台、三瓶支所が面積約1,680平米、駐車台数64台で公用車13台、職員自家用車20台、一般車両32台となっております。

なお、一般車両の台数につきましては、出入りもあるため正確な数が把握できていませんが、駐車可能台数から公用車及び職員自家用車の数を差し引いた数であります。

以上、答弁といたします。

○議長 18番酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君 問題になるのは、やはり広さと、全部合わせますと本庁の駐車場ということになるかと思えます。

近隣の駐車場の状況の、とめている方もおられるようでございます。このあたりの調査はされたことはございますか。

○議長 河野総務企画部長。

○河野総務企画部長 近隣の駐車場といいますと、民間の駐車場ということでよろしいでしょう

か。

ただいまのご質問ですが、各支所周辺の民間駐車場の状況は把握していないわけですが、この本庁周辺の民間駐車場で確認できた駐車場は5カ所、駐車可能台数が約70台で料金は1台当たり月額3,500円から4,200円となっているようでございます。

以上、答弁といたします。

○議長 18番酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君 もちろん職員の通勤手段につきましては、公共交通それから自家用車そして自転車もあるんじゃないかと思うんです。そして徒歩、そして共同利用で来られると。ほかには私はちょっと思いつかないんですけれども、こういう調査をしたことはもちろんあるでしょうね。

○議長 河野総務企画部長。

○河野総務企画部長 今のご質問でございますけれども、今まで駐車場につきましては、駐輪場にしても自由にさせております。通勤届というのがありまして、職員につきましては車で来るか徒歩で来るか、そういう調査は届け出の中でしておりますが、一般の方の分については調べたことはございません。

以上、答弁といたします。

○議長 18番酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君 本庁駐車場の今後というのは駐車料金のことでございますけれども、駐車料金の体系につきまして、西予市使用料条例の一部を改正する条例の中に詳しく多分うたわれるのでありましようけれども、料金設定及びどういう対象者に料金を徴収するのか。そして、またどのあたりを指定にして取るのか、場所を指定にして料金を取るのか、そのあたりをご説明願ったらと思います。

○議長 河野総務企画部長。

○河野総務企画部長 今のご質問でございますが、対象は、通勤届の中で自動車通勤するという職員を対象にしております。

どのような場所にとということでございますが、これはあくまでも向こうの広い駐車場でございますけれども、職員が今とめよる駐車場につきましては、実際の目的は文化会館の駐車場でございます。いざその事業をやるときには当然のいていただくという場所でございますので、場所は指定せずに、駐車料金については給料からの天引きとい

う形をとることにしております。

以上、答弁といたします。

○議長 18番酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君 ここで問題になりますのは、一般車両の常時とめるといふか、言うなれば駐車料金の設定は大都会になるほど高いです。そして、閑散地になるほど安いわけでございますけれども、無料のところもございます。

このあたりで4時間以上とめられる方は、一般の方でも今後考えるべきではないかと私は思っております、体系的な形ではございますけれども。そして、2日も3日もずっと車がとまっているなというようなときもございます。そして、我々議員といたしましても非常勤の特別職でございますが、そのあたりにつきましても、今後長い時間判をとるとか、駐車料金の管理というのは、職員だけではなしに今後そのあたりまで見据えた形で対応すべきではないかと、かように思っております。

まだ、第2別館の駐車場が完全にどちらに転ぶかわかっておりませんので、これ以上のことは質問いたしませんけれども、今後徴収方法、管理方法についてお考えがあるのであれば、お聞かせ願ったらと思います。

○議長 河野総務企画部長。

○河野総務企画部長 今のご質問でございますが、西予市では、基本的に駐車料金は取らずに、駐車場は皆さんに自由に使っていただくという基本の中で今までも進めてまいりましたし、答弁もしたと思っております。

時代の流れといいますか、職員が駐車場を占用しておるのは、それは駐車場料金を取るのが普通ではないかというような市民の方の非常に大きな声がありまして、今回のような措置をとらせていただいたところでございますが。

今見てみますと、あの広い駐車場も合併当初はまだあきがありました。最近見てみますとほとんど満杯になってきております。満杯になると、この管理もしなければならぬかなという感じがしておりますので、それはこれからの課題としてまた検討させていただいたらと思います。

以上、答弁といたします。

○議長 18番酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君 先ほどお聞きした支所の二十何台とか、そういうことに関しても駐車料金を

を取る予定でございますか。

○議長 河野総務企画部長。

○河野総務企画部長 それは、今の一般の方の意図でしょうか。

(18番酒井宇之吉君「いや、職員」と呼ぶ)

職員は、先ほど言いましたように、基準の中で車で来るといふ通勤届を出している者については料金を取るという基本であります。ただ、出先機関につきましては、いまだ今回の改正には入れておりませんがまた検討していきたいと、このように考えております。

以上、答弁といたします。

○議長 18番酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君 今おっしゃられました件は出先機関と言いましたが、学校だとかそういうところだと思いますが、学校なんかにつきましては宇和島はとっておりませんね、まだね。そういうところを近隣も調べていただいて、県のほうとの合い議もしなきゃだめなんじゃないかと思えます。通勤手当等々もありますけれども。

今後、この駐車場につきましては、私なんかは結構遠いんですよ、一番向こうから歩くと。ですから、私らもどうしてもこっちへとめることになって、庁舎に用事のある方に不便をかけないような、身近な、近くでとめるようなシステムも管理方法の中に入れるべきではないかと、かように思っておりますので、今後駐車場の管理につきましては、商業主義には陥らないような形にさせていただいて、宇和町の今までの温かい無料の管理、一般の人は非常に温かくとめさせていただいているという方がおられますので、そのあたりも配慮しながら駐車場管理をしていただきたい、かように思っております。

野福峠の桜もまだ咲いておりませんが、菜の花が今満開でございます。この菜の花の満開の中でお二人の名誉市民が私の村から亡くなったということに対して、改めて哀悼の意を表しまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長 以上で本日の一般質問を終結といたします。

明日3月7日は午前9時より引き続き一般質問及び質疑を行います。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時49分

平成26年第1回西予市議会定例会会議録（第4号）

- |              |           |                       |           |
|--------------|-----------|-----------------------|-----------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 平成26年3月7日 | 消防本部消防長               | 菊 池 直     |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場   | 総 務 課 長               | 宗 正 弘     |
| 1. 開 議       | 平成26年3月7日 | 財 政 課 長               | 道 山 升 文   |
|              | 午前9時00分   | 企 画 調 整 課 長           | 浅 野 信 也   |
| 1. 散 会       | 平成26年3月7日 | 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 |           |
|              | 午後2時36分   | 事 務 局 長               | 井 関 通 夫   |
| 1. 出 席 議 員   |           | 議 事 係 長               | 佐 藤 陽 一 郎 |
| 1 番          | 源 正 樹     | 1. 議 事 日 程            | 別紙のとおり    |
| 2 番          | 井 関 陽 一   | 1. 会 議 に 付 し た 事 件    | 別紙のとおり    |
| 3 番          | 菊 池 純 一   | 1. 会 議 の 経 過          | 別紙のとおり    |
| 4 番          | 田 中 徳 博   |                       |           |
| 5 番          | 中 村 敬 治   |                       |           |
| 6 番          | 二 宮 一 朗   |                       |           |
| 7 番          | 兵 頭 学     |                       |           |
| 8 番          | 小 野 正 昭   |                       |           |
| 9 番          | 松 山 清     |                       |           |
| 10 番         | 宇都宮 明 宏   |                       |           |
| 12 番         | 元 親 孝 志   |                       |           |
| 13 番         | 沖 野 健 三   |                       |           |
| 14 番         | 森 川 一 義   |                       |           |
| 15 番         | 藤 井 朝 廣   |                       |           |
| 16 番         | 浅 野 忠 昭   |                       |           |
| 17 番         | 岡 山 清 秋   |                       |           |
| 18 番         | 酒 井 宇 之 吉 |                       |           |
| 19 番         | 兵 頭 勇     |                       |           |
| 20 番         | 山 本 昭 義   |                       |           |
| 21 番         | 梅 川 光 俊   |                       |           |

1. 欠 席 議 員

11 番 松 島 義 幸

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

市 長	三 好 幹 二
副 市 長	九 鬼 則 夫
教 育 長	宇都宮 又 重
公 営 企 業 部 長	平 野 松 市
会 計 管 理 者	井 上 謙 二
総 務 企 画 部 長	河 野 敏 雅
産 業 建 設 部 長	福 原 純 一
生 活 福 祉 部 長	三 好 幸 二
教 育 部 長	内 藤 利 明
明 浜 支 所 長	宇都宮 松 夫
野 村 支 所 長	井 上 尚 喜
城 川 支 所 長	徳 居 隆 利
三 瓶 支 所 長	西園寺 良 徳

議 事 日 程		
1	一般質問	
2	議案第 1 号	西予市総合計画策定条例制定について
	議案第 2 号	西予市消防長及び消防署長の資格を定める条例制定について
	議案第 3 号	西予市防災会議条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 4 号	西予市部設置条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 5 号	西予市職員の高齢者部分休業に関する条例及び西予市職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 6 号	西予市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 7 号	西予市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 8 号	西予市生活交通バス条例及び西予市生活福祉バス条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 9 号	西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 10 号	西予市城川総合運動公園条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 11 号	西予市はり、きゅう及びマッサージ等施術費助成条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 12 号	西予市隣保館条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 13 号	西予市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 14 号	西予市営土地改良事業分担金徴収条例及び西予市県営
	議案第 15 号	西予市城川高品質堆肥センター条例及び西予市野村町エコセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 16 号	西予市農業集落排水処理施設使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 17 号	西予市公共下水道条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 18 号	西予市公共物管理条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 19 号	西予市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 20 号	西予市営住宅管理条例等の一部を改正する条例制定について
	議案第 21 号	西予市水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 22 号	西予市簡易水道及び愛媛県条例水道の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 23 号	西予市給水条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 24 号	西予市水道布設事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 25 号	西予市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 26 号	西予市水道事業の剰余金の処分等に関する条例等の一部を改正する条例制定について
	議案第 27 号	西予市立病院名誉院長条例の一部を改正する条例制定について

議案第 28 号	西予市野村介護老人保健施設つくし苑手数料条例の一部を改正する条例制定について	議案第 59 号	落排水事業特別会計予算 平成 26 年度西予市公共下水道事業特別会計予算
議案第 29 号	西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について	議案第 60 号	平成 26 年度西予市簡易水道事業特別会計予算
議案第 30 号	西予市明浜町地域及び宇和町地域振興基金条例を廃止する条例制定について	議案第 61 号	平成 26 年度西予市上水道事業会計予算
議案第 31 号	西予市養護老人ホーム条例を廃止する条例制定について	議案第 62 号	平成 26 年度西予市病院事業会計予算
3 議案第 32 号	西予市木質ペレット製造施設の指定管理者の指定について	7 議案第 63 号	平成 26 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算
議案第 33 号	西予市獣肉処理加工施設の指定管理者の指定について	8 請願第 1 号	新市建設計画の変更について ウィルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願
議案第 34 号	西予市二及漁港利用調整施設の指定管理者の指定について	請願第 2 号	「腎疾患総合対策」の早期確立を要望する請願書
議案第 35 号	西予市営土地改良事業の施行について	9 意見書第 1 号	空き家対策の推進に関する特別措置法の早期実現を求める意見書（案）の提出について
4 議案第 36 号	平成 25 年度西予市病院事業会計資本金の額の減少について	10 要請第 1 号	T P P（環太平洋連携協定）交渉に関する要請
議案第 37 号	平成 25 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計資本金の額の減少について		
5 議案第 51 号	平成 26 年度西予市一般会計予算		
6 議案第 52 号	平成 26 年度西予市授産場特別会計予算		
議案第 53 号	平成 26 年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算		
議案第 54 号	平成 26 年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算		
議案第 55 号	平成 26 年度西予市国民健康保険特別会計予算		
議案第 56 号	平成 26 年度西予市後期高齢者医療特別会計予算		
議案第 57 号	平成 26 年度西予市介護保険特別会計予算		
議案第 58 号	平成 26 年度西予市農業集		

本日の会議に付した事件

1 一般質問

- 2 議案第 1 号 西予市総合計画策定条例制定について
- 議案第 2 号 西予市消防長及び消防署長の資格を定める条例制定について
- 議案第 3 号 西予市防災会議条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 4 号 西予市部設置条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 5 号 西予市職員の高齢者部分休業に関する条例及び西予市職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 6 号 西予市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 7 号 西予市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 8 号 西予市生活交通バス条例及び西予市生活福祉バス条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 9 号 西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 10 号 西予市城川総合運動公園条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 11 号 西予市はり、きゅう及びマッサージ等施術費助成条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 12 号 西予市隣保館条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 13 号 西予市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 14 号 西予市営土地改良事業分担金徴収条例及び西予市県営

土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について

- 議案第 15 号 西予市城川高品質堆肥センター条例及び西予市野村町エコセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 16 号 西予市農業集落排水処理施設使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 17 号 西予市公共下水道条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 18 号 西予市公共物管理条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 19 号 西予市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 20 号 西予市営住宅管理条例等の一部を改正する条例制定について
- 議案第 21 号 西予市水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 22 号 西予市簡易水道及び愛媛県条例水道の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 23 号 西予市給水条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 24 号 西予市水道布設事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 25 号 西予市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 26 号 西予市水道事業の剰余金の処分等に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 議案第 27 号 西予市立病院名誉院長条例の一部を改正する条例制定について

- |            |  |            |  |
|------------|--|------------|--|
| 議案第 28 号   | 西予市野村介護老人保健施設つくし苑手数料条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 59 号   | 落排水事業特別会計予算<br>平成 26 年度西予市公共下水道事業特別会計予算      |
| 議案第 29 号   | 西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について              | 議案第 60 号   | 平成 26 年度西予市簡易水道事業特別会計予算                      |
| 議案第 30 号   | 西予市明浜町地域及び宇和町地域振興基金条例を廃止する条例制定について     | 議案第 61 号   | 平成 26 年度西予市上水道事業会計予算                         |
| 議案第 31 号   | 西予市養護老人ホーム条例を廃止する条例制定について              | 議案第 62 号   | 平成 26 年度西予市病院事業会計予算                          |
| 3 議案第 32 号 | 西予市木質ペレット製造施設の指定管理者の指定について             | 7 議案第 63 号 | 平成 26 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算                  |
| 議案第 33 号   | 西予市獣肉処理加工施設の指定管理者の指定について               | 8 請願第 1 号  | 新市建設計画の変更について<br>ウィルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願 |
| 議案第 34 号   | 西予市二及漁港利用調整施設の指定管理者の指定について             | 請願第 2 号    | 「腎疾患総合対策」の早期確立を要望する請願書                       |
| 議案第 35 号   | 西予市営土地改良事業の施行について                      | 9 意見書第 1 号 | 空き家対策の推進に関する特別措置法の早期実現を求める意見書(案)の提出について      |
| 4 議案第 36 号 | 平成 25 年度西予市病院事業会計資本金の額の減少について          | 10 要請第 1 号 | T P P (環太平洋連携協定) 交渉に関する要請                    |
| 議案第 37 号   | 平成 25 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計資本金の額の減少について  |            |  |
| 5 議案第 51 号 | 平成 26 年度西予市一般会計予算                      |            |  |
| 6 議案第 52 号 | 平成 26 年度西予市授産場特別会計予算                   |            |  |
| 議案第 53 号   | 平成 26 年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算           |            |  |
| 議案第 54 号   | 平成 26 年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算             |            |  |
| 議案第 55 号   | 平成 26 年度西予市国民健康保険特別会計予算                |            |  |
| 議案第 56 号   | 平成 26 年度西予市後期高齢者医療特別会計予算               |            |  |
| 議案第 57 号   | 平成 26 年度西予市介護保険特別会計予算                  |            |  |
| 議案第 58 号   | 平成 26 年度西予市農業集                         |            |  |

開議 午前9時00分

○議長 おはようございます。

昨日啓蟄を過ぎまして暖かくなるかなと思っておりましたところ、けさはまた一変いたしまして真冬に戻りました。そんなお寒い中、本日傍聴にお越しいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は19名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

(日程1)

○議長 日程第1、一般質問を行います。

質問者は、通告内容及び申し合わせに従い発言してください。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

まず、4番田中徳博君。

○4番田中徳博君 議席番号4番田中です。

ただいま議長から一般質問の許可をいただきましたので、通告書に従い一般質問させていただきます。よろしくをお願いします。

本日、質問最終日とはいえまだ2名の方が控えられておりますので、季節の挨拶は省かせていただいて、早速質問に入りたいと思います。よろしくをお願いします。

今回、4つの質問があります。

まず1番目、地域の活性化について。

グリーンツーリズムに対する取り組みについて、過去の取り組みとか結果を教えてくださいと思います。また、ジオパーク認定を引き金に、農村部の生きがいと副収入を目的とした農泊、これらを定着させ活性化を図ることは考えられないかといった質問です。

2番目に、駅前開発について。

委員の方にされてきた具申内容と具体的案についてお伺いしたいと思います。防災に対する位置づけと、市の玄関として地元の産物の販売やアピール、また憩いの場所になり得るかどうか。また、この案についてさしたる案がない場合、ぜひ未来の方たちに残しておくというのも一つの方法だと思っておりますので、その辺を詳しく教えてくださいと思います。

3番目に、経費の削減について。

行政改革の進捗ぐあい、この辺をお伺いしたいと思います。また、特別職等の削減について、国

では議員定数の削減が叫ばれ、また県においては議員報酬の5%カット等が審議されておりました。これから、西予市の方向性、また経費削減の一つのテーマとしてどのように捉えられているか、お考えをお聞きしたいと思います。

また、宇和文化会館裏駐車場の有料化については、昨日の酒井議員の質問に対する答弁で概要は説明していただきました。一部、質問と提案があります。駐車場に含まれている私有地の筆数と面積、また賃借料について教えていただきたいと思えます。また、有料化になった場合、二重支払い、二重の貸し出しというような法的な問題はないのかなと少し懸念しております。その辺をどういった考えかお伺いしたいと思います。

次に、提案として、駐車場の入り口に大きな看板を設置していただいてイベントの告知、本日、来週、来月等、そういった駐車場の使用目的を市民の方に示すということで、きょうはこれで駐車場がいっぱいなんだなといったふうに、ある程度市民の方に納得していただく方法もとるべきじゃないかと思っております。

あと、経費削減について。

例えば遠方から理事の方が来られます。小一時間かけてこられて20分足らずの会議がありました。何かおかしいです。一時勤めてた会社ではテレビ会議というもんがありました。テレビでつないでお互いの顔を見ながら審議すると、そういった方法もあります。特に学校とか、そういう放送施設、どこかに使える施設があるんじゃないかと、その辺を工夫していただきたいと思えました。

次に4番目、職員の採用について。

退職者とのバランス。新規採用の方、特に女性の中途採用はあり得るのか、また休職中の人の人数、理由、またそのフォローはどうしているかと、こういったことをお伺いしたいと思います。

これもまた、昨日の酒井議員の質問の中にありました。36名の退職者の中で12名が再任用を希望されているとか、その辺の動きとあわせた形で答えをいただきたいと思えます。

以上、概要ですが、質問をこれでしております。答弁のほうをよろしくをお願いします。

○議長 福原産業建設部長。

○福原産業建設部長 ただいまのご質問、第1番目のグリーンツーリズムに対する取り組みについ

て、これまでの過去の取り組みと結果、それからジオパーク認定を契機に農作等を定着させ活性化を図ることは考えられないかというご質問に対しましてお答えをいたします。

グリーンツーリズムは、当市の海から山までの多彩な自然環境、農家のおもてなしにより、訪れた方々に満喫していただける有効な取り組みと考えておりまして、平成22年度より本市でも市内の地域特性を生かした農家、漁家、民宿やレストランの開業に利用できる助成制度として、グリーンブルーツーリズム事業を実施しております。現在までに2件の実績がありまして、それぞれが体験メニューを工夫され、順調な営業をされておると思っております。

ジオパークに認定されたことを契機に、当市を訪れる方々のニーズも多彩なものとなり、自然志向の中で農家、民宿等への宿泊や農業体験等への需要もふえてくるものと考えます。市としましてはその需要に応えるべく、今後も生活研究協議会や婦人団体などとも連携しながら農家民宿等の経営を目指す農家や団体の育成を促し、グリーンツーリズムの推進を図ってまいりたいと思っております。

以上、1番目の答弁とさせていただきます。

**○議長** 河野総務企画部長。

**○河野総務企画部長** 私のほうからは、2番目の駅前開発についてと3番目の経費削減について、そしてまた何点かあと出しましたが、その辺についてお答えをさせていただきます。

まず、駅前開発における防災に対する位置づけと市の玄関として地元の産物の販売やアピール、また憩いの場になり得るかというご質問でございますが、現在進めております卯之町駅前づくりに関しましては、平成24年11月に卯之町駅前の整備の方向性を協議する市民検討委員会を立ち上げまして、6回の委員会を経て昨年10月に答申をいただいたところでございます。整備目標といたしまして、駅前広場の交通機能の充実と利便、安全性の向上を目指した交通空間、卯之町駅らしさの演出と福祉への配慮を目指した環境空間、町の玄関口としてのおもてなしの充実を目指した交流空間のそれぞれ3つの空間づくりについて基本方針をまとめていただきました。その交流空間の機能には、ご質問にもあります物産販売等のイベント広場、災害時一時避難場所としての防災広場

機能等も求められております。

現在、答申の内容の一つでもあります民間事業者の持つ企画経営能力を活用した公民連携手法導入の可能性について調査研究を行っておりますが、結果として導入の可能性があると判断した場合におきましては、自然、歴史、文化が根づく本市において、民間が持ち合わせていますノウハウを生かしながら無駄な投資をせず、次世代につなげるための最も適切な駅前空間づくりを推進してまいりたいと考えているところでございます。

次に、経費の削減についてでございますが、その中で特別職等の経費削減についてのお考えは、また宇和文化会館裏駐車場の有料化についてお答えをいたします。

特別職の給料等の額並びに議員報酬等の額につきましては、市長の諮問に応じ、社会情勢、地域の実情、物価の変動と他市の状況等を総合的に勘案し、その額の水準が適正かどうかを特別職報酬等審議会にて審議し、市長に答申するものであります。

一昨年、財政状況等を考慮した一時的な特例措置として、市長の任期期間中条例で定めている給料額から、市長、副市長及び教育長については一定の割合を減じて支給をしているところでございます。全般的な経費削減としましては、これまでに行政評価システムにより事務事業全般について見直し、経費の節減と合理化を、また枠予算の運用、執行により全体的な経費の削減を行っているところであります。特別職に係る経費節減は必要なことではありますが、やはりこれは社会情勢や県内の動向、バランスにも配慮が必要かと存じます。例えば消防団員の報酬及び手当等につきましては、国の方針や他市町の動向を踏まえ判断したいと考えております。

宇和文化会館裏駐車場の有料化につきましては、昨日ほど酒井議員の一般質問にお答えしたとおりであります。先ほど追加の中で質問がありました駐車場の筆数でございますが、筆数といいますが借り上げている筆数でございますが、3筆でございます。面積は1,834平米でございます。その賃借料は月額41万円となっております。

二重支払い、二重貸し付けにならないかということでございますが、確かに契約の中で承諾を得るということになっておりますので、今度の職員

の有料化につきましては、持ち主の方に承諾を得ております。

それと、提案のありましたイベントの告知等をあそこにしたかどうかということでございますが、確かに文化会館で今何をやっているかということにつきまして、車がいっぱい駐車してあると、人もたくさんいるというのは職員もわかりますけれども、今その文化会館で何をしているかというのがわからないような状態でございますので、言われるように、今何を文化会館でやっているかというのがわかるような状況は確かに示す必要があるかと思っておりますので、この辺は検討させていただいたと思います。

それから、長い時間かけて本庁に来て会議が短いというようなこともあります。テレビ会議ということも一つの提案でもあろうかと思っておりますが、このやり方についても、まだその辺ができるかどうか検討もさせてもらったらと思っておりますけれども、長い時間かけて、そして来られて10分か20分の会議ですぐ帰っていただくというのは非効率なことでありますので、会議のあり方についても全般的なところで検討させていただきたいと思っております。

以上、答弁といたします。

**○議長** 九鬼副市長。

**○九鬼副市長** それでは、4番目の職員の採用についてというご質問について、私のほうからお答えをさせていただきます。

その中の1番、特に女性の中途採用はというご質問だったかと思っておりますけれども、職員の採用につきましては、合併後10年間で180名の職員削減を行ったところであります。今後は、現在の組織機構を維持するために必要な職員数を確保するというを基本として、新たに導入されました再任用制度との調整も必要でありますので、組織の効率化を図りながら退職者の数に応じた職員採用に努めてまいりたいというふうに思っております。

また、近年では、国も地方自治体におきましても行政の運営をより効率化、活性化するために民間企業等の経験者の採用をふやす傾向が広がっております。西予市におきましても、民間企業に勤めた経験のある人を対象に、一般行政事務社会人枠の試験を実施しているところであります。社会人枠を設けておりますのは、市役所の内部では養

成できない専門分野の知識を持つ人材を採用することで人材教育や職場の活性化を生み出すことが期待できるのではないかとこのように思っております。

当然、採用においては男女の別を問うものではありませんので、女性の方には積極的に受験をしていただきたいというふうに思っております。特に、出産、子育てが終わった女性の採用ということにつきましては、現在社会人枠としては、年齢は35歳から45歳まで、10年以上の民間企業での正規社員としての経験がある者といったことにしておりますので、この要件に該当しないような場合につきましては、特に女性の方で高い能力や資格を持たれておられるという方につきましては、今後さらにこの要件について検討していきたいというふうに思っております。

次に、2番目にありました休職中の方の人数、理由、またそのフォローはどうしているかというご質問だったかと思っておりますけれども、現在休職者の人数は育児休業取得者が20名、産前産後休暇取得者が3名、病気による休暇及び休職者が4名、うち精神的な疾患によるものが2名であります。

全国的にも心の病による長期休暇者が増加傾向にあり、その背景には職場や生活環境が複雑になり心理的負担が増していること、ストレスに対する個人の耐性が低くなっていることなどが考えられます。そうした職員が意欲を持って職務に取り組むためには、メンタルヘルス対策の効果的な推進が重要な課題であり、その対策としましては、まず心の健康に不安を抱える職員本人やその家族、あるいは職場の同僚、上司などに気軽に相談できる体制を整えることが何よりも大切だと思っております。

具体的なフォローとしては、休職者に対しましては復職や再発防止に向けた聞き取り、あるいは事前の試し勤務、こういったことに取り組んでおります。育児休業者へのフォローとしましては、職場復帰に向けたサポートを目的とした意見交換会を過去2回開催しています。また、育児休業者が復職する際には育児短期時間勤務制度、それから育児部分休業制度といったものも活用できることになっております。

今後とも組織の活力を維持していくため、職員の心の健康管理に、研修や健康相談等々に積極的

に取り組むとともに、出産、育児に不安のない、職員の働きやすい職場環境の整備に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 4番田中徳博君。

○4番田中徳博君 いろいろ答弁をいただきました。実は、原稿は書いておるんですが読み上げるのが苦手で、どうもちぐはぐな質問になっておりました。失礼しました。

先ほどの1番目でグリーンツーリズム関係の質問をしたと思うんですが、この中で答弁として2件といった分をいただいております。これの詳細です。実は前回の定例会も同じような質問をして2件という話は聞いたんですが、結局答弁としては全然進んでないなといった気持ちを今受けております。

それで、実は先日、清風会の先輩議員の方たちに誘われて大分県安心院地区の農泊を体験してきました。この体験で、これは西予市の活性化に使えるなど、ぜひ持ち帰って検討、実行してみたいと思いました。接待していただいたご婦人たちの笑顔に、20年近く続けられてきた重みと、そういう豊かさがあふれとるんです。すごく余裕があってにっこりと笑われて、すごくいい笑顔でありました。

それで、民泊についてはいろいろなタイプがありまして、古民家再生した立派な入館料も取れそうなどもあれば、もう100年近くたった納屋と住居が一緒になった養蚕農家風のそういった施設もありました。ぜひ職員初め、5月に行われる朝霧湖マラソンの前泊に協力していただく方がおられると聞いております。この方たちとか、こういったことに対して興味を示される方、1回参加してほしいと思っております。ぜひ予算をつけて、市長みずから乗り込んでいって体験していただいたらこの気持ちが伝わると思います。

また、今里山資本主義とか言われています。田舎にあるものであるがままに、田舎の普通が普通の方には喜ばれると。テレビに出てくる田舎のおばあちゃん家、曲がった野菜が、無農薬の野菜が付加価値をつけて食前に並ぶわけです。こういったグリーンツーリズム、農泊、ここに実はテキストを持ってきております。これは大分の安心院の農泊教育旅行、安心院方式、農村民泊、心の洗濯、こういった文があります。この中には20年

で培われてきたノウハウが入っております。もちろんリスク負担についても書いてあります。ぜひ、検討されるようであればお渡しします。実は、このテキストは先輩議員の梅川さんに無理にお願いしていただいとるんです。自分の分はテキストとして別にキープしております。そういった形でぜひ勉強していただきたいと思っております。

それから、朝霧湖マラソン。これは、実は先日松山の大街道の献血ルームに行きました。ここにはずっと前からジオのパンフレットを置いてもらってるわけなんです。そこへ行って献血をしてきたわけなんです。献血の検査をしていた先生、何か昔の娘さんにかわっております、その方にパンフレット見ていただいたんです。ちょうどそのときお客さんというか暇な状態やったんです。ということで、そこで広げていただいて、あ、これいいね、行ってみたいねって言っていただきました。ただ、その方は車は持っていないと、都会でおられて定年になってこっちへ帰られて四、五年たってるよという説明でした。その方たちが、じゃあ私は電車で行くしかないねとか言われました。ということで、先ほどの駅前、ここへ来られるということです。歌の文句に、汽車からおりたら小さな駅で、迎えに来てくれる父と母とかというフレーズがありました。そういった心情的に訴えるものを備えた施設にしてほしいと、そのように思っております。

それから、献血に戻りますが、牛用かと思うような大きな針を腕にずっと刺した看護師さん、お話を聞きますと、実は朝霧湖マラソンにエントリーしてますよと言われてました。これはうれしかったです。でも、一抹の不安があるんです。それは、受け入れ態勢がまだ十分にできていないと。そういったとこへ来られて失望されたら、これはその失望が波紋となって広がっていくんじゃないかと、その辺を心配しております。

昨年の流行語に、いつやるの、今でしょというのがありました。もう既に、その今の時期になると思います。ぜひ、市長にとって大胆な発想は要りません、ゴーサインだけ出していただいたら結構です。ぜひその辺を検討していただきたいと思っております。

それから、先ほどのグリーンツーリズムの2件、その辺をまた部長に、どのようになっている

かお聞きしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、田中議員の再質問について、数字のほうはまた別の、部長のほうで答えていただきますが、グリーンツーリズムで大分県の安心院に研修、視察へ行かれたということでございますが、いいご提案をしていただいとるんではないかなという気はいたしております。ただ、私どもも制度性を整えておりますんで、市民の方がそういうところへ行って勉強したいということになると個別では非常に無理ですので、これは税ですから。税を安易に云々というのでなしに制度性を目的を持ってやる、それを制度性に基づいて要綱、要領等をつくってやるというんならいいんです、経営ですから。個人がどんどん行かれてやることについては何もいいんです。行政に全て頼るという体制ではなしに、これは経営ですから、その辺を履き違えないように。だから、本当にそれを目標にするときには、私どもも多くの方がこういう方向でやりたいんでいうときには予算を上げて、その要綱、要領をつくってやるということには私もやぶさかではないと、このように思っております。やみくもではだめです、これは経営ですから。

もう一つ、朝霧湖マラソンについては非常に体制が悪いと言われましたけど、私はすごくいい体制をつくっていただいております。ぜひ体験してください。これは非常に評価は高い、来た方の評価が高い評価をいただいております。私が市長になったときは1,100人ぐらいだったのが、今はもう3,000人に近くなって満杯の状態になってまいりました。これ以上はちょっと受け入れが難しいぐらいまで人気を博してきておるということも知っていただいて、住民の方も非常に助けていただいております。これだけはぜひ知っていただきたいと、このように思います。

以上です。

○議長 福原産業建設部長。

○福原産業建設部長 安心院のほうでは、1回泊まったら遠い親戚、10回泊まったら本当の親戚というキャッチフレーズで、全国的にも有名だと伺っておりますが、もうあそこは20年以上のキャリアがあるそうでして、大変成功した事例だと

いうふうに思っております。西予市でもそういうふうにぜひなりたいと思っております。

過去の取り組みの結果ですけれども、平成22年度にこれを立ち上げたときですが2件ございます。1件は、総事業費が208万円で補助金は100万円支出いたしております。それからもう一件は、総事業費が75万6,000円、補助金を37万8,000円支出いたしております。1件は宿泊の部屋等をかなり改修されました。1件、後者のほうは若干部屋等もありましたがピザ釜をつくられております。こちらの方は、ピザ釜のほうは体験メニューで、今までに170人ぐらい訪れた方があるというふうに聞いてます。それから、前者の100万円補助したところには、これまでに11組訪れた方がいらっしゃるというふうに報告を受けております。

以上、報告といたします。

○議長 4番田中徳博君。

○4番田中徳博君 先ほど市長が民間主導でと、グリーンツーリズムに対してそういったご意見でございましたが、この安心院については勉強していただいたらわかると思うんですが、まず行政関係がきっかけをつくったと、それである程度勢いがついてから民間に移譲したというような形で、とりあえずきっかけづくり、そういった団体、大きな力がないと動けない場合があります。個人の力は幾ら集まってもなかなか動きがとれません。そのきっかけづくり、啓発、その辺は行政の責務だと私は思っております。市長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、田中議員の再々質問についてお答えいたしますが、私どももグリーンツーリズム、あるいはブルーツーリズム等々については、以前から市としてはこういう補助もありますよというご提案を開示しております。ジオパークもそういう場所があつてほしいと、ジオパーク構想の中にも欲しいと思っておるわけです。そういう発信はし続けておるということでございます。

それと、よく言われるんですけど、行政主導でいいのかどうかと、常に皆さん方も今までの議会で問われてきました。行政が余り表へ出過ぎなよというのが今の大きな流れであろうと私は思っております。やはり民の力でやっていくというの

が地域経済を発展さす大きな原動力になるんで、全て行政に頼ると補助づけになってしまってその中で小さくなってしまふ、その辺の手法の違いをしっかりと認識をしながら、私どもは進めていかなくては行けないと、このように思っております。

○議長 4番田中徳博君。

○4番田中徳博君 最後の意見になりますが、やはりきっかけづくりというものはしていただかないとなかなか民の力はできません。特に、これだけ広い西予市のエリアの中で、またグリーンツーリズムだけじゃなしにえひめ国体、それから県知事が言われてる四国八十八カ所世界遺産とか、そういう43番札所があったり、最近サイクリング、ジオツーリング、そういった分もあります。そういった場合で、西予市いいねって素通りされたんでは何にもならないと思います。そういうことも、きっかけづくりなりは僕にとっては市が、とりあえずはスタートの合図はしていただきたいと。そこを民の力を待っていたんでは今に乗りおくれます。その遅い行政の体質を何とか直していただきたいと、この時代の流れに乗って行っていただきたいと、そのように思っております。

以上です。

○議長 質問は。

○4番田中徳博君 もうこれでおしまいなので質問はできません。ということで、よろしく検討のほどお願いします。ありがとうございました。

○議長 福原産業建設部長。

○福原産業建設部長 申しわけございません。1カ所訂正をさせていただきます、数字ですので。先ほど数字を言いましたが、100万円を補助したところへ訪れた方は、私違った数字を言ったと思うんですが61組ございます。それから、体験メニューのほうは170人ということであります。訂正をいたします。

○議長 次に、1番源正樹君。

○1番源正樹君 おはようございます。議席番号1番源正樹です。

ただいま議長より発言許可を得ましたので、通告内容、会議規則、申し合わせにのっとり、西予市マニフェストについて質問します。

合併10年を迎えた西予市、これからの私たちの町の羅針盤をただす機会になればと思います。質問の前になりますが、マニフェストについての私見を少し述べさせていただきます。

三重県知事でありました北川正恭早稲田大学教授により提唱され、国政選挙で初めて導入されたのが2003年、それまでは候補者の人物像や地元への貢献など、必ずしも国政の課題とは言えないような要素によって投票されていたものを、政策をもとにする選挙にするために導入されたと理解をしております。衆議院議員選挙において、中選挙区制から小選挙区比例代表並立制への選挙制度変更が、人物から政策へとの流れをつくりました。

しかしながら、昨今マニフェストという言葉はすっかり聞かなくなりました。政策をいつまでに実現し、必要な費用をどう賄うのかを有権者との約束として掲げ、2009年の総選挙では各政党がマニフェストの内容を競いました。この選挙で民主党は政権交代を果たしましたが、高速道路無料化や子ども手当支給等の目玉政策が実現できず、うそつきの代名詞との批判を浴び、マニフェストに対する印象が悪くなっています。選挙での大衆受けを狙った思いつきの印象が強くなり、国政では政権構想であるはずのマニフェストが行き詰まりを見せておりますが、地域経営者たる首長のマニフェストは今後とも必要とされると考えます。マニフェストは、政策の実行に関して市民と行政の相互理解を深めるのに有効ではないでしょうか。2000年の地方分権一括法施行により、地域の特色を踏まえた将来像が強くと求められています。西予市マニフェスト2012では、「誇れる・愛着のもてる『いい実感』のある西予」を目指すために8つの西予づくり、42の施策を政策提言され、これを反映しながらさまざまな事業を推進されていると理解をしております。理念をしっかりと定め、理念に照らして現状を分析し、未来を洞察した上でどのようなまちづくりを目指すのか、地方分権を見据え、またさまざまな困難な課題を克服し、どのような特色ある地域を目指すのか、思い切ったビジョンを示すことが強く求められます。

以上のことを念頭に質問をさせていただければと思います。

まず、質問項目の1点目、西予市マニフェスト2012導入より2年が過ぎようとしておりますが、総体的進捗状況がどのようになっているかお尋ねします。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、源議員のマニフェストの、まずご質問についてお答えさせていただきます。

マニフェスト2012の進捗状況でございますけれども、2012年の市長改選時、市長マニフェストを西予市マニフェスト2012として位置づけて、改選後でございますけれども全部の課長への周知を図った上で、「誇れる・愛着のもてる『いい実感』のある西予市」を実現すべく8つの西予市づくりと42の政策提言をしております。この進捗状況でございますが、関係課それぞれ目標達成に向けた具体的な対策を実施しておりますけれども、2014年を迎えて2年が経過しようとしておりますので、平成26年度に中間評価を実施をいたしまして、この中で詳しく進捗状況等々を調査の上公表していきたいと考えております。

○議長 1番源正樹君。

○1番源正樹君 近いうちに評価委員会等できちんとした現在の進捗状況、中間発表という形でされると思います。そのことをお待ちしたいと思います。

それでは、同じ内容にはなりますが、西予づくりの一つでいい生活実感のある産業のまちづくりがありますが、市長は2012年5月発行の広報せいよにおいてですが、西予市政3期目へ向けてと題した意気込みを述べられております。市の提言として、マニフェストについても当然触れられていますが、その中から一部抜粋して読み上げをしたいと思います。

特に経済力をつけること、地域力をつけることが市民の願いであることを痛切に感じています。この分野で予算の配分や強力な施策を実施しなくてはなりませんとあります。いわゆるアベノミクスにより行き過ぎた円高の是正、また株価上昇により国の経済は上昇基調になり、さまざまな統計数字が改善しているようですが、その影響は都市部にとどまり、まだまだ実感として地方への恩恵は乏しいのが現状ではないでしょうか。特に来月からは、増加する社会保障費へ対応することを目的とし、消費税が増税されます。実感なき回復に対して大きな影響があることが懸念されております。町の活性化には産業の活性化が必須であり、産業のまちづくりに関する施策を実現することが強く求められると思いますが、この産業のまちづ

くりについて、具体的にどのようなものに取り組みがあったかお尋ねしたいと思います。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、源議員の次の質問に答えをさせていただきます。

マニフェストの中の、いい生活実感のある産業のまちづくりの西予づくりの一つの中で、11の政策提言をさせていただいております。産業の、その中のまちづくりでございますが、この項目では新たな視点から捉えた1次産業や観光の活性化、雇用環境の整備を目標としておるわけでございます。

農業面におきましては、適正な農作物の導入といたしまして、今ミシマサイコやカンゾウ栽培の可能性について取り組んでおるところでもございます。特にミシマサイコにつきましては、既に企業との連携のもと、葉たばこの転換作物として有力な畑作であろうと考えておりますので、その取り組みをしております。平成25年度には36戸で9.5ヘクタールの栽培でございましたが、平成26年度、今年度今契約等々をされておられる方は約50戸程度で約1.6ヘクタールの取り組みの予定となっておりますと聞いております。

また、平成25年度には認定農業者を支援する新たな市単独制度を立ち上げいたしました。これは、私個人としては全国に先駆けて画期的な市単独だと思っておりますが、農業機械等の整備支援等々を行いながら認定農業者の活力を持ってもらうようにしておるわけでございます。

林業面におきましては、林野率75%を誇る西予市の林業が地場産業となり得るように、西予市林業のイメージアップや質のよいヒノキを中心に市産材の需要拡大に努めておるところでございます。その方法の一つといたしまして、平成23年度に東京都の港区でございますが、二酸化炭素固定化認証制度を考案されましたけれども、それに対しまして、私どもも間伐材を初めとした国産材の活用促進に関する協定書を調印をさせていただきまして、東京都の港区の建築物に市産材の利用をいただくよう取り組んでおるところでもございます。今年度は、約20立方でございますけれども、市産材が2次加工を経て納入されておるところでもございます。

また、平成23年度から設置しております林業活性化センターを中心として市内森林整備の集約

に取り組んでおりました、森林施業や育林の効率化を図っているところでもございます。

雇用対策においては、直接支援といたしまして、緊急雇用事業を活用いたしまして平成24年、25年度、110名の雇用機会の提供を行ったほか、合同就職面接会により平成24年度には20名、平成25年第1回で10名の雇用実績となっております。

また、西予コールセンターを誘致しておりますけれども、この誘致に成功いたしました。現在当該事業で雇用している50名の緊急雇用の対象者ですが、雇用者の多くが今後可能な限り継続雇用いただける見込みとなっております。正月の愛媛新聞にも第1面に載りましたけれども、味のちぬやさんの増設誘致に成功いたしました。企業誘致に関する案件も順調にある程度推進しております。今後市内の雇用拡大はもとよりでございますが、地域産業の活性化に期待しているところでございます。

またなお、地域の第1次産業や雇用は厳しい環境にありますけれども、日本ジオパークの認定や西予ファンづくり事業などを強力なことで、いい生活実感のある産業のまちづくりに引き続き取り組んでまいりたいと、このように思っております。

○議長 1番源正樹君。

○1番源正樹君 今さまざまな施策についての内容を答弁いただきました。

その中で、認定農業者に関して、全国的にも先駆けた取り組みであるという説明があったかと思えます。少しマニフェストの話とはずれてしまうんですけども、今年度、当初で市の緊急経済対策として事業化された住宅リフォーム補助、こういった事業が現在あります。本当に大きな波及効果があったのではないのでしょうか。記憶になりますが、当初及び補正、約2,000万円強の予算だったかと記憶をしておりますが、補助率20%ということを考えますと、1億円以上の波及効果、地元への直接的な経済効果がありました。ほかの、他市の事例にはなりますが、例えば松山市さん、松山市のほうが来年度事業化を予定され、今定例会、同じく開催されております定例会のほうに議案を予算として上程されております。認定農業者に関しましても、こうした住宅リフォーム補助にしても、西予市としては本当に他市をリ-

ードするような先進事例として実施されたこと、大きな評価を受けておることであり、また今後とも同じように積極的に事業展開をされることを希望して、次の質問に移りたいと思います。

次の質問項目ですが、マニフェスト2008の評価について質問をさせていただきます。

検証作業自体はマニフェストに必須であり、具体的な施策及び数値目標を評価できることもマニフェストが推進される要因でありました。このことから、評価には大きな役割があると考えます。計画、実行、評価を行うことによりマニフェストの有用性が高まりますが、内部評価及び外部評価に分けて実施をされていると思いますが、その評価はどのように行われているのか、まずお尋ねしたいと思います。

また、例えば西予市の新庁舎の建設や新病院の建設等、施設整備に関しては大変評価しやすいと思いますが、抽象的なものをどのように評価されたのか、その基準がありましたら何かお尋ねをしたいと思います。

○議長 河野総務企画部長。

○河野総務企画部長 ただいまのご質問について、私のほうからお答えをさせていただきます。

マニフェストの評価方法といたしましては、28項目全ての政策提言について、目標達成度合いによる5段階の評価基準を設けまして、内部評価と外部評価を実施をいたしております。

内部評価につきましては、市の担当部署で自己評価を実施後、副市長、教育長、部長、支所長で構成するマニフェスト評価委員会を設置して評価を行っております。

外部評価としましては、市内の各種団体代表者に実施状況、今後の課題、評価点が記載された内部評価結果を提示した上で市民評価を依頼しております。

なお、抽象的な案件の評価基準につきましても、他と同じく目標達成度合いによって5段階で評価をしております。

以上、答弁といたします。

○議長 1番源正樹君。

○1番源正樹君 2年前に出されましたマニフェスト評価表の最終版、これを見ると、今評価の仕方として、まず内部の委員会で評価をする、その後その評価をもとに外部のほうに評価を依頼するということが話、答弁いただきました。

ここで、内部評価と外部評価、市民評価ですか、表現が。結果に違いがありますが、その理由について何かわかりましたら、誰かお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長 河野総務企画部長。

○河野総務企画部長 今のご質問ですけれども、内部評価では詳細な実務の結果で評価を行っております。ですので、市サイドでやっております。それで、細かい達成度の、仕事に対する達成度、職員で行う結果についてはそういうところが主になっての評価ということですが、一方市民評価では、実施状況、今後の課題、評価点が記載された内部評価資料をもとに評価をしてもらっているわけですけれども、詳細な内容まではわからないということもありまして、実感面を重視する傾向が強くなります。進捗はしているが達成とは言えないといったような、そういう評価も加わりますので、実質その差が出てきているのではなからうかと思っております。

以上、答弁といたします。

○議長 1番源正樹君。

○1番源正樹君 評価というのは非常に難しいことだというのはよくわかります。特に、市民の皆さんの評価については、例えば年度計画等とか詳細な実務はなかなか伝わりにくいのが現状だと思います。費用もかかることですので、少しでもいいという形で意見を述べたいと思いますが、多くの市民の方からの評価も当然必要ですが、外部人材登用などで専門的見地からの評価、こういったものの考えを少しお聞かせ願えればと思います。

○議長 河野総務企画部長。

○河野総務企画部長 今のご質問ですが、確かにマニフェスト2008の評価については、外部人材の登用は行ってはおりませんが、評価方法について、早稲田大学マニフェスト研究所の研究員に専門的見地でのご助言、ご指導をいただいた上でマニフェストを検討をいたしております。今後の外部人材の登用につきましては、そういうのが有効であるかも含めて、また調査をさせていただいたと思います。

以上、答弁といたします。

○議長 1番源正樹君。

○1番源正樹君 一番最初の質問で市長から答弁がありましたように、今後近いうちに中間評価が行われると思います。その中間評価をもとに、ま

た次の2年に向けての具体的な取り組みが少しずつ進んでまいるとしますので、評価に関して結果が出ると思いますので、またその評価を待っていろいろ勉強したいと思っております。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

マニフェストの2008の最終評価では、今後の課題を検討されているかと思っております。例えば、進捗率が低いと評価された施策については今後とも継続する必要があるのではと考えますが、その2008とその最終評価が2012に反映されているのかどうか、どのような形なのか、またそういったことをまずお尋ねしたいと思っております。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、今のご質問についてお答えさせていただきます。

マニフェスト2008では、6つの西予市づくりと28の政策提言を打ち出しまして、中間、最終の2度にわたって市民の評価を受けてまいりました。その最終評価結果を見ますと、いわゆる5段階の2以下が恐らく赤点であろうと、このように思っておりますが、それが内部評価と外部評価で見ますと、2が、内部評価が3つ、外部評価、市民からは2つであったと、このように思っておるわけでありまして。その違いが結局出ているというのが、例えば今の、違いじゃなしに、内部評価の3つ、住民からの2つのやつを見ますと、ごみ減量と資源化構想、第1次産業生産額10%アップ、元気な商店をふやしますと、こういうところが悪い評価をいただいております。しかし、ごみの減量化については結構西予市はできておるので、だからその見る違いがちょっとあっておるのかなと、そして内部もちょっと厳しい見方をしておるのかなという感じもいたしたところがございますし、数字が、目標がちょっと大きくやり過ぎておったということもあったとは思っております。

合併時からの緊急性の高い事業はほぼ、しかしながら私は達成できたと思っておりますので、今後取り組みの必要のある事業につきましては、新たな、今も抱えておりますマニフェスト2012に反映させながら、引き続き推進していきたいと思っております。

○議長 1番源正樹君。

○1番源正樹君 確かに、先ほど資源のごみ化の中で、減量かどうかにはあれですけど、今年度か

らてんぶら油の回収、現在新しく始められてるか  
と思います。マニフェストに書いてある、書いて  
ないということもありますが、課題となるのはず  
っと課題になると思います。反映させることも大  
事ですが、できないことを着実に進めていく、そ  
のつもりがどういう形で実施されてるかというこ  
とが伺いたくて質問をさせていただきました。

最後に、評価に関してなんですけれども、これ  
はひとつ提言として申し上げたいと思います。

現在、2年に1度中間報告をするということに  
なっております。非常に残念に思うのが、マニフ  
ェストというものが、いわゆる市長の選挙がある  
とき及び中間報告、2年に1度しか触れる機会が  
ないので、ちょっと少ないかなと思っております。  
できることなら2年に1度ではなく、例え  
ば内部評価だけでもマニフェストに対して評価を  
すれば、一般市民の方へ認知度も上がり、先ほど  
言いましたとおり、市政全般への理解が進むの  
ではないかと思いますが、その評価の回数について  
お考えをお尋ねします。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、今のご質問についてお答  
えをさせていただきます。

ほとんどの施策は、達成までに数年の期間が必要  
であるということがあります。よって、単年度の  
評価になると、成果や進捗度合いが見えづら  
くなってくのではないかなと、このように思っ  
ておまして、評価自体が難しくなると思います。

現在、中間と最終の2回の評価を選択しておる  
のはそういうところでございまして、ご理解を  
いただきたいと思います。

○議長 1番源正樹君。

○1番源正樹君 それでは、評価に関する質問を  
終えまして、最後の質問に移りたいと思います。  
西予市総合計画とマニフェストの関連について質  
問をいたします。

今定例会に、西予市総合計画の策定に関する条  
例案が上程されております。本来でしたら議案に  
対する質問は控えるべきかと思いますが、マニフ  
ェストと深く関係すると考えておりますので、あ  
えて質問をさせていただきます。

2011年に地方自治法が改正され、各市町村  
に総合計画策定義務がなくなりました。そのた  
めに、今回新たに条例を策定されることと考  
えております。地方自治体の首長候補者のマニフ  
ェスト

については、当選後に行政府の最高責任者とな  
り、このマニフェストは施政方針の柱として位置  
づけられることが多く感じられますが、その実現  
に向けて、マニフェストに基づき具体的な事業に  
行政は反映していくのではないのでしょうか。

しかし、行政においては、これまで市長が誰に  
なろうとも総合計画に基づく運営が行われてお  
り、マニフェストと既に作成されている総合計画  
との整合性をどういうふうにするか、こういった  
問題点があるのではないかと考えます。中・長期  
の計画である総合計画と、短期目標を掲げるマ  
ニフェストの関係性及び整合性についてどのよう  
にお考えかお尋ねします。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、今のご質問についてお答  
えさせていただきます。

まず、そもそもマニフェストは何かというそも  
そも論から入る必要があって、最初の質問の  
ところでもマニフェストについて北川先生の提  
唱されたところを含めてお話をされましたけ  
れども、まずこのマニフェストでございませ  
けれども、具体的な施策や実施時期、目標等  
を加えて明示したもので、従来の選挙公約は  
単なる単発的なものであって、そういう具  
体的なものから政策の財源とか期限とか数  
値目標とか、そういうものを掲げてやるのが  
マニフェストの手法で、私もやらせて  
いただいた利点でございまして、した  
ところでもございます。

マニフェストは、つくったときは私的なもの  
でございまして。だけど、当選後においては、  
マニフェストの内容を総合計画の中に位置づけ  
をした時点で市のマニフェストとして十分機  
能してくるものだと、当選後からは公的な  
ものになると私は思っております。

西予市の総合計画では、西予市の最上位計  
画でありますので、行政の運営につきましては  
総合計画が指針となるものでございまして。  
西予市マニフェスト2012においても、もち  
ろん総合計画との整合性が必要であるため、  
西予市のマニフェストとする時点で総合計  
画の中での基本目標、施策目標との整合性  
を図って、マニフェストを総合計画の中  
に位置づけた上で推進を図っております  
でもございます。

○議長 1番源正樹君。

○1番源正樹君 一応、本来でしたら午後の時間の質疑でやるべきだとは思いますが、今回義務でなくなった総合計画というものを策定される、その理由についてお尋ねしたいと思います。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、今の質問についてお答えさせていただきます。

言われるとおり、地方分権改革推進計画に基づき、平成23年5月、地方自治法の一部を改正する法律が公布されまして、基本構想の法的な策定義務がなくなりました。総合計画の策定は、市町村の判断になるということになってきたわけでございます。

しかしながら、本市ではこれまでも総合計画を策定し、これに基づき総合的かつ計画的な市政運営を進めてきたところでございます。今後におきましても地方分権の趣旨を踏まえまして、市民参加のもと、自主的に総合計画を策定をさせていただきまして、地域事情や社会、経済情勢の変化に的確に対応しながら市政運営をしていく必要があると考えております。

○議長 1番源正樹君。

○1番源正樹君 いろいろ答弁をいただきましてありがとうございます。

以上で私の質問を終わりますが、最後に一言申し添えたいと思います。

今年度、36名の方が退職を迎えられると聞いております。この議場の中では、河野敏雅総務企画部長、三好幸二生活福祉部長、福原純一産業建設部長、内藤利明教育部長、井上尚喜野村支所長、徳居隆利城川支所長、この6名が定年退職を迎えられ、また井上謙二会計管理者が退職されると聞いております。今までのご活躍に対し、深い敬意と心からの御礼を申し上げたいと思います。本当にお疲れさまです。ありがとうございました。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 暫時休憩いたします。（休憩 午前10時08分）

○議長 再開いたします。（再開 午前10時30分）

次に、7番兵頭学君。

○7番兵頭学君 ただいま議長の許可をいただき

ましたので、質問に入らせていただきますが、その前に、昨日酒井議員、それから先ほどの田中議員、朝霧湖マラソンの民泊の話や宣伝をしていただきましたこと、私も朝霧のスタッフとして、まずお礼を申し上げます。また、ちなみに今回の参加人数者が今3,028ということで3,000を超しております。また、民泊希望者も今38名ということで、民泊の受け入れ先を探しておりますので、構わない方はぜひ手を挙げていただけたら助かりますということで、朝霧マラソンの宣伝を終わらせていただきまして、一般質問に入らせていただきます。

今回、最後のアンカーということで務めさせていただきますので、どうかよろしく願いいたします。

さて、まず1点目はふるさと納税についてであります。

平成20年4月に、税制改正によりましてふるさと納税がスタートいたしました。内容はもう皆さんもご存じように、生まれた故郷や応援したい自治体に寄附をすることによって2,000円を超える部分について確定申告時に一定限度額まで全額控除されるということですが、この内容自体が各自治体にはさまざまな形態があります。各自治体にはホームページがありますが、西予市の場合、ふるさと納税コーナーをクリックしますと西予市の四季の写真があり、その次に市長の写真と寄附へのお願い、そして使い道、寄附金の状況と活用事業、金額が記載してあります。このような、ちょっと見た目かた苦しいような感じに見えますので、西予市にゆかりのある人以外では寄附を思いつくのは少ないのではないかと、私の考えであります。例えば使用目的の中に日本ジオパーク認定、四国西予ジオパークに使いたいというような項目が記載されれば、ジオに関心のある方も寄附がふえてくるのではないかと思いますので、魅力ある人目を引くホームページにできないかをまず質問いたします。

○議長 河野総務企画部長。

○河野総務企画部長 ただいまのご質問についてお答えをいたします。

議員言われたように、ふるさと納税制度はふるさとのために何かしたい、応援したいという全国にお住まいの皆様の思いを寄附という形でふるさとに届けよう、貢献できるように使用するもので

あります。また、西予市に住んだことのない方でも、本市の豊かな自然や伝統文化の保存伝承などを応援していただける方は寄附することができる制度でございます。西予市に寄附をしたい、こういった気持ちを抱いていただけるような魅力あるホームページを作成することは大切であり、その役割は大きいものがあると思っております。当市のホームページもそういったところを気をつけながら作成をしているつもりでございますが、議員おっしゃられるとおり、私も見てみますと、今のホームページの内容はふるさと納税をしたいということよりか納税をするのであればどのような方法でというような事務的な見地でのホームページの作り方ではないかなというような反省もしたりしております。

宇和島市さんのほうを見てみますと、またバラエティーに富んだホームページをつくっておられますので、そういうことも研究しながら、今言われたジオの関係も、当然これからジオの関係で売り出していきたいという全体的な市の方針もありますけれども、そういうことも含めながら検討、調査していきたいと思っております。

以上、答弁といたします。

**○議長** 7番兵頭学君。

**○7番兵頭学君** 早速、部長さんもほかのホームページを見ていただいて比較されたようでございます。私も幾つかの市を、県内ほとんど見て回りましたが、どこもそういうかた苦しいようなところが多いかなという感じがしております。ぜひ目につくような、人目を引くような、関心を持っていただくようなホームページにしていだけたらと思います。これは、ふるさと納税の場所だけではなくに西予市のホームページ全体も、ぜひまた検討していただけたらと思います。

そういった中で、西予市のホームページの中に見ますと1つだけほかのとは違うところがありまして、前年度のデータしか残っていないという寄附者の人数、金額しかないわけで、ほかのところでは今までの、平成20年度からの金額がそれぞれ書いてあり、寄附者の数も書いてあるような地域もあります。ぜひ、それを載せよとは言いませんが、まず年度ごとの人数と寄附、それから県別または地域がわかればお知らせ願いたいと思います。

**○議長** 河野総務企画部長。

**○河野総務企画部長** 今のご質問でございますが、これまでに寄附いただきましたふるさと納税の実績をご報告させていただきます。

平成20年度が15件で1,088万円、平成21年度が22件で110万円、平成22年度が20件で174万5,000円、平成23年度が21件で204万7,000円、平成24年度が16件で158万円、平成25年度が1月末現在で26件、332万7,000円、合計120件で2,067万9,000円のご寄附をいただいております。

ちなみに、25年度に今までの地域別でございますが、岩手から福岡までありまして、細かく言いますと時間がかかりますが、東京、埼玉の辺もいただきまして13都府県で27人ということでございます。

以上、答弁といたします。

**○議長** 7番兵頭学君。

**○7番兵頭学君** 13都府県にわたり26名の方の寄附があるということでございますが、これ、私宇和島のホームページから取り寄せたわけですが、宇和島の場合、都道府県までは入っておりませんが年度ごとに寄附者数、それから寄附金額、20年度からずっと出ております。宇和島さんの場合は、特にふるさと納税に専門の係の方をつけるということで非常に熱心にやられております。そういったことで、昨年が3,543万円近く、2,282人からいただいておりますというように、当初の20年度でも1,035万円、307名の方からふるさと納税をいただいております。このようにホームページに今までの実績が載っておれば、ここはこれだけの人数が来ておるのかなということで、それだけでもほかの地域から見たら関心があるのではないかと考えております。ぜひ今までの、20年度以降のデータもホームページの一角に載せていただくようお願いしたらと思っております。そのような考えはないのか、そこら辺もまだお聞きしたいと思います。

**○議長** 河野総務企画部長。

**○河野総務企画部長** ただいまのご意見ですが、先ほども申し上げましたように見直しをする必要があるのではなかろうかなと思っております。全体的なことで検討をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

以上、答弁といたします。

○議長 7番兵頭学君。

○7番兵頭学君 ぜひ検討して載せていただくようによろしくお願いいたします。

さて、先日民放テレビで鳥取県米子市がふるさと納税のほうで取り上げられておりましたが、ここは私もしばらく見よりましたけど、3,000円以上の寄附をすると地元企業から無償提供を受けた12品を、3,000円以上の寄附の方には必ず贈るといようなシステムにしとります。それからまた、1万円から3万円、いろんな種類によって64品の中からふるさとのお土産を贈るといような、特産品を売ったりするように非常に熱心にやられております。ちなみに、平成24年度には米子市さん、7,201名の方から寄附をいただいており8,905万円という寄附が、とてもここでは比べようがありませんが、そのような頑張っている市もあるということをまず認識していただいて、私も県内20市町のうち、ネットで調べましたところ、特産品を贈っているのが10市町、それから特産品がありませんというのが、西予市を含めた10市町と約半々なんですけど、南予だけですと内子町、鬼北町、西予市だけが特産品がないということで、これはどういったことか不思議に思うわけですが、まずこれは西予市がこれから特産品を贈る考えがないのかあるのかを、まずお伺いします。

○議長 河野総務企画部長。

○河野総務企画部長 ただいまのご質問にお答えをしたらと思います。

西予市では寄附のお礼といたしまして、潮彩館のご厚意により、潮彩館でつくる地元の特産品、ミカンジュースでございますが、それを詰め合わせを贈ると、それから西予市より広報せいよを1年間送らせていただいて西予市のことをわかっていただくといようなことをさせていただいております。

以上、答弁といたします。

○議長 7番兵頭学君。

○7番兵頭学君 ジュースを贈っているということで金額まではお聞きませんが、例えば宇和島さんの場合、1万円から2万円寄附いただいた場合5,000円相当の地場産品、それから2万円から10万円までは1万円相当の地場産品、10万円を超えた場合は、またいろんな中から4つ程

度選べるといういろいろなシステムにしてあり、先ほど説明いたしましたけど、ことしの2月までの統計で3,543万円ということで、これ単純に半額売り上げをその方に、寄附された方々に贈るといことは、1,700万円の定価ですけど商品の販売につながるという形になり、それがひいてはその特産品を扱われとる方の収入増になるということでございます。できましたらそういう形になればなとも思います。

また、昨日福原部長さんが菊池議員の一般質問の中で、特産品の販売についての、拡販についての質問に、全国の方には観光協会などと連携し、西予市ファンづくり事業やジオ恵み事業等でリーダーの拡大に努めますとの答弁がありましたけど、これそのまま受けますと、受け答えはちゃんとしましたが、実際まだ販売拡大までにはいってないといような解釈になるのではと思っております。産業振興と販売、それから拡大、西予市をアピールすることができると思いますが、そこら辺の考えをもう一度伺いたいと思っております。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、今のふるさと納税のことについて、私のほうから少し話させていただきますが、私どもの西予市はちょっと真面目過ぎたと、今のご質問を受けながらしております。もともと税でございますんで、私どもは真面目にいただく税を、それぞれいただく方は税の控除等もあったりして、その税を受けて、真面目にその税を私どもは使っていくという発想を根本的に持っております。しかし、今のいろいろなところを見てみますと、それを上手に使う特産品販売につなげていくという一つの手法、これは見習うべきであると、そのように思っております。そこで一つの産業形態として成り立つなら、そういう方向も案として十分受け入れることをすべきであろうということ、今ご質問を受けながら、あるいは以前議員の方からも、自分の友が西予市にふるさと納税をしたいけど余りにも貧弱な問題でどうかということもあったりして、私も非常に気にはなっておったところでございます。したがって、今からは真面目さをちょっと変えまして、税の方向性、税という感覚やなしにふるさと産品を外へ向けてやるという別の発想でやらせていただくことを今後検討するということで、またジオパークの追い風も含めてやりたいと、このように思っ

おります。

以上、答弁とします。

○議長 7番兵頭学君。

○7番兵頭学君 ありがとうございます。

市長からの力強い答弁をいただきまして、私もこれからよそに行つとる自分の同級生なり、ふるさとから離れとる方にも胸を張って自慢できるような、ぜひふるさと納税のお土産といえますか、お礼のあれをぜひ開発していただきましてホームページに載せていただくように、また寄附者の思いを大切にされたホームページの作成をお願いして、この質問を終わらせていただきます。

次に、ジオパークの基金運用についてであります。昨年9月24日、四国西予ジオパークが日本ジオパークに認定を受けたことに、市長は認定はゴールではなくスタートだとおっしゃっておりました。その後、12月7日には認定の記念シンポジウムが歴博のほうで、会場が満杯になるほどの市民の熱意が伝わってきたように思います。また、12月定例会にジオパーク推進基金条例を新設し1億円が積み立てられました。今後、その基金を有効活用のための遊歩道の改修や案内看板等のハード事業、それから自然景観の保護、また学び伝える学習教育、そして地域活性化のソフト事業に大いに活用できると思っております。

また、先月15日にはジオパークの活用セミナーということで今井ひろこ先生、山陰海岸ジオパーク公認ガイドの方が講演をされましたが、その話の中に、地域づくりは30年計画が必要だと言われておりました。これは若い方も含めた、若い方を巻き込んでいかなければ先ずぼみになるのでは、まさにそのとおりだと思います。そこで、若い人を巻き込むジオの短期、長期計画も必要だと思いますが、どのような計画を立てるのかお伺いします。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、ジオの質問についてお答えをさせていただきます。

日本ジオパーク委員会の審査結果報告書には、四国西予ジオパークのすぐれている点としまして、地域住民の参加意欲が非常に高く、ジオパークに参加することを誇りに感じているという記載をいただいております。これが認定につながった大きな理由の一つだと私どもは考えているところでありますが、議員ご指摘のとおり、ジオパーク

に関心を持っていただいている若い人はまだ少ないというのを、これは事実だと、このように思います。まずは、西予市内に広がるさまざまな自然や文化などをジオの視点で見ていただく取り組みが必要であろうかと考えておりますので、教育委員会部局等とも連携をとりながら、経費の支援等を含め学校やPTA等でのジオ研修を行っていただきやすくする仕組みを考えているところでもございます。また、長期的にはサイクリングやシーカヤック、トレッキングなどのアウトドアスポーツのコース整備や親子体験型のジオツーリズムモデルコースの整備、それらを支援できる人材育成などを行いながら、若い人がジオに関心を持ってもらえるような仕組みづくりをしたいと思っております。

○議長 7番兵頭学君。

○7番兵頭学君 短期、長期、これはそれぞれに計画を立てられておるみたいですが。この若い人の力がないことにはこれから、また西予市自体もそうですけど若い人をいかに確保するか、こういったことでジオを有効に活用できればまさに一石二鳥ではないかと思っておりますので、ぜひ短期、長期計画に基づきまして、若い方をジオに巻き込むような方策をぜひお願いしたいと思っております。

ちなみに、今年度若い男女7人でせいよ部マネージャーを結成し、西予市の魅力を広く情報発信し、西予市の知名度の向上を図り、若者の視点を活用した政策提言により一層の地域活性化を目指すというような議案が出ておりますが、また同じく市長のマニフェスト2012の中に、魅力あるまち創造・発信、大学生が来るまち発信などがあること、また昨年5月28日でしたか、西予市と愛媛大学が地域課題に向けた連携協定を結ばれたと思っております。市長は、ジオパーク構想などで、いろいろな面で大学の知恵をかりたいとコメントされておりました。このようなことから、ジオに興味のある大学生に西予市に来てもらい、研究調査や、またせいよ部マネージャーとの連携で西予市の魅力をもっとアピールできると思っております。そのようなジオに興味のある大学生の調査研究にこの基金の活用ができないかを、まずお伺いします。

○議長 福原産業建設部長。

○福原産業建設部長 ただいまジオに興味のある大学生の研究に助成をできないかということでご

ございますが、その前にちょっと。

先ほど特産品のアピール、実績が上がってないんじゃないかという、ちょうどいい質問をいただきました。きのうそのことを少し触れたらよかったんですが、私実績まで触れてなかったのも、いい機会ですので少しお知らせをしておいたらと思います。

東京のインターフードジャパン、これに参加しました。これで7社参加していただいておりますが、三千数百万円の商談が成立しております。それから、2月末まで東京の旬彩館でジオのめぐみフェアというのをやっておりまして、西予市の50品目に及ぶ特産品とかジオのめぐみ定食とか、そういうものを提供しておったわけですが、これも人気が高くて200万円を超える売り上げがあったということで、金額もさることながらそういうことでアピールできたということは大変将来に期待が持てるかなと、ちょっと触れさせていただきます。

それで、大学生の研究に助成できないかということですが、ジオパークを推進していく上で科学的なデータ、歴史的な資料をもとに大地のストーリーを組み立てる作業は欠かせないことであります。そういった意味で、大学生等の研究を支援し、ジオパークに関するさまざまな分野での研究成果を地域に還元してもらうことは意義あることだと理解するところでございます。昔から西予市は、地学民俗的など多くの学生が研究に訪れるメッカ的な地域でもございました。ほかのジオパークの例も参考にしながら、現在制度化しております合宿誘致事業の拡大と、そういうものも視野に入れて検討を進めてみたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長** 7番兵頭学君。

**○7番兵頭学君** 特産品の売り上げの話、確かにすごい数字と感心しとるところでございますが、これに安堵せずもっと売り上げを伸ばしていただけたらと思います。

また、今ほど地学のメッカとおっしゃりましたが、私も神戸大学に知り合いがおりまして、その方から、うちの子供らでもああいうところにもし旅費でも出していただけたら行かせるのになあという言葉をいただいたことありましたんで、今回このような質問をさせていただきましたが。

西予市の黒瀬川構造体、これはもう世界的にも

珍しいような構造体ということで、地質学を研究されとる方にとってはよだれの出るような話だということをお伺いしております。ぜひ基金を有効に活用していただきまして、大学生の来る町ということでまたアピールできるのではないかと考えております。ぜひ検討をお願いしたらと考えております。

次に、今から持続可能な地域づくりのためにも、市民のさらなる理解を得てさまざまなジオの資源を活用していく必要があると思います。そのためにも、国内にあるジオ認定、西予市を含めて32地域ありますが、情報交換や視察等は行政同士ではできていると思いますが市民ガイドの方にも、ぜひ百聞は一見にしかず、他の地域のジオを研修され、ジオガイドのスキルアップにも研修が必要ではないか、そのためにもまたその基金を活用し、そういった勉強も必要ではないかと考えておりますが、そういった考えがあるのかお伺いします。

**○議長** 福原産業建設部長。

**○福原産業建設部長** 市民ガイドさんの養成と他地域との交流も含めての研修の考えでございますけれども、市民ガイドの育成はジオパークでは重要な事業として位置づけられております。ジオパークを楽しむためにはジオガイドの存在が欠かせません。これからも引き続いて、ジオガイド養成講座やジオパークセミナー等を行う予定でございます。

これまでの、少し数字的なものを紹介しますと、実質ジオガイド養成講座に参加していただいている方は69名ございます。そのうち、実際にジオガイドができる方が5人になってございます。それから、以前からございましたが町並みガイドさん、実際にガイドができる方が7人ほどいらっしゃるということでございます。また、6月ごろまでには狩浜の段々畑のほうが案内できる方がデビューできるんじゃないかというふうにも聞いております。そういうことで、ジオガイドさんの組織化を今進めているところでございまして、ジオガイドはほかとの交流が大切と言われておりますので、このような組織が立ち上がりましたら他地域のジオガイドとの交流や研修も活動計画の中に加えてご提案のようなことも検討を進めたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長** 7番兵頭学君。

○7番兵頭学君 実際の数が69名で、そのうち5名しかまだ実際案内ができないということですが、これはやはり経験でございますので、講習を受けたからといってすぐにできるものではありません。いろんな場を踏むことによって、経験することによってそういったジオガイドも育てれるのではないかと思っておりますので、ぜひその研修、講習も当然ですが、ぜひ数多くの経験をしていただいて数多くのジオガイドが認定されることを希望しております。

最後になりますが、市長の答弁をいただいて閉じたいと思います。

今定例会、私たち友志会の代表質問にもありましたが、合併10年の検証ということで代表質問しました。これ、地域によっては合併してやはり悪かったという声はかなり多いところもございます。この答えはというのは難しいところもありますが、解決の一つ、さっとして、昨年ジオ認定が、これがきっかけになるのではと思っております。これはもう皆さんもご存じのように、西予ジオパークというのは西予市内全域にまたがっております。これが特徴であり売りでもあります。この農業振興や産地競争力、それからブランドの強化を図り、オンリーワンの商品開発、これがまたジオにつながり、それがひいてはジオが地域をつくるような力になるのではないかと思っております。これが、5町が一つになるきっかけになると私は思っておりますが、その辺の市長の考えもぜひ伺いしたいと思っております。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、最後のご質問ということで私のほうからも答えさせていただきますが、このジオの認定、ジオの推進が5町の合併の新たな推進力になると、いわゆるロケットの2段、3段をすっ飛ばす一つのあれになるんじゃないかなというご質問だと思うわけでございますが、私どももこのジオパークを大きな西予市の担い棒として、いろいろな施策にそのものを反映していくようにしていきたいということで今進めておるところでございます。一番よかったのは、黒瀬川構造体が西予市を貫いておるといことは、一つの大きな担い棒だと、このように思っております。それからその上に、私どもは長年にわたって先祖代々生活をやってまいりました。その中で歴史が生まれ、あるいは文化が生まれ、あるいは私ども

の食べておる農産物が生まれ、まちがそこにできて、あるいは集落ができてと、そういうことがあるわけでございまして、その根本のところ、そういうジオで黒瀬川構造体という一つの大きな、私たちはチャンスをいただくものがそこにあったということは非常に良かったのではなからうかなと思っております。

私どもも今ご指摘のとおり、西予市として一生懸命取り組むことで住民の方にもご理解をいただいて、住民の人自身が自分たちの目の前にある今まで感づかなかった宝物を見つけていただいて、それが自分たちの生活向上、あるいは西予市の発展につながるんだということをご理解をいただいて、ともにやれるような社会をつくっていかせていただけたらと、このように思っております。

以上、答弁とします。

○議長 7番兵頭学君。

○7番兵頭学君 まさに市長が言われるとおり、私もこの黒瀬川構造体、本当真ん中に一本通つとる、これが西予市の基本になるという考えに賛同いたしますし、これが、ジオが成功することが、西予市が本当に一つにつながるのではないかと思っております。またひいては四国西予ジオパークが世界ジオパークに認定される一つの要因になると信じておりますので、私も一生懸命これからはジオパークのために協力してまいりたいと思っております。

では、以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長 以上で一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。(休憩 午前11時05分)

○議長 再開いたします。(再開 午後1時00分)

ただいまから議案順に質疑を行います。質疑の内容は大綱のみをお願いいたします。

(日程2)

○議長 日程第2、議案第1号「西予市総合計画策定条例制定について」から議案第31号「西予市養護老人ホーム条例を廃止する条例制定について」までの31件を一括議題といたします。

まず、議案第1号「西予市総合計画策定条例制定について」に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 次に、議案第2号「西予市消防長及び消防署長の資格を定める条例制定について」に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 次に、議案第3号「西予市防災会議条例の一部を改正する条例制定について」から議案第31号「西予市養護老人ホーム条例を廃止する条例制定について」までの29件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 それでは、議案第11号「西予市はり、きゅう及びマッサージ等施術費助成条例の一部を改正する条例制定について」質問させていただきます。

今回、12回から24回で回数を倍にすることで本当にありがたい話かなと思っておりますけれども、この要件が65歳以上の非課税世帯というふうになってると思います。今から高齢化がますます進んできて、国保特別会計または介護保険の特別会計等逼迫する中で、元気な高齢者づくりということでは今からいろんな施策をしていかないといけないんだろうなと私自身も思っておりますけれども、この非課税世帯というのを外して助成ということは考えられないのか、お尋ねをいたします。

○議長 三好生活福祉部長。

○三好生活福祉部長 ただいまのご質問の件でありますけれども、この西予市はり、きゅう及びマッサージ等施術費助成条例という条例の運用についてでありますけれども、過去におきましてこれはできた経緯がございまして、旧宇和町及び野村町にて実施されていた当事業について合併協議会にて協議がなされ、西予市合併時の平成16年度から市民の健康の保持及び増進並びに福祉の向上を図るために満65歳以上を対象に年12回を限度として施術費用のうち1,000円を助成するといったのが当初の経緯でございます。その後、それから初年度の決算額でありますけれども、それが1,075万8,000円と多額に至った経緯がございまして。その後、17年度におきまして事業の見直しを行うということで、そのときに助成対象を満65歳以上の方で非課税の世帯に属する方のみというふうなことで制度改正をされた経緯が

ございます。したがって、そのときにかなり1,000万円以上の経費がかさんだといったことで最終的には非課税、そのときに行政改革の大綱の関係もございましたし、そういった中での見直しということでそういうふうには非課税をしたということでございます。

今回、他市町の事例からしてこの国民健康保険事業あたりで適用しとるわけですが、そういった他市町の状況を見て、一応今の現状としては拡充すべきではないかということで、今回12回から24回ということで回数を増加させていただいたということであります。

○議長 6番二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 ありがとうございます。

本当に拡充していただいたことはいいことだと思っておりますけれども、先ほども言いましたように、要するに病院にかかるとなかなか医療費というのが、先ほど言われた当初の1,000万円という金額というのは、本当に病気になったら幾らかかるかわからないというのが、今度の国保会計等にいろいろ圧迫する要因にもなると思っておりますので、今後の検討として、ぜひまたそういうことも視野に入れて考えていただければと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長 19番兵頭勇君。

○19番兵頭勇君 議案第21号と議案第23号の関連になるわけですが、これは上水道の水道料金の平準化と事業統合についてであります。一言といいますか意見を述べさせていただきます。おわびもしたいというふうに思っております。

水道料金の平準化、統合につきましてはちょうど3年越しになると思います。この平準化、統合が出まして、大変野村の上水道関係者の住民から絶対反対でありますよという強い要望がありましてここまできたというふうに思います。しかしながら、今回3月議会にかかるような運びになったわけではありますが。

ちょうど野村の上水道の問題の研究会の役員会の中で、要望書を出してそれに対する市の回答いかんによっては賛成もするがというような話も出まして、先般役員さんが市長のほうに要望書を提出をされまして、先般その回答がございました。自分なりにその回答も読ませていただいたわけですが、これは自分の考えですが、恐らくは水問題の研究会、いわゆる野村の給水を受けておる住民

の方も納得できるであろうというふうに自分は思います。この最終結論は11日の、その水問題の研究会の役員会で決定をするようではありますが、その間に、この3年間に厳しい意見も出まして、市長に対する厳しい意見、また部課長さんに対する厳しい意見がございました。その中で、大きな腹といいますか寛大なる措置をしていただきまして本日に至ったというふうに思います。

自分が思いますことは、ここに野村の住民が、上水道の給水を受けておる住民がなぜ立ち上がったのかということをお自分なりに思いますと、やはり昭和42年のあの干ばつ、南予が砂漠と言われたあのときに、海岸沿いのミカンづくりの農家の方々、ミカンの木も枯れて、それを見たときに野村の住民が、そのときには肱川の水を止水をしておりました。しかしながら、その上流に野村ダムができるわけでありますのでそれを許可した、その人道的な野村の思いであったというふうに自分は思います。そのような中で、ダムはできたがいろいろな野村の条件といいますか要望等も忘れられて、野村のおかげよと口では言われますが、野村の要望、いわゆる水がめにしておりました桂川ダムも、夏は毎年のように水がかれてなくなる、またダム下流の河川はヨシ草で生い茂ってマムシやタヌキやハクビシンの巣になっておるといような状況の中で、あれを何とかしてくださいということは再々申し上げておったと思いますが、しかしながら上へ通じなんだといいますか、ここまで置き去りになったのが一つの野村の反発の原因であったと思います。

そのような中で、長くなりますが、これでやめますが、要望書の5つの要望を、ひとつきちんと市も守っていただき、二度とそういうことのないように、野村が反発することのないように、これだけははっきりとお願いをしておたらというふうに思います。勝手な物の考えですが、よろしくお願いをいたします。

○議長 三好市長。

○三好市長 兵頭勇議員の議案の21、22号の絡みについて、私のほうからも回答をさせていただきたいし私の思いも伝えたいと、このように思っております。

今回の西予市の4上水道会計の統合と平準化、あるいは水道料金の改定につきまして、私どもは重要なものだという、将来的にわたって重要なこ

とであるという考えのもとで提案をし続けてまいりました。あくまでもまず最初に、この市民の検討会をいただいて、その答申に基づいて私どもは地域の説明に行ったということでございます。

その中で、やはり野村の方々から、この問題については反対の意見等々も研究会をつくられて私どもにご提示をされました。私たちがこの問題については耳を傾けてきたつもりではあります。したがって、今回まで3年にわたってここまでいろいろご説明をしながらやってきたという背景がございまして、それはあくまでも皆さんに対する、耳を傾けながらここまでやってきたことでありまして、即1年目に結論を導いてきたということではありません。

したがって、私どもの姿勢としては耳を傾けて傾けて、中には修正すべきものは修正して、まず最初、大きな修正としては料金の格差の是正も少しずつ緩和をした。基本料金だけ基本的には統一をするという考えのもとでやらさせていただきました。あるいは、一般的に水道料金というものは公営企業会計でありますので、一般会計から一般的には税を使わない、基本的にはです。したがって、皆さんからの水道料金に基づいてそれを進めていくというのが公営企業会計の正しい進め方でございますから、そのことを旨にしてやってまいりましたけれども、将来にわたって、今のままでは水道料金が大変な状態になるということも含めまして、まず内部留保金のことを含めて考えますと、施設をするに当たって、資本的な部分について一般会計から議会でお願いをしておいて投入をするということを今回決めさせて、お願いをしたところでもございます。

そういうことを一步一步、皆さんのご意見を聞きながらここまでこらせてきていただいたところでもございまして、先般水道問題研究会のほうから5つの要件に基づいた要望書が出てまいりました。私どももしっかりこの問題については精査をして、内部の中でもこの問題を、市だけではなくに市以外のところでも絡みがありますので、そういうことを含めながら検討した結果、今ご提案をしておる回答をさせていただいたところでもございまして、この問題についてはある程度納得を、今兵頭勇議員のほうからも言っていただきましたけれども、納得いく内容になっておるのではなかろうかなと私どもも思っております。

私どもは、あくまでもこれは将来にわたって、今の現状やなしに将来にわたっての4水道の会計の必要性をずっと訴えてきたところでありまして、その過程、そして今回結論を導いていくようになったことに対してはいろいろな方々のご理解とご協力によるものでありまして、心から感謝を申し上げまして私の回答といたします。

○議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程3)

○議長 次に、日程第3、議案第32号「西予市木質ペレット製造施設の指定管理者の指定について」から議案第35号「西予市営土地改良事業の施行について」までの4件を一括議題といたします。

これより本案4件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

21番梅川光俊君。

○21番梅川光俊君 議案第33号の中の管理についてお願いがございますので、お願いをしたいなと思っております。

この指定管理者に対して反対するわけではありませんので、そのことだけまずご了承を願いたいと思いますが、これは、猟友会からこの施設に持って行って、そこで獣肉を処理してそこで販売してくれるという一つの形だろうと思うんです。

それと、ただそれだけじゃなくして、猟友会の会員が持って行ってそこで処理をしてくれないと個人が販売することができない、ここで処理するから販売ができるという点があるんです。だから、そこで全部獣肉を買ってくれるというのではなしに、そのような個人が販売するのであるならば処理費を取って、個人に返して個人が販売するという、そういう方向づけもしてほしいと思います。時間がかかるところから猟友会が射殺したものを持ってきたときには、まずそれを、ほとんどの分がそこで採用されない、それが今の現実であると思います。だから、猟友会の面々がそこで処理してもらったやつを個人が販売できる、そういう体制もとってほしいというのが1点。

それからもう一点は、飼育をされたシシというのが基本的になってそこで処理されてるのではないのかなという気もいたします。その辺も含めて、いろんな運営の管理の方法について考えをし

てほしいかなと思って。要望でございますが、ひとつよろしくお願いします。

○議長 福原産業建設部長。

○福原産業建設部長 1点目の、個人で持ち込まれたものをそこでさばいて、また持って帰って個人の方が売れるようにできないかということですが、ちょっと私たちにはなかった発想でして、いろんな法的なことも含めて検討課題にさせていただいたと思います。

それから、そこでイノシシの子供を育ててそれを使ってるというお話ですか。蓄養したものをあそこで解体する場合もございます。指定管理者は自主事業という、いずれにしても指定管理者さんもお金にならんことには、経営がでんことにはやってもらえる人もなかなかないわけです。指定管理者だからあれしちやいけなこれしちやいけなということはないわけです。蓄養してるものをそこで解体しても別に構わないんですが、そのの経理についてはきちっと整理しておくようにというように担当のほうでは指示しているはずで

す。

なぜ蓄養するかという話にも少し触れたいと思いますが、年間大体今100頭弱かそのぐらい、持ち込みがあって処理してると思いますけど、普通持ち込まれるものだけではコンスタントな肉は販売できないわけです。そのの販売ということになると、相手があって相手との信用取引も要りますし、継続的に平準的に肉を取引しようとするとなんかんでもいいわけじゃなくて、やっぱりそろったものが、相手の注文に従って出していけるような姿になっていないといけな。そのためには出たところ勝負ではいけないんで、蓄養してそれで事業の平準化を図っているところがあると思います。蓄養しているイノシシももとはといえば山のイノシシですのでそれは大きくなったという話ですが、餌とかは全部自分で構えられて、自分で蓄養されているものを解体してるということですから。このことについては、我々はこれがとりたてていいこととか悪いこととかというふうには判断しておりません。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長 21番梅川光俊君。

○21番梅川光俊君 今の答弁で異議はございませんが1つだけ、個人が販売できるというたことに関しましては、もう猟友会のメンバーが、冷凍

庫が満杯になって今捕獲をしてもそれを埋めたりそれを処理するのに苦労してるんです。だからそれと同時に、販売という獣肉の需要というのは多いんです。それが個々の管理者じゃないと売れないよということになると、本当地域のイノシシの多いところは四苦八苦してますので、その辺も含めてよろしくお願いをしたい。答弁は要りません。

○議長 ほかにありませんか。

18番酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君 ただいまの3点の指定管理者制度についてでございますが、1件だけ3年になってるんですが、2件は5年で、そして1件だけ3年になってるんですがどうしてでしょう。

○議長 九鬼副市長。

○九鬼副市長 私、この指定管理者の審査委員会の委員長をしておりますのでその立場でお答えさせていただきますけれども、従来この期間につきましては、その審査会の中で、そこへ指定管理期間をお任せできる期間というのは、できれば5年間お任せしてじっくり管理をしていただくほうがいいんじゃないかということで最近5年間ということにしておりましたが、先ほどの獣肉施設については経営のこととか、いろんな今ほど質問もありましたけども市民の皆さんからの意見もあったりするので、とりあえず3年間指定をして管理をしていただいて、その結果によってまた改めて指定をしたいというような意向がございまして3年にいたしました。

以上であります。

○議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程4)

○議長 次に、日程第4、議案第36号「平成25年度西予市病院事業会計資本金の額の減少について」及び議案第37号「平成25年度西予市野村介護老人保健施設事業会計資本金の額の減少について」の2件を一括議題といたします。

これより本案2件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程5)

○議長 次に、日程第5、議案第51号「平成26年度西予市一般会計予算」を議題といたしま

す。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 当初予算ですのでいろいろあるんですけども、所管外の4項目に、4事業に対して質問をさせていただきます。

まず1点目は、ページ数70、合併10周年事業についてですけども、今回合併10周年の記念事業ということで、新規で10事業、また継続で7事業をやられるというふうに今聞いております。平成26年度は合併10周年ですから、どの事業をやっても合併10周年事業というふうにやっていければいいのかなと思うんですけども、今までもジオのこととか一般質問等でいろいろありましたように、10年たってなかなか西予市の一体感が出てこないとかという市民の皆さんからのお声とかを聞いたときに、そういうのが、一体感を出せるような何か事業ができたらいいのかなと私自身は今までイメージしてて、今回どういう予算が出るのかなというのは注目しとったんですけども、今回この中でも市民と提案事業補助金交付事業ということで500万円ほど、提案に対してまた新たなことをされるということでもいいことやないかなということとか、例えば俵津文楽が市内を巡回するとかというのは本当にいいんじゃないかなと思うんですけども、今後もしその1年間の中で、継続でもいいですし、この今の事業でもいいんですけども、できれば市内が、お互い交流できるようなやり方というか、そういうふうなことをもっと視野に入れて考えていただけないのかなというふうに思いますんで、それに対しての考え方が1点、もし答弁があればお願いしたいなと思います。

2番目に、ページ数134ページ、農業振興費の農業支援センターのところですけども、今回国のほうが減反政策とかもろもろのいろんな農業政策を切りかえようとしておるんですけども、先ほど一般質問の中にも市行政の農業に対する考え方として、認定農家等への支援等の話も市長のほうからありましたが、今市の農業支援センターというのが、大体そういう減反政策とかというのを取り仕切っておるのが現状だと思います。だから、ここについとる予算というのは多分その人件費というか経費だろうなと思うんですけども、

前も私言いましたけども、行政としての農業に対する姿勢というのがどういふところで見られるのかなというの、我々農業しとる、兼業農家をしとる人間でも思うわけです。ですから、この農業支援センターに、僕らから見ると、言うたら市民から見るとちょっと丸投げしとるんじゃないか的なイメージがあるんですけども、行政としてこの支援センターへのかかわりをどのようにされているのかというのを1点、お伺いをしたいなと思っております。

それから3点目に、152ページ、水産業振興費のところですけども、いろんな水産業に対する支援とか補助金とかというのがあるんですが、養殖関係とか、今回も共済の補助とかもろもろあるんですが、今水産業でも、例えばお魚をとる漁師さんとか今魚がとれないとれないというて、釣りが好きな人でもよく言われてますけども、水温の変化で漁場が変わったとかということで、要するに漁をなりわいにしている人に対する支援がなかなか薄いんじゃないかというふうに、この第1次産業の農林水産業が全ての西予市の中で、いろんな補助的なことはあるんですが、漁師さんに対する支援がどういふふうに、自然のもんですからなかなか共済というわけにはいかんのでしょけども、例えば油代を補助してあげるとかという方向づけは何かないのかなというふうに、今これは単純に市民の皆さんのいろんな声を聞きながら思ってるんですけども、そういうもしお考えがあれば、ここでお聞かせ願いたいなと思っております。

もう一点、4点目、最後ですけども226ページ、宇和体育館の耐震診断に予算がついておりますけれども、これは耐震診断をして、その後補強が必要であれば多分補強するというふうに説明を受けたと思うんですけども、これも当初から市民のいろんな声を聞いてみると、あの体育館何とかならんのかなと、特に利用者の人、体育館を利用される人、今までも電球がどうのこうのでよく切れるとか、体育館の床は張りかえたりはしましたけども雨漏りがするとか、もうかなり体育館についてはいろんなことが、今まで補修とか修繕をしてきたと思います。そして、今回ちょうど10周年ということもあり、また2020年のえひめ国体があるということもありますし、市長が掲げられとる西予市スポーツ立市というのがあります

んで、ぜひこの中心の、特に国体会場の下である体育館を耐震診断されて、もしあれやったら僕らは建てかえをぜひ検討していただきたいなど。これは僕だけじゃなくて市民がそういうふう以前から声を聞かせてもらってるという中で、今回ちょうど10周年の年でもありますんで、お考えをお聞かせ願えたらと思って質問させていただきました。

以上4点、お願いいたします。

○議長 河野総務企画部長。

○河野総務企画部長 私のほうからは、最初の合併10周年の関係で、市内の市民が交流できるような事業はということなんですが、その合併10周年の記念事業としての10事業は説明をお示しして、事業の中で一つの事業として10事業を挙げておりますのでその辺がありますが、それ以外に7事業あります。

この7事業を紹介させてもらいますと、1つはことし立ち上げております、26年度から1年間やっていこうとしておりますせいよ部マネージャー事業でございます。西予市をアピールしていく事業でございます。

それと、合併10周年記念、西予ジオ環境フォーラムというのが拡大版ということで、例年実施しております環境フォーラムの10周年記念の拡大版として、市民の環境に対する意識向上と西予市の日本ジオパーク認定10周年に伴う西予大地公園についてのフォーラムを開始するという事業でございます。

それから、合併10周年記念健康づくり計画2014、元気だ！せいよひろば、これも健康づくり計画10年目、食育計画も6年目の達成年度を迎えておまして、両計画の集大成と合併10周年記念をコラボさせて、市民が主役の健康づくりをやっていこうという事業でございます。

それから、雑巾がけレースZ-1グランプリ in うわの分なんですが、これは今度10周年記念として、この記録をギネスに認定してもらおうではないかというような拡大版でございます。

それから、西予森林資源活用プロジェクト西予10周年記念イベントオフセットプロジェクトという事業を計画しておりますが、合併10周年記念で行われる主なイベントの表示物や印刷物にオフセットCO<sub>2</sub>の削減をしていることなどを宣伝しながら、オフセットクレジットの販売をやって

いこうという事業でございます。

それと、西予市合併10周年記念スペシャルで、独身者交流会事業というのを今回計画をしております。西予市合併10周年記念事業として従来のイベントを拡大した100人規模の交流イベントを開催し、魅力ある西予市のPRと独身男女の幅広い交流を図ることを西予市全体、ぜひ該当される方は手を挙げていただきたいと思いますが、そういう事業をしております。

それと、市史編さん発刊事業、今教育委員会のほうでやっておりますけれども、合併前の旧町の町史を並列的に統合するとともに、西予市発足後の行政、産業、文化、教育の資料を収集し、市史として後世に伝える事業、こういうのを計画しております。このことによりまして、また議員の言われるような市内の交流が盛んに、活発になればということをお願いしております。

以上、答弁といたします。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、私のほうから残り3つについて回答させていただきますが、まず農業支援センターの関係でございます。

ここの農業支援センターは、行政と農業団体とが一緒になって支援センターを組織させていただいておるわけでございますが、特にここでやっていただいているのは、いわゆる転作の絡み、あるいは農地の流動化の関係をここに大きくやっていただいている、職員も1名派遣をしておるというようなことです。

まず、転作の関係で言いますと、本来農協の組合長のほうがその会長をやっていた方がいいわけでありまして、といたしますのは、転作等々や米の問題については農業者が主体的に取り組むという時代の流れに変わりました。全国の中の事例を見ても、農協が中心となって会を組織されておるところが多くございますが、うちの場合は今まで市のほうが指導をしておったということで、何とか市のほうが、市長のほうで持ってもらうということがあって、私のほうが形では会長を務めておるところでございますが。

ごらんとおり、もう今回の農政の大転換で方向性が国のほうもがらっと変えてくるような流れになっております。その中で、いわゆる経営所得の安定対策等々をどうしていくかというような問題にぶち当たるわけでありまして、これについて

は今後とも市も相当な支援をしながら、農家の経営安定っていうのは大事でございますからやっていく必要があるのではなからうかなと思っておりますが、中心は農協に移していきたいなという感じはあります。ただここが、支援センターがそれを持つことは今後変わらんのではなからうかなと、このように思っております。

農地の流動化につきましては、農協自身が実は流動化をできる資格を持っておられますので、それに基づいて農地の流動化を進めておるわけでございますけれども、今度の農政の大転換は農地の中間管理機構がつくるということでございまして、農地の中間管理機構は県の段階でつくられます。しかし、現実的に動くのは県が一々地域へ来て動かすわけではありません。したがって、市の役割が非常に重要になってくるのが農地の流動化中間管理機構のかかわりであります。これらにつきましては、いろいろ日本の農政の大転換の中で面積を拡大をして所得を上げていこうというのが大きな考え方でございまして、それはそれなりに、私どもも農地の利用権設定等々についてやっていく必要があるのかなと、このように思っております。決して丸投げしておるわけではございません。中心的にやらさせていただいておるところでございます。

水産業の振興の関係につきましては、今まで私はちょっと禁じ手だという意識で、共済につきましては今までやっておらなかった。といたしますのは、農業関係は当然ながら共済ですから、自分の田んぼですから、自分の生産に対する田んぼで、当然ながら災害等における予防的な措置として共済に入るというのは当然でございますから。そこまで踏み込んでなかったということでございますが、今の水産業全体を見てもそのリスクが非常に高いということで、共済の一部をご支援することによって水産業の元気づけになればなということで、今回踏み切らせていただいたところでもあります。

また、今の宇和海水産構想のこと、宇和海沿岸の、それぞれ愛媛県あるいは高知県の一部もひっくるめてやらさせていただいておるところでございますが、これもこの構想自身がまだ現的に動いて、討論はしよりますけれども、現的などこにまでは来てないというのは現実であります。これには非常に多額の経費等も係るだろうし、国等の支援

もお願いをしないといけないとでございます。ただ、豊かな宇和海を再生したいと、そしてそこから豊かな漁業を、できる状態をしたいというのが宇和海水産構想でございますから、これは西予市としてもその中に一緒にやっていく必要があるのかなと、このように思っておるところでございます。

宇和町体育館の関係でございますが、ことしは耐震化についての調査をするということで予算化をさせていただいております。今までも議員ご指摘のとおり、雨漏り等々があって雨漏りを直したり、あるいは上からつらくる電球、電灯、それが一々上に組まないと大変なことで、よく切れてそのままほたつとというようなことがあったりいたしまして、上からつらくったやつをずっとおりにくくしてくっつける方式にかえさせていただいて明るくなっておるのではないかなと、即応性はできたのではないかなと思っております。

あとは、ご案内のとおり体育館が非常に古うございます。そういうことで、いつの時期かにはこれはやりかえないけん時期は来るのではなかろうかなというのは思っておりますが、まずは多額な経費を今から国体に向けてほかのところにかけていきますので、次期の対策ということでご理解をいただいたらと、このように思っておるところでございます。

○議長 6番二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 非常に丁寧にお答えいただき大変にありがとうございます。

何点が再質問というか要望も含めてですけれども、1点目の合併10周年の事業の、先ほど言いました市民の交流ということに関しまして、私党のほうで党員会というのを毎月持っておりまして、そういう中で先日も役員会をしてみましたら、ジオいうて結局なんぞらというふうなことが、市民の皆さんからいろいろ出てくるわけですよ。例えば宇和の人が須崎のあの地層のことも知らない、三瓶の人が大野ヶ原のことも城川のほうのことも知らないというふうなことで、一回行ってみないかなあとかという話をその党員会の中でしたんですけども。今回ちょうど10周年ということもあり、またジオが認定を受けて1周年ということも今度はかかりますので、できたら市内のジオツアー、三瓶から、例えば城川、大野ヶ原にバスを

走らすみたいな、日帰りの、そんなのもちよこちょこやってもらえたら、市民の人とにかく西予市内のことを知ってもらおうということが僕は一番大事じゃと思っておりますので、そういうのも10周年の機会についてというたら失礼なんですけども、ちょっとそこへ入れ込んでもらうような事業ができるとありがたいなと思っておりました。

2つ目に、市長に今答えいただいた農業の件なんですけども、その中で先ほど言われた土地の流動化の問題。私も去年12月に農水省の担当の方と1時間半ぐらいレクチャーを受けて、今度どうなるんですかみたいな話をしたんですけども、それを聞いたときに、今言われたように県が作る中間管理機構、ここから市に来るわけですから市の役割が本当に非常に大きいと。今までは、僕は感じ取ったのは農協任せみたいところがあって、農協につき合いのある人とか認定農家とかというのは情報も入るしすぐ新たなことが取り組めるけども、それ以外の兼業農家、中途半端な兼業農家にはなかなか情報さえも来ないというのが、今までの数年の僕は現状やったように思います。ですから、今回はその地域で集積化をして、担い手というかやる気のある農業者に任すみたいな話になると思っておりますので、僕は宇和の田んぼを守るためには本当に必要なことやないかなと思うんですよ。それを行政がしっかり中心になってやっていただきたいという思いで今回これも質問させていただきましたので、今市長の答弁いただきましたので、信じて待つとりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

3点目の、最後に体育館ですけども、これはここ近年周辺の市が新しい体育館を全部つくりまして立派になつとりますので、残るは宇和だけかなというのが周辺のスポーツ関係者の方も言われておりますので、ぜひ近いうちに実現できるようにお願ひをしたいと思います。

以上です。

○議長 河野総務企画部長。

○河野総務企画部長 今の最初の再質問でございますが、ジオの関係につきましてはジオ元年、これからいろんなイベントなり事業を展開していこうと思っておりますので、今議員のご意見を参考にさせていただきますと思っております。

以上、答弁といたします。

○議長 ほかにありませんか。

12番元親孝志君。

○12番元親孝志君 予算の関係で、私総務委員の委員でございますので若干所管に触れるかもしれませんが、予算全体に影響することなのでその視点でご答弁をいただければと思います。

いよいよ4月1日から消費税が5から8%にアップするわけですが、市の当初予算も当然8%で計算をされておると思っております。そこで、1つお伺いしたいんですが、今回消費税が3%アップすることによって、西予市全体で一体1年間にどれぐらいな金額を負担することになるのか、行政は、これを試算されておるかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長 道山財政課長。

○道山財政課長 今のご質問にお答えします。

西予市全体といわれる歳出の面での消費税アップに伴う経費の増額という捉え方でよろしいでしょうか。

○議長 12番元親孝志君。

○12番元親孝志君 これから、我々市民は1年間いろんなものを購入しますよね。それに当然3%アップの8%で支払いをしていくわけですよね。それで、いろんな分野で皆さん買い物されたり家を建てられたりして消費税を払われます。この1年間、西予市でそういう消費財に係る消費合計っていうのは幾らになるかという試算です。

○議長 道山財政課長。

○道山財政課長 数字的に大きいので、財政課としてもですが市としても、市内全体の消費税3%アップに伴います増額する経費についてはまだ全然捉えておりません。

○議長 12番元親孝志君。

○12番元親孝志君 財政課がそういう状態ですので、恐らく市民の方々も3%アップっていうのは皆さんイメージ的にわかるんですが、じゃあ具体的に現実問題としてどれぐらいな金額になるかわかって今回の消費税アップに賛成された方はいないんじゃないかなと、私は非常に心配してるんですが。これは計算、私はしてみたんです。これが正しいかどうかっていうのは私も若干自信がないところありますので、きょう公表していいかどうか非常にちゅうちょするところもあるんですが、ぜひ後日試算をしていただければわかると思うんですが、西予市で1年間消費した場合に、私の計算で

は18億円前後になると思います。国は、1%消費税を今回上げることによって2.5兆円の税収を見込んでおります。3%で約7.5兆円の税収を国は見込まれておまして、当然そのものは国民が支出をするということになると思います。西予市の金額が約16億円、単年度で。来年さらに2%アップが予定されております。そうすると、さらに12億円アップするということになりますと、これから2年後に消費税で西予市民は約30億円負担をすることになるんじゃないかなと私は思っております。

そうしましたら、今西予市の26年当初予算の一般会計の中の税収、市税、合計約30億円です。2年後に消費税で30億円ということは、2年後に西予市民は今の税負担の倍額を実質払うことになるんじゃないかなということで、これは大変な額に私はなるということ非常に今心配をいたしております。今回、予算書の中にもこういう急激な変化を措置するために臨時福祉給付事業ですとか子育て世帯臨時特例給付金、合わせて2億7,100万円予算化されておりますが、これ先日確認しますと、これはあくまでも単年度予算と言われました。ということは、2年度以降はないという考え方になるんですが、これだけの激変というものに対して、本当に私西予市というのは大変なことになるんじゃないかというふうに思っておりますが、三好市長、このことに関していかが、ご感想をお聞かせいただければと思います。

○議長 三好市長。

○三好市長 消費税の問題については、確かに私どもも十分考えていかなくはいけない問題でございますが、ちょっと問題が大き過ぎましてどう答えていいのかっていうのは戸惑いながら今聞いておりましたけども。消費税という、例えば3%アップ、あるいは5%アップという、その負担の視点から捉えたら確かにそういう数字も出てくることもありましよう。しかし、なぜ消費税を上げるかという観点から捉えますと、今度はそのメリットが、社会資本、社会保障の面でいろいろところで手厚くしようという、本来の考え方から基づきますとその辺にお金が回ってくる。だから、そこのお金が回ることによって、例えば西予市なんかの場合では介護の面でもそこにお金が落ちることによって雇用も生まれることもありましようし、そういう別の、消費税を上げることによって

社会保障の充実等々から考えると、また別のことが、富が生まれてくると、私はそのように思います。だから、負担のところだけ考えると非常に重く感じますけれども、それ以外の、今私どもは社会保障、医療でも介護でも、そういうものが手厚くなる社会をつくらなくてはなりません。また、年金問題もあります。そういう社会を今からつくっていくんだという、別の観点から見ると消費税は非常に効率が、私どもが今の世代に、将来の負担を残さないためにも今の世代からやっておく必要があると、そのように別の角度から考えております。

○議長 12番元親孝志君。

元親君に申し上げます。質疑は大綱の質疑のみをお願いいたします。

○12番元親孝志君 大綱じゃないでしょうか、これ。

今市長の答弁、市長が言われるとおりにこの消費税が運用されれば私はそれはそれなりの成果があると思うんですが、果たして今の消費税っていうのは、先ほども3%実際に払っていくのに、じゃあどれぐらいの金額になるか、これすらわからない非常に不透明なものだと私思うんです。今回消費税アップに関して、民主党政権は将来の福祉を支えるために、いけば目的税的な増税をお願いしたいという話であったと思うんですが、今年度当初予算を見ましても、例えば国民健康保険、市が約5億円一般会計から繰り入れしますよね。本来消費税が上がったのであればこういったものもある程度解決するのが、当初の目的である社会保障に回すための消費税アップという理屈がつながると思うんですが、どうも消費税の理屈は非常にうまく説明されますけれども実態っていうものが果たしてそれについていくかいかないか、その透明性というものを我々どこでチェックできるかっていうのが、この消費税という非常にまよかしの税ではないかなという危機感を私は持っておりますので、最後にしますが市長、その点間違いなく社会保障的のものにこの消費税は回っていくかどうか再確認をいたします。

○議長 三好市長。

○三好市長 今の点につきましては、恐らく今後県や国のほうからその方策は出てくると私は思っております。といいますのは、消費税アップに対して、地方消費税としてこれぐらいの割合を出し

ますよというようなことが決められております。それはまだ表に出ておりません。したがって、これが算定をされて出てくると、私はそのように確信をしております。

以上です。

○議長 道山財政課長。

○道山財政課長 消費税アップに伴う社会保障費の経費充当ということだと思んですけど、今回の、平成26年度の西予市の当初予算の中に消費税、地方消費税のアップ部分が5,100万円余り増額を予算計上しております。この分の事業の宛先なんですけど、今回の社会保障の制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づいた制度改正に伴います経費の充当としまして、今言われる国民健康保険特別会計への繰り出し事業、それから後期高齢者医療特別会計繰り出し事業等に今の一部を充当しております。

以上です。

○議長 17番岡山清秋君。

○17番岡山清秋君 私は気が小さいもんですから小さなことしか質問できませんが。

まず何点かお願いしますが、1つは、この中に財産区議員の選挙がどっかにあったと思うんですけども、今回は城川のみのものですけれども、今財産区議員、西予市内あるわけですけども、これらの選挙については、任期についてはどのようになっておるのか。そして、これはできるだけ統合といいますか、一緒に任期をするようなすり合わせをやっておられるのかおられないのか、ないのならばなぜしないのか、それが1点と。

社会福祉の中で、生活福祉バス、生活交通路線巡回バス、温泉バスというのもこれに入るのかもしれないんですけども、等々のバスが西予市内に走っております。これは以前にも質問の中にあっただと思うんですけども、できるならばせめてバスの色だけでも、お年寄りがさっとわかるような色にでもしてくれないかというようなことも言っておられました。そして、できればまとめたバスで、いろんなバスじゃなくてできる限りまとめたバスにしていきたいというようなことも言っておりましたけれども、部長さんも検討してみますとは言われたんですけどもその後どうなっているのか、どのような方向づけになっているのか、検討されているのかお聞かせいただきたい。

それから、これも福祉関係ですけども、生活

保護費というのがまた今回もやっていただいておりますけれども、大変結構な保護をしていただいているわけですが、今この件については他市においてもさまざまなトラブルったようなことが報道されておりますけれども、この西予市においては、ないとは思いますが、そこら辺の対応策というのをもっておられるのか、おられるのならばどのような形でやっておられるのか。また、同じような意見ですが、予防費というのにも中にありまして、予防接種事業ですか、この事業もあるんですけれども、これらも前段と同じような、他市においてはいろいろなトラブルったことを言われております。このようなことについて、この本市としてはどのようにお考え、対応されているのか聞かせていただきたい。

○議長 宗総務課長。

○宗総務課長 失礼します。

岡山議員第1点目の財産区議員の任期のことでございますけれども、新年度予算に計上しておりますのが城川の財産区の選挙に関する経費でございます。任期は平成27年3月15日が任期満了というふうになっておりますが、他の財産区につきましても、後ほどお知らせをしたいというふうに思っております。よろしくお願ひします。

○議長 九鬼副市長。

○九鬼副市長 岡山議員1点目の財産区議員の後段の部分は、財産区ごとに1つにできないのかというふうなご趣旨の質問だったんですか。

○議長 17番岡山清秋君。

○17番岡山清秋君 1つじゃなくて、その選挙そのもの、任期そのものを一定、1つにできないかと、1つの任期にできないかということなんです。ばらばらでしょ、今任期が。

(九鬼副市長「市内が」と呼ぶ)

城川の任期が。

○議長 九鬼副市長。

○九鬼副市長 この財産区というのは特別地方公共団体になっておりまして、それぞれの財産区で自治法に基づいて設置条例が決められておりますので、市の意向等々でそれを一旦解散して1つにするとか任期を合わすとかというようなことは、法律上できません。よろしいでしょうか。

○議長 河野総務企画部長。

○河野総務企画部長 私のほうから、バスの巡回バス、福祉バスと生活交通バスとか、そういうと

この区分けがわかりやすくないかということですが、確かに同じような色とか、前にはちゃんと小さいので書いてありますので、言われるようなこともあると思います。

今そういう見直しを、全体的な見直しもやっておりますので、その辺も参考にさせてもらいなから検討させていただいたと思います。

○議長 三好生活福祉部長。

○三好生活福祉部長 それでは、私のほうから、まず生活保護の関係についてお答えしたいと思います。

議員おっしゃりますように、他市、他県については支給費について不正があったかというふうな報道がされてるようでもありますけれども、西予市にとりましては、今査察指導員が1名、ケースワーカー4名ということでチームワークをとって保護費事務の執行をいたしておりますので、そういった懸念な事項はございません。

それからもう一点、予防接種の関係でありますけれども、議員のほうからも一回紹介がありましたけれども、それは幸い他市のほうの事例でございましたので、そういうことも含めまして、予防接種自体についてはそういった目的だとかそういった部分での声のほうは、私のほうに今入っておりませんので、うまくいっているものと思っております。

以上です。

○議長 9番松山清君。

○9番松山清君 来月からいよいよ消費税が上がりまして、これによる影響がいろいろと出てくるんじゃないかということをお心配しておるわけですが、そういう中で3款1項10目の臨時福祉給付費支給事業2億2,800万円と、3款2項7目で子育て世帯臨時特例給付金支給事業というのがあるというようなことでございましたけれども、この影響というんでしょうか、対象がどういところがということをご質問したいと思います。

それは、説明の中では大体1万7,000人が西予市で対象になりまして1万円、あと9,800人がさらに加算分の5,000円あるということと、4,000人の方が子育ての特例給付支給事業というのの対象になるということですが、実際に、例えば4人家族で、夫婦2人子供2人でこの対象になる方というのは幾らもらうのか

ということがわからないんですけども。これは、国は今この間説明があったような形で説明しておりますが、例えば4人家族だったら4倍のお金をもらえるのか、つまり1万円掛ける4で4万円と加算の5,000円も4倍、子育ての分も4,000人の中の4倍という、合計額になりますとかかなりの金額がもらえるんじゃないかと思えますし、例えば世帯というのではないと思えますが、説明は人ということでしたので世帯じゃないと思えますけども、そういうことで、一つのモデル家庭で全部これ対象になった場合、低所得者というふうなことでありますが、これは非課税世帯という意味なのか。そういったことを具体的に、一つのモデルケースで構いませんので、4人家族で構いませんので実際幾らぐらいこれが支給されるのか尋ねております。

○議長 三好生活福祉部長。

○三好生活福祉部長 今ほどの松山議員からのご質疑の件ですけども、まず臨時福祉給付金でございますけども、これにつきましては対象者ということで捉えていきますと、平成26年度分の市町村民税、均等割が課税されてない方が対象となっております。ですから、世帯単位ではなくて1人当たりというふうなことで捉えていただいたら結構だというふうに思っております。

ただし、ご自身が扶養をされていないというふうなことが前提条件となります。例えば、息子さんのほうに扶養世帯となっておるといったふうなことになってればそれは対象外というふうになっています。生活保護の支給者ももちろん対象外ということになります。さらに、先ほどのこの分については1人当たり1万円というふうなことで、1人当たり1万円の支給ということになります。その上に、さらにその方が老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金の受給者、そういった方につきましてはさらに5,000円が上乘せされるということで最大1万5,000円の、1人当たりですけども支給がされるというふうなことでなっております。

それから、子育て世代での臨時福祉給付金ですけども、これにつきましては対象者が、いわゆる児童手当、今現在ゼロから3歳児までの方が1万5,000円、3歳児から小学生までが、これは2人目、3人目というふうなことになりますけども2人目までが1万円、3人目以降が1万5,0

00円、それから中学生まで、いわゆる小学生から中学生までについては1万円ということでの金額、今児童手当がそういうふうに支給されておりますけども、こういった児童手当と支給対象者が対象というふうなことになります。ですから、ここにも1人当たりということで支給されます。

以上です。

○議長 9番松山清君。

○9番松山清君 そうすると、今私の質問の中で勘違いがあったんですけど、4,000人いった子供の対象の、その子供に対する人数というご説明だったと思えますが、1万円というのは、臨時福祉給付金のほうは1万円で扶養されてないという今ご説明があったので、扶養されてないということは世帯主みたいなイメージだと思うんですけども、そういう理解でよろしいでしょうか。

○議長 三好生活福祉部長。

○三好生活福祉部長 先ほどの臨時福祉給付金のほうの1万円の方ですけども、いわゆる非課税世帯というふうに捉えていいと思えますけども、そういった方がたまたま所得税法上息子さんの扶養に入っていると、そういった方は対象外となりますので0円になります。そういう特例がございますので今説明申し上げました。

以上です。

ですから、その非課税世帯であれば1万円はもらえるわけですけど、たまたまその方が所得税法上の扶養者ということになっておればそれは支給対象になりますよという特例はあるわけですので、そこら辺はふるいにかかるといふふうなことであります。

○議長 9番松山清君。

○9番松山清君 非常に理解できなくて、最後にもう一回聞かせていただきますけども、そうなる、例えば4人家族だったら4万円もらえる場合もあるということですよ。

○議長 三好生活福祉部長。

○三好生活福祉部長 1人当たりということでございますので、当然非課税というふうな、世帯の中に非課税の方がお一人ふえとる場合は当然2万円というふうなことに、都合2万円というふうなことに。4人おったら4万円になりますけども。1人当たりということでご理解いただけたらと思えます。

○議長 ほかにありませんか。

21番梅川光俊君。

○21番梅川光俊君 2点ばかり質問をさせていただきます。と思っています。

1点目につきましては、認定農業者補助について。これ昨年度から始められてると思います。基本的には3年計画であろうと思いますけれども、一番最初にまずこれ、この補助金で充足してるのかしてないのかということをお聞きしたい。それは、どうしてこういうことを聞くかといいますと、これ城川町が主体になりますけれども、認定農業者の年齢がもう60を過ぎて70近くなった高年齢になってる。それでこれを、またその中で後継者をいかにつくるかということの難しさの中に直面してるということなんです。だから、その辺についてまず1点、充足してるのかどうかということをお願いをしたい。

○議長 福原産業建設部長。

○福原産業建設部長 要するに予算が足りてるかどうかということだと思いますけども、25年度の例を挙げますと予算額が2,000万円でした。決算額はほぼ2,000万円、1,994万8,000円で少し余ってますが。それに対する申請があった補助額は3,318万円でした。人数でいうと70名の方が申請されて51人の方に補助をお渡しすることができたということです。

以上、答弁といたします。

○議長 21番梅川光俊君。

○21番梅川光俊君 後から申しますけども、城川町では通知をしたその日にあとは足りませんというような形が出てきたと。これもう3年計画でしようが、恐らくそうだと思うんですが、その中できちっと流れればいいんですけども、これからあとの認定農業者についての継続というのはどのように考えられているのかということをお聞きしたい。

○議長 三好市長。

○三好市長 今の認定農業者の制度の関係でございますが、これは先ほどの一般質問等々にも述べさせていただきましたけれども、西予市初で、全国の中でも珍しい、市単独では珍しい制度であるということの、まずご理解をいただきたいと思っています。したがって、市の予算単位でいいますと2,000万円という、単年度では非常に大きな額だと私は思っております。できたらまず3年間をやりたいということで今進めさせていただいて

おりますけれども、それぞれの地域地域の事情を踏まえながら、1つのところだけで固まらないように配分は考えながら今やっておるところでもございます。したがって、これをうまく利用させていただいて認定農業者、特に後継者になりたい方々に傾斜的にやっていきたいなという考えでございます。金額は多いにこしたことはございませんけど、今限度的なところで考えてそれぐらいだということだと思っております。

以上です。

○議長 21番梅川光俊君。

○21番梅川光俊君 ありがとうございます。

これ、基本的に本当に山間地においてはそういう後継者づくりにも苦勞しておりますし、生産組合の年齢層ももう何年もつかというのが今の現状でございます。今市長が答弁していただきましたように、本当に西予市単独の事業でありますので、いろんな制約もあろうと思いますけれども、山間地がきちっと成り立つまでひとつご支援を賜りたくお願いを申し上げます。

それと、もう一点あります。

これは城川町のことでございますけれども、城川町に優遇してもらったのかなと思ってるんですけども、我が村は美しくっていう基金がございます。その基金を繰り出しながら、城川町のもともとある花いっぱい運動、その地域の環境を守る、そういうことを委託をしながら整備させていただいております。

何でここで言いますかといったら、ジオパークの推進事業というのが出てきましたのであえて申し上げますけれども、基本的にこの基金が今年度で枯渇するんです。あと若干残るっていうのが目いっぱいかなと思っております。城川町で本当に誇れる事業だと思っておりますので、これからジオパークに認定になって、このサイクリングロードも含めながら、このきれいな国道、県道をどのようにしていくのかということに心配をいたしております。この件につきまして、いろんな地域のことでございますけれども、これからどのようにお考えになっておいでなのかということをお聞きしたいと思っております。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、私のほうから答えさせていただきますが、我が村を美しくというのは、城川が旧町時代に始められたすばらしい事業である

と私どもも思っておりますし、お金が地域の方々のボランティア意識を高めて沿道沿いが非常に美しいところになっておるといふのも、この基金のおかげだと私は思っております。そして、考えのおかげだと思っております。

それが枯渇することに対する今後の対応ということもご心配されておるといふことだと思っておりますが、実はもう一つ、基金というものについて、また私の考えを述べさせていただきたいと思っております。

まず、旧町ごとにそれぞれの基金があったやつが続いております。これは合併10周年を機に、その旧町ごとの基金はなるべく早いうちに使うようにしていきたいなど。そして、なぜそうするかという、その基金で旧町意識だけが残って旧町だけでやるっていうのも、西予市も10年が続いて、今後20年、30年となる段階で少しずつそれをなくするということが大事だと私は思っております。市としてかわるべき基金をつくっていくということが一つのショーじゃなかるうかなと、そういう考えでおります。

以上、答弁といたします。

○議長 21番梅川光俊君。

○21番梅川光俊君 1つの分の中でその流れが終わったのかなとは思いますが、その辺ひとつもう一度お考え願いたいと思っておりますし、基金ということに関して言いますと、地域振興基金がすんなりと合併できたのは、これ何でかなと思っていたその目的ということがそこにあったからだろうと思っております。その辺も考えながらするんですけども、合併して10年で各地域にそれぞれの、もう言いたいこと言いますけれども、隠れた基金運用っていうのがあって、そこに規約がありながら運用している部分もあります。これは、その中で無駄になる分に関しては拠出をしてそれぞれに市長の言われたように使っていけばいいかなと思っておりますけれども、よそに支出をして、そこで自主運営をしてるところに関してはいかなものかと思っておりますが、私の考えですのでこのことに対しては答弁は要りませんが、そういう方向で城川町の特性というのを持続させていただきましますようにお願いをいたします。

○議長 河野総務企画部長。

○河野総務企画部長 今回の梅川議員の意見の中で隠れた基金というのがありますが、隠れた基金は

一つもありません。いつも決算時に議会にもお示しして全部出しておりますので、その点つけ加えをさせていただきます。

以上、答弁といたします。

○議長 ほかにありませんか。

2番井関陽一君。

○2番井関陽一君 済みません。1点だけお聞きしたいんですけども、私の質問のときにも1回言ったことあるんですが、空き家対策の調査が今年度行われるということで、その後地図情報システムのほうで管理を行うということなんですが、570万5,000円の予算がついておりますけども、この地図情報システムというのはどういうものなのかを教えてくださいたいと思っております。

○議長 河野総務企画部長。

○河野総務企画部長 GIS——地図情報システムにそれを落とし込んで各課共有して、いろんな空き家対策、それからIターン、Uターン対策、そういうのに使えるような形でやっていこうという、そういうシステムでございます。

○議長 2番井関陽一君。

○2番井関陽一君 私勉強不足なんですけども、そのGISというのは余りよくわからないんですけども、その地図情報の中に空き家の危険度とか、あるいはその空き家が利用できるものとか、そういう情報まで全て入れることができるのでしょうか。

○議長 河野総務企画部長。

○河野総務企画部長 その辺はこれからの検討課題ではあるんですが、できるだけわかりやすいシステムにしたいと、そういうふうには考えております。

以上、答弁といたします。

○議長 1番源正樹君。

○1番源正樹君 予算書217ページ、10款教育費、6項文化振興費、3目の文化施設運営管理費、ギャラリーしろかわの管理運営事業について質疑をいたします。

大規模改修ということで軽易な説明があったと思いますが、その改修内容について説明を求めます。

もう一点、ギャラリーしろかわもおおよそ築20年が経過しようとするような施設だと思っております。同じページの需要概要において、宇和文化会館のほうも、これ修繕費になると思っておりますが、計

上されておりますが、こういった老朽化する施設、修繕費等の軽減はもちろんです、管理運営費、毎年かかるいわゆるランニングコストの部分、こういったものの削減、もっともっと必要になると思いますが、それについて説明を求めたいと思います。

○議長 内藤教育部長。

○内藤教育部長 ただいまのご質問についてお答えをさせていただいたらと思います。

ギャラリーしろかわの施設は、議員さんも仰せのとおり20年余りが経過をいたしてございまして、至るところにふぐあいが生じてきております。それで、今回大規模改修を行うものでございまして、工事費で8,640万円、それと工事設計監理委託料で97万2,000円の、合わせまして8,737万2,000円を今回計上させていただきます。

それで、主なものにつきまして内訳をご説明させていただきますと、空調設備工事につきましてでございますが、空調機器、それから換気設備等の工事になりますが、それから電気設備工事、照明器具改修、LED照明に変更を予定をいたしてございます。それから、建物内の内部工事にタイル、それからカーペット、天井等を予定をいたしてございます。それと、建物の外部工事で外壁、あるいは樋、出入り口等、その他の工事を今回計画をいたしてございます。

ギャラリーしろかわが西予市の代表的な文化施設でありますので、改修を今回行いますことで来館者が快適に利用していただけるものと期待をいたしてございまして、今回のギャラリーしろかわの大改修につきましては、当面は修繕等近年やっておりませんでしたので、今回大規模改修で行いますので当面は修繕等は発生しないものと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程6)

○議長 次に、日程第6、議案第52号「平成26年度西予市授産場特別会計予算」から議案第63号「平成26年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算」までの12件を一括議題といたします。

これより本案12件に対する一括質疑を行います。

す。

質疑はありませんか。

12番元親孝志君。

○12番元親孝志君 それでは、議案第55号の国保会計についてお伺いをしたいと思います。

これにつきましては、先般松山議員、酒井議員が補正の中で質問をされておりましたが、私は視点を変えまして、制度上これでいいのかどうかっていう、これは西予市がどうこうではなくて、制度的な問題につきまして西予市の見解を聞かせていただきたいと思っております。

まず、今の国保会計ですが、全国の市町村が事業主体となって運用されておりますが、この約1,788事業体があるんですが、そのうちの約5割は財政的に赤字というふうな状況に陥っております。どこの自治体も当然の結果として、この財政のバランスをとるために一般会計からの繰り入れという処理法をされておりますが、今の健康保険というのは国保もありますが、それ以外に政府管掌保険、組合管掌保険、各種共済保険、それから船員保険等いろいろな事業体があるわけです。これを国保だけが一般会計からの繰り入れで財政補填をするということは、これは本当に制度的に国全体で見たときに、ほかの、例えば政府管掌保険なんていうのは不公平があるんじゃないかなという気がするんですが、まず市の考え方をお伺いしたいと思います。

○議長 三好市長。

○三好市長 今ほどの国保制度の問題で、それはご指摘のとおりだと思います。したがって、どこに問題があるかということ、国保に加入される方々の状態で、これで国保会計をずっと、いわゆる市町村が持てるかどうかという、この制度の対象者の問題があるかと思います。したがって、このところから考えると、その矛盾を少しでも解消するために一般会計からどうしても繰り入れをお願いしないといけんケースが出始めておると、全国的にそのようになっておると。したがって、早く県の段階にその制度性をつくって行って、繰り入れすべきときは国としても県に対してこういうことで繰り入れをしてもいいんだよというようなこともしてもらわないと、これは制度破綻をしつつあると私はそのように思っております。

以上、答弁とします。

○議長 12番元親孝志君。



思います。

○議長 12番元親孝志君。

○12番元親孝志君 今、酒井議員のほうから広域化の話が出てるんですが、先般も小さな自治体では将来的に大変なんで、例えば愛媛県を一つにするような広域連合はどうかという議論がありまして、これも非常に難しい話で、例えば愛媛県の松山市が極端に、今の国保会計の財政がよければ周辺、合併すれば非常に恩恵を受けますが、もし逆に松山市が悪ければ合併したら大変なことになる。今大阪市が大変な財政悪化です、ここの国保会計。それが、周辺が合体したらどうなるかっていったら周辺が大阪市を助けるだけの話になって、周辺のメリットはないわけです。ですから、一概にこの国保会計を広域化するという、単純でパイを大きくすれば問題を解決するかという議論でないということを私はつけ加えさせていただきたいと思います。

○議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程7)

○議長 次に、日程第7、議案第64号「新市建設計画の変更について」を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております議案51件については、お手元に配付いたしております常任委員会付託表及び特別委員会付託表のとおり、各委員会に付託をいたします。

(日程8)

○議長 次に、日程第8、請願第1号「ウィルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願」及び請願第2号「腎疾患総合対策」の早期確立を要望する請願書の2件を一括議題といたします。

本請願につきましては、お手元に配付いたしております請願文書表のとおり、厚生常任委員会へ付託をいたします。

(日程9)

○議長 次に、日程第9、意見書第1号「空き家対策の推進に関する特別措置法の早期実現を求める意見書(案)の提出について」を議題といたします。

本意見書につきましては、お手元に配付いたしております意見書文書表のとおり、総務常任委員会へ付託をいたします。

(日程10)

○議長 次に、日程第10、要請第1号「TPP(環太平洋連携協定)交渉に関する要請」を議題といたします。

本要請につきましては、お手元に配付いたしております要請・要望文書表のとおり、産業建設常任委員会へ付託いたします。

各常任委員会及び特別委員会においては、各議案、請願及び意見書並びに要請について十分に審査を行い、最終日の本会議において委員会審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めるといたします。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

3月20日は午後2時から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後2時36分

平成26年第1回西予市議会定例会会議録(第5号)

- |          |            |         |        |
|----------|------------|---------|--------|
| 1. 招集年月日 | 平成26年3月20日 | 三瓶支所長   | 西園寺 良徳 |
| 1. 招集の場所 | 西予市議会議場    | 消防本部消防長 | 菊池 直   |
| 1. 開議    | 平成26年3月20日 | 総務課長    | 宗 正弘   |
|          | 午後2時00分    | 財政課長    | 道山 升文  |
| 1. 閉会    | 平成26年3月20日 | 企画調整課長  | 浅野 信也  |
|          | 午後3時46分    | 監査委員    | 正司 哲浩  |

1. 出席議員

- 1番 源 正 樹
- 2番 井 関 陽 一
- 3番 菊 池 純 一
- 4番 田 中 徳 博
- 5番 中 村 敬 治
- 6番 二 宮 一 朗
- 7番 兵 頭 学
- 8番 小 野 正 昭
- 9番 松 山 清
- 10番 宇都宮 明 宏
- 11番 松 島 義 幸
- 12番 元 親 孝 志
- 13番 沖 野 健 三
- 14番 森 川 一 義
- 15番 藤 井 朝 廣
- 16番 浅 野 忠 昭
- 17番 岡 山 清 秋
- 18番 酒 井 宇之吉
- 19番 兵 頭 勇
- 20番 山 本 昭 義
- 21番 梅 川 光 俊

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

- |         |         |
|---------|---------|
| 市 長     | 三 好 幹 二 |
| 副 市 長   | 九 鬼 則 夫 |
| 教 育 長   | 宇都宮 又 重 |
| 公営企業部長  | 平 野 松 市 |
| 会計管理者   | 井 上 謙 二 |
| 総務企画部長  | 河 野 敏 雅 |
| 産業建設部長  | 福 原 純 一 |
| 生活福祉部長  | 三 好 幸 二 |
| 教 育 部 長 | 内 藤 利 明 |
| 明浜支所長   | 宇都宮 松 夫 |
| 野村支所長   | 井 上 尚 喜 |
| 城川支所長   | 徳 居 隆 利 |

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

- 事務局 長 井 関 通 夫
- 議事係 長 佐 藤 陽一郎

1. 議事日程

別紙のとおり

1. 会議に付した事件

別紙のとおり

1. 会議の経過

別紙のとおり

議 事 日 程		
1	議案第 1 号	西予市総合計画策定条例制定について
	議案第 2 号	西予市消防長及び消防署長の資格を定める条例制定について
	議案第 3 号	西予市防災会議条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 4 号	西予市部設置条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 5 号	西予市職員の高齢者部分休業に関する条例及び西予市職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 6 号	西予市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 7 号	西予市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 8 号	西予市生活交通バス条例及び西予市生活福祉バス条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 9 号	西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 10 号	西予市城川総合運動公園条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 11 号	西予市はり、きゅう及びマッサージ等施術費助成条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 12 号	西予市隣保館条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 13 号	西予市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 14 号	西予市営土地改良事業分
	議案第 15 号	担金徴収条例及び西予市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 16 号	西予市城川高品質堆肥センター条例及び西予市野村町エコセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 17 号	西予市農業集落排水処理施設使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 18 号	西予市公共下水道条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 19 号	西予市公共物管理条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 20 号	西予市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 21 号	西予市営住宅管理条例等の一部を改正する条例制定について
	議案第 22 号	西予市水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 23 号	西予市簡易水道及び愛媛県条例水道の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 24 号	西予市給水条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 25 号	西予市水道布設事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 26 号	西予市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 27 号	西予市水道事業の剰余金の処分等に関する条例等の一部を改正する条例制

		定について			予算
議案第	27号	西予市立病院名誉院長条例の一部を改正する条例制定について	議案第	55号	平成26年度西予市国民健康保険特別会計予算
議案第	28号	西予市野村介護老人保健施設つくし苑手数料条例の一部を改正する条例制定について	議案第	56号	平成26年度西予市後期高齢者医療特別会計予算
議案第	29号	西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について	議案第	57号	平成26年度西予市介護保険特別会計予算
議案第	30号	西予市明浜町地域及び宇和町地域振興基金条例を廃止する条例制定について	議案第	58号	平成26年度西予市農業集落排水事業特別会計予算
議案第	31号	西予市養護老人ホーム条例を廃止する条例制定について	議案第	59号	平成26年度西予市公共下水道事業特別会計予算
議案第	32号	西予市木質ペレット製造施設の指定管理者の指定について	議案第	60号	平成26年度西予市簡易水道事業特別会計予算
議案第	33号	西予市獣肉処理加工施設の指定管理者の指定について	議案第	61号	平成26年度西予市上水道事業会計予算
議案第	34号	西予市二及漁港利用調整施設の指定管理者の指定について	議案第	62号	平成26年度西予市病院事業会計予算
議案第	35号	西予市営土地改良事業の施行について	議案第	63号	平成26年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算
議案第	36号	平成25年度西予市病院事業会計資本金の額の減少について	議案第	64号	新市建設計画の変更について
議案第	37号	平成25年度西予市野村介護老人保健施設事業会計資本金の額の減少について	請願第	1号	ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願
議案第	51号	平成26年度西予市一般会計予算	請願第	2号	「腎疾患総合対策」の早期確立を要望する請願書
議案第	52号	平成26年度西予市授産場特別会計予算	意見書第	1号	空き家対策の推進に関する特別措置法の早期実現を求める意見書(案)の提出について
議案第	53号	平成26年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算	要請第	1号	T P P (環太平洋連携協定) 交渉に関する要請
議案第	54号	平成26年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計	追加 議案第	65号	平成25年度西予市一般会計補正予算(第7号)
			意見書案第	1号	空き家対策の推進に関する特別措置法の早期実現を求める意見書(案)
			意見書案第	2号	ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書(案)
			意見書案第	3号	「腎疾患総合対策」の早期確立を求める意見書(案)

- 発議第 1号 西予市議会会議規則の一部を改正する規則制定について
- 発議第 2号 西予市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

本日の会議に付した事件

1	議案第 1 号	西予市総合計画策定条例制定について	担金徴収条例及び西予市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 2 号	西予市消防長及び消防署長の資格を定める条例制定について	議案第 1 5 号
	議案第 3 号	西予市防災会議条例の一部を改正する条例制定について	西予市城川高品質堆肥センター条例及び西予市野村町エコセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 4 号	西予市部設置条例の一部を改正する条例制定について	議案第 1 6 号
	議案第 5 号	西予市職員の高齢者部分休業に関する条例及び西予市職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例制定について	議案第 1 7 号
	議案第 6 号	西予市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について	議案第 1 8 号
	議案第 7 号	西予市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について	議案第 1 9 号
	議案第 8 号	西予市生活交通バス条例及び西予市生活福祉バス条例の一部を改正する条例制定について	議案第 2 0 号
	議案第 9 号	西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について	議案第 2 1 号
	議案第 1 0 号	西予市城川総合運動公園条例の一部を改正する条例制定について	議案第 2 2 号
	議案第 1 1 号	西予市はり、きゅう及びマッサージ等施術費助成条例の一部を改正する条例制定について	議案第 2 3 号
	議案第 1 2 号	西予市隣保館条例の一部を改正する条例制定について	議案第 2 4 号
	議案第 1 3 号	西予市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例制定について	議案第 2 5 号
	議案第 1 4 号	西予市営土地改良事業分	議案第 2 6 号
			西予市水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について
			西予市簡易水道及び愛媛県条例水道の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について
			西予市給水条例の一部を改正する条例制定について
			西予市水道布設事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について
			西予市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について
			西予市水道事業の剰余金の処分等に関する条例等の一部を改正する条例制

		定について			予算
議案第	27号	西予市立病院名誉院長条例の一部を改正する条例制定について	議案第	55号	平成26年度西予市国民健康保険特別会計予算
議案第	28号	西予市野村介護老人保健施設つくし苑手数料条例の一部を改正する条例制定について	議案第	56号	平成26年度西予市後期高齢者医療特別会計予算
議案第	29号	西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について	議案第	57号	平成26年度西予市介護保険特別会計予算
議案第	30号	西予市明浜町地域及び宇和町地域振興基金条例を廃止する条例制定について	議案第	58号	平成26年度西予市農業集落排水事業特別会計予算
議案第	31号	西予市養護老人ホーム条例を廃止する条例制定について	議案第	59号	平成26年度西予市公共下水道事業特別会計予算
議案第	32号	西予市木質ペレット製造施設の指定管理者の指定について	議案第	60号	平成26年度西予市簡易水道事業特別会計予算
議案第	33号	西予市獣肉処理加工施設の指定管理者の指定について	議案第	61号	平成26年度西予市上水道事業会計予算
議案第	34号	西予市二及漁港利用調整施設の指定管理者の指定について	議案第	62号	平成26年度西予市病院事業会計予算
議案第	35号	西予市営土地改良事業の施行について	議案第	63号	平成26年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算
議案第	36号	平成25年度西予市病院事業会計資本金の額の減少について	議案第	64号	新市建設計画の変更について
議案第	37号	平成25年度西予市野村介護老人保健施設事業会計資本金の額の減少について	請願第	1号	ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願
議案第	51号	平成26年度西予市一般会計予算	請願第	2号	「腎疾患総合対策」の早期確立を要望する請願書
議案第	52号	平成26年度西予市授産場特別会計予算	意見書第	1号	空き家対策の推進に関する特別措置法の早期実現を求める意見書(案)の提出について
議案第	53号	平成26年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算	要請第	1号	T P P (環太平洋連携協定) 交渉に関する要請
議案第	54号	平成26年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計	追加 議案第	65号	平成25年度西予市一般会計補正予算(第7号)
			意見書案第	1号	空き家対策の推進に関する特別措置法の早期実現を求める意見書(案)
			意見書案第	2号	ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書(案)
			意見書案第	3号	「腎疾患総合対策」の早期確立を求める意見書(案)

- 発議第 1号 西予市議会会議規則の一部を改正する規則制定について
- 発議第 2号 西予市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

開議 午後2時00分

○議長 ただいまの出席議員は21名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

(日程1)

○議長 日程第1、議案第1号「西予市総合計画策定条例制定について」から議案第37号「平成25年度西予市野村介護老人保健施設事業会計資本金の額の減少について」までの37件及び議案第51号「平成26年度西予市一般会計予算」から議案第64号「新市建設計画の変更について」までの14件並びに請願2件、意見書1件、要請1件の55件を一括議題といたします。

各委員会における審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員会委員長松山清君の報告を求めます。

9番松山清君。

○松山清総務常任委員長 去る3月7日の本会議において、当委員会に付託されました議案について、3月11日と12日に審査を行いましたので、報告いたします。

議案第1号から議案第64号までの総務常任委員会所管分15件については、お手元に配付のとおり全ての議案を原案可決決定いたしました。

意見書第1号については、採択と決しました。

採択の理由は、適切な管理が行われていない空き家等が、防災・衛生・景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていること、本市としては、近い将来想定される東南海・南海地震から市民の生命を守るためにも早急な対策を講じる必要があることから、まずは国において空き家対策の推進に関する特別措置法を制定いただきたいということにあります。

次に、審査過程において、委員より出された質疑並びに理事者の答弁を抜粋して報告いたします。

議案第4号では、新しい部の設置については、国、県の指導があったのかという質疑に対して、指導があったわけではなく、四国西予ジオパークを中心とした総合計画の策定及び推進が目的で、総務省に派遣要請し企画財務部長に着任いただく予定で、給与は西予市が負担し、任期は2年の予定との答弁でした。

議案第7号の職員の駐車場の使用料については、本庁月額2,000円、支所月額1,500円を想定しているとの説明に対して、田舎の土地が広いところで有料化する必要はないのではなどの意見も出され、賛否は分かれていましたが、賛成多数にて可決となりました。

議案第51号一般会計予算では、財政課では、西予市の適正財政規模について、消費税が8%となったときの交付税についての質疑があり、適正規模としては200億円程度、消費税については8%のうち1.7%が地方消費税であり、残りの6.3%のうち1.4%が交付税として県を通じて交付されるとの答弁がありました。地域限定基金についての質疑に対しては、現在旧町地域限定の基金が13あるが、目的を同じくする基金については、可能なものから順次西予市全域で活用できる基金へ変更するなどにより、近い将来地域限定基金をなくす予定であるとの答弁でした。

総務課では、交通安全施設整備事業のカーブミラーの点検と安全性について質疑があり、原材料支給で設置している分は地元で対応してもらっていると判断しているが、市の管理責任については、総務課内また地元とも協議したいとの答弁でした。

教育総務課・学校教育課では、給食センターの設置場所、面積についての質疑に対して、場所については、地権者との話を進めていないので答弁は差し控えたいとのことで、面積については、私有地(地権者4名)が約3,000平米、西予市有地約2,000平米で、全体約5,000平米の予定であるとの答弁でした。スクールバスの安全管理に関しては、安全な運行のための仕様書を作成し、それに基づいて業者と協議しているが、スクールバス運行規則を定めたところであり、今後この規則で対応したいとのことでした。

生涯学習課では、改善センターたかがわの使用料について、レストラン食粋坊室の年間48万円とプール・テニスコート、駐車場横の別館使用料が主なものとの説明でした。成人式については、メッセージ性のある内容に改善してほしいとの要望が出されました。図書館に関しては、文科省の示す望ましい基準に対して、もっと図書購入費などの予算や職員の配置が必要なのではないかとの質疑が出され、今後検討しますとの答弁でした。

文化体育振興課では、宇和球場の改修費はどの

程度かとの質疑に対して、本年度3億円、来年度10億円の予定であるとの答弁でした。ギャラリーしろかわの改修については、高額な改修であることもあり、現地調査を行い、1社のみ設計予算ではなく、地元や分離発注も含めて検討すべきだとの意見が出されました。

消防本部では、昨年消防団との意見交換会で出された詰所のトイレ設置に関しては、小規模な改修を行うのではなく、詰所の建てかえを順次行っていく予定ですとの答弁でした。

企画調整課では、空き家の調査に対して作業手順をしっかりと作成してほしいとの要望が出されました。「わがむらは美しく」の予算は、今後西予市全体に広げるべきではないかとの意見が出されました。

情報推進課では、総合行政システムの業者を変更することはできるのかとの質疑に対して、変更は可能との答弁でした。また、消防詰所にCATVをつなげないかの質疑に対しては、危機管理課や消防本部と協議して対応をしたいとの答弁でした。

終わりに、今回の予算審査では、各部門におきまして補足資料などに工夫され、効率的に理解しやすい審査を進めることができたと思います。今後もさらに改善して西予市発展のために議論ができることを期待いたしまして、委員会審査報告いたします。

平成26年3月20日、総務常任委員会委員長松山清。

**○議長** 次に、厚生常任委員会委員長小野正昭君の報告を求めます。

8番小野正昭君。

**○小野正昭厚生常任委員長** 厚生常任委員会審査報告。

去る3月7日の本会議において、当委員会に付託されました議案について、3月11日及び12日に委員会を開催し議案24件、請願2件につき審査を行いましたので、その審査結果についてご報告をいたします。

お手元に配付のとおり、議案24件についてはいずれも全会一致で原案可決決定をいたしました。

請願第1号「ウィルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願」及び請願第2号「腎疾患総合対策」の早期確立を要望する請願

書については、お手元に配付のとおり採択と決しました。

採択の理由として、請願第1号に係る審査では、西予市議会規則第141条第1項の規定により本請願の紹介議員から、また請願第2号に係る審査では、西予市議会基本条例第5条第3項の規定により請願者からそれぞれ説明を求め、慎重に審査した結果、両請願とも願意及び内容については十分理解できることから全会一致で採択することに決しました。

次に、議案の審査過程において、委員より出された質疑並びに理事者の答弁を抜粋して報告いたします。

議案第51号「平成26年度西予市一般会計予算」における市民課所管分では、住基カード発行事業に係る発行件数及び今後の方針についての質疑があり、当市のここ数年の住基カード交付件数は年間60件程度で推移をしており、今後西予市民の利便性のためマイナンバー制度が導入されるまでは、住民基本台帳に基づき、申請によりカードを発行していきたいとの答弁でありました。ちなみに現在全国で住基カードを発行していない市町村は1町のみとのことであります。

また、環境衛生課所管分では、田園ロマンの里づくり推進事業に係る新規取り組みへの活動補助金についてどのような団体を想定しているのかの質疑に対し、市では人と鶴、コウノトリなどが持続可能な共生を図るため本事業を推進しており、宇和町内では山田地区、小野田地区及び伊賀上地区で活動している既設団体への補助金を想定しているとの答弁でありました。

健康づくり推進課所管分では、長寿社会づくり事業の概要についての質疑に対し、当該事業は地域医療推進事業費交付金を活用し、地域における高齢者の健康づくりを支援する役割を担う人的資源の確保が目的であるとのことでした。

また、具体的な事業内容として、野村地域は食生活や運動不足等による生活習慣から、糖尿病を初めとした生活習慣病の多い地域であるために、野村病院において地域特有の背景を探ることにより高齢者が安心して自立した生活を送れることを目的とし、調査研究をしているとのことであります。なお、本事業に参加された高齢者の人数は、平成25年度が34名であり、平成26年度は30名を予定しているとのことであります。

高齢福祉課所管分では、西予市高齢者路線バス利用助成事業について、本事業は新規事業であり、日常の交通手段として公共路線バスなどを利用している高齢者に対し、運賃の半額を助成することによりその外出を支援するとともに、社会参加を促し、福祉の増進に寄与することを目的としており、その事業は市内に住所を有する満70歳以上の高齢者が対象になっており、新病院開設に合わせ平成26年9月から実施予定とのことでありました。なお、市民への周知は、広報への掲載のほか、地元老人クラブの会議等を利用することとして、高齢者にとってより簡易に利用できる方法を検討するとのことでした。

その他、公営企業部所管の議案第62号「平成26年度西予市病院事業会計予算」では、今後災害拠点病院としても大切な役割を担うこととなる新病院の飲料水の確保についての質疑があり、災害時にライフラインが寸断された場合、電気などと同じく3日間、すなわち72時間対応できるよう貯水槽を設置しているとの答弁がありました。

以上、委員会報告といたします。

平成26年3月20日、厚生常任委員会委員長小野正昭。

**○議長** 次に、産業建設常任委員会委員長宇都宮明宏君の報告を求めます。

10番宇都宮明宏君。

**○宇都宮明宏産業建設常任委員長** 産業建設常任委員会の審査報告を申し上げます。

議案第14号から議案第59号までの議案14件は、お手元に配付のとおり原案どおり可決決定いたしました。

要請第1号「TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する要請」は趣旨採択と決定いたしました。

趣旨採択の理由として、TPPは特に農業分野への影響が懸念されます。要請趣旨である決議の実現及び地域特産物への配慮は必要であり、国家間交渉であることを鑑みても要請を採択すべきとの意見がありましたが、前回定例会における陳情での審査過程、結果との整合性を図るべきとの意見もあり、採決を行った結果、趣旨採択と決定いたしました。

審査の経過につきましては、議案第51号「平成26年度西予市一般会計予算」のうち農業水産課所管分、ほわいとファーム管理運営やシルク博物館管理運営についての質疑があり、事業内容に

ついては詳細な説明がありました。また、魚類養殖等共済支援事業補助金の内容については、共済費の25%を補助するとの説明がありました。

林業課所管分、木質ペレット製造販売施設管理運営事業の販売数量は、平成24年度ではおがくずが518.4立米、ペレットが316トンとの説明がありました。また、おがくず置き場の施設、運営等に関して改善を求める意見がありました。

商工観光課所管分、ジオパーク推進事業のうち大崎鼻公園整備についての質疑に対し、施設整備については全体計画を策定した上で、地元の希望や地域資源を活用できるよう検討するとの答弁がありました。また、土居家管理事業については、ワラぶき屋根等の説明があったほか、耐用年数は一般的に約20年程度であるとの答弁がありました。

産業創出課所管分、企業誘致奨励金事業では、2社に対して雇用やランニングコストの奨励金を支給するもので、金額内訳についての説明がありました。

以上、委員会審査報告といたします。

平成26年3月20日、産業建設常任委員会委員長宇都宮明宏。

**○議長** 次に、西予市新市立病院建設特別委員会委員長兵頭学君の報告を求めます。

7番兵頭学君。

**○兵頭学西予市新市立病院建設特別委員長** 西予市新市立病院建設特別委員会の審査報告を申し上げます。

去る3月7日の本会議において、当委員会に付託されました議案第62号「平成26年度西予市病院事業会計予算」のうち歳入歳出予算に関する西予市新市立病院建設特別委員会所管分について、3月7日に委員会審査を行いました。

審査結果は、議案を原案のとおり全会一致で可決決定いたしました。

審査経過は、新病院本体工事は2カ月延期されたが、大型医療機器の補助納入期限が3月末であるが間に合うのかとの質疑に対し、医療機器が入る放射線部門や手術室等を先行的に工事を集中して施工しており、3月末までに納品・検収が終了するとの答弁でした。

新病院移転業務は、近隣の病院移転実績のある日本通運株式会社松山支店を委託業者とし、随意

契約で行う予定との報告がありました。

以上、特別委員会審査報告といたします。

平成26年3月20日、西予市新市立病院建設特別委員会委員長兵頭学。

○議長 次に西予市環境衛生施設建設特別委員会副委員長森川一義君の報告を求めます。

14番森川一義君。

○森川一義西予市環境衛生施設建設特別副委員長 西予市環境衛生施設建設特別委員会審査報告をいたします。

去る3月7日の本会議において、当委員会に付託されました議案について、同日委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と審査結果についてご報告申し上げます。

お手元に配付のとおり議案第51号「平成26年度西予市一般会計予算」のうち歳入歳出予算に関する当委員会所管分については全会一致で原案可決決定いたしました。

平成26年度汚泥再生処理施設整備事業費における歳出予算の総額は5億7,638万9,000円であり、前年度に比べ大幅な増額となっています。その内訳は、西予市衛生センターの建設に係る土地購入費及び物件補償費3億6,000万円のほか、造成工事費及び本体建設工事費1億9,794万円が主なものでした。なお、事業者の選定については、総合評価一般競争入札方式を採用し、西予市衛生センター建設工事評価委員会により落札者決定の適否などを現在調査及び審議中とのことでした。

一方、歳入の主なものとして、循環型社会形成推進交付金に係る国庫支出金6,686万1,000円を初め、一般廃棄物処理施設等建設基金からの繰入金3億6,992万8,000円及び市債の1億4,570万円等について説明がありました。当該施設に係る今年度の計画としては、事業者を選定後11月ごろから造成工事が着工される予定であるとのことでした。

以上、委員会審査報告といたします。

平成26年3月20日、西予市環境衛生施設建設特別委員会副委員長森川一義。

○議長 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより各委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 産業建設常任委員会の報告に対して1点ご質問を申し上げます。

今委員長より報告がありました報告書の最後のところの産業創出課所管分、企業誘致奨励金事業2社に対する説明があったというご報告がありましたけれども、その委員会の中で委員の質疑があったのかどうか。あったのであればどういう質疑があったのか、1点お尋ねをいたします。

○議長 10番宇都宮明宏君。

○宇都宮明宏産業建設常任委員長 まず、質疑はございました。

そして、質疑の内容なんですけれども、正確に今私把握してませんので、後日報告させていただくということで了解をいただいたらありがたいなと思っておりますけれども、構いませんでしょうか。

(6番二宮一朗君「よろしい」と呼ぶ)

○議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結といたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結といたします。

これより議案順に採決を行います。

まず、議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第1号「西予市総合計画策定条例制定について」は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第2号「西予市消防長及び消防署長の資格を定める条例制定について」は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席願います。

起立全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第3号から議案第29号までの27件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第3号「西予市防災会議条例の一部を改正

する条例制定について」から議案第29号「西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について」までの27件は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第3号から議案第29号までの27件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第30号及び議案第31号の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第30号「西予市明浜町地域及び宇和町地域振興基金条例を廃止する条例制定について」及び議案第31号「西予市養護老人ホーム条例を廃止する条例制定について」の2件は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第30号及び議案第31号の2件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第32号から議案第34号までの3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第32号「西予市木質ペレット製造施設の指定管理者の指定について」から議案第34号「西予市二及漁港利用調整施設の指定管理者の指定について」までの3件は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席願います。

起立全員であります。よって、議案第32号から議案第34号までの3件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第35号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第35号「西予市宮土地改良事業の施行について」は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第35号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第36号及び議案第37号の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第36号「平成25年度西予市病院事業会

計資本金の額の減少について」及び議案第37号「平成25年度西予市野村介護老人保健施設事業会計資本金の額の減少について」の2件は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第36号及び議案第37号の2件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第51号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第51号「平成26年度西予市一般会計予算」は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席願います。

起立全員であります。よって、議案第51号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第52号から議案第63号までの12件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第52号「平成26年度西予市授産場特別会計予算」から議案第63号「平成26年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算」までの12件は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席願います。

起立全員であります。よって、議案第52号から議案第63号までの12件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第64号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第64号「新市建設計画の変更について」は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第64号は原案のとおり決定いたしました。

次に、請願第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

請願第1号「ウィルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願」については委員長報告のとおり採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席願います。

起立全員であります。よって、請願第1号は採択することに決定いたしました。

次に、請願第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

請願第2号「「腎疾患総合対策」の早期確立を要望する請願書」については委員長報告のとおり採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席願います。

起立全員であります。よって、請願第2号は採択することに決定いたしました。

次に、意見書第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

意見書第1号「空き家対策の推進に関する特別措置法の早期実現を求める意見書(案)の提出について」は委員長報告のとおり採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席願います。

起立全員であります。よって、意見書第1号は採択することに決定いたしました。

次に、要請第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

要請第1号「T P P(環太平洋連携協定)交渉に関する要請」については委員長報告のとおり趣旨採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席願います。

起立多数であります。よって、要請第1号は趣旨採択とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。(休憩 午後2時39分)

○議長 再開いたします。(再開 午後2時43分)

お諮りいたします。

ただいま市長から提出されました議案第65号「平成25年度西予市一般会計補正予算(第7号)」の外、意見書案第1号「空き家対策の推進に関する特別措置法の早期実現を求める意見書(案)」から意見書案第3号「「腎疾患総合対策」の早期確立を求める意見書(案)」までの3件並びに発議第1号「西予市議会会議規則の一部を改正する規則制定について」及び発議第2号

「西予市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について」の2件を本日の日程に追加し、追加日程として議題にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、6件を本日の日程に追加し、追加日程とすることに決定いたしました。

(追加)

○議長 追加日程第1、議案第65号「平成25年度西予市一般会計補正予算(第7号)」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

三好市長。

○三好市長 議案第65号「平成25年度西予市一般会計補正予算(第7号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回提案いたします補正予算は、歳出では、補正予算(第6号)で既決いただいております防災行政無線デジタル整備事業について、予算調製後国の追加内示を受け、事業費を363万円増額し2億2,002万1,000円として、これに対する国庫補助金362万7,000円を増額するものであります。

災害復旧費では、事業費の実績見込みにより農地災害復旧費853万8,000円、農業用施設災害復旧費517万円をそれぞれ減額しております。

また、特別交付税の交付決定を受け、財政調整基金1億3,414万9,000円を積み立てるものであります。

歳入では、国の補正予算で創設されました地域活性化・効果実感臨時交付金592万5,000円を計上し、国の補正予算に即応した事業として補正予算(第6号)で既決いただきました市道蔭ノ地杉之瀬線及び市道安尾線改良事業にそれぞれ充当するものであります。

また、災害復旧事業費において林業用施設災害復旧事業における補助率の増及び実績見込みにより分担金1,032万5,000円、市債8,340万円を減額し、国庫補助金7,364万6,000円を増額しております。

そのほか、道路新設改良事業において市債の組み替えを行っております。

さらに、特別交付税額が決定しましたので、1

億8,098万8,000円を増額し、財政調整基金繰入金を4,639万円減額調整しております。これによりまして既決いただいております歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2,407万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を281億3,669万円と定めるものであります。

継続費の補正につきましては、防災行政無線デジタル整備事業の追加内示を受けに伴い、総額及び平成25年度年割り額を増額変更するものであります。

地方債の補正につきましては、事業費の実績見込みにより、また国庫負担金の増により限度額を減額調整しております。

なお、今回の補正では、歳出予算の経費のうち国の補正予算に即応した事業を含め、その性質上または予算成立後の事由により年度内に支出が終わらない見込みの31事業に対しまして13億626万3,000円の繰越明許費を設定しております。

主な理由としましては、地権者及び地元との協議、設計変更、工法の選定に不測の日数を要したこと等によるものであります。詳細につきましては、参考資料をご参照いただきたいと思います。

以上、よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

**○議長** 理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。  
質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長** 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第65号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長** ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長** 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第65号「平成25年度西予市一般会計補

正予算(第7号)」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長** ご着席願います。

起立全員であります。よって、議案第65号は原案のとおり決定いたしました。

(追加)

**○議長** 次に、追加日程第2、意見書案第1号「空き家対策の推進に関する特別措置法の早期実現を求める意見書(案)」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務常任委員会委員長松山清君。

9番松山清君。

**○松山清総務常任委員長** 意見書案第1号「空き家対策の推進に関する特別措置法の早期実現を求める意見書(案)」の提出について提案理由のご説明を申し上げます。

適切な管理が行われていない空き家等が、防災・衛生・景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命・身体または財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空き家等の活用を促進することは、公共の福祉の増進と地域の振興に寄与するものであります。過疎化が急速に進む本市にとっては、喫緊の重要課題であり、さらには近い将来想定される東南海・南海地震から市民の生命を守るために早急な対策を講じる必要があります。国において空き家対策の推進に関する特別措置法を制定するよう強く要望する意見書を地方自治法第99条の規定により提出するものであります。

意見書案はお手元に配付のとおりであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

**○議長** 提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長** 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長** ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

意見書案第1号「空き家対策の推進に関する特別措置法の早期実現を求める意見書(案)」については原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席願います。

起立全員であります。よって、意見書案第1号は原案のとおり決定いたしました。

(追加)

○議長 追加日程第3、意見書案第2号「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書(案)」及び意見書案第3号「腎疾患総合対策」の早期確立を求める意見書(案)」の2件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

厚生常任委員会委員長小野正昭君。

8番小野正昭君。

○小野正昭厚生常任委員長 意見書案第2号及び意見書案第3号を一括して提案理由の説明を申し上げます。

初めに、意見書案第2号「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書(案)」の提出について提案理由を申し上げます。

現在、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、肝炎治療特別促進事業として実施されていますが、対象となる医療が限定されており、特に肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困窮をしておられます。

また、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘もなされています。

一方、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金などの支給に関する特別措置法の制定時における附帯決議以降も、国は肝炎・肝がん患者に対する医療助成費を含む生活支援について具体的な措置を講じていません。

以上のことから、ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度の創設と身体障害者福祉法上

の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度とすることを求めるものであります。

続きまして、意見書案第3号「腎疾患総合対策」の早期確立を求める意見書(案)」の提出について提案理由を申し上げます。

我が国の腎疾患患者数は1,300万人を超え、近年糖尿病の合併症として腎不全を発生する患者が急増しております。そのような腎臓病患者を一人でも少なくし、国民が健康な毎日を送るためには、腎臓病の発生を予防するための施策が重要であり、発症したとしても医療と政策によりその重症性を避けなければなりません。腎疾患分野における保健・医療・福祉の総合化、すなわち腎疾患総合対策の早期確立とその実現のため4項目につき要望するものであります。

意見書案については、お手元に配付のとおりであります。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長 提案理由の説明は終わりました。

これより本案2件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

本案2件については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより意見書案ごとに採決を行います。

お諮りいたします。

まず、意見書案第2号「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書(案)」については原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席願います。

起立全員であります。よって、意見書案第2号

は原案のとおり決定いたしました。

次に、意見書案第3号「「腎疾患総合対策」の早期確立を求める意見書(案)」については原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席願います。

起立全員であります。よって、意見書案第3号は原案のとおり決定いたしました。

(追加)

○議長 次に、追加日程第4、発議第1号「西予市議会会議規則の一部を改正する規則制定について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長元親孝志君。

12番元親孝志君。

○元親孝志議会運営委員長 それでは、提案理由の説明を申し上げます。

発議第1号「西予市議会会議規則の一部を改正する規則制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

現時点において正規の議会活動として認められているのは、本会議、委員会での活動のほか、議員派遣の活動、議会だより編集委員会などとなっております。議員全員協議会については、いまだ任意の活動として実施しており、事故等が発生した場合、公務災害の適用が受けられない状態にあります。

今回、西予市議会会議規則の一部改正により議員全員協議会を議会の運営上、協議または調整を行うための場として規定することを提案させていただきました。これにより正規の議会活動として位置づけ、事故発生時などにおいて公務災害の適用が受けられるよう規則の改正を行うものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

13番沖野健三君。

○13番沖野健三君 今回の発議について議会運営委員長に1点だけ質問したいんですけども、今回の発議は議会活動として認めるというようなことで改正案を出されてるというふうに思うんですけども、私が事務局で調べてもらった11市の現

状を見ますと、議会活動として位置づけているというのが11市のうち4市なんです。あとの7市、西予市も入れて7市は、まだ議会活動として位置づけてないというような状況なんです。それをあえて今回議会活動として位置づけて公務災害の適用をするというようなことを今言われたんですけども、大体今私も経験しとりますのに、全員協議会が行われるのは大体議会、本会議、臨時会、委員会等の前段として行われる場合が非常に多いというふうには私は思ってるんですけども、それをあえて今回議会活動として認めないいけないのか、その点についてちょっと議運の委員長に質問したいと思います。

○議長 12番元親孝志君。

○元親孝志議会運営委員長 それでは、ただいま沖野議員の質問に対してお答えをしたいと思います。

今回なぜ全員協議会を会議と位置づけるかということにつきましてその理由を申し上げたいと思います。

西予市もご存じのように合併をして10年が経過いたしました。当然我々議会も10年をとおってきたわけでございます。その中でいろいろ当然反省をしてみる時期にも差しかかっていると私は思っております。その中で今回新しく5名の新人の議員さんも議会のほうに参加をいただいております。その方々といろいろ意見交換をする中で、今現在私どもがやっております全員協議会についてこれでいいのかということをお我々議会改革活性化特別委員会のほうでも議論をいたしました。その中で今私どもが心配をいたしておりますのは、議会、今の全員協議会が任意の会であるということに対して、私ども議会人にとって一番重要な全員協議会が任意の会で果たしていいのかという疑問を抱きました。それは一つには先ほど言った公務災害の適用を受けないということが一つありますし、そしてもう一つは、我々21名の議員にとって一番大切なこの場所で取り決めをされるもろもろの事柄について任意の会議であるということになれば、全てこのことが任意であるということに起因することになりまして、取り決めしたことが一体何なのかという担保がありません。そういったことをこの10年間反省をして、ここはやはり我々議員として責任ある行動をとっていくためには、一定の縛りも要るであろうということで、

これを正規な会議に位置づけまして、そしてここで取り決めたことに対しては、当然議事録にも残す。そしてそのことによってお互いの取り決め事項が担保されるということになると思いますので、今回あえて提案をさせていただきましたのは、我々、他の市議会がどうあるかは別といたしまして、一步前進する意味において今回西予市議会全員協議会を調整の場と位置づけることを提案させていただきましたので、よろしくご理解いただきますようお願い申し上げまして、答弁いたします。

○議長 18番酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君 10周年になりますけども、やはりまだまだこの議会においては旧町のいろんなしがらみというものが抜け切れていないというような感じがいたします。なかなか一本でできないところもいろいろ見受けられます。私は議会のこれを早急に任意から縛りを持つというような会議にするのは、もう少し時間をちょうだいしたいなど、かように思っております。

○議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

発議第1号は会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

発議第1号「西予市議会会議規則の一部を改正する規則制定について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席願います。

起立少数であります。よって、発議第1号は否決されました。

(追加)

○議長 次に、追加日程第5、発議第2号「西予市議会委員会条例の一部を改正する条例制定につ

いて」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

12番元親孝志君。

○元親孝志議会運営委員長 それでは、提案理由の説明を申し上げます。

発議第2号「西予市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

西予市組織機構の再編により、平成26年度から従来あった総務企画部が総務部と企画財務部に分かれます。これに伴い第2条第2項総務常任委員会の所管について一部改正を提案させていただきます。

また、平成24年12月の委員会条例の改正に伴う条例の整合性をとるために、第5条においてただし書き以降を削除するほか、第8条第4項の所属を変更した常任委員の任期については、第3条第2項の規定によるものと変更したいと思います。

加えて、第14条議会運営委員及び特別委員の辞任における許可についても、第8条委員の選任で常任委員、議会運営委員及び特別委員の選任がいずれも議長の指名になったことに伴い、辞任についても議長の許可であるべきとの判断から議会の許可を議長の許可に改正するよう提案するものです。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

発議第2号は会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

発議第2号「西予市議会委員会条例の一部を改

正する条例制定について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席願います。

起立全員であります。よって、発議第2号は原案のとおり決定いたしました。

以上で全日程を終了いたしました。

市長より閉会の挨拶があります。

(「議長、暫時休憩お願いします」と呼ぶ者あり)

暫時休憩、お願いいたします。(休憩 午後3時13分)

○議長 再開いたします。(再開 午後3時35分)

10番宇都宮明宏君。

○宇都宮明宏産業建設常任委員長 先ほどの質疑の中で、後日ということでお答えをしておいたんですけれども、内容を今調べたところわかりましたので、この場で報告をさせていただいたらと思いますが、許可を願いますか。

○議長 はい、どうぞ。

10番宇都宮明宏君、許可します。

○宇都宮明宏産業建設常任委員長 先ほどの質疑の内容についての問い合わせがあったんですけれども、細かく説明させていただきますと、162ページの事業の中で企業誘致の分がありますけれども、マルハさんに金額は省略させていただいて、ちょっと中身を教えていただけませんかという問いがございました。

以上でございます。

○議長 6番二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 調べていただいてご答弁いただきましたけれども、その中身についてお聞きしたいんですけれども、よろしいでしょうか。

○議長 10番宇都宮明宏君。

○宇都宮明宏産業建設常任委員長 お答えをいたします。

まず、マルハフーズの雇用奨励金としまして、正社員50万円の5人で250万円、企業立地促進奨励金、これは固定資産税評価額の100分の20以内ということで3年間で分割交付いたします。その金額が1,736万4,143円、続きましてランニングコスト奨励金、年間の光熱費で100分の50として4,000万円、以上でございます。

済みません、訂正させていただきます。

金額読み間違いまして、ランニングコストの奨励金ですけれども、4,000万円と申しましたが400万円の間違いでございます。済みません、よろしくお願いいたします。

○議長 6番二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 ありがとうございます。

もう一点だけ、コールセンターのほうの件の説明はあったのかなかったのかだけお願いしたいと思います。

(「議長、暫時休憩お願いします」と呼ぶ者あり)

○議長 暫時休憩します。(休憩 午後3時40分)

○議長 再開いたします。(再開 午後3時41分)

10番宇都宮明宏君。

○宇都宮明宏産業建設常任委員長 今ほど質問されましたコールセンターの件につきましては、質疑の中では出ておりませんが、議案説明のところで説明いただいております。

以上です。

○議長 以上で全日程を終了いたしました。

市長より閉会の挨拶があります。

三好市長。

○三好市長 平成26年第1回西予市議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

さて、3月14日未明に大きな揺れと緊急地震速報のアラームによりびっくりされ飛び起きた方も多いのではないかと思います。一瞬南海トラフ地震の発生が頭をよぎりましたが、急いでテレビをつけますと、伊予灘を震源とする地震であり、津波のおそれもないということでありました。

しかしながら、西予市では震度5強の揺れが観測されておりましたので、市では直ちに災害警戒本部を設置し被害状況の収集に努めたところがあります。当市では、水道管の破裂、土砂崩れや落石等での通行どめのほか、施設においても数カ所のひび割れ等が見られましたが、幸いにも人命にかかわるような大きな被害はなく、大変安堵をしたところでもあります。今回の地震は、午前2時7分という真夜中の発生にもかかわらず、多くの消防団員や職員などが出勤し、各公民館を避難場所として開放するとともに、情報収集や復旧対策に取り組み、素早い対応をしていただきました。今

回の対応に対して、これまでの訓練の確かな手応えを実感したところではありますが、対策にこれで十分ということはありませんので、今回の反省を踏まえ、これからも市民の安全・安心を確保するため訓練を続けていかなければならないと考えております。

また、今回の地震で西予市の震度が最大であったことから、西予市が全国に大きく報道をされましたので、日本一短い手紙でかまぼこ板の絵とコラボをしております福井県坂井市の坂本市長さんや姉妹町である北海道黒松内町の鎌田町長さんを初め多くの方々から心配や救護についてのご連絡をいただきました。その心遣いに対し大変ありがたくうれしく思うとともに、これからもこのつながりを大切にしていかなければならないと強く思っている次第であります。

さて、去る3月3日から開会いたしました本定例会におきましては、条例改正や平成26年度一般会計予算及び特別会計の当初予算等重要案件につきましてご審議をいただき、いずれも原案のとおり決定をいただきました。心より厚くお礼を申し上げます。

また、本会議での一般質問、議案質疑、委員会審議の中でそれぞれの立場で貴重なご意見や鋭いご意見をいただきご指摘をいただきました。このことは市民の皆様の熱い思いを代弁されたものと真摯に受けとめ、市政の運営に遺憾なきよう努めてまいりたいと思っております。

ここに成立いただきました平成26年度予算につきまして、所信表明でも申し上げましたけれども、これから取り組むべき7つの大きなテーマを念頭に、西予市のまちづくりについて着実に推進してまいる所存でございます。平成26年度は西予市10周年の年であり、四国西予ジオパーク推進元年の年であります。また、今秋には待望の西予市民病院が開院の運びとなります。平成26年度は次の10年に向かってのすばらしいスタートの年になりますよう心からご祈念いたしまして、閉会のご挨拶といたします。ありがとうございます。

○議長 これをもって平成26年第1回西予市議会定例会を閉会といたします。

閉会 午後3時46分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

西予市議会議長

同 議員

同 議員

平成26年第1回西予市議会定例会議決結果表

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第 1 号	西予市総合計画策定条例制定について	26. 3. 20	原案可決
議案第 2 号	西予市消防長及び消防署長の資格を定める条例制定について	26. 3. 20	原案可決
議案第 3 号	西予市防災会議条例の一部を改正する条例制定について	26. 3. 20	原案可決
議案第 4 号	西予市部設置条例の一部を改正する条例制定について	26. 3. 20	原案可決
議案第 5 号	西予市職員の高齢者部分休業に関する条例及び西予市職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例制定について	26. 3. 20	原案可決
議案第 6 号	西予市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について	26. 3. 20	原案可決
議案第 7 号	西予市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について	26. 3. 20	原案可決
議案第 8 号	西予市生活交通バス条例及び西予市生活福祉バス条例の一部を改正する条例制定について	26. 3. 20	原案可決
議案第 9 号	西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について	26. 3. 20	原案可決
議案第 10 号	西予市城川総合運動公園条例の一部を改正する条例制定について	26. 3. 20	原案可決
議案第 11 号	西予市はり、きゅう及びマッサージ等施術費助成条例の一部を改正する条例制定について	26. 3. 20	原案可決
議案第 12 号	西予市隣保館条例の一部を改正する条例制定について	26. 3. 20	原案可決
議案第 13 号	西予市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例制定について	26. 3. 20	原案可決
議案第 14 号	西予市営土地改良事業分担金徴収条例及び西予市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について	26. 3. 20	原案可決
議案第 15 号	西予市城川高品質堆肥センター条例及び西予市野村町エコセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	26. 3. 20	原案可決
議案第 16 号	西予市農業集落排水処理施設使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について	26. 3. 20	原案可決
議案第 17 号	西予市公共下水道条例の一部を改正する条例制定について	26. 3. 20	原案可決
議案第 18 号	西予市公共物管理条例の一部を改正する条例制定について	26. 3. 20	原案可決
議案第 19 号	西予市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について	26. 3. 20	原案可決
議案第 20 号	西予市営住宅管理条例等の一部を改正する条例制定について	26. 3. 20	原案可決

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第 21号	西予市水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について	26. 3. 20	原案可決
議案第 22号	西予市簡易水道及び愛媛県条例水道の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について	26. 3. 20	原案可決
議案第 23号	西予市給水条例の一部を改正する条例制定について	26. 3. 20	原案可決
議案第 24号	西予市水道布設事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について	26. 3. 20	原案可決
議案第 25号	西予市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について	26. 3. 20	原案可決
議案第 26号	西予市水道事業の剰余金の処分等に関する条例等の一部を改正する条例制定について	26. 3. 20	原案可決
議案第 27号	西予市立病院名誉院長条例の一部を改正する条例制定について	26. 3. 20	原案可決
議案第 28号	西予市野村介護老人保健施設つくし苑手数料条例の一部を改正する条例制定について	26. 3. 20	原案可決
議案第 29号	西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について	26. 3. 20	原案可決
議案第 30号	西予市明浜町地域及び宇和町地域振興基金条例を廃止する条例制定について	26. 3. 20	原案可決
議案第 31号	西予市養護老人ホーム条例を廃止する条例制定について	26. 3. 20	原案可決
議案第 32号	西予市木質ペレット製造施設の指定管理者の指定について	26. 3. 20	原案可決
議案第 33号	西予市獣肉処理加工施設の指定管理者の指定について	26. 3. 20	原案可決
議案第 34号	西予市二及漁港利用調整施設の指定管理者の指定について	26. 3. 20	原案可決
議案第 35号	西予市営土地改良事業の施行について	26. 3. 20	原案可決
議案第 36号	平成25年度西予市病院事業会計資本金の額の減少について	26. 3. 20	原案可決
議案第 37号	平成25年度西予市野村介護老人保健施設事業会計資本金の額の減少について	26. 3. 20	原案可決
議案第 38号	平成25年度西予市一般会計補正予算（第6号）	26. 3. 3	原案可決
議案第 39号	平成25年度西予市授産場特別会計補正予算（第4号）	26. 3. 3	原案可決
議案第 40号	平成25年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）	26. 3. 3	原案可決
議案第 41号	平成25年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算（第2号）	26. 3. 3	原案可決
議案第 42号	平成25年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	26. 3. 3	原案可決
議案第 43号	平成25年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	26. 3. 3	原案可決

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第 44号	平成25年度西予市介護保険特別会計補正予算(第3号)	26.3.3	原案可決
議案第 45号	平成25年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)	26.3.3	原案可決
議案第 46号	平成25年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)	26.3.3	原案可決
議案第 47号	平成25年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)	26.3.3	原案可決
議案第 48号	平成25年度西予市上水道事業会計補正予算(第4号)	26.3.3	原案可決
議案第 49号	平成25年度西予市病院事業会計補正予算(第4号)	26.3.3	原案可決
議案第 50号	平成25年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第2号)	26.3.3	原案可決
議案第 51号	平成26年度西予市一般会計予算	26.3.20	原案可決
議案第 52号	平成26年度西予市授産場特別会計予算	26.3.20	原案可決
議案第 53号	平成26年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算	26.3.20	原案可決
議案第 54号	平成26年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算	26.3.20	原案可決
議案第 55号	平成26年度西予市国民健康保険特別会計予算	26.3.20	原案可決
議案第 56号	平成26年度西予市後期高齢者医療特別会計予算	26.3.20	原案可決
議案第 57号	平成26年度西予市介護保険特別会計予算	26.3.20	原案可決
議案第 58号	平成26年度西予市農業集落排水事業特別会計予算	26.3.20	原案可決
議案第 59号	平成26年度西予市公共下水道事業特別会計予算	26.3.20	原案可決
議案第 60号	平成26年度西予市簡易水道事業特別会計予算	26.3.20	原案可決
議案第 61号	平成26年度西予市上水道事業会計予算	26.3.20	原案可決
議案第 62号	平成26年度西予市病院事業会計予算	26.3.20	原案可決
議案第 63号	平成26年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算	26.3.20	原案可決
議案第 64号	新市建設計画の変更について	26.3.20	原案可決
議案第 65号	平成25年度西予市一般会計補正予算(第7号)	26.3.20	原案可決
請願第 1号	ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願	26.3.20	採 択
請願第 2号	「腎疾患総合対策」の早期確立を要望する請願書	26.3.20	採 択
意見書第 1号	空き家対策の推進に関する特別措置法の早期実現を求める意見書(案)の提出について	26.3.20	採 択
要請第 1号	T P P (環太平洋連携協定) 交渉に関する要請	26.3.20	趣旨採択
意見書案第1号	空き家対策の推進に関する特別措置法の早期実現を求める意見書(案)	26.3.20	原案可決
意見書案第2号	ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書(案)	26.3.20	原案可決

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
意見書案第3号	「腎疾患総合対策」の早期確立を求める意見書(案)	26. 3. 20	原案可決
発議第 1号	西予市議会会議規則の一部を改正する規則制定について	26. 3. 20	否 決
発議第 2号	西予市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について	26. 3. 20	原案可決